

法務総合研究所研究部報告

18

—第1回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）
先進12か国に関する国際比較—

2002

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第18号は、法務省（法務総合研究所）が平成11年度に実施した「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」の結果をとりまとめたものであり、既刊の研究部報告第10号の第2報告という形で刊行するものである。

国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey：ICVS）は、オランダ司法省により1989年に初めて実施され、その後、第2回調査（1992年）、第3回調査（1996年）が実施された。2000年に行われた第4回調査は、国連犯罪司法研究所（UNICRI）の監督の下に、先進17か国を含む約50の国及び地域で行われた。研究部報告第10号においては、我が国における「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」について、我が国の結果を中心に、詳細に報告した。今般、UNICRIから第4回調査に参加した国のうち先進国に関するデータの提供を受けたので、国際比較を実施した。

本報告書は、①先進12か国という多くの国のデータを、多項目にわたって掲載している、②多くの国のデータを同時に検討することができるため、国際比較の作業が容易であり、我が国の犯罪発生状況等の国際的位置を一目で把握することができる、③アメリカ、イギリス、フランスなど、これまでも我が国の犯罪学研究において紹介されてきた国にとどまらず、ポーランドやポルトガルなど、我が国ではこれまであまり紹介されてこなかった、もしくはデータへのアクセスが困難であった国の状況をもカバーしている等の点で、従前の犯罪学・刑事政策関係諸報告書には、類を見ないものとする。

本報告書が今後、我が国の犯罪学・刑事政策研究の発展及び犯罪防止策を検討するための議論に対して、多少なりとも貢献をなし得るとすれば幸いであり、また、犯罪被害実態調査の有用性が幾分でも理解されることを願うものである。

平成14年3月

法務総合研究所長

坂 井 一 郎

要 旨 紹 介

この研究部報告について、利用の参考のため、要旨を紹介する。

1 基礎的分析

(1) 犯罪被害の有無及び実情

主として11罪種について犯罪被害の有無（被害率）が調査された。その結果、我が国の被害率は、比較対象国中で低い位置にあり、特に「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、比較対象国中で最も低くなっている。これを罪種別に見ると、自動車盗、車上盗、不法侵入未遂、強盗、窃盗及び暴行・脅迫では比較対象国中で最も低いが、自転車盗では比較対象国中で最も高く、バイク盗でもイギリス等に次いで高くなっている。

(2) 犯罪被害の申告及び警察に関する認識

- ① 11罪種について犯罪被害を警察に届け出た比率（申告率）が調査された。その結果、我が国の申告率は、「全犯罪被害」、自動車損壊及び自転車盗においては、比較対象国中で最も低いかポルトガルに次いで低くなっている。
- ② 警察に申告しなかった理由は、我が国も他の比較対象国も同様に、「それほど重大でない／損失がない」が最も多くなっている。その他、我が国は他の比較対象国と比べて、事件の解決や犯人の検挙等に関連するものを選択する比率が高くなっている。
- ③ 警察活動（防犯活動や親切さ）に関して、我が国は他の比較対象国と比べて、良い評価をしている者の比率が低くなっている。

(3) 犯罪・防犯等に関する認識及び態度

- ① 犯罪者の処遇や青少年犯罪対策に関して、我が国は他の比較対象国と比べて、厳しい対処が必要であると認識している者の比率が高くなっている。
- ② 我が国では、住居の防犯設備を備えている比率は、比較対象国中で最も低いかポーランドに次いで低くなっている。
- ③ 我が国では、犯罪不安（夜間の一人歩き、自宅に夜間一人でいること、不法侵入の被害に遭うこと）に関して、他の比較対象国と比べて高い傾向がうかがえる。
- ④ 以上を総合すると、我が国は、被害率が低い割には犯罪不安が高い。その一方で、防犯設備を設置するなど自衛手段を講じることが少なく、犯罪者や非行少年に対しては、「厳罰化」で望むことが相当として、国の政策に依存している傾向がうかがえる。

2 統計的分析

(1) 犯罪被害の有無に与える要因

クロス集計分析の結果、犯罪被害に関連している要因のうち、12か国で共通しているのは、以下のとおりであった。①大都市に居住している者、②アパート・マンション等に居住している者、③各国の平均所得以上の世帯収入がある者、④低年齢層、⑤有職者又は学生、⑥独身者、⑦教育程度が高い者、⑧夜間外出が多い者は、犯罪被害に遭う者が多かった。その他にも、国によっては関連が認められた要因もあった。

上記を踏まえて、全犯罪被害を従属変数にとって、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分

析を試みた結果、我が国では、①世帯収入が我が国の平均(758万円)以上であり、②年齢が低く、③夜間外出頻度が週1回以上の者は、犯罪被害に遭う可能性が高いという結果となった。

(2) 犯罪不安に与える要因

クロス集計分析の結果、犯罪不安に関連している要因のうち、12か国で共通しているのは、以下のとおりであった。①大都市に居住している者、②女性、③教育程度が低い者、④夜間外出が少ない者、⑤警察活動に関して低い評価をしている者、⑦昨年(1999年)に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安の高い者が多かった。その他にも、国によっては関連が認められた要因もあった。

上記を踏まえて、犯罪不安を従属変数にとって、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析を試みた結果、我が国では、①警察の防犯活動に関して「不十分である」と認識しており、②女性で、③昨年(1999年)に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安が高いという結果となった。さらに、①大都市に居住しており、②一戸建て住宅に居住しており、③銃器を所有しており、④年齢が低く、⑤無職者又は主婦で、⑥夜間外出頻度が週1回以上であり、⑦社会的ストレスを有している者も、犯罪不安が高い傾向がうかがえた。

研究部長

加 澤 正 樹

第1回犯罪被害実態（暗数）調査

（第2報告）

—先進12か国に関する国際比較—

研究官補

岡田和也

前研究官

（横浜刑務所分類審議室首席矯正処遇官）

浜井浩一

目 次

はじめに	5
第1 研究の実施概要	7
1 目的	7
2 方法	7
(1) 我が国における調査対象及び方法	7
(2) 国際比較の分析対象及び方法	7
(3) 調査及び分析項目	7
第2 結果と分析1（基礎的分析）.....	10
1 犯罪被害の有無及び実情	10
(1) 罪種別被害率	10
(2) 事件の重大性の認識	17
(3) 昨年の被害回数	22
(4) 被害場所	22
(5) 犯人（加害者との関係）・凶器等.....	22
2 犯罪被害の申告及び警察に関する認識	24
(1) 罪種別申告率	24
(2) 警察に申告した又は申告しなかった理由	30
(3) 警察の対応に対する満足度	35
(4) 犯罪被害者専門機関からの援助	39
(5) 警察活動に関する認識	41
3 犯罪・防犯等に関する認識及び態度	43
(1) 犯罪者に対する量刑意見	43
(2) 青少年犯罪対策に関する意見	45
(3) 銃器の所有	47
(4) 住居の防犯設備	49
(5) 夜間外出頻度	53
(6) 犯罪被害に対する不安	53
第3 結果と分析2（クロス集計分析）.....	64
1 犯罪被害の有無に与える要因	64
(1) 世帯及び個人に関する属性等	64
(2) 個人に関する属性等	71
2 犯罪不安に与える要因	80
(1) 世帯及び個人に関する属性等	80
(2) 個人に関する属性等	89
(3) 警察活動に関する認識	98
3 犯罪被害と犯罪不安との関連	101
第4 結果と分析3（ロジスティック回帰分析）.....	106

1 犯罪被害の有無に与える要因	107
2 犯罪不安に与える要因	109
おわりに	113
1 本研究の成果	113
2 総括及び今後の課題	114
引用・参考文献	116
参考資料	119
1 基礎集計表	121
2 質問紙（日本語版）.....	191
3 質問紙（英語版）.....	218

はじめに

近年、我が国では、犯罪被害者の問題について国民の関心が急速に高まっている。平成12年5月に「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が公布されるなど、国としての施策が講じられている。

ところで、我が国の犯罪被害実態を把握するためには、従来から、警察庁の「平成〇年の統計（犯罪統計書）」や最高裁判所の「司法統計年報」等が用いられてきた。しかし、このような刑事司法機関による公的統計は、いわば刑事司法機関の活動記録にほかならず、その背後にある「暗数」が欠如している等の欠点が指摘されている。

このような欠点を補足するものとして、どのような犯罪が、実際にはどのくらい発生しているかという、警察に届けられていない「暗数」をも対象とした調査が、主要先進国においては実施されている。アメリカでは1972年から National Crime Survey（1990年に、National Crime Victimization Survey に変更）が、連合王国では1983年から British Crime Survey が、いずれも定期的に実施されている。我が国でも近年になってようやく、犯罪被害及び犯罪被害者に関する小規模な調査が実施され始めた^{(*)1}。

以上は、一国における調査であるが、国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey：ICVS）は、より正確な犯罪動向（罪種別の犯罪被害の有無、警察への申告の有無、犯罪被害に対する不安等）を把握するとともに、犯罪被害実態に関する国際比較を行うことを目的とする、一般市民を対象とした、国際的な調査である。ICVSは、1989年にオランダ司法省により第1回調査が実施され、その後、オランダ、連合王国及び国連犯罪司法研究所（UNICRI）の犯罪学者から構成される委員会の監督の下に、オランダ、連合王国、カナダ、国連開発計画（UNDP）等の後援により、第2回調査（1992年）、第3回調査（1996年）が実施され、2000年に行われた第4回調査は、先進17か国を含む約50の国及び地域で行われた。

我が国の調査結果については既に、「法務総合研究所研究部報告10」^{(*)2}で詳細に論じており、平成12年版「犯罪白書」で概要を紹介している。国際比較については、第3回調査は11年・12年版、第4回調査

(*1) 例えば、財団法人都市防犯研究センターが平成元年及び4年に実施した「犯罪の被害者発生実態に関する調査」及び「犯罪の被害と防犯意識等に関する調査」（詳細は、財団法人都市防犯研究センター（1990・1993）を参照。）や、「犯罪被害者実態調査研究会」が5年に実施した「犯罪被害者の実態調査」（詳細は、犯罪被害者実態調査研究会（1995）及び宮澤ら（1996）を参照。）は、比較的大規模な調査といえる。

また、「交通事故被害実態調査研究委員会」（1999）は、茨城県及び埼玉県内において、交通事故の遺族及び被害者1,135名に対して質問紙調査を実施しており、東京都生活文化局女性青少年部（1998）は、東京都民2,819名に対して、女性に対する暴力被害に関する質問紙調査を実施している。

さらに、「世論調査」においても同種調査が実施されている（詳細は、内閣府大臣官房政府広報室（2001a）を参照）。

(*2) 浜井浩一・安東美和子・立谷隆司・横地 環・岡田和也（2000）「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」、法務総合研究所研究部報告10

は13年版の各「犯罪白書」で紹介している他、各種学会において、その一部を発表している^(*)。本報告書は、以上を踏まえた上で、国際比較を中心とした分析結果について、詳細に報告したものである。

本報告書中には一部、「法務総合研究所研究部報告10」と重複する記述又はデータがあるが、これは読者の便を考えて、あえて重複掲載したものである。

なお、本稿中、評価及び意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解であることを予めお断りしておく。

(*) 3) 日本被害者学会第12回学術大会(平成13年6月23日, 専修大学), 浜井浩一・岡田和也「第4回国際犯罪被害実態調査に表れた我が国犯罪被害の特徴について」

日本犯罪心理学会第39回大会(平成13年9月1・2日, 吉備国際大学), 浜井浩一・岡田和也「『安全神話の崩壊』の真実と虚構」

日本犯罪社会学会第28回大会(平成13年10月13・14日, 京都大学), 岡田和也・浜井浩一「第4回ICVSに表れた我が国の犯罪不安とその形成要因について」, 浜井浩一「増加する刑務所人口の背景要因と刑事政策的な意味についての一考察」

アメリカ犯罪学会第53回大会(2001年11月7~10日, ジョージア州アトランタ), Hamai, K., "Losing Confidence in its Safety: Is Japan Still the Safest Country in the Industrialized World?"

詳細は、各学会大会報告書等を参照されたい。

第1 研究の実施概要

1 目的

本研究は、第4回国際犯罪被害実態調査に参加した国のデータを分析することにより、犯罪被害等の実情を国際比較するとともに、我が国の特徴を概観することを、目的とする。

2 方法

(1) 我が国における調査対象及び方法

法務総合研究所では、第4回国際犯罪被害実態調査に参加する形で、平成12年2月4日から同月29日にかけて、無作為に選ばれた全国の16歳以上の男女3,000人を対象として、質問紙に基づく面談での聞き取り方式による調査を実施した。

我が国における本調査対象者のうち、個人及び世帯を単位とした犯罪被害について回答が得られた者は2,211人で、その内訳は、男1,073人（48.5%）、女1,138人（51.5%）で、回答率は73.7%であった。

(2) 国際比較の分析対象及び方法

2000年に行われた第4回国際犯罪被害実態調査に参加した先進国17か国のうち、選定した比較対象国は、比較可能なデータのそろっている、オーストラリア、カナダ、連合王国（ただし、イングランド及びウェールズに限る。以下、「イギリス」という。）、フィンランド、フランス、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス及びアメリカの11か国である。

1-1表は、国際比較に使用した国名、並びにそれらの国の調査対象者数及び調査方法を一覧にしたものである。

1-1表 調査方法の概要

国名	調査対象者数	回答率 (%)	調査方法
日本	2,211	73.7	面接調査
オーストラリア	2,005	57.8	CATI
カナダ	2,078	56.9	CATI
イギリス	1,947	56.9	CATI
フィンランド	1,783	77.2	CATI
フランス	1,000	45.3	CATI
オランダ	2,001	57.8	CATI
ポーランド	5,276	78.3	面接調査
ポルトガル	2,000	56.0	CATI
スウェーデン	2,000	66.5	CATI
スイス	4,234	65.2	CATI
アメリカ	1,000	60.4	CATI

注 1 「イギリス」は、イングランド及びウェールズに限る。

2 「CATI」（Computer Assisted Telephone Interview）とは、電話調査の一種である。

(3) 調査及び分析項目

ア 項目

調査及び分析項目は大別して、

- ① 12か国の基礎集計をもとにした、「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に関する認識」、「犯罪・防犯等に関する認識及び態度」の3点についての国際比較

- ② 12か国のクロス集計分析をもとにした、「犯罪被害に遭った比率（被害率）」及び「犯罪被害に対する不安（犯罪不安）」に関連する要因抽出
- ③ 12か国の多変量解析をもとにした、「犯罪被害に遭った比率（被害率）」及び「犯罪被害に対する不安（犯罪不安）」に影響を与える要因分析

の3点にある。

イ 罪種の分類及び定義

(ア) 分類

「犯罪被害」について、本調査では「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」に分類して調査している。個人犯罪被害ではさらに、「暴力犯罪被害」を抽出している。

世帯犯罪被害：世帯単位での犯罪被害の有無を調査するもので、「あなた又はあなたの世帯で……の犯罪被害に遭いましたか。」という聞き方をしており、調査対象罪種は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂の7罪種である。

個人犯罪被害：個人単位での犯罪被害の有無を調査するもので、「あなた自身が……の犯罪に遭いましたか。」という聞き方をしており、調査対象罪種は、強盗、窃盗、性的暴行及び暴行・脅迫の4罪種である。

暴力犯罪被害：個人犯罪被害のうち、犯人と直接接触する粗暴犯的な犯罪被害(ICVSでは、これらをcontact crimesと言っている。)を指し、調査対象罪種は、強盗、性的暴行及び暴行・脅迫の3罪種である。

(イ) 定義

11罪種をそれぞれ、以下のとおり定義している。

自動車盗 (theft of cars)：過去5年間に自家用の乗用車、バン、トラック（以下、「自家用車」という。）を保有していた世帯を調査対象としており、自家用車を盗まれる被害を指す。

車上盗 (theft from cars)：過去5年間に自家用車を保有していた世帯を調査対象としており、自家用車の中に置いてあった物（例えばカーラジオなど）又は自家用車の部品（例えば車のミラーやタイヤなど）を盗まれる被害を指す。

自動車損壊 (vandalism to cars)：過去5年間に自家用車を保有していた世帯を調査対象としており、自家用車に対する故意の破損（交通事故によるものを除く。）の被害を指す。

バイク盗 (motorcycle theft)：過去5年間に原付自転車、スクーター、オートバイ（以下、「バイク」という。）を保有していた世帯を調査対象としており、バイクを盗まれる被害を指す。

自転車盗 (bicycle theft)：過去5年間に自転車を保有していた世帯を調査対象としており、自転車を盗まれる被害を指す。

不法侵入 (burglary with entry)：「過去5年間に、誰かがあなたの家又はアパートに許可なく入り込み、何かを盗んだ、又は盗もうとしたことがありましたか。」と質問し、これに該当するものを不法侵入の被害としている。

不法侵入未遂 (attempted burglary)：前記の不法侵入とは別に、「過去5年間に、誰かがあなたの家又はアパートの中に侵入しようとした形跡がありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されたり、鍵の周りに傷跡などがありましたか。」と質問し、これに該当するものを不法侵入未遂の被害としている。

強盗 (robbery)：「過去5年間に、あなたは暴力又は脅迫により何かを盗まれたことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。」と質問し、これに該当するものを強盗の被害としている。したがって、我が国の刑法上でいう「強盗」のほか、恐喝やいわゆる

ひったくり窃盗も含まれている。

窃盗 (theft of personal property)：「窃盗は、暴力を伴う強盗とは異なり、スリや財布、衣類、宝石、スポーツ用具を盗むことなど様々です。これらは職場、学校、飲食店、公共の交通機関、海岸、町中などで起こり得ます。すでにお聞きした家での被害を除いて、過去5年間にあなた自身がこれらの盗難の被害者となったことがありますか。」と質問し、これに該当するものを窃盗の被害としており、自動車盗等、前記世帯犯罪被害として取り上げたものを除く、不法侵入を伴わないものを窃盗の被害としている。

性的暴行 (sexual incidents)：「人は、しばしば性的な目的のために他人を^{つか}掴んだり、触ったり、暴行を加えたりすることがあり、それが実に許し難い場合があります。これは家又はその他の場所、飲食店、町中、学校、公共の交通機関、映画館、海岸、職場などで起こり得ます。過去5年間に、あなたはこれらの行為による被害を受けたことがありますか。……家庭内の性的暴行を含めてお考えください。」と質問し、これに該当するものを性的暴行の被害としている。したがって、強姦(rape)、強制わいせつ(sexual assaults)に限らず、いわゆる痴漢やセクハラなど許し難い行為 (offensive sexual behavior) も含まれている。なお、本項目では、質問対象を女性のみとしている。

暴行・脅迫 (assaults and threats)：「過去5年間に、家又は飲食店、町中、学校、公共の交通機関、海岸、あなたの職場などで、本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を受けたことがありますか。家庭内暴力を含めてください。」と質問しており、男性に対する性的暴力の被害も含め、これに該当する体験を暴行・脅迫の被害としている。

上記11罪種のほか、以下の2罪種についても調査している。

消費者詐欺 (consumer fraud)：「昨年 (1999年) あなたは消費者詐欺に遭いましたか。言い換えれば、誰かからあなたが物を買うときやサービスを受けるときに、商品やサービスの質や量について騙されたことがありますか。」と質問し、これに該当するものを消費者詐欺の被害としている。

汚職 (corruption)：「一部の国では、政府又は公務員の汚職が問題となっています。1999年中に、あなたは、公務員、たとえば税関職員、警察官、検査官・監督官等から、サービスを受けるために、賄賂を支払うように要求されたり、又はそれを期待されたことがありますか。」と質問し、これに該当するものを汚職としている。

第2 結果と分析1 (基礎的分析)

1 犯罪被害の有無及び実情

ここでは、11罪種すべてに共通している項目である「犯罪被害に遭った比率」及び「事件の重大性の認識」のほか、国際比較では、さらに「昨年の被害回数」、「被害場所」及び「犯人・凶器等」について取り上げる。

(1) 罪種別被害率

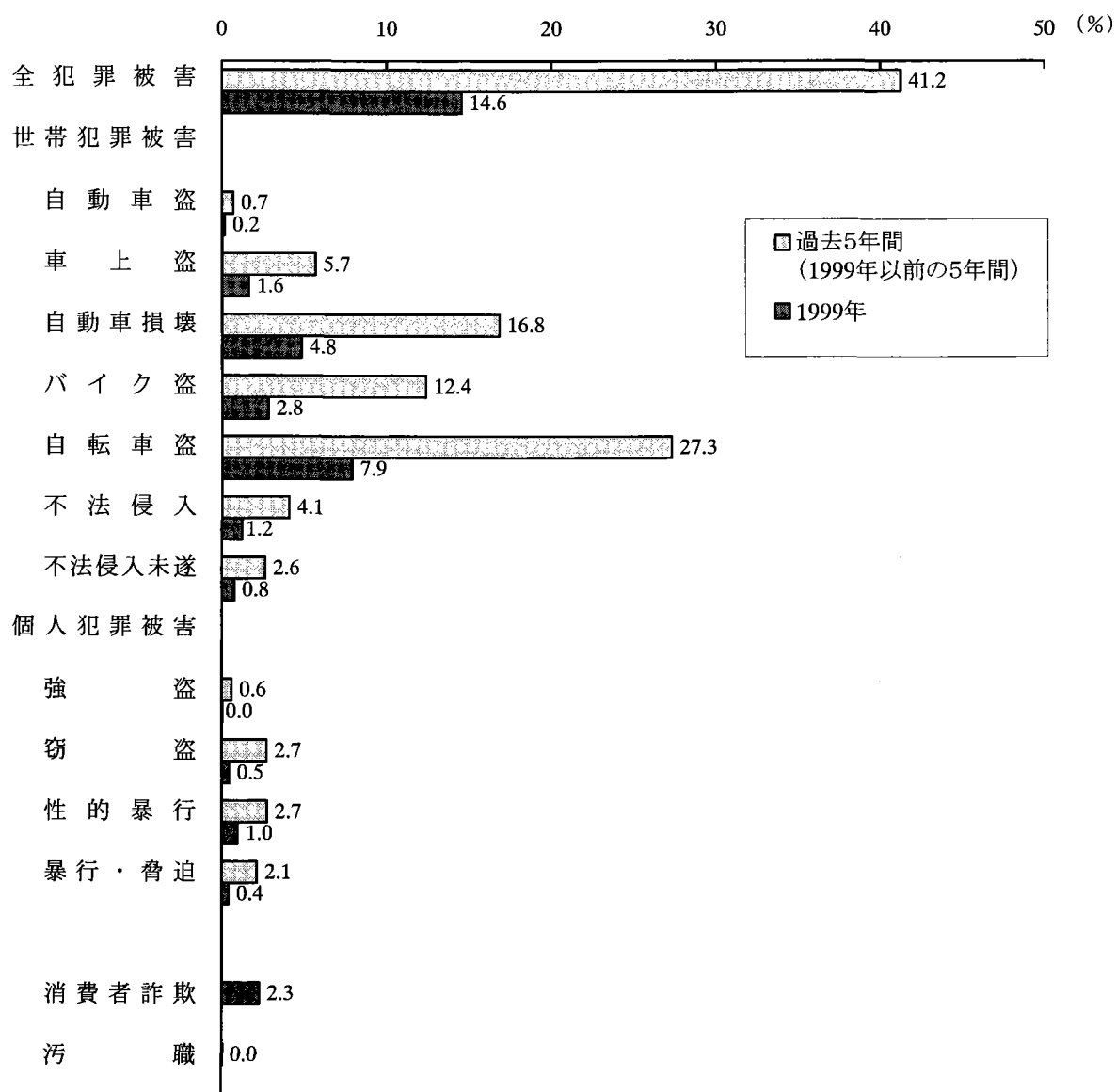
2-1図は、我が国について、過去5年間及び1999年1年間に、それぞれ1回以上犯罪被害に遭った比率（以下、「被害率」という。）を、罪種別に示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① 世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも被害率が高い。
- ② 世帯犯罪被害のうち、自転車盗や自動車損壊といった比較的軽微な犯罪については、過去5年間の被害率がいずれも15%を超えている。自転車盗については、自転車を所有している世帯の4世帯に1世帯、バイク盗については、バイク所有世帯の8世帯に1世帯、不法侵入については、25世帯に1世帯が、それぞれ被害に遭っていることになる。
- ③ 個人犯罪被害は、世帯犯罪被害と比較して、全体的に被害率が低く、過去5年間で見ても、最も被害率の高い窃盗や性的暴行でも2.7%、約37人に1人である。
- ④ ただし、個人犯罪被害の中では、性的暴行が、窃盗や暴行・脅迫よりも、過去5年間及び1999年1年間ともに被害率が高くなっている。
- ⑤ 消費者詐欺及び汚職については、1999年の被害のみを調査対象としているが、消費者詐欺の被害率は2.3%と低く、汚職に遭ったと回答した者は1人（0.0%）であった。

2-2図は、12か国について、罪種別の被害率を国別に示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 我が国では、全体的に、世帯犯罪被害に比べて個人犯罪被害の方が、被害率が低くなっているが、他の比較対象国では、個人犯罪被害の中でも、窃盗及び暴行・脅迫については、世帯犯罪被害と同程度に比較的被害率が高くなっている。
- ② 全犯罪被害については、我が国は、過去5年間及び1999年1年間ともに、ポルトガルに次いで低い。
- ③ 自転車盗については、我が国は、過去5年間及び1999年1年間ともに、比較対象国中で最も高く、バイク盗については、1999年1年間においてイギリスに次いで高い。一方、自動車盗、車上盗、不法侵入未遂、強盗、窃盗及び暴行・脅迫については、過去5年間及び1999年1年間ともに、比較対象国中で最も低くなっている。
- ④ 暴力犯罪被害については、我が国は比較対象国中で最も低くなっている。
- ⑤ 消費者詐欺の被害については、我が国は比較対象国中で最も低くなっている。また、汚職についても、我が国の被害率が最も低くなっているが、ほとんどの比較対象国で1%未満の被害率となっており、他の罪種と比較して、被害そのものが極端に少なくなっている。その中で、ポーランドの比率が抜きん出て高いことが特徴である（詳細は、参考資料1（Q23）を参照。）。

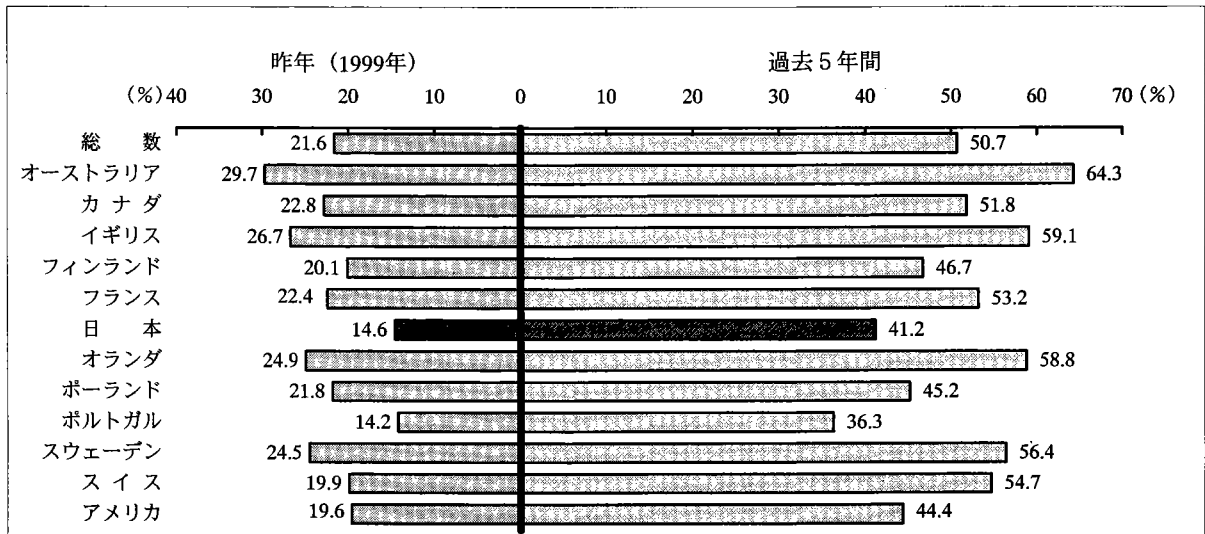
2-1図 罪種別・過去5年間及び1999年の被害率（日本）



注 1 「全犯罪被害」は、「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」11罪種のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
 2 「自動車盗」「車上盗」「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車保有世帯に対する比率であり、「性的暴行」は、女性回答者に対する比率である。
 3 「消費者詐欺」及び「汚職」は、1999年の被害のみを調査対象としている。

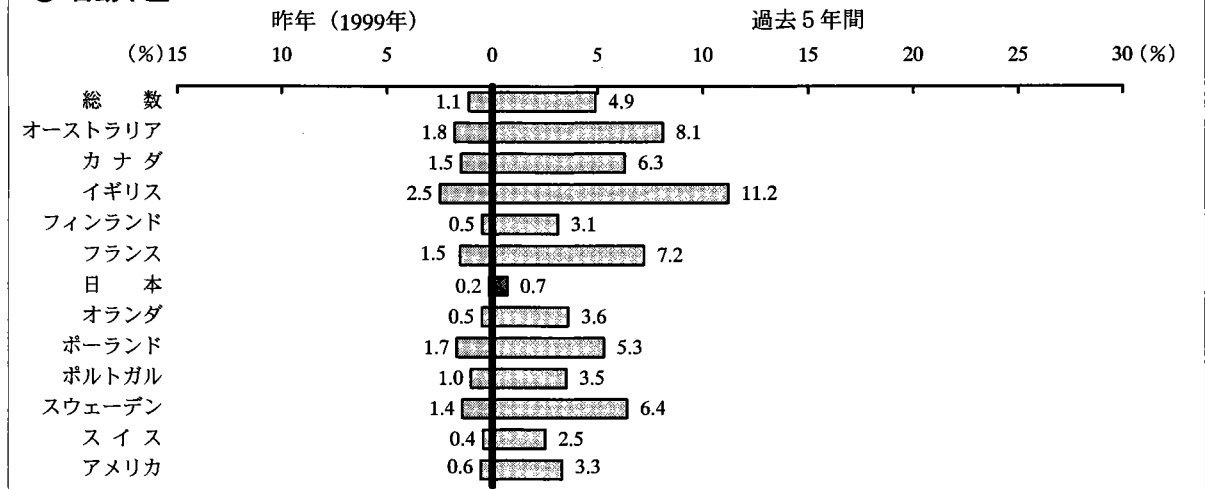
2-2 図 罪種別被害率 (国別)

(1) 全犯罪被害

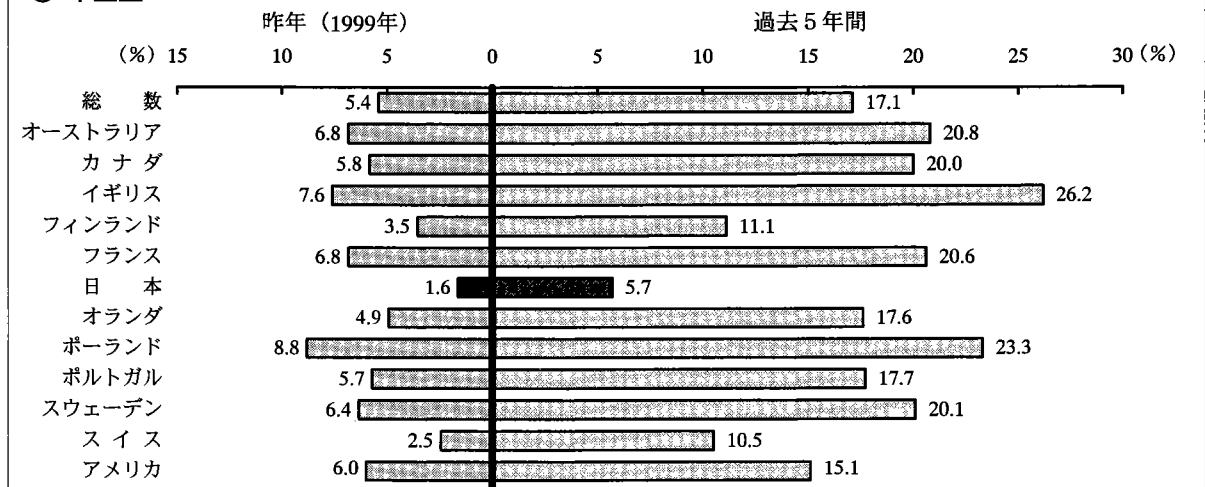


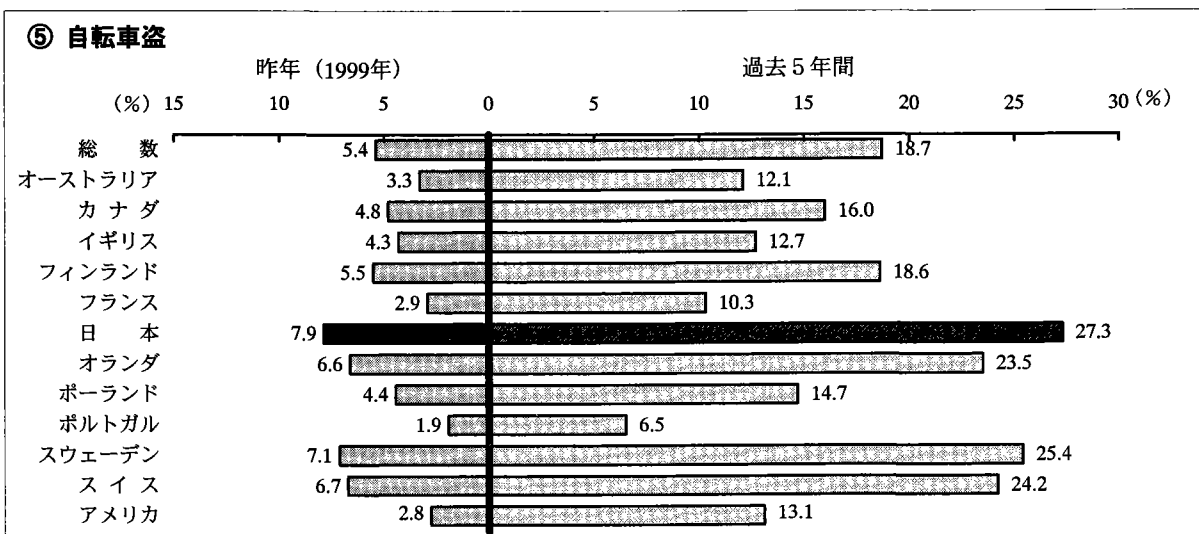
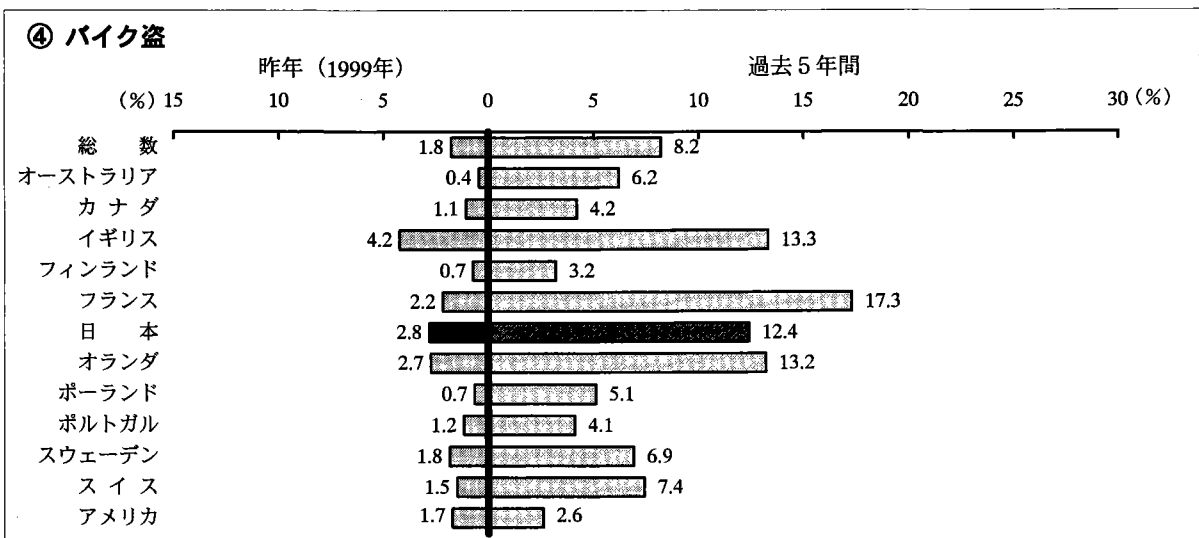
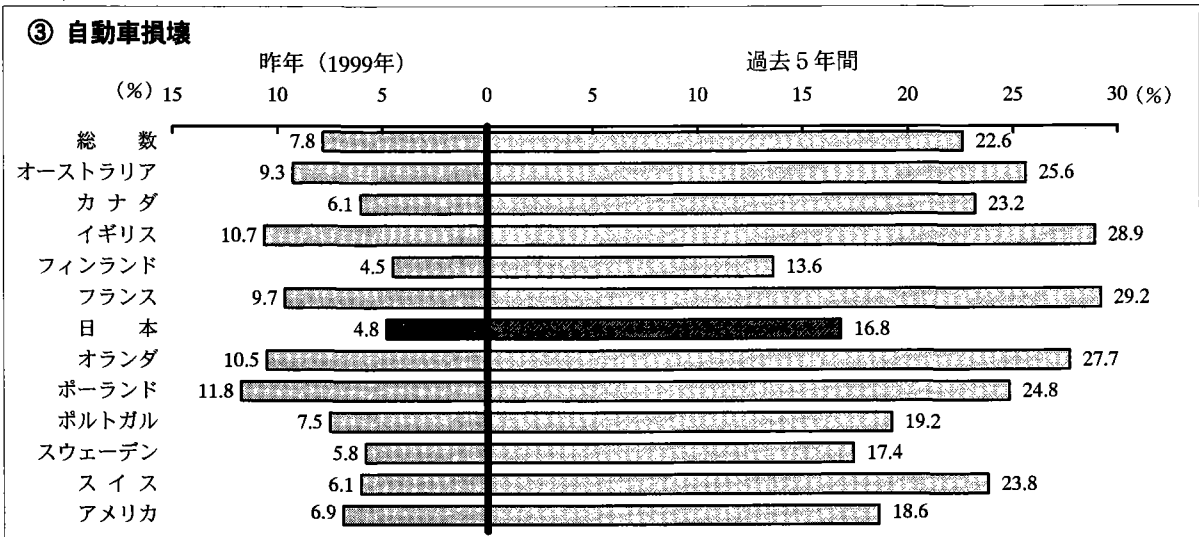
(2) 世帯犯罪被害

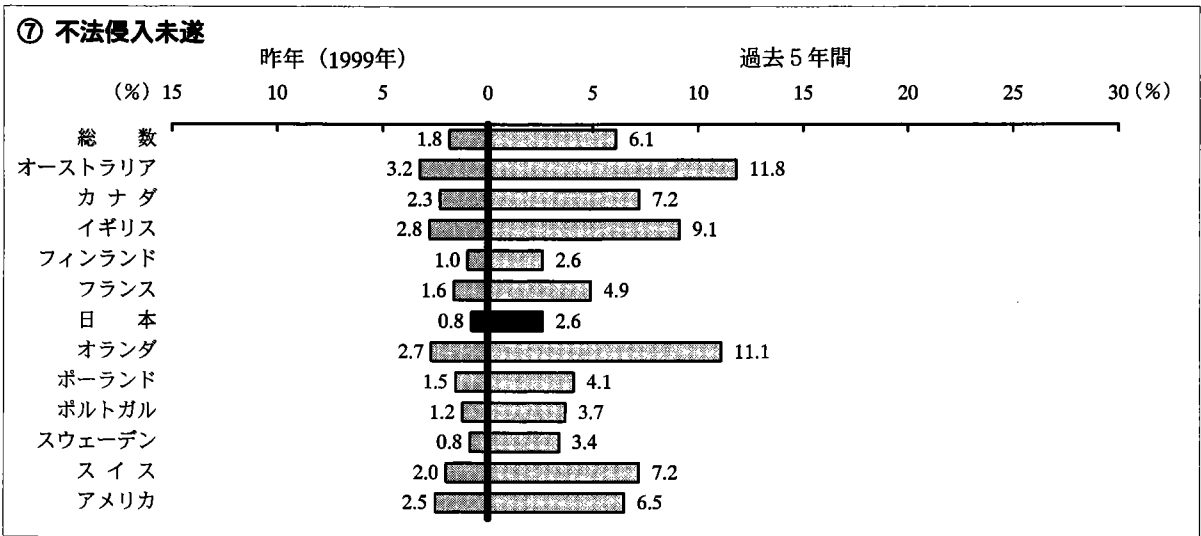
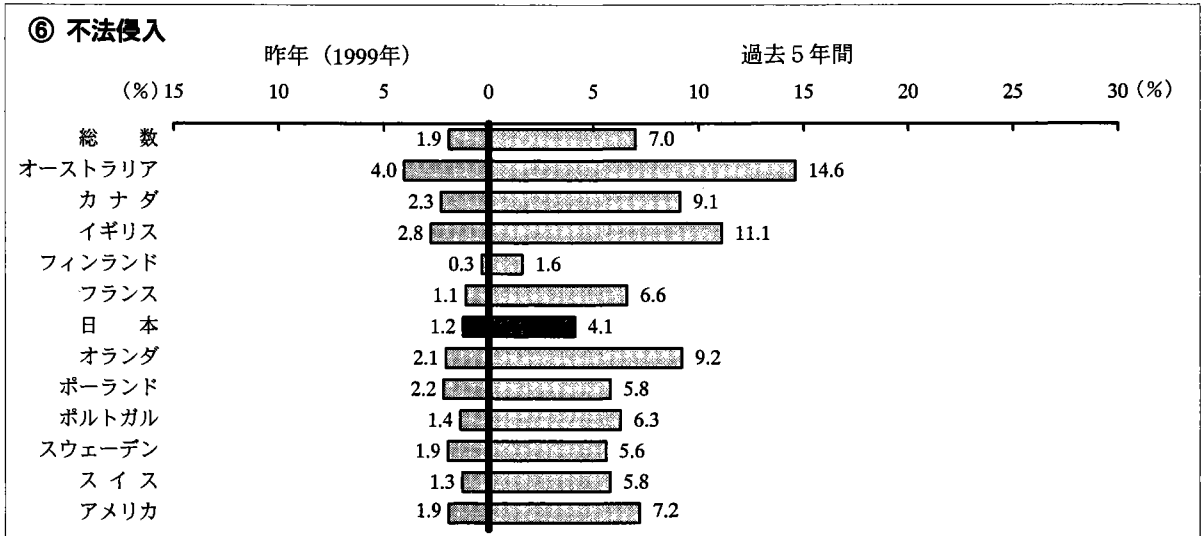
① 自動車盗



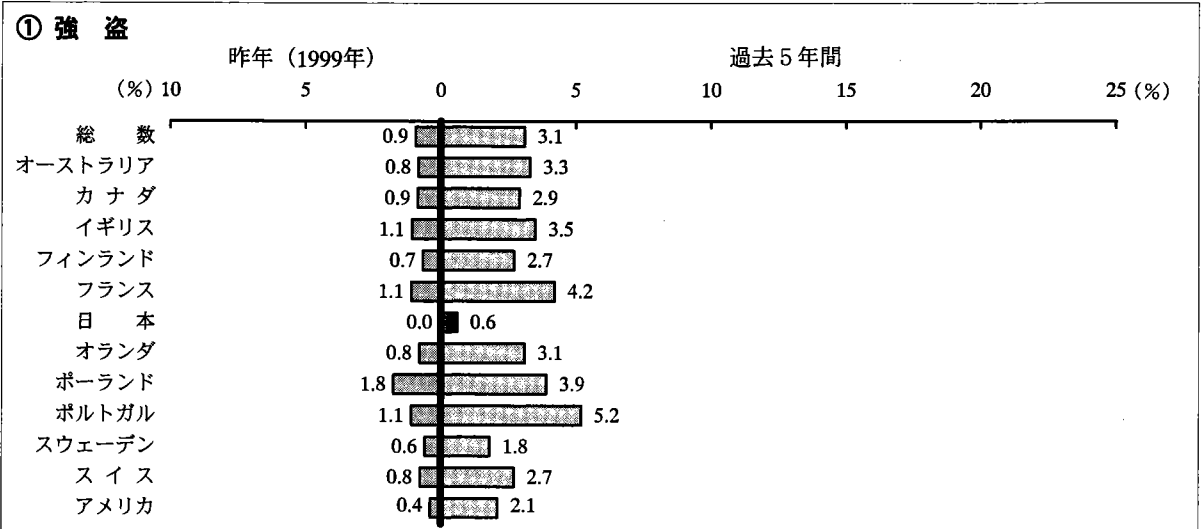
② 車上盗

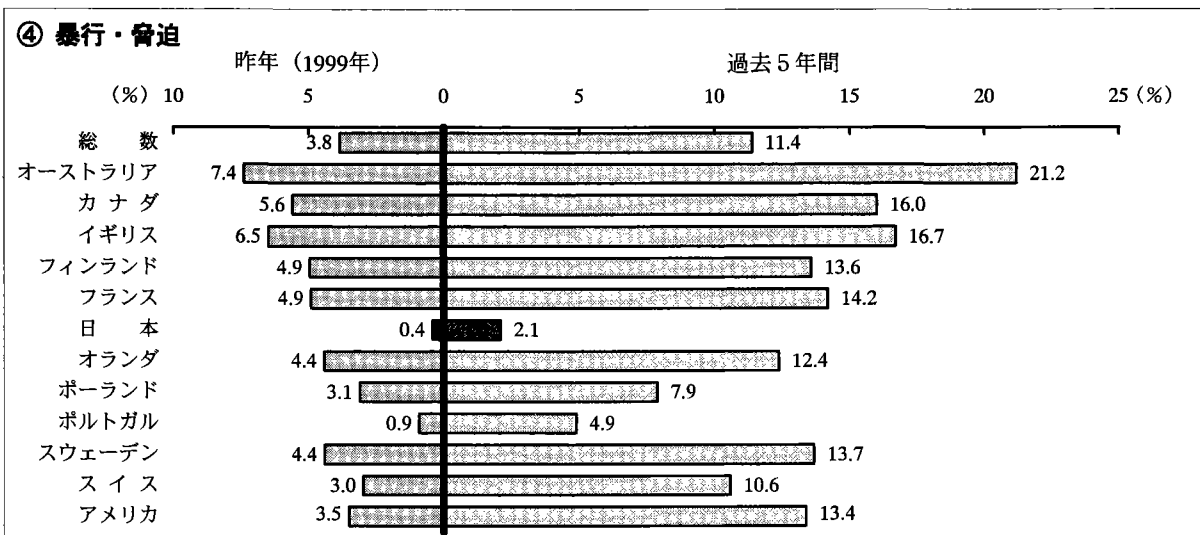
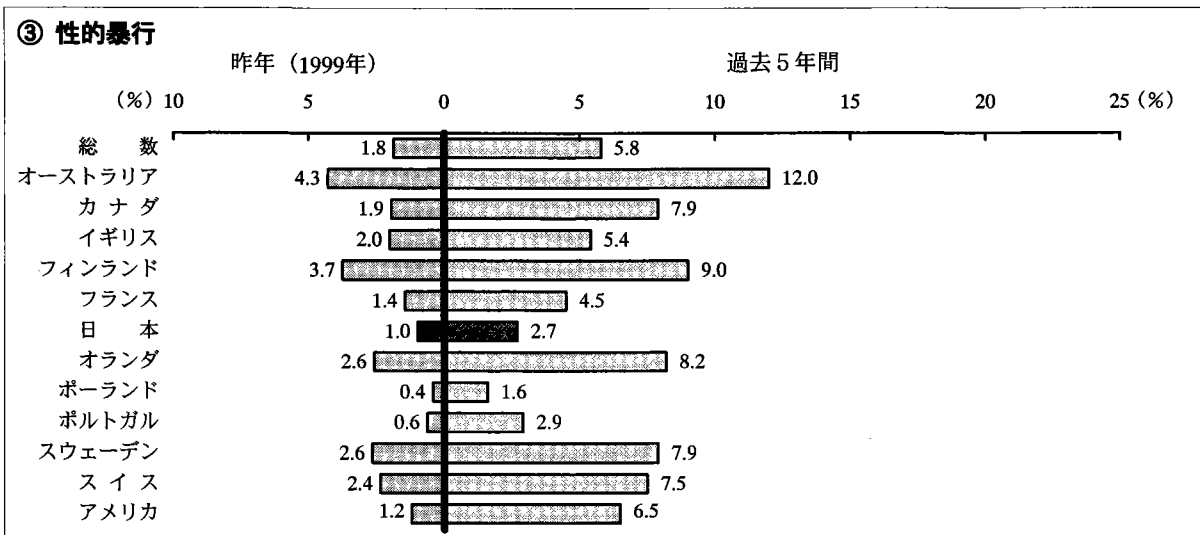
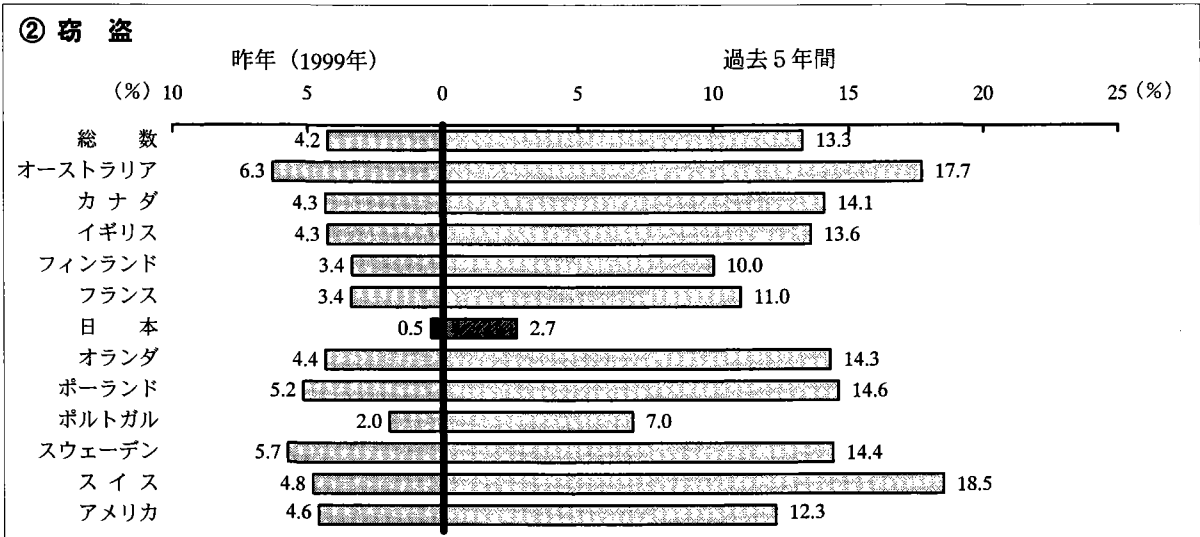


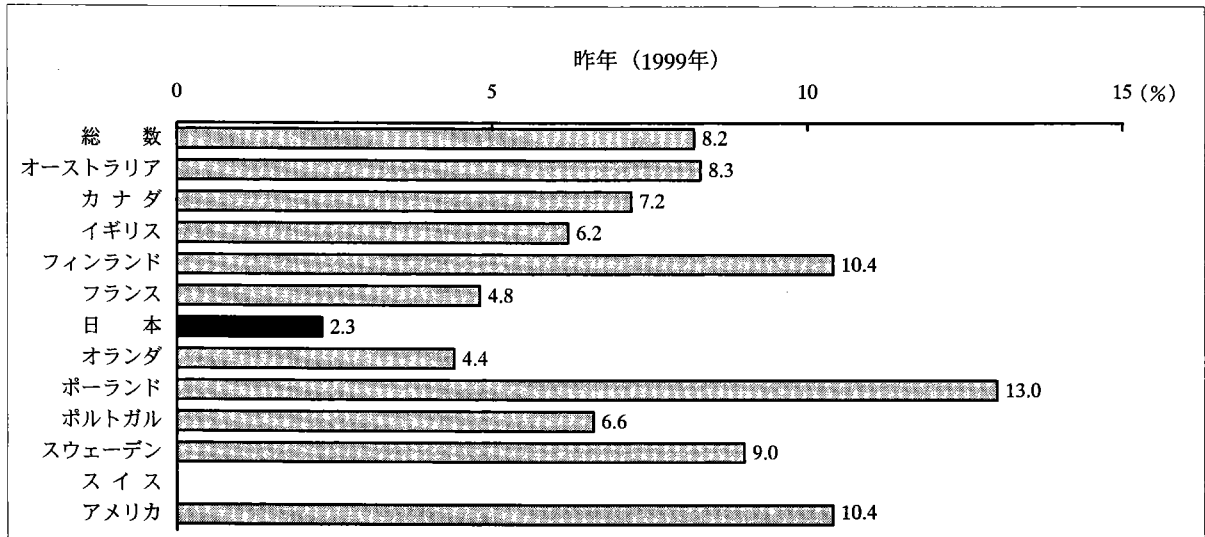
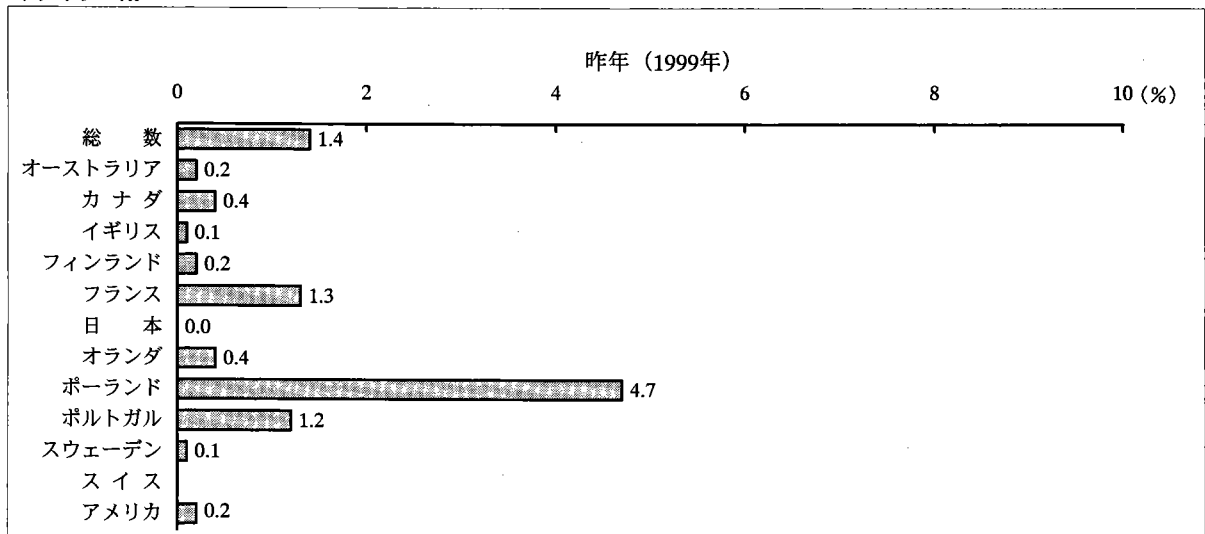




(3) 個人犯罪被害





(4) 消費者詐欺**(5) 汚職**

- 注 1 「(1) 全犯罪被害」は、「(2) 世帯犯罪被害」及び「(3) 個人犯罪被害」11罪種のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 2 「自動車盗」「車上盗」「自動車損壊」, 「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車保有世帯に対する比率であり、「性的暴行」は、女性回答者に対する比率である。
- 3 「暴行・脅迫」は、ポルトガル以外の国では、自分が知っている相手からによるものを含む。
- 4 「(4) 消費者詐欺」及び「(5) 汚職」は、1999年の被害のみを調査対象としており、スイスは未調査である。

(2) 事件の重大性の認識

2-3図は、我が国について、過去5年間に犯罪被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害に関し、その事件の重大性について尋ねた結果を、罪種別に示したものである。強盗を除く罪種で、50%以上の者が事件を重大である（「とても重大」又は「ある程度重大」と回答した者の合計の比率）にとらえている。

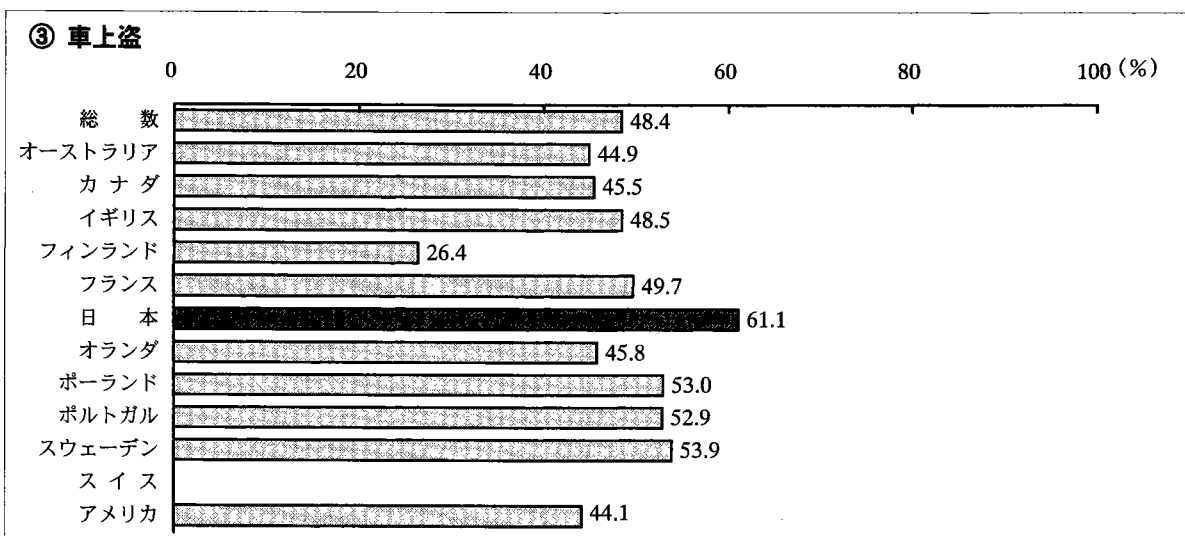
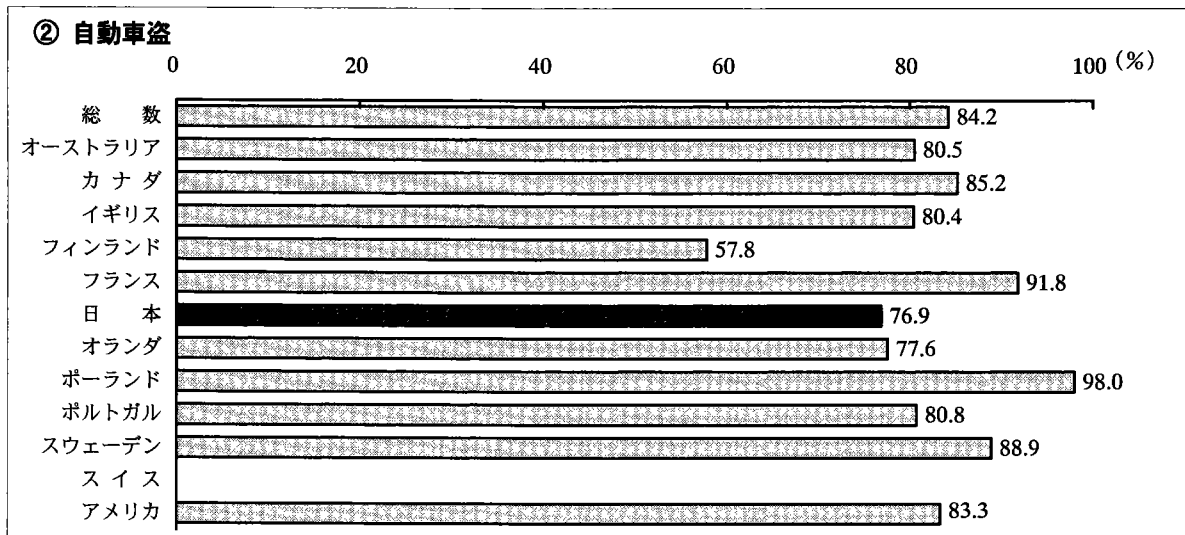
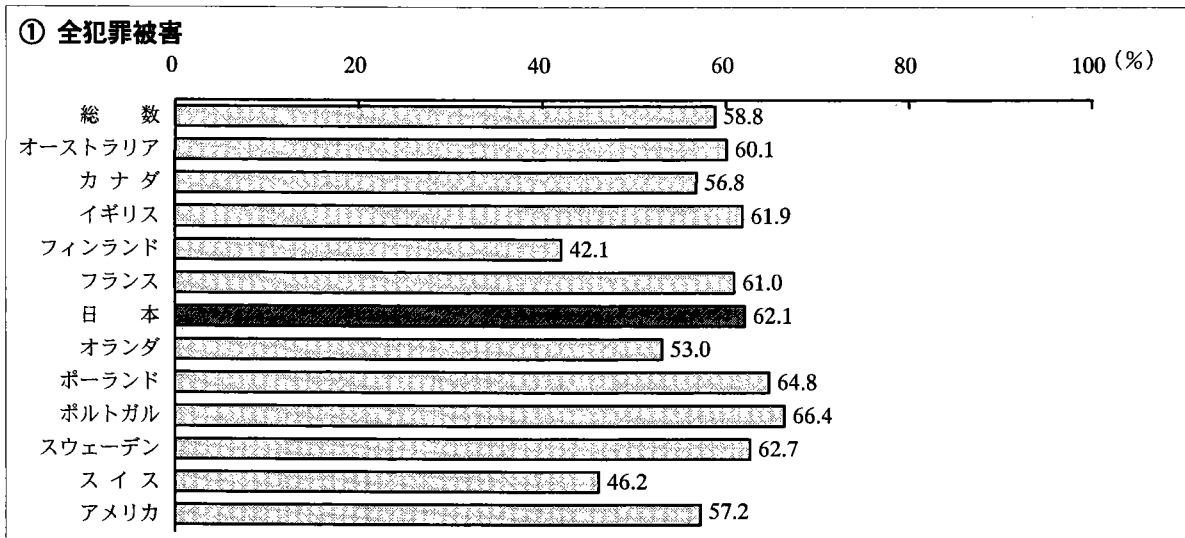
2-4図は、12か国について、罪種別・事件の重大性の認識を国別に示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

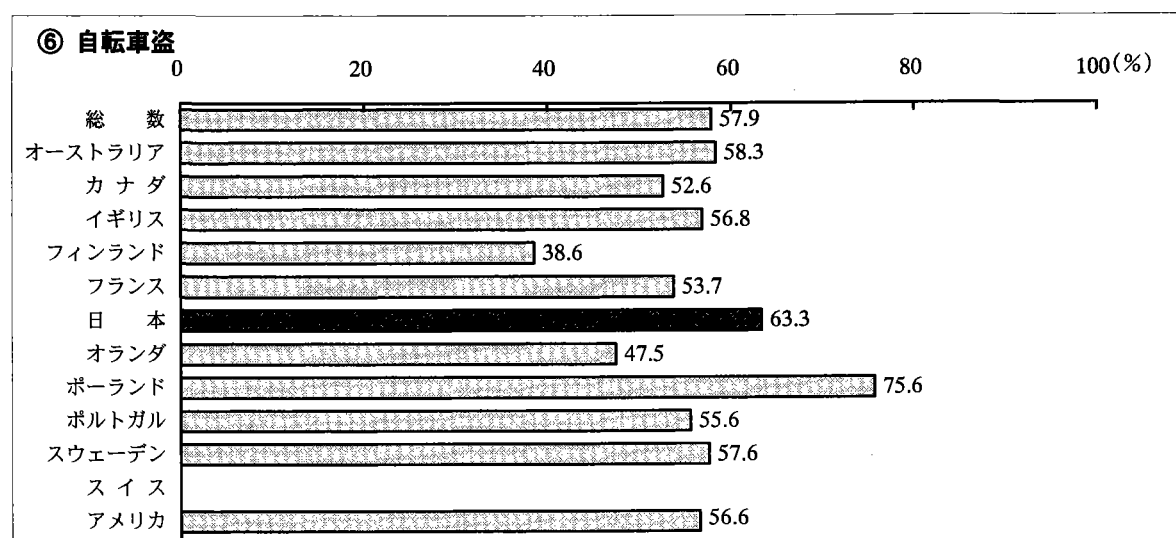
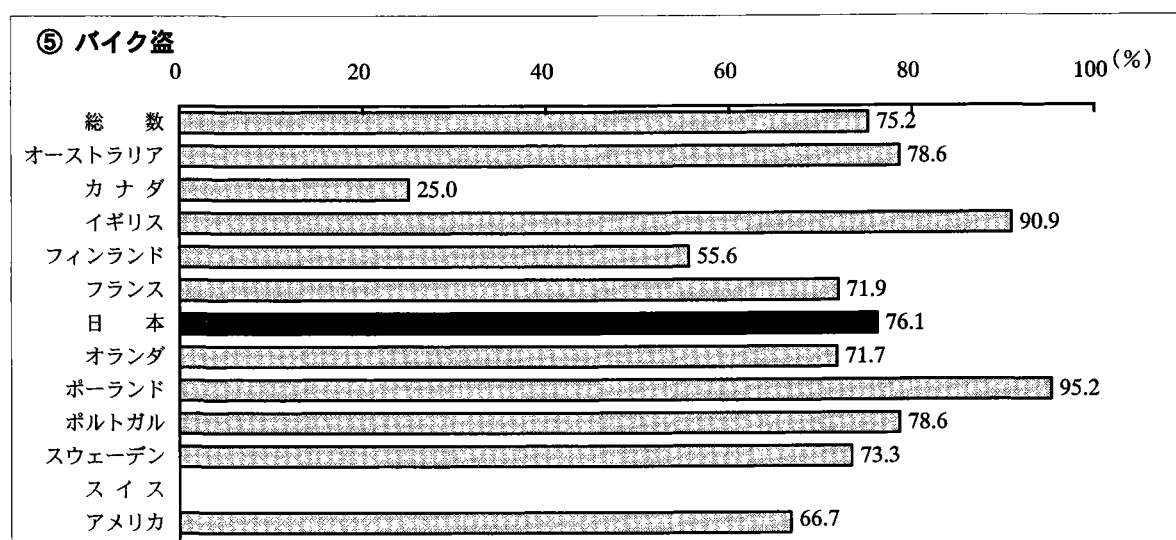
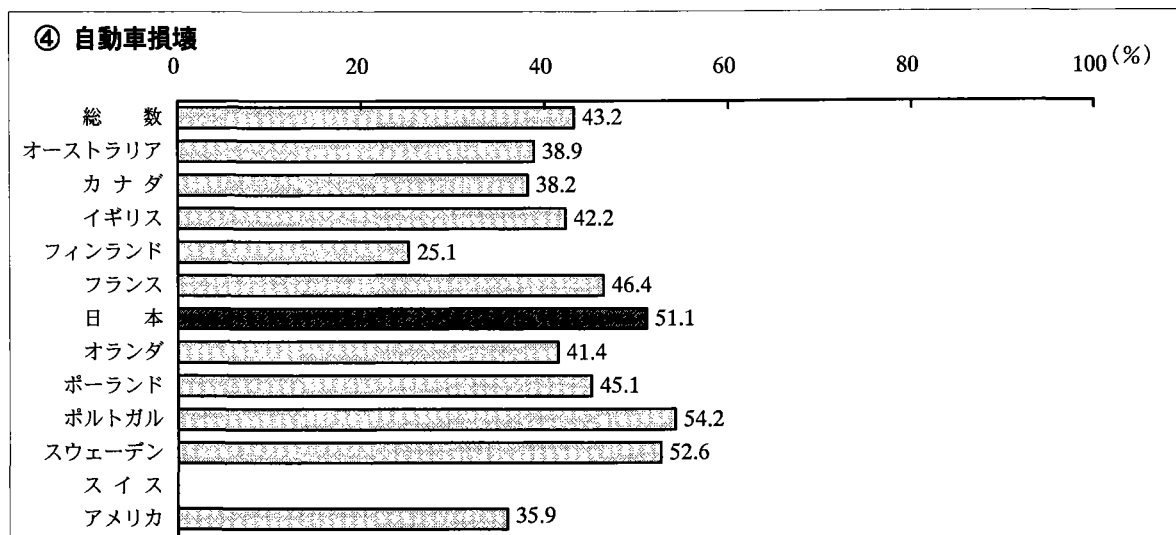
- ① 我が国は、車上盗及び窃盗については、被害率では比較対象国中で最も低くなっているものの、事件を重大であると認識している者の比率が、比較対象国中で最も高い。この要因として、我が国の場合は被害額が高額であった（例えば、安易に高価な物品を車内に放置していたり、不用意に高価な貴金属を持ち歩いていたりして、被害を大きくしてしまった。）ことが考えられるが、両罪種とも、被害額に関する質問項目を設けていないため、データからは判明しない。
- ② なお我が国は、強盗について、事件を重大であると認識している者の比率が、比較対象国中で最も低くなっている。しかも、他の比較対象国では、他の罪種よりも事件を重大であると認識している者の比率が高い（スウェーデン及びアメリカでは、11罪種の中で最も高い。）傾向を示している中、我が国のみ、11罪種の中で最も低くなっている。しかし、(1)強盗については、被害に遭った者の実数そのものが少ないこと、(2)窃盗の被害とは異なり、未遂事件も含まれていることなどから、事件の重大性の判断に迷いが生じたこと、(3)その結果、「わからない」又は「無回答」の比率が高くなったことなどから、このような結果が生じた可能性もあるので、「我が国では、強盗被害が重大視されていない。」と一般論を導くことは短絡的であろう。

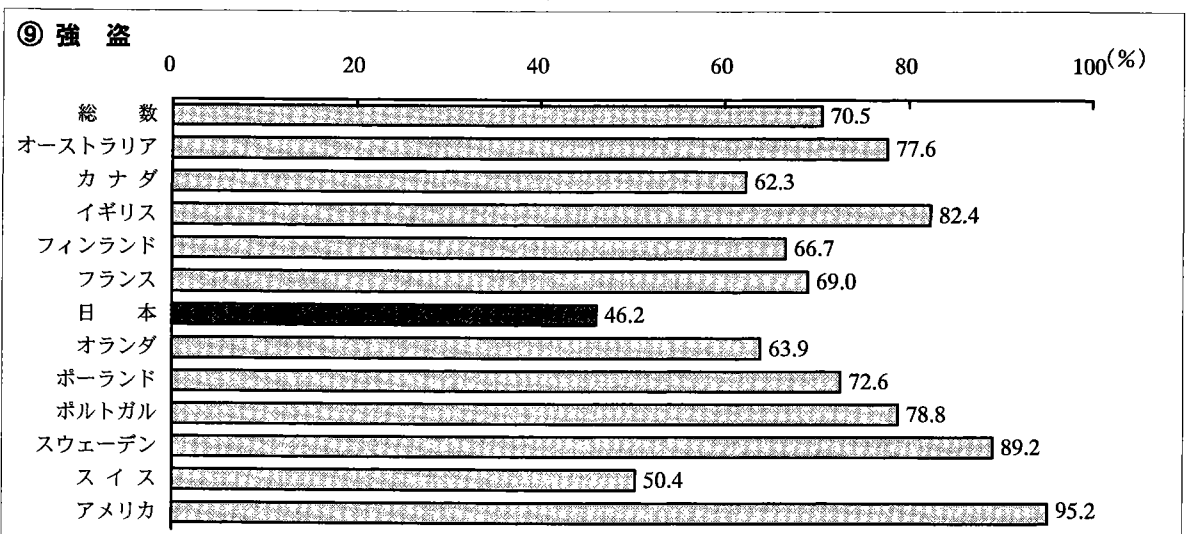
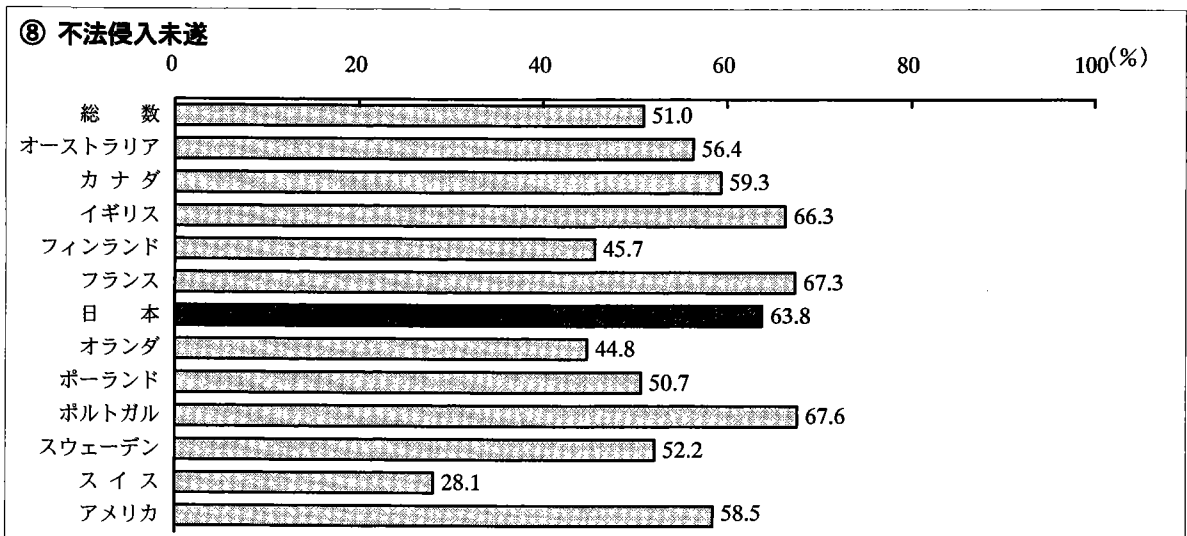
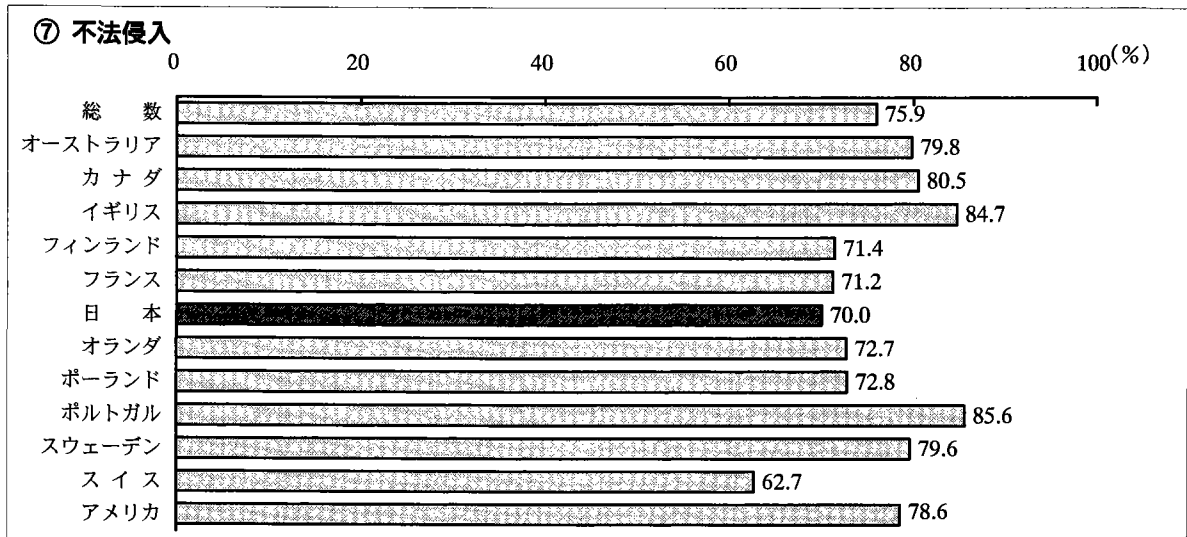
2-3図 罪種別・事件の重大性の認識（日本）

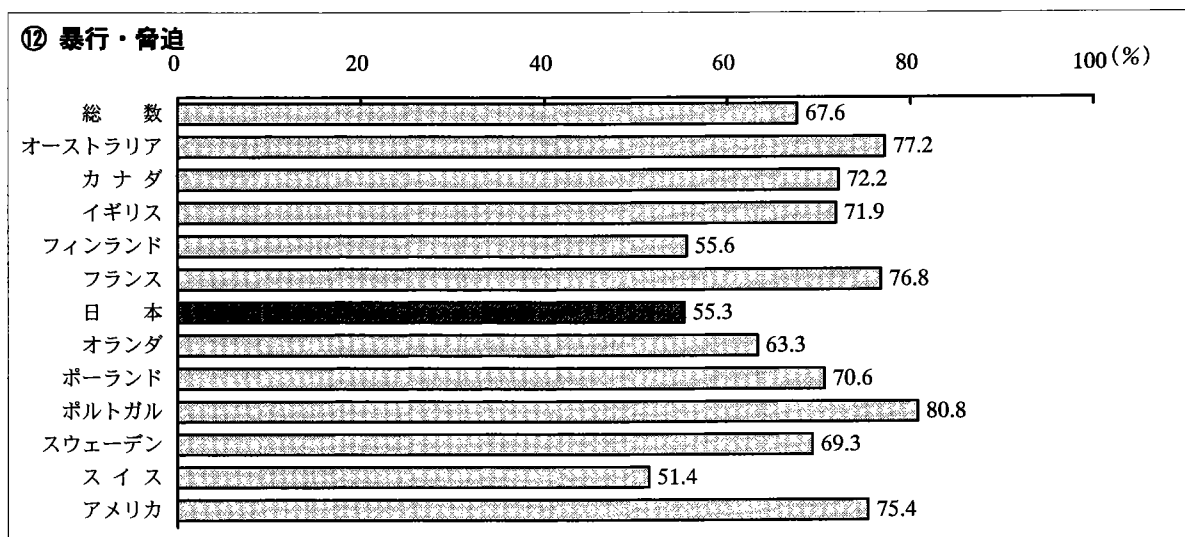
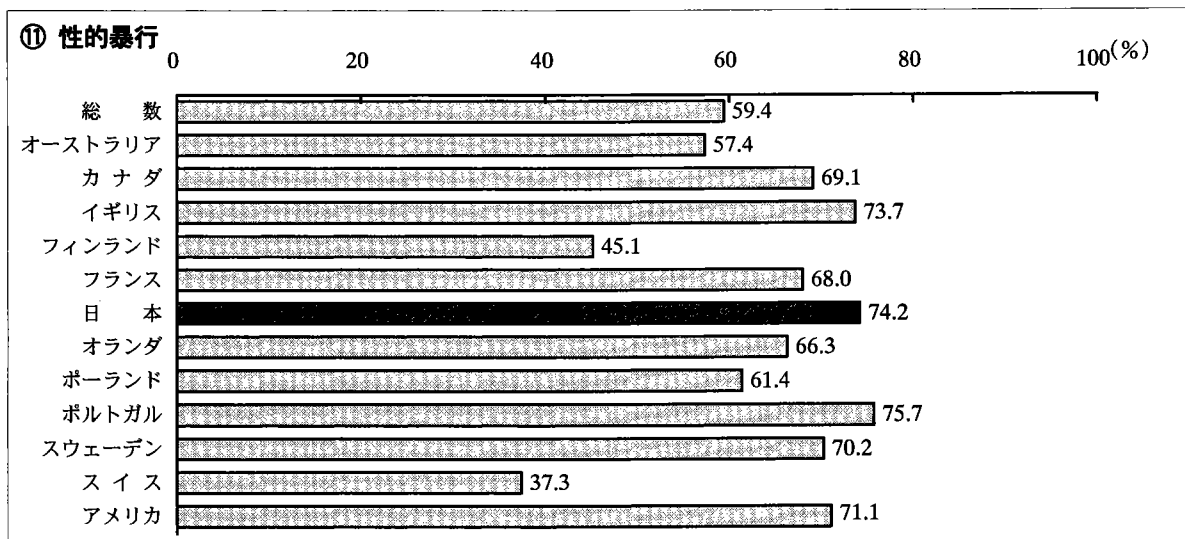
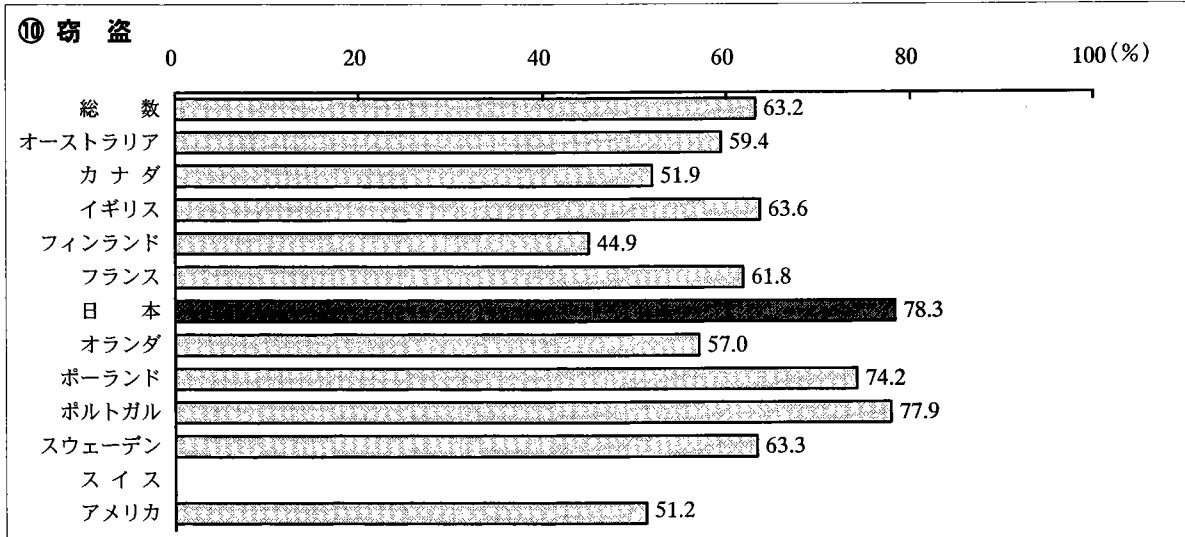
	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
全犯罪被害	22.2	39.9	32.7	5.2
自動車盗	38.5	38.5	0	23.1
車上盗	25.0	36.1	33.3	5.6
自動車損壊	13.7	37.4	47.4	1.6
バイク盗	34.1	42.0	21.6	2.3
自転車盗	17.8	45.5	33.8	2.9
不法侵入	36.7	33.3	22.2	7.8
不法侵入未遂	25.9	37.9	17.2	19.0
強盗	23.1	23.1	30.8	23.1
窃盗	43.3	35.0	11.7	10.0
性的暴行	19.4	54.8	22.6	3.2
暴行・脅迫	36.2	19.1	23.4	21.3

2-4 図 罪種別・事件の重大性の認識 (国別)









注 1 「とても重大」又は「ある程度重大」と回答した者の比率を示したものである。

2 スイスは、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗及び窃盗については、未調査である。

(3) 昨年の被害回数

被害に遭った者について、昨年1年間の被害回数について尋ねたところ、我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① バイク盗については全員が、車上盗についても93.5%が、昨年1年間の被害回数は1回のみであった（自動車盗、強盗及び窃盗についても、被害回数は1回のみであるが、被害に遭った者は10名以下である。）。また、自動車損壊については75%以上が1回のみで、複数回被害に遭っている場合も相当な割合を占めるものの、バイク盗、車上盗、自動車損壊のいずれも、他の比較対象国と比べて少ないか又は同程度である。
- ② しかし、不法侵入及び不法侵入未遂については、前者の約30%、後者の約40%が複数回であり、他の比較対象国が両者ともおおむね20%以下であるのと比べると、複数回被害に遭っている場合が多くなっている。この理由に関しては、本調査のデータだけでは明確な答えは出せないが、我が国の場合、後で指摘するように、自宅に特別な防犯対策を施している世帯が少なく、不法侵入による盗難以外の財産上の損害（例えば、建物の一部が破壊された。）が少ないことなどから、不法侵入に対する防衛手段が脆弱であることが考えられるかもしれない。
- ③ 実数はそれ程多くないが、女性における性的暴行について、複数回被害に遭っている者は54.5%であり、他の比較対象国が30~40%であるのと比べると、被害者一人あたりの被害回数が多い傾向がうかがえる。ただし、事件の内容を見ると、我が国の性的暴行の8割以上が痴漢、セクハラなどの許し難い行為であるのに対し、他の比較対象国では、レイプ、レイプ未遂、強制わいせつといった深刻な内容の比率が比較的高いので、この結果から直ちに一般論を導くことは困難であろう。

(4) 被害場所

不法侵入及び不法侵入未遂を除く9罪種の被害に遭った者について、被害場所を尋ねたところ、我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① 世帯犯罪被害については、当然の結果ではあるが、約半数が「自宅」又は「自宅付近」となっており、他の比較対象国と同様である。
- ② また、暴行・脅迫については、他の比較対象国と同様に、自宅（27.7%）、職場（14.9%）など、比較的身近な生活領域で被害が発生している。
- ③ 被害場所が「海外」である場合に焦点を当てると、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗及び性的暴行については皆無であったが、強盗は15.4%（2人）、窃盗は6.7%（4人）、暴行・脅迫は2.1%（1人）であった。日本人の国外における犯罪被害の一端がうかがえる^(*)。他の比較対象国では、車上盗、自動車損壊、強盗、窃盗及び暴行・脅迫において、すべての国で海外での被害経験が申告されており、他国と国境を接し、車両及び人の国外への移動が日常化している国の特徴が見られる。

(5) 犯人（加害者との関係）・凶器等

暴力犯罪被害3罪種（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）において、犯人・凶器等について尋ねたところ、我が国の特徴は以下のとおりである。

- ① 犯人との面識に関して、我が国では実数は少ないものの、強盗については、面識のある者、面識

(*) 1 在外公館が邦人保護業務を通して把握した日本人の国外における犯罪被害状況をみると、平成11年（本調査対象期間内）には、件数が6,676件（前年比2.9%増）、人員が7,591人（同1.7%増）となっている。被害の大半は窃盗で、平成11年は、総件数の78.3%を占めており、次いで、強盗（14.1%）、詐欺（4.7%）となっている（なお数値は、「犯罪白書（平成12年版）」、p31による。）。

のない者がそれぞれ約40%となっているが、他の比較対象国では、約70%が面識のない者となっている。一方、性的暴行については、我が国では、面識のある者の場合は約20%となっているが、他の比較対象国では約25～70%、多くは40～50%程度となっており、我が国よりも比率が高くなっている。

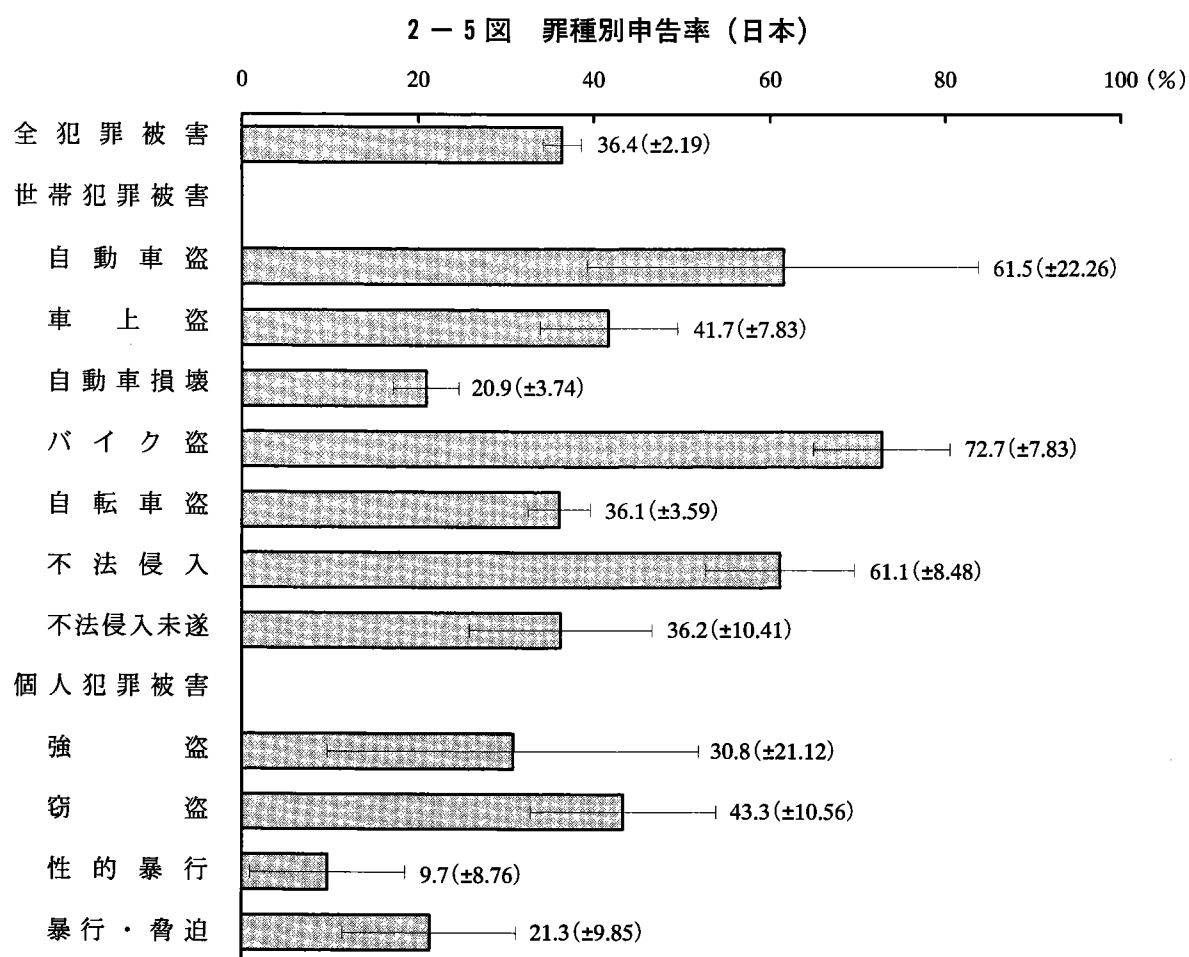
- ② 犯人の凶器に関して、凶器を所持していたものは、3罪種の延べ合計で7.5%（6人）であるのに対して、我が国を除く比較対象国合計では、17.9%となっている。凶器の種類に関しては、「ナイフ」16.7%（1人）、「（ナイフ、銃以外の）その他の凶器／棒」50.0%（3人）、「凶器になりそうな物」33.3%（2人）であったが、我が国を除く比較対象国では、「ナイフ」46.2%、「銃」13.8%となっている。したがって、我が国の場合は「用法上の凶（兇）器」が多く、他の比較対象国では「性質上の凶（兇）器」が多いという特徴が見られる。

2 犯罪被害の申告及び警察に関する認識

ここでは、当該犯罪被害に関する「被害を警察に届けた比率」, 「警察に申告した又は申告しなかった理由」, 「警察の対応に対する満足度」及び「犯罪被害者専門機関からの援助」に関する項目のほか、「警察活動に関する認識」について取り上げる。

(1) 罪種別申告率

2-5図は、我が国について、過去5年間に犯罪被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害を警察に届け出た比率（以下、「申告率」という。）を、罪種別に示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。



注 グラフ中の線分及び（ ）内の数値は、信頼確率90%における誤差範囲である。

- ① 全体的に、個人犯罪被害よりも世帯犯罪被害の方が、申告率が高い傾向にある。
- ② もともと犯罪被害に遭った者の実数が少ないために、いくつかの罪種では相当範囲で誤差の生じる可能性がある(*2)が、誤差を勘案したとしても、申告率が50%を超えるのはバイク盗及び不法侵入のみ（誤差がプラスであった場合は、自動車盗、強盗及び窃盗も加わる。）であり、自動車損壊及び

(*2) これを標準誤差 (standard error: SE) と言うが、本分析では、90%信頼区間における標準誤差 (σ) を採用し、以下の計算式を使用した。

$$\sigma = 1.65 \times \sqrt{p(100-p)/n} \quad (\text{ただし, } p: \text{比率, } n: \text{サンプル数})$$

詳細は、「2000年 ICVS 報告書」, p125を参照のこと。

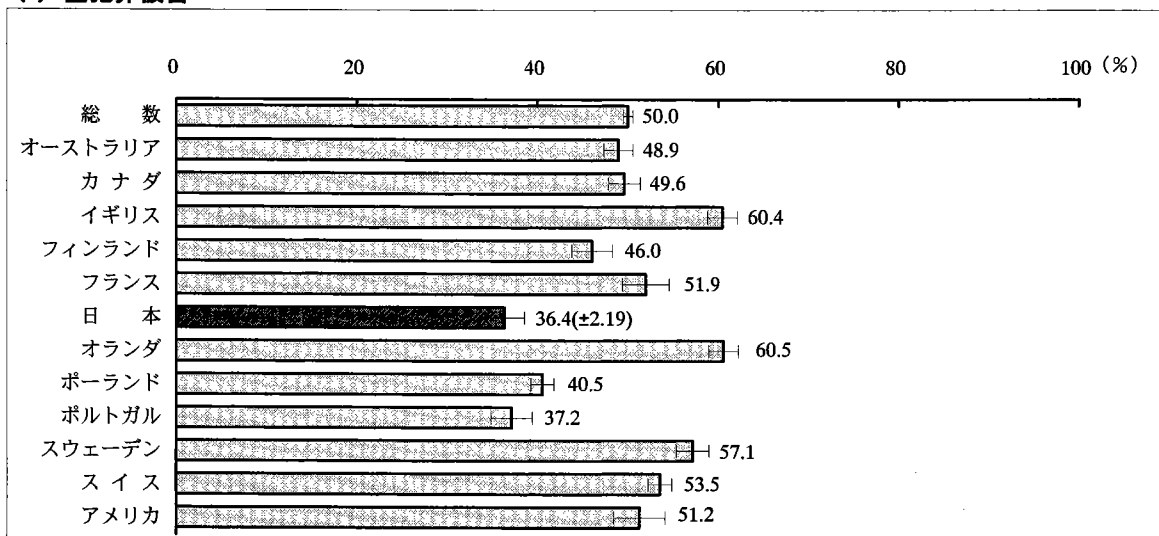
性的暴行については、申告したのは4～5人に1人以下となる。全犯罪被害でも、約3人に1人の計算となる。

2-6図は、12か国について、過去5年間の被害に関する申告率を、国別に示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 我が国と同様に、他の比較対象国でも、全体的にみると、個人犯罪被害よりも世帯犯罪被害の方が、申告率が高い。
- ② もともと犯罪被害に遭った者の実数が少ないために、いくつかの罪種では相当範囲で誤差の生じる可能性があるが、誤差を勘案したとしても、全犯罪被害、自動車損壊及び自転車盗については、比較対象国中で最も低いポルトガルに次いで、申告率が低くなっている。
- ③ 不法侵入と不法侵入未遂を比較すると、いずれの国においても、既遂である不法侵入の申告率が高くなっている。

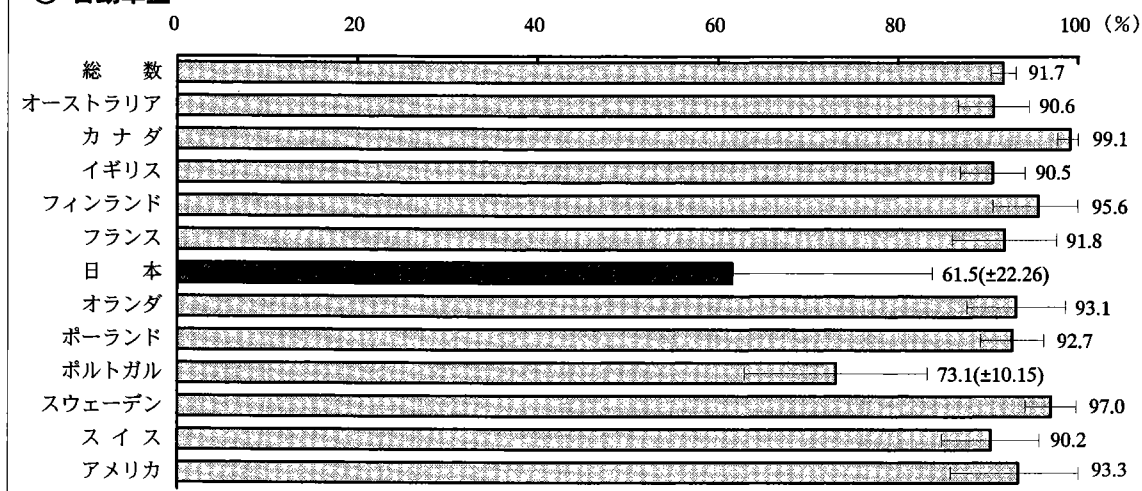
2-6 図 罪種別申告率 (国別)

(1) 全犯罪被害

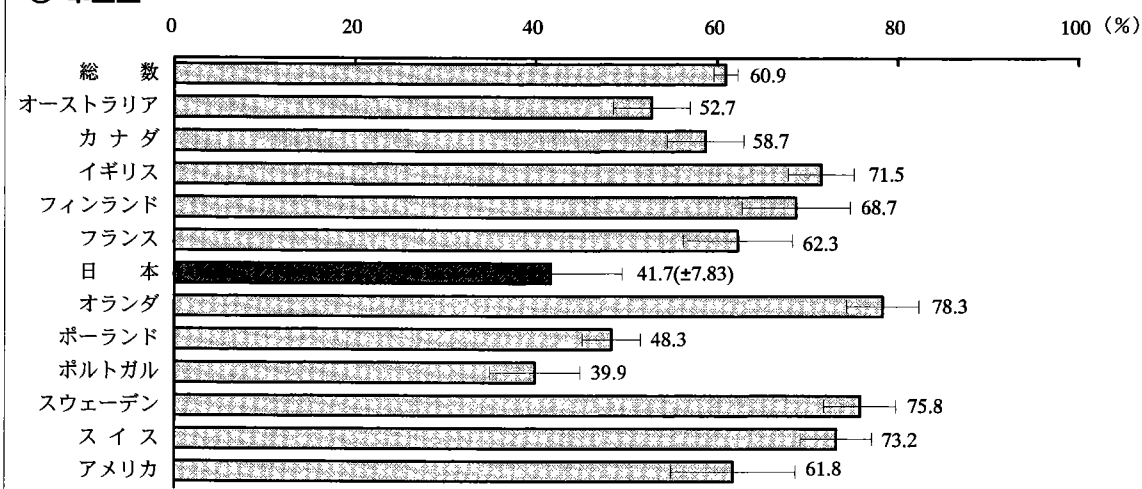


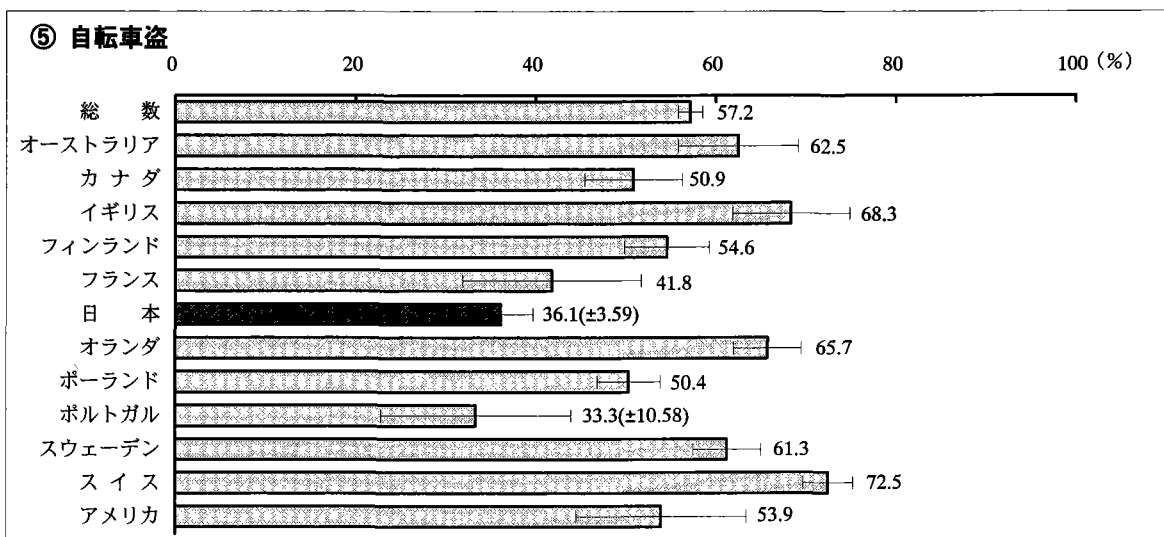
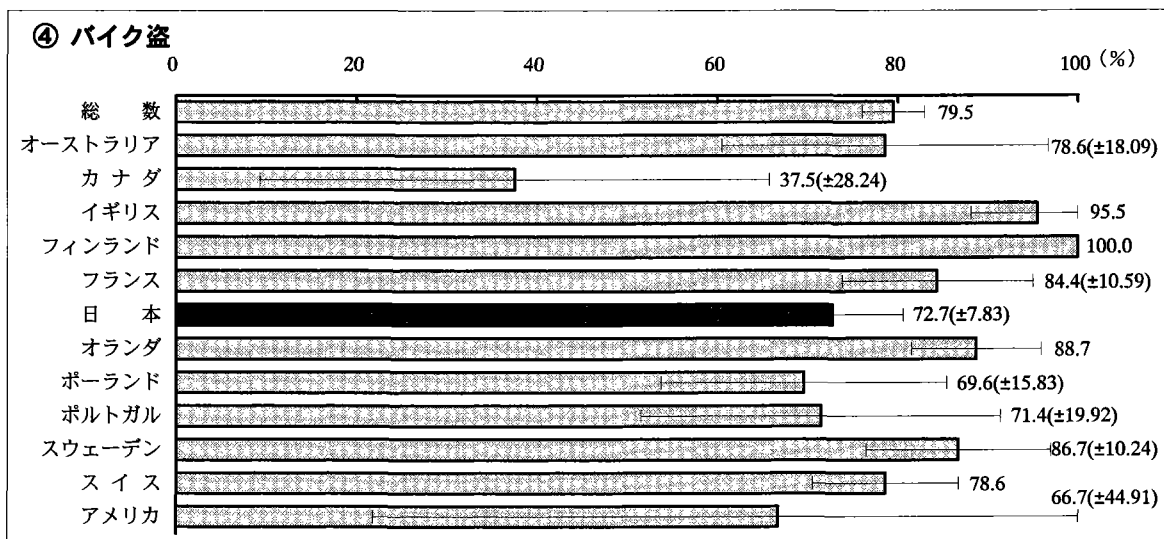
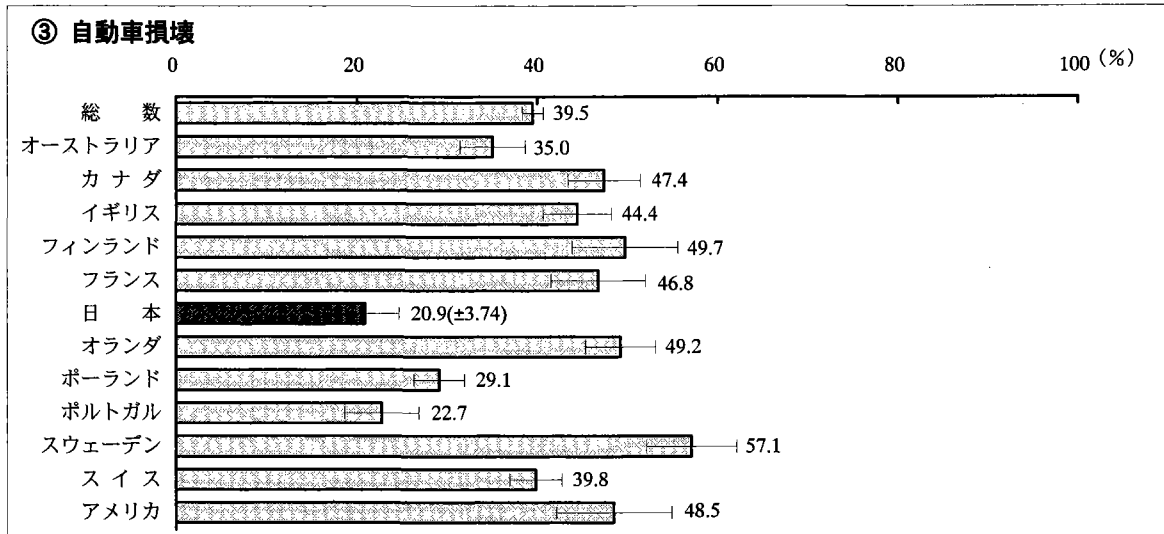
(2) 世帯犯罪被害

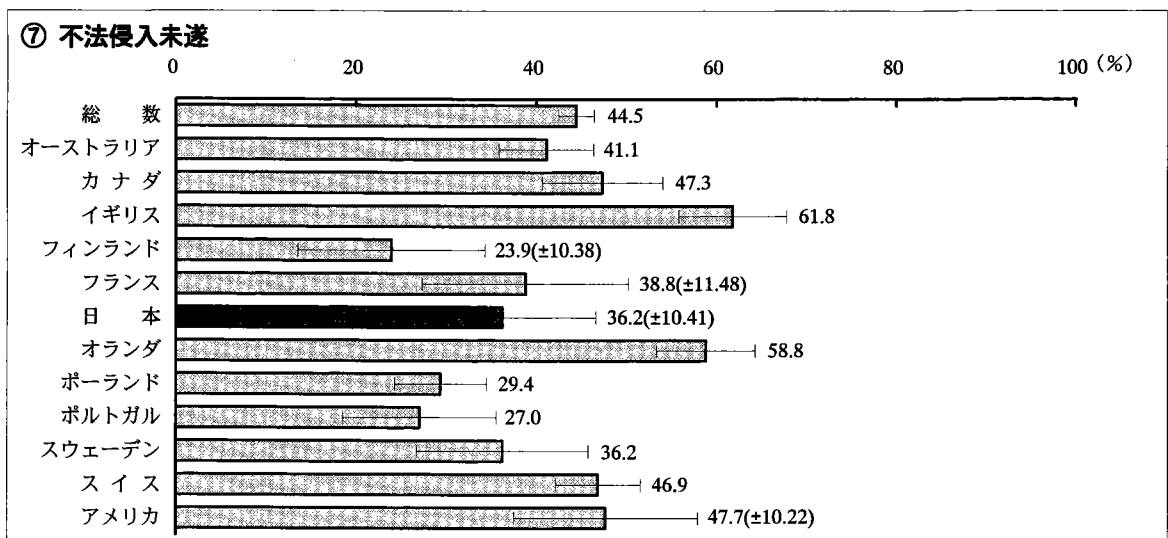
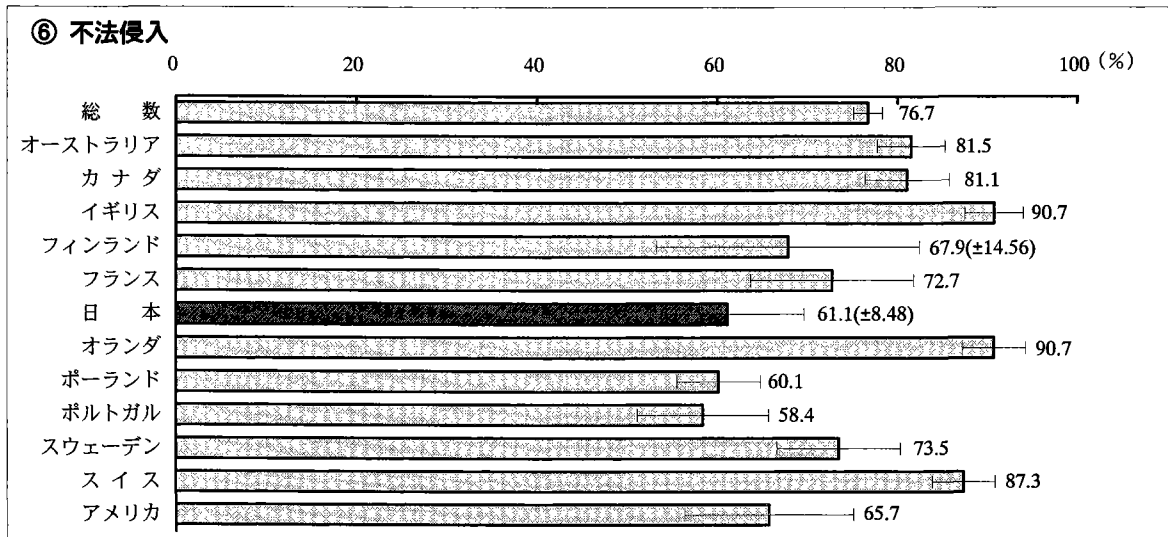
① 自動車盗



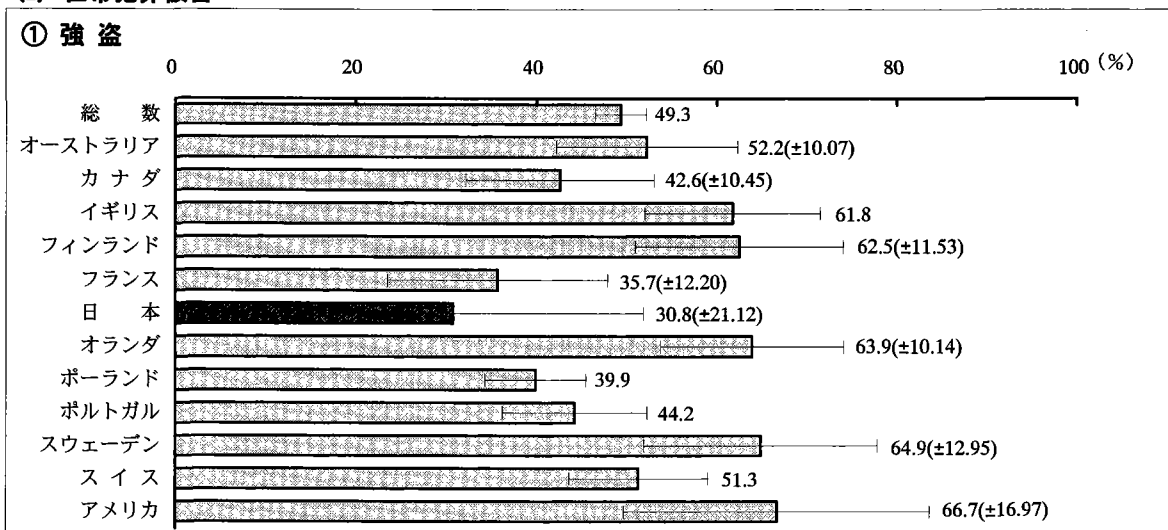
② 車上盗

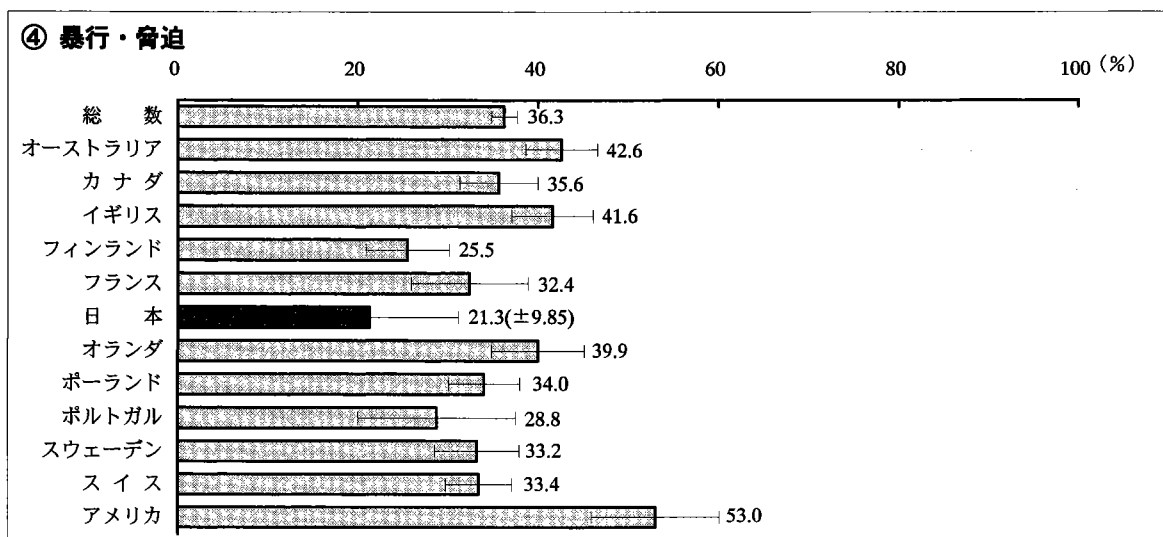
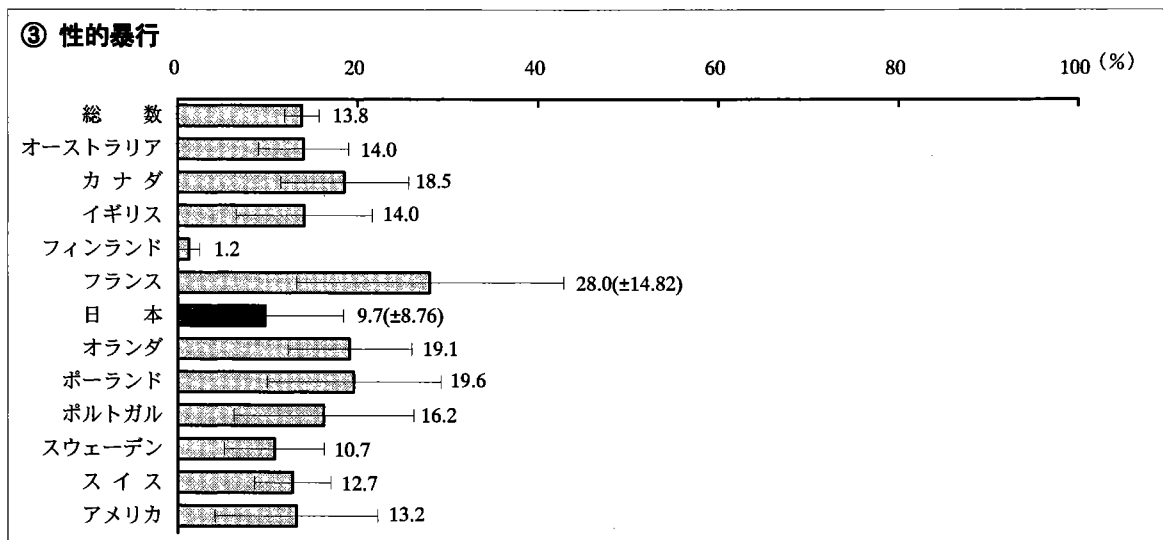
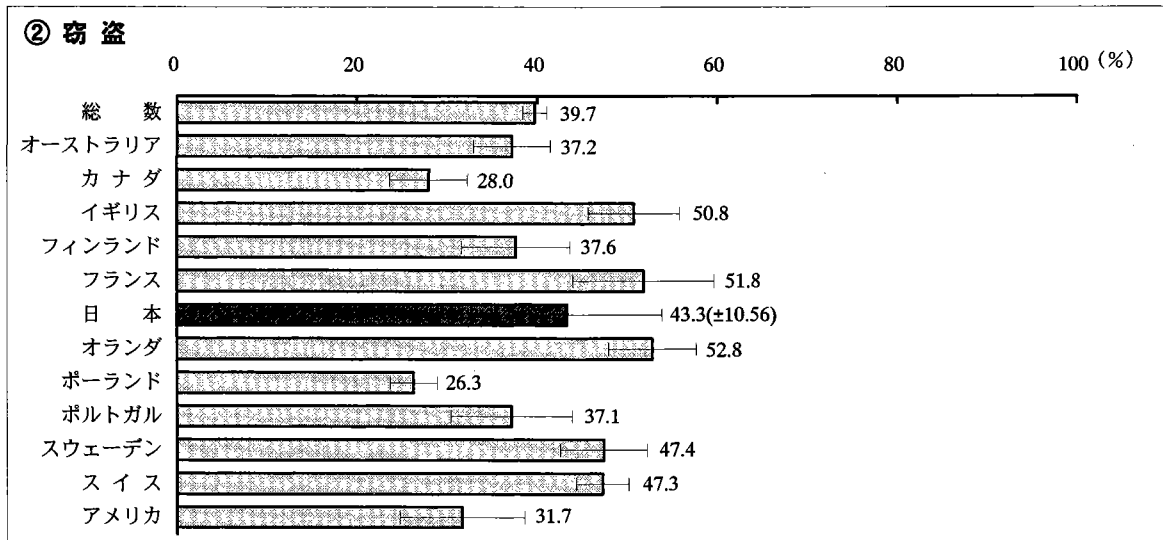






(2) 世帯犯罪被害





注 グラフ中の線分及び（ ）内の数値は、信頼確率90%における誤差範囲である。ただし誤差範囲の数値は、日本の全罪種及び±10%を超える場合のみ付している。

(2) 警察に申告した又は申告しなかった理由

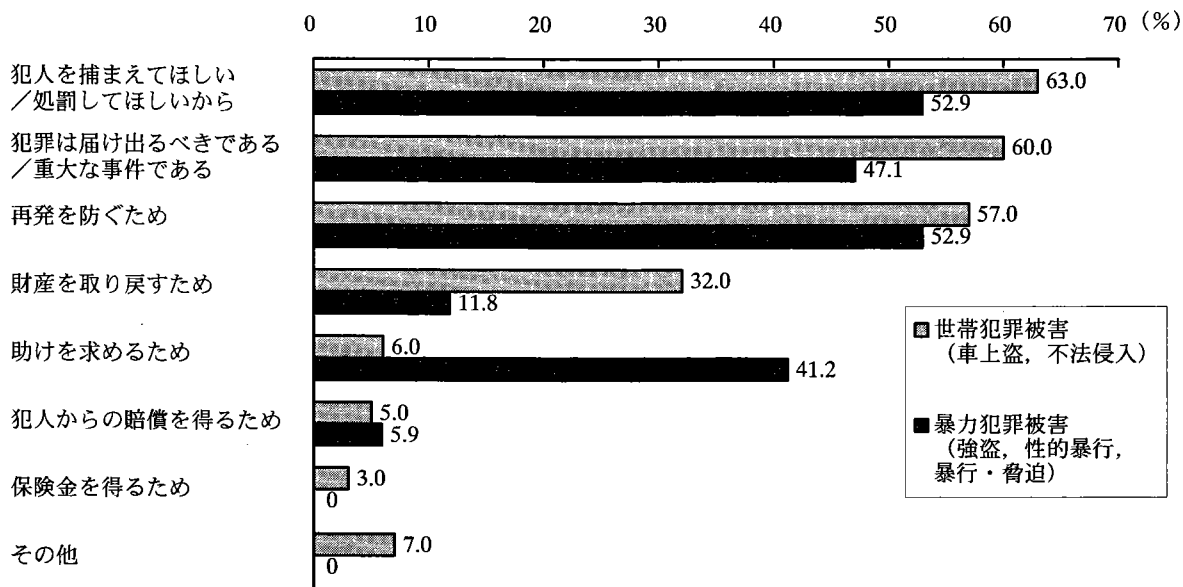
世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害3罪種（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）においては、警察に申告した又は申告しなかった者に対してその理由を尋ねている。

2-7図は、我が国について、警察に申告した者（世帯犯罪被害100人、暴力犯罪被害17人）及び警察に申告しなかった者（世帯犯罪被害89人、暴力犯罪被害61人）に対して、それぞれその理由を、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害の別に示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。

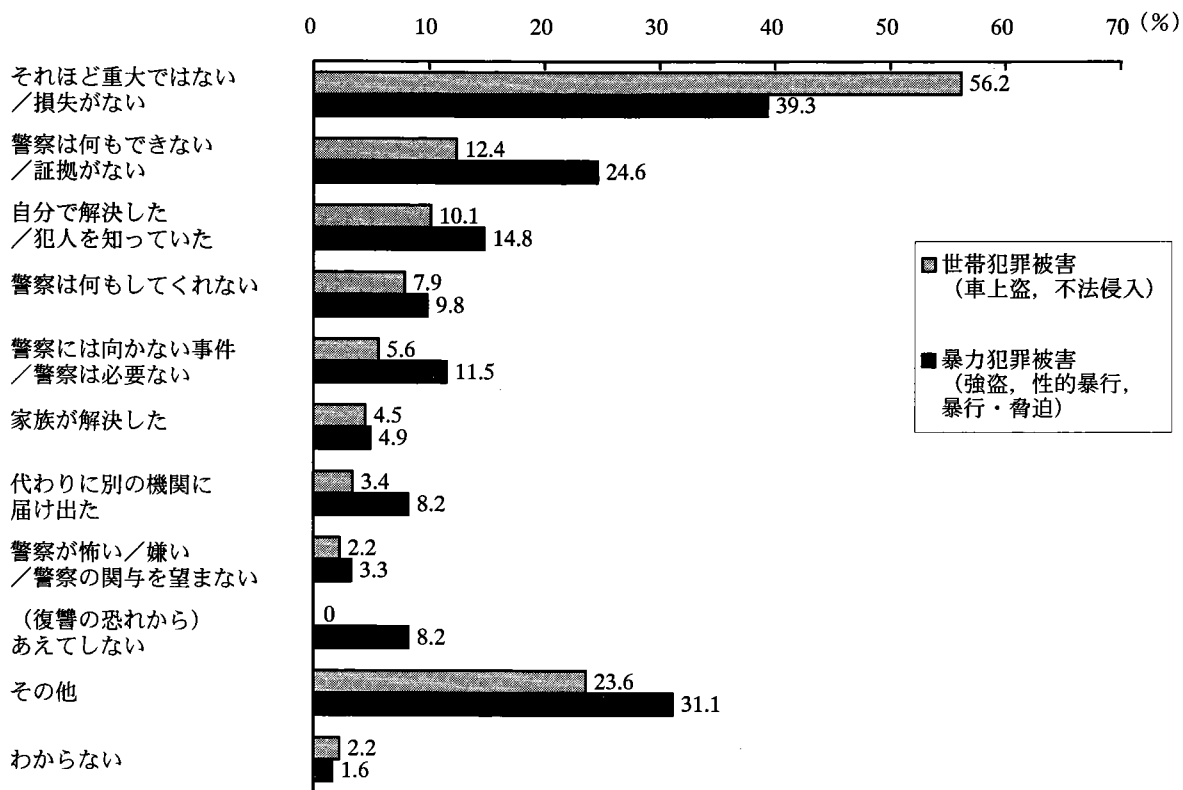
- ① 警察に申告した理由に関しては、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」及び「再発を防ぐため」が約50%以上を占め、事件の解決や犯人の検挙に関連する、警察に治安維持を求める内容のものを選択していることがうかがえる。その他、暴力犯罪被害においては、「助けを求めるため」も、40%以上の者が選択している。
- ② 警察に申告しなかった理由に関しては、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「それほど重大ではない／損失がない」が最も多く選択されている。
- ③ そこで、1(2)で述べた「事件の重大性の認識」と申告率との関連を、罪種別に見ると、自動車盗、バイク盗及び窃盗の3罪種については、「とても重大」と回答した場合は申告した者が有意に多かった。また、車上盗、自動車損壊、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂及び暴行・脅迫の6罪種については、「とても重大」と回答した場合は申告した者が有意に多く、逆に「それほど重大ではない」と回答した場合は申告しなかった者が有意に多かった。
- ④ 以上から、被害者にとって、事件そのものが重大であったり、犯人の検挙を望んでいる場合には、警察に申告する行動に出るが、被害による損失がないなど、事件が重大ではないと認識された場合には、申告しないという行動傾向がうかがえる。

2-7図 罪種別・警察に申告した又は申告しなかった理由（日本）

① 警察に申告した理由



② 警察に申告しなかった理由



注 1 「世帯犯罪被害」「暴力犯罪被害」それぞれにおいて、いずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した又は申告しなかった者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。

2 「性的暴行」については、「① 警察に申告した理由」において、「財産を取り戻すため」及び「保険金を得るため」の選択肢はない。

2-8表は、12か国について警察に申告した理由を、2-9表は警察に申告しなかった理由を、それぞれ世帯犯罪被害、暴力犯罪被害の別に示したものである。この表からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 警察に申告した理由に関しては、我が国では、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」及び「再発を防ぐため」が約50%以上を占め、事件の解決や犯人の検挙等治安維持に関連するものを選択する者が多い。他の比較対象国では、暴力犯罪被害については我が国と同様、事件の解決や犯人の検挙に関連するものを選択する者が多いが、世帯犯罪被害については「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」のほか、「財産を取り戻すため」及び「保険金を得るため」といった、損害回復に関連するものも選択されており^(*)、我が国とは異なった傾向がうかがえる。
- ② 上記では、各国ごとに申告理由の多いものを比較してみたが、それぞれの項目について、我が国と他の比較対象国とを比較してみると、世帯犯罪被害については、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「再発を防ぐため」が、ポーランドと並んで他国よりもかなり高い比率となっている一方で、「保険金を得るため」は、極端に低くなっている。また、暴力犯罪被害については、前記三つに加えて、「助けを求めため」が、やはりポーランドと並んで他国よりは高い比率を示している。この理由を解明するためには、より詳細な分析が必要と思われるが、一つ言えるとしたら、犯罪被害に遭った場合に、我が国とポーランドでは、他国以上に警察に何とかしてもらいたいという期待感(警察に任せれば何とかしてくれると思っているわけではないのは、不申告理由を見ると明らかである。)が高いのかもしれない。
- ③ 警察に申告しなかった理由に関しては、我が国と同様に、他の比較対象国でも、世帯犯罪被害、暴力犯罪被害ともに、「それほど重大ではない／損失がない」を選択する者が圧倒的に多い。また、我が国の場合、世帯犯罪被害でみると、「警察は何もできない／証拠がない」及び「警察は何もしてくれない」といった回答は、他国よりも低くなっている一方で、暴力犯罪被害では、他国よりも高くなっている。

(*) 3) これは、盗難保険への加入率と深く関連していると思われる。森下(1992)は、「盗難保険への加入率が高い国にあっては、窃盗・強盗等の被害者から警察への届け出が多くなる。ドイツでは、器物損壊罪の認知件数の多いことが記録されている。これらの場合には、警察に被害届をしたことの証明書がないと、保険金を請求することができないからである。届け出が多くなれば、認知件数が多くなり、反面、低い検挙率が記録される。」と述べている。

詳細は、森下(1992)、p21を参照のこと。

2-8表 罪種別・警察に申告した理由（国別）

① 世帯犯罪被害（車上盗，不法侵入）

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
総数	3,407	(36.8)	(34.3)	(39.6)	(30.4)	(20.1)	(8.2)	(5.1)	(11.8)	(1.1)
オーストラリア	440	(38.4)	(17.3)	(30.0)	(13.6)	(17.5)	—	(0.9)	(13.2)	(5.0)
カナダ	367	(26.7)	(26.7)	(37.3)	(15.0)	(6.3)	(5.2)	(1.4)	(31.1)	—
イギリス	497	(25.8)	(33.8)	(42.9)	(21.3)	(14.3)	(6.6)	(2.6)	(19.1)	(1.8)
フィンランド	112	(35.7)	(47.3)	(25.0)	(26.8)	(7.1)	(4.5)	(4.5)	(2.7)	—
フランス	157	(31.2)	(56.7)	(10.2)	(27.4)	(10.8)	(7.6)	(2.5)	(6.4)	—
日本	100	(32.0)	(3.0)	(60.0)	(63.0)	(57.0)	(6.0)	(5.0)	(7.0)	—
オランダ	390	(23.8)	(43.8)	(25.6)	(25.6)	(9.0)	(4.6)	(2.1)	(12.3)	—
ポーランド	505	(65.7)	(21.6)	(68.3)	(66.9)	(51.1)	(27.1)	(19.4)	(3.0)	—
ポルトガル	178	(59.0)	(14.6)	(53.4)	(28.1)	(11.2)	(2.2)	(1.1)	(2.8)	—
スウェーデン	318	(34.0)	(67.3)	(35.5)	(29.6)	(14.8)	(6.0)	(2.5)	(6.6)	(0.6)
スイス	213	(26.3)	(57.7)	(23.0)	(27.2)	(16.9)	(6.1)	(5.2)	(3.3)	(2.8)
アメリカ	130	(34.6)	(30.0)	(46.2)	(29.2)	(27.7)	(9.2)	(9.2)	(13.8)	—

② 暴力犯罪被害（強盗，性的暴行，暴行・脅迫）

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
総数	1,654	(11.4)	(5.3)	(31.8)	(35.8)	(36.2)	(19.6)	(4.1)	(18.2)	(0.8)
オーストラリア	234	(6.0)	(3.4)	(18.4)	(8.1)	(23.1)	(23.5)	—	(38.0)	(4.3)
カナダ	160	(4.4)	(2.5)	(31.9)	(21.3)	(21.3)	(21.3)	(0.6)	(48.1)	—
イギリス	186	(6.5)	(1.6)	(30.1)	(27.4)	(31.2)	(13.4)	(1.1)	(33.3)	—
フィンランド	93	(10.8)	(2.2)	(22.6)	(44.1)	(23.7)	(22.6)	(3.2)	(5.4)	—
フランス	68	(20.6)	(8.8)	(19.1)	(52.9)	(51.5)	(14.7)	(4.4)	(10.3)	—
日本	17	(11.8)	—	(47.1)	(52.9)	(52.9)	(41.2)	(5.9)	—	—
オランダ	155	(9.7)	(5.8)	(24.5)	(49.0)	(21.9)	(7.1)	(4.5)	(11.6)	—
ポーランド	224	(17.9)	(4.9)	(55.8)	(65.2)	(73.2)	(43.3)	(11.2)	(3.1)	—
ポルトガル	73	(38.4)	(1.4)	(38.4)	(23.3)	(19.2)	(8.2)	(2.7)	(4.1)	—
スウェーデン	124	(12.9)	(10.5)	(33.9)	(43.5)	(42.7)	(15.3)	(1.6)	(11.3)	—
スイス	230	(10.0)	(11.3)	(29.6)	(31.7)	(33.9)	(7.4)	(7.8)	(1.7)	(1.7)
アメリカ	90	(7.8)	(5.6)	(36.7)	(40.0)	(47.8)	(24.4)	(3.3)	(16.7)	—

注 1 「世帯犯罪被害」「暴力犯罪被害」それぞれにおいて、いずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。

2 「① 世帯犯罪被害」では、フィンランドは車上盗のみ、スイスは不法侵入のみの数値である。

3 「② 暴力犯罪被害」の性的暴行には、「財産を取り戻すため」及び「保険金を得るため」の選択肢はない。

4 網掛け部分は、各国で選択された比率の上位1位・2位（「その他」を除く。）を示す。

2-9表 罪種別・警察に申告しなかった理由(国別)

① 世帯犯罪被害(車上盗, 不法侵入)

国名	総数	それほど重大ではない/損失がない	自分で解決した/犯人を知っていた	警察には向かない事件/警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない/証拠がない	警察は何もしてくれない	警察が怖い/警察の関与を望まない	(復讐の恐れから)あえてしない	その他	わからない
総数	1,671	(46.6)	(6.5)	(9.8)	(1.1)	(1.8)	(2.9)	(21.2)	(18.0)	(1.4)	(1.1)	(15.3)	(2.6)
オーストラリア	215	(60.9)	(2.3)	(4.2)	-	-	(0.5)	(12.6)	(9.3)	(0.9)	-	(20.5)	(4.7)
カナダ	178	(50.0)	(8.4)	(5.1)	(2.2)	(2.8)	(1.7)	(9.0)	(8.4)	-	-	(23.6)	(4.5)
イギリス	132	(49.2)	(7.6)	(15.2)	(1.5)	(3.0)	(1.5)	(19.7)	(16.7)	(0.8)	(0.8)	(18.9)	(2.3)
フィンランド	59	(59.3)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	-	(6.8)	(13.6)	(15.3)	-	-	(10.2)	-
フランス	81	(44.4)	(3.7)	(7.4)	-	-	(2.5)	(13.6)	(12.3)	-	(2.5)	(18.5)	(3.7)
日本	89	(56.2)	(10.1)	(5.6)	(3.4)	(4.5)	-	(12.4)	(7.9)	(2.2)	-	(23.6)	(2.2)
オランダ	77	(32.5)	(3.9)	(13.0)	-	-	-	(10.4)	(20.8)	-	-	(28.6)	(3.9)
ポーランド	434	(38.2)	(6.5)	(12.2)	(0.9)	(1.2)	(6.7)	(43.3)	(36.6)	(4.1)	(3.2)	(6.9)	(1.6)
ポルトガル	207	(48.8)	(8.7)	(12.1)	(1.0)	(1.4)	(0.5)	(10.6)	(10.6)	-	(1.0)	(7.7)	(1.4)
スウェーデン	100	(42.0)	(5.0)	(18.0)	(1.0)	(5.0)	(6.0)	(15.0)	(12.0)	-	-	(20.0)	-
スイス	26	(57.7)	(19.2)	(3.8)	-	(7.7)	-	(19.2)	(3.8)	-	-	(3.8)	(3.8)
アメリカ	73	(32.9)	(8.2)	(6.8)	-	(2.7)	(1.4)	(23.3)	(11.0)	-	-	(19.2)	(5.5)

② 暴力犯罪被害(強盗, 性的暴行, 暴行・脅迫)

国名	総数	それほど重大ではない/損失がない	自分で解決した/犯人を知っていた	警察には向かない事件/警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない/証拠がない	警察は何もしてくれない	警察が怖い/警察の関与を望まない	(復讐の恐れから)あえてしない	その他	わからない
総数	3,022	(38.1)	(15.4)	(10.3)	(3.3)	(2.0)	(0.1)	(11.3)	(8.7)	(3.2)	(6.5)	(21.7)	(2.5)
オーストラリア	375	(36.8)	(13.9)	(3.2)	(6.7)	(2.1)	-	(5.6)	(3.7)	-	(4.3)	(38.9)	(1.3)
カナダ	312	(35.3)	(16.7)	(6.7)	(3.8)	(2.9)	-	(4.2)	(3.2)	(2.6)	(6.4)	(36.2)	(5.1)
イギリス	258	(24.4)	(11.6)	(8.5)	(3.9)	(1.2)	-	(10.1)	(7.8)	(3.1)	(5.4)	(29.1)	(5.0)
フィンランド	280	(55.0)	(19.6)	(5.7)	(3.9)	(1.4)	-	(6.1)	(3.9)	(0.4)	(3.6)	(13.9)	-
フランス	139	(33.8)	(20.1)	(9.4)	(0.7)	(1.4)	-	(8.6)	(10.1)	(1.4)	(7.2)	(15.8)	(1.4)
日本	61	(39.3)	(14.8)	(11.5)	(8.2)	(4.9)	-	(24.6)	(9.8)	(3.3)	(8.2)	(31.1)	(1.6)
オランダ	232	(30.2)	(15.5)	(8.2)	(2.2)	(0.4)	-	(6.0)	(5.6)	-	(3.4)	(33.2)	(3.4)
ポーランド	387	(51.7)	(14.2)	(18.9)	(2.6)	(1.6)	-	(31.3)	(26.9)	(10.1)	(16.3)	(3.1)	(1.3)
ポルトガル	140	(30.0)	(9.3)	(6.4)	(1.4)	(3.6)	(0.7)	(15.7)	(7.9)	(4.3)	(6.4)	(20.0)	-
スウェーデン	267	(34.1)	(18.7)	(16.5)	(1.1)	(3.0)	-	(9.4)	(9.0)	(3.4)	(3.7)	(16.1)	(2.6)
スイス	470	(40.2)	(15.5)	(13.0)	(1.3)	(1.7)	(0.6)	(10.2)	(5.5)	(2.8)	(5.3)	(12.1)	(4.0)
アメリカ	101	(22.8)	(10.9)	(14.9)	(10.9)	(4.0)	-	(7.9)	(8.9)	(8.9)	(5.0)	(25.7)	(1.0)

注 1 「世帯犯罪被害」「暴力犯罪被害」それぞれにおいて、いずれかの被害に遭い、かつ警察に申告しなかった者に対する、各理由を選択した者の比率(重複選択による。)を示したものである。

2 「① 世帯犯罪被害」では、スイスは不法侵入のみの数値である。

3 「② 暴力犯罪被害」の性的暴行では、「保険に入っていない」はスイスのみの選択肢である。

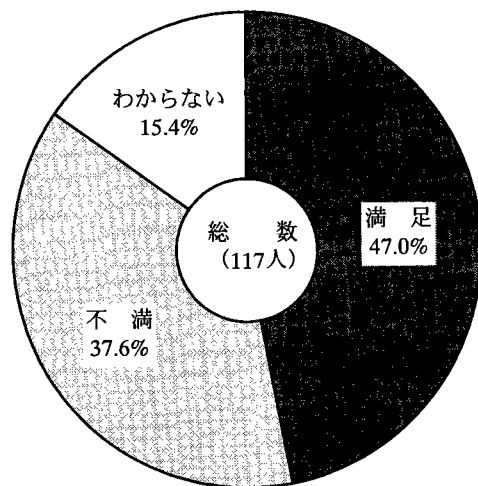
4 網掛け部分は、各国で選択された比率の上位1位・2位(「その他」を除く。)を示す。

(3) 警察の対応に対する満足度

上記(2)と同様、世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、暴力犯罪被害3罪種（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）においては、警察に申告した者に対して警察の対応に対する満足度を尋ねている。

2-10図は、我が国について、警察の対応に対する満足度を5罪種の延べ合計の比率で示したものである。おおむね半数の者が「満足」と回答している。さらに、警察の対応に対して「不満」と回答した者（44人）について、その理由を尋ねたものが、2-11図である(*4)。

2-10図 警察の対応に対する満足度（日本）

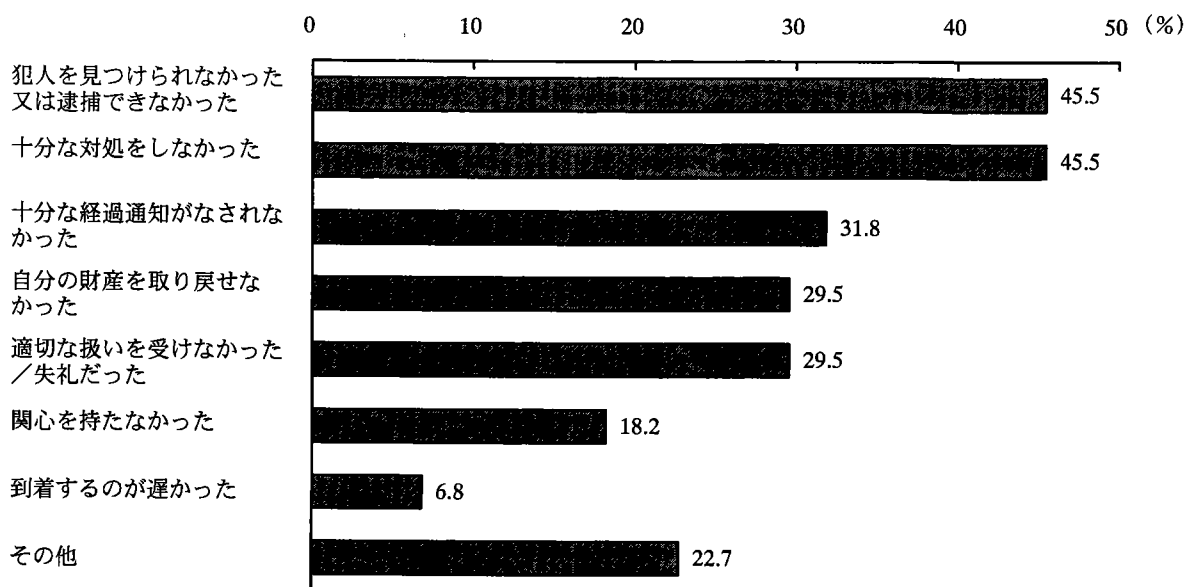


- 注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
- 2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した者に対する比率を示したものである。

(*4) 警察庁が実施した「刑事警察に関する意識調査」（平成12年6月に、全国の20歳以上の男女を層化二段無作為抽出法により2,000人抽出し、個別面接形式により1,418人を対象として実施された。）では、犯罪被害を警察に届けた者（106人）に対して、「警察の対応への満足度」及び「満足又は不満だった点」を質問している。その結果、「警察の対応への満足度」に関しては、「たいへん満足」「満足」と回答した者は39.6%（42人）、「不満」「たいへん不満」と回答した者は55.7%（59人）であった。また、「不満だった点」に関しては、「結局、犯人を検挙することができなかった」45.3%、「結局、被害金品等をすべて取り戻すことができなかった」39.6%、「警察官のことば遣い、配慮等が不適切だった」15.1%、「警察官が、なかなか来ず、対応してくれなかった」7.5%という結果であった（重複回答による）。

警察庁調査と本暗数調査とは、対象罪種は異なるものの、サンプリング手法及び調査方法は同様であり、比較・参照が可能と思われるが、警察庁調査においても、本暗数調査と同様の傾向がうかがえる。詳細は、「警察白書（平成12年版）」、p49を参照のこと。

2-11図 警察の対応の不满理由（日本）

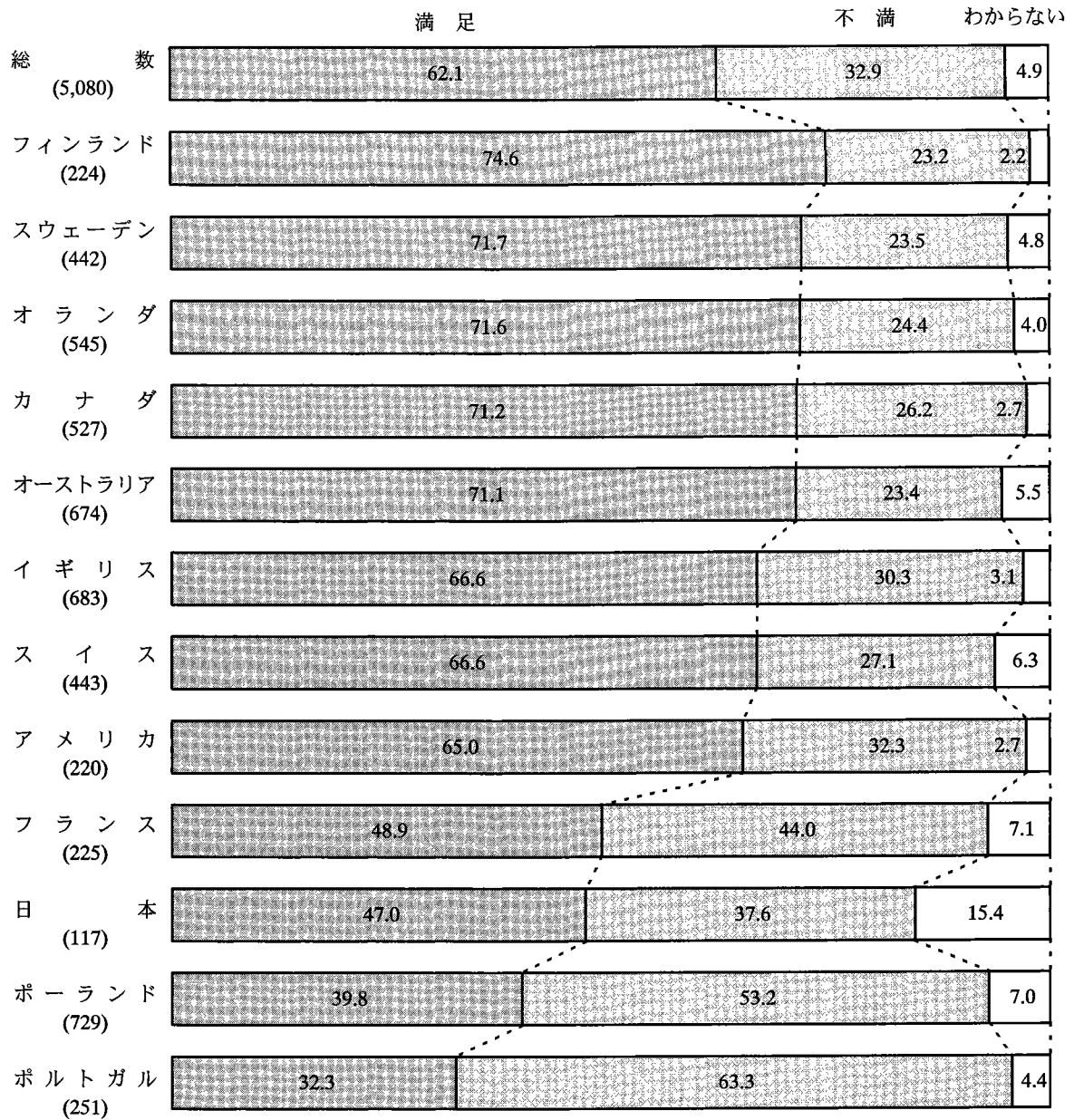


- 注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
- 2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い、警察に申告し、かつ警察の対応に「不満」と回答した者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。
- 3 「性的暴行」については、「自分の財産を取り戻せなかった」の選択肢はない。

2-12図は、12か国について、警察の対応に対する満足度を5罪種の延べ合計で示したものである。さらに、警察の対応に対して「不満」と回答した者について、その理由を尋ねたものが、2-13表である。この図及び表からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 警察の対応に対する満足度に関しては、我が国は、ポルトガル、ポーランドに次いで、「満足」と回答した者の比率が低い。
- ② 警察の対応の不满理由に関しては、全体的には、「十分な対処をしなかった」又は「関心を持たなかった」の比率が高い。比較対象国と比べた場合、「十分な経過通知がなされなかった」、「適切な扱いを受けなかった／失礼だった」の項目で、我が国の比率が最も高くなっている。
- ③ 加えて、「不満」と回答した者の比率が高かったポルトガル、ポーランド、我が国の3国に共通するのは、「犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった」の比率が高くなっている点にある。

2-12図 警察の対応に対する満足度（国別）



注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入，並びに暴力犯罪被害（強盗，性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。

2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い，かつ警察に申告した者に対する，比率を示したものであり，（ ）内は，その延べ合計人数をさす。

3 「満足」の比率が多い順に，並べかえている。

2-13表 警察の対応の不满理由（国別）

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった／失礼だった	到着するのが遅かった	その他	わからない
総数	1,673	(48.8)	(31.6)	(28.1)	(21.0)	(12.4)	(13.0)	(12.0)	(20.4)	(0.7)
オーストラリア	158	(31.6)	(16.5)	(14.6)	(1.9)	(7.6)	(10.1)	(13.3)	(34.8)	(1.9)
カナダ	138	(50.0)	(26.8)	(15.9)	(11.6)	(6.5)	(19.6)	(5.8)	(47.1)	(0.7)
イギリス	207	(36.2)	(40.1)	(14.5)	(9.2)	(8.2)	(3.4)	(8.2)	(35.7)	(1.0)
フィンランド	52	(44.2)	(44.2)	(21.2)	(11.5)	—	(11.5)	(9.6)	(13.5)	—
フランス	99	(40.4)	(31.3)	(13.1)	(20.2)	(7.1)	(16.2)	(10.1)	(10.1)	—
日本	44	(45.5)	(18.2)	(45.5)	(29.5)	(31.8)	(29.5)	(6.8)	(22.7)	—
オランダ	133	(33.8)	(15.0)	(8.3)	(7.5)	(12.0)	(15.0)	(9.8)	(29.3)	(1.5)
ポーランド	388	(61.1)	(32.7)	(63.7)	(50.0)	(18.0)	(14.9)	(18.3)	(9.0)	(0.3)
ポルトガル	159	(64.8)	(32.1)	(32.1)	(25.2)	(8.8)	(4.4)	(4.4)	(5.0)	—
スウェーデン	104	(54.8)	(40.4)	(18.3)	(15.4)	(14.4)	(23.1)	(26.0)	(8.7)	—
スイス	120	(55.8)	(44.2)	(8.3)	(2.5)	(13.3)	(10.8)	(8.3)	(12.5)	(0.8)
アメリカ	71	(42.3)	(39.4)	(18.3)	(16.9)	(23.9)	(15.5)	(12.7)	(19.7)	(1.4)

注 1 世帯犯罪被害のうち車上盗及び不法侵入、並びに暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。

2 上記5罪種のいずれかの被害に遭い、警察に申告し、かつ警察の対応に「不満」と回答した者に対する、各理由を選択した者の比率（重複選択による。）を示したものである。

3 スイスは、車上盗を除く数値による。

4 「性的暴行」については、「自分の財産を取り戻せなかった」の選択肢はない。

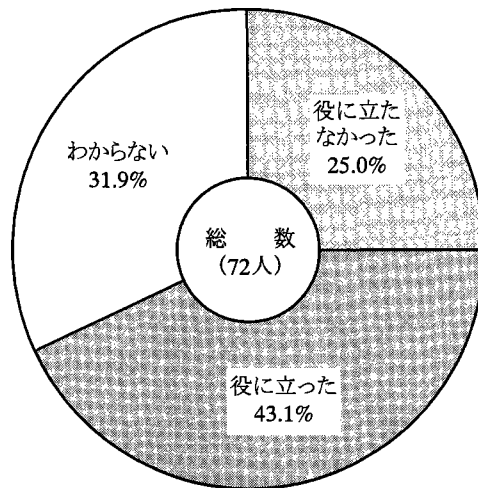
5 網掛け部分は、各国で選択された比率の上位1位・2位（「その他」を除く。）を示す。

(4) 犯罪被害者専門機関からの援助

世帯犯罪被害のうち不法侵入，暴力犯罪被害3罪種（強盗，性的暴行及び暴行・脅迫）においては，警察に申告した者に対して，犯罪被害者専門機関^(※5)に関する2つの質問を実施している。第1は，犯罪被害者専門機関から援助を受けたかどうかについて，第2は，第1で援助を受けていない者に対して，「犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは，それがあれば，あなた又はあなたの世帯にとって役に立ったと考えますか。」と尋ね，犯罪被害者専門機関から援助を受けていた場合の有用性について，それぞれ質問している。

我が国について，4罪種の延べ合計72人全員が，犯罪被害者専門機関からの援助は受けていなかった。犯罪被害者専門機関から援助を受けていた場合の有用性を4罪種の延べ合計の比率で示したものが，2-14図である。40%以上の者が「役に立った」と回答している。

2-14図 犯罪被害者専門機関からの援助（日本）



- 注 1 世帯犯罪被害のうち不法侵入，及び暴力犯罪被害（強盗，性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
 2 上記4罪種のいずれかの被害に遭い，かつ警察に申告した者に対する比率を示したものである。

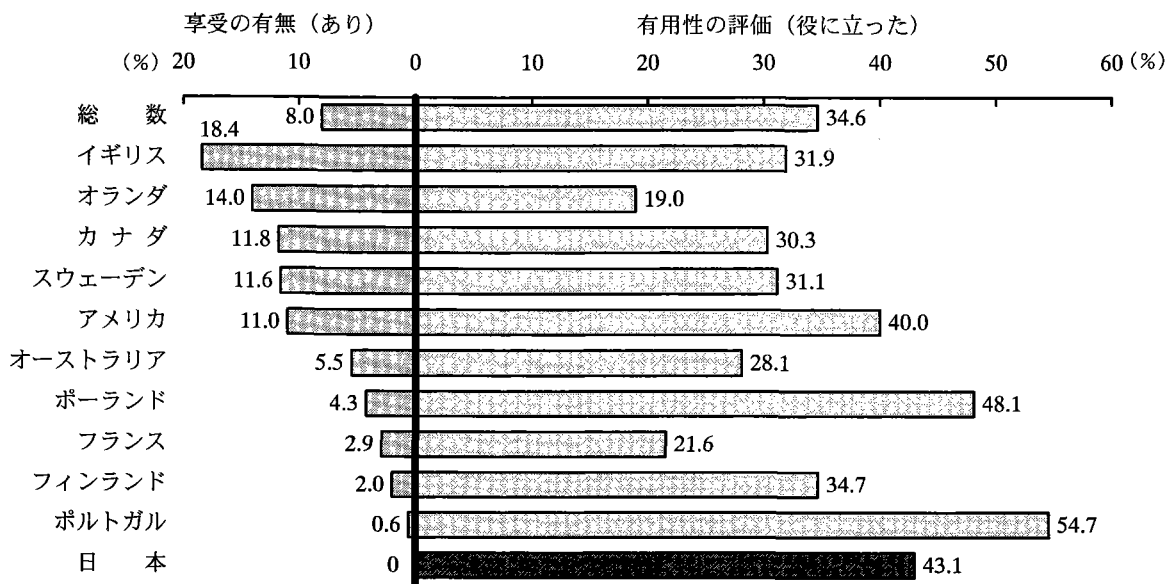
(※5) ここでは，犯罪被害者に対して，情報提供，危機介入，カウンセリング，法廷へのエスコートサービスなどの支援・援助活動を行う，民間の非営利団体又は刑事司法機関の関係団体の総称を指している。欧米諸国では1970年代から組織化が活発に行われており，比較対象国中では例えば，イギリスにおける犯罪被害者援護協会(Victim Support: VS)，フランスにおける国立被害者援助・仲裁センター (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation: INAVEM)，アメリカにおける全米被害者援助機構 (National Organization for Victim Assistance: NOVA) 及び全米犯罪被害者センター (The National Center for Victims of Crime: NCVIC) などが知られている。我が国では，専門家組織としては，1992年に東京医科歯科大学難治疾患研究所に，犯罪被害者相談室が開設された。民間ボランティア組織としては，まず1995年に水戸被害者援助センター，翌年に大阪(YWCA)被害者相談室が発足して，その後も開設が続いた。そして1998年には，これら民間ボランティア組織相互の連携を目的として，全国被害者支援ネットワークが構築され，全国で20団体が加盟している（平成13年5月現在）。

詳細は，諸澤（1998），宮澤・國松ら（2000a）（2000b），法務総合研究所（2000），警察庁のホームページを参照のこと。

2-15図は、スイスを除く11か国について、犯罪被害者専門機関からの援助に関する4罪種の延べ合計の比率を、享受を受けた比率と有用性の評価の2側面を対比して示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 享受を受けた比率に関しては、比較対象国間で格差が大きく、イギリスでは5～6人に1人、オランダでは7人に1人が援助を受けている計算になる。1人も援助を受けていないのは我が国だけである。
- ② 有用性の評価に関しては、これも比較対象国間で格差が大きく、最も高いポルトガルと、最も低いオランダとでは、約36ポイントの開きが見られる。
- ③ 我が国やポルトガルのように、享受を受けた比率が低い国は、有用性の評価が高く、逆に、オランダのように享受を受けた比率が高い国は、有用性の評価が低い傾向が見出せる。我が国やポルトガルでは、本調査を実施した時点では、犯罪被害者に対する援助活動はそれ程活発ではなく、援助機関に対する期待感やニーズが、数値に表れたと推測できよう。

2-15図 犯罪被害者専門機関からの援助（国別）



- 注 1 世帯犯罪被害のうち不法侵入、及び暴力犯罪被害（強盗、性的暴行及び暴行・脅迫）を対象としている。
- 2 上記4罪種のいずれかの被害に遭い、かつ警察に申告した者（一部の国では、被害にあった者全員）に対する比率を示したものである。
- 3 ポーランドは不法侵入を除く数値により算出しており、スイスは未調査である。
- 4 「享受の有無」において、比率の高い順に並べかえている。

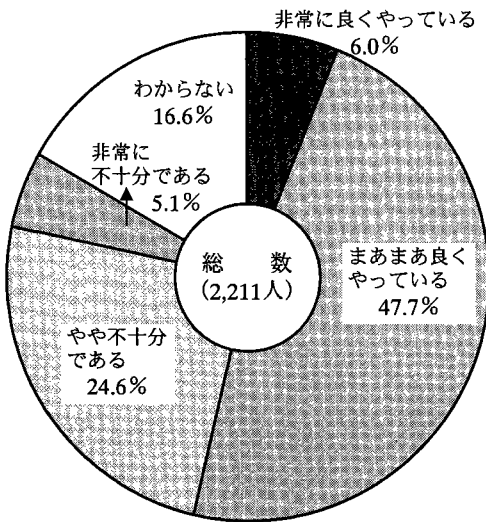
(5) 警察活動に関する認識

すべての調査対象者に対して、警察活動に関する認識について、2つの質問を実施している。質問紙では、「すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。」(以下、「防犯活動」とする。),「それでは警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については、……。」(以下、「親切さ」とする。)と尋ねている。

2-16図は、我が国について、警察活動に関する認識を示したものである。「非常に良くやっている/まあまあ良くやっている」又は「全く同感/どちらかと言えば同感」の各合計は50%を超えており、警察活動に関して高い評価をしていることがうかがえる。

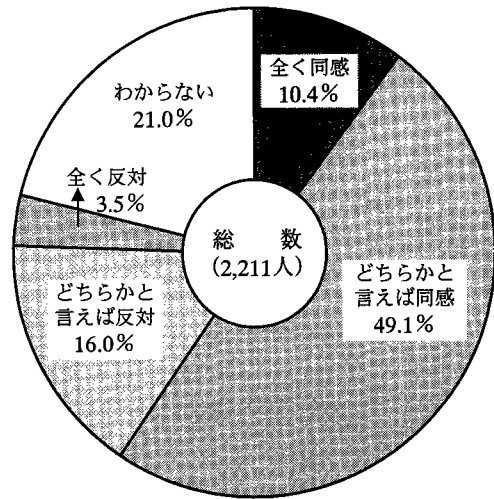
2-16図 警察活動に関する認識（日本）

① 防犯活動



② 親切さ

(できる限りのことをやっている、役立っている)

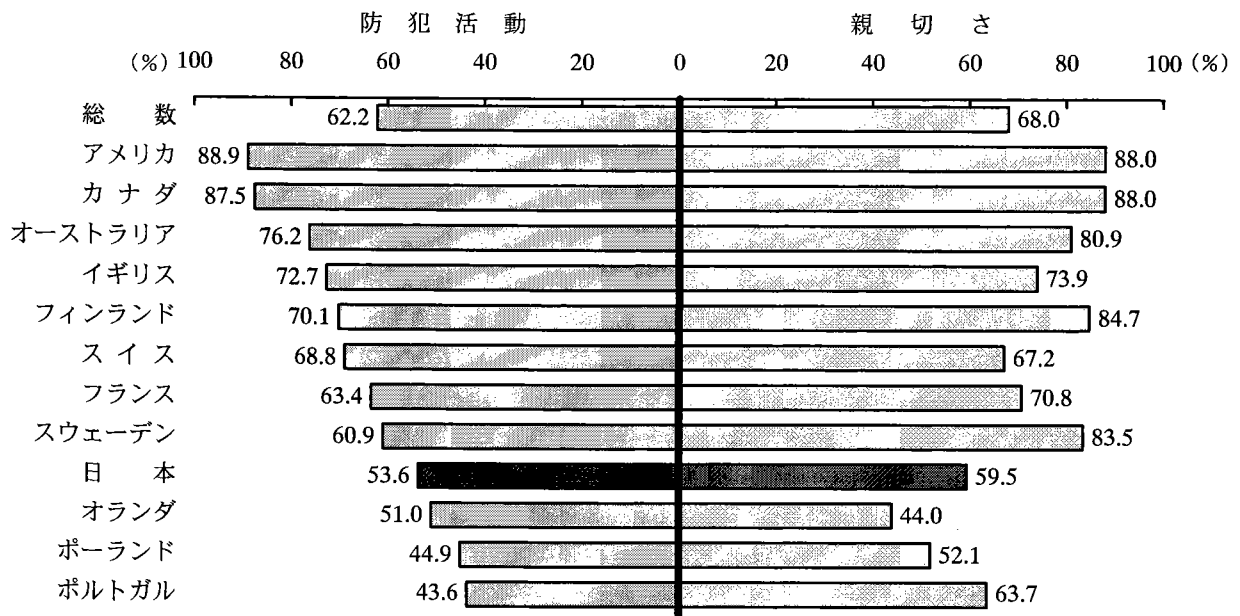


注 「① 防犯活動」は「すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。……」, 「② 親切さ」は「それでは警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については……」と、それぞれ質問している。

2-17図は、12か国について、警察活動に関する認識を、防犯活動及び親切さの2側面に対比して示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「防犯活動」と「親切さ」は、同様の回答傾向を示している。
- ② 我が国は、「防犯活動」「親切さ」ともに、他の比較対象国と比べて、高い評価をしている者の比率が低い。その一因として、本調査実施時が、警察官による不祥事がマスコミ等で報道されていた時期と偶然重なったことが、多分に影響した可能性がある^(*)。よって、本結果をもって、「我が国の国民は、警察活動に対して低く評価している。」と結論付けるのは早計であろう。今後、同種質問項目により、経年比較をすべきものとする。

2-17図 警察活動に関する認識 (国別)



- 注 1 「防犯活動」は、「非常に良くやっている」「まあまあ良くやっている」, 「親切さ」は、「全く同感」「どちらかと言えば同感」を、それぞれ合計した比率による。
- 2 「防犯活動」において、比率の高い順に並べかえている。
- 3 我が国の場合、本調査実施時が、警察官による不祥事がマスコミ等で報道されていた時期と重なったことが、多分に影響している可能性があるため、国際比較は慎重にされたい。

③ 上記②とも関連するが、ポルトガルやポーランドにおいて低い評価をしている者の比率が高い要因として、警察官による汚職が考えられる。1999年の汚職において、直近の事件にかかわった職員が警察官であったものは、ポルトガルでは50.0% (12人)、ポーランドでは47.8% (118人)であり、他の比較対象国と比べると、人数、比率ともに目立っている。そこで、汚職の有無と警察活動に関する認識との関連を12か国合計で見ると、汚職に遭ったことがない場合は、防犯活動で62.5%、親切さで68.4%の者が高い評価をしている。一方、警察官による汚職に遭った場合 (141名) は、防犯活動で27.0%、親切さで33.3%の者しか高い評価をしていない。たとえ汚職に遭ったことがなくても、警察官による汚職が、広く国民の間で一般的となっている国においては、警察の防犯活動そのものへの評価にも影響するものと考えられる (詳細は、参考資料1 (Q23) を参照のこと)。

(* 6) 脚注 (* 4) で記した「刑事警察に関する意識調査」では、「犯罪の捜査について、警察の活動をどう思いますか。」と質問し、「全般的によくやっている」「凶悪犯罪など重大な犯罪はよいが、身近な日常犯罪は不満だ」「身近な日常犯罪はよいが、凶悪犯罪など重大な犯罪は不満だ」「全般的に不満だ」の中から選択させている。その結果、「全般的に不満だ」が37.1%で最も多く、昭和47年に内閣総理大臣官房広報室が実施した「警察に関する世論調査」の結果 (5.8%) と比較すると、大きく上昇している。また、「身近な日常犯罪は不満だ」25.5% (昭和47年調査では17.5%)、「凶悪犯罪など重大な犯罪は不満だ」10.5% (同4.6%) もそれぞれ上昇しており、「全般的によくやっている」は20.3%で、昭和47年調査の結果 (47.8%) と比較すると、大きく低下している。

警察庁調査の質問は「犯罪の捜査」に限定しているものの、サンプリング手法及び調査方法は本暗数調査と同様であり、比較・参照が可能と思われるが、警察庁調査においても、調査実施時期が平成12年6月ということもあってか、国民が警察活動に対して低い評価をしていることがうかがえる。詳細は、「警察白書 (平成12年版)」, p51を参照のこと。

3 犯罪・防犯等に関する認識及び態度

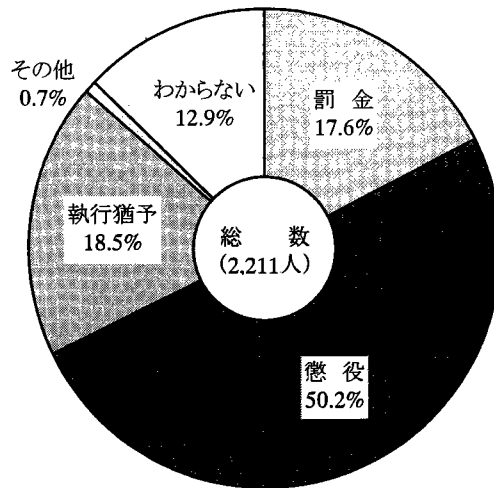
ここでは、回答者が犯罪・防犯等に関して、どのような認識をもち、どんな態度をとっているのかを探るために、「犯罪者に対する量刑意見」、「青少年犯罪対策に関する意見」、「銃器の所有」、「住居の防犯設備」、「夜間外出頻度」及び「犯罪被害に対する不安」について取り上げる。

(1) 犯罪者に対する量刑意見

すべての調査対象者に対して、犯罪者に対する量刑意見について、2つの質問を実施している。質問紙では、「犯罪者に科せられる処罰については人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な刑はこの中のどれだと思います。」と尋ね、拘禁刑である「懲役 (imprisonment)」を選択した者に対してはさらに、適当な懲役期間（拘禁刑の期間）を尋ねている。

2-18図は、我が国について、犯罪者に適当な刑の種類を示したものである。おおむね半数の者が「懲役」を選択している。適当な懲役期間については、「6か月以上12か月未満」(23.0%)、「1年以上2年未満」(22.8%)、「1か月以上6か月未満」(18.9%)の順となっており、70.4%が2年未満の範囲で回答している。その一方で、10年以上の有期懲役を選択した者が19人(1.7%)、「無期刑」を選択した者が7名(0.6%)いることも注目される(*7)。

2-18図 犯罪者に適当な刑の種類（日本）



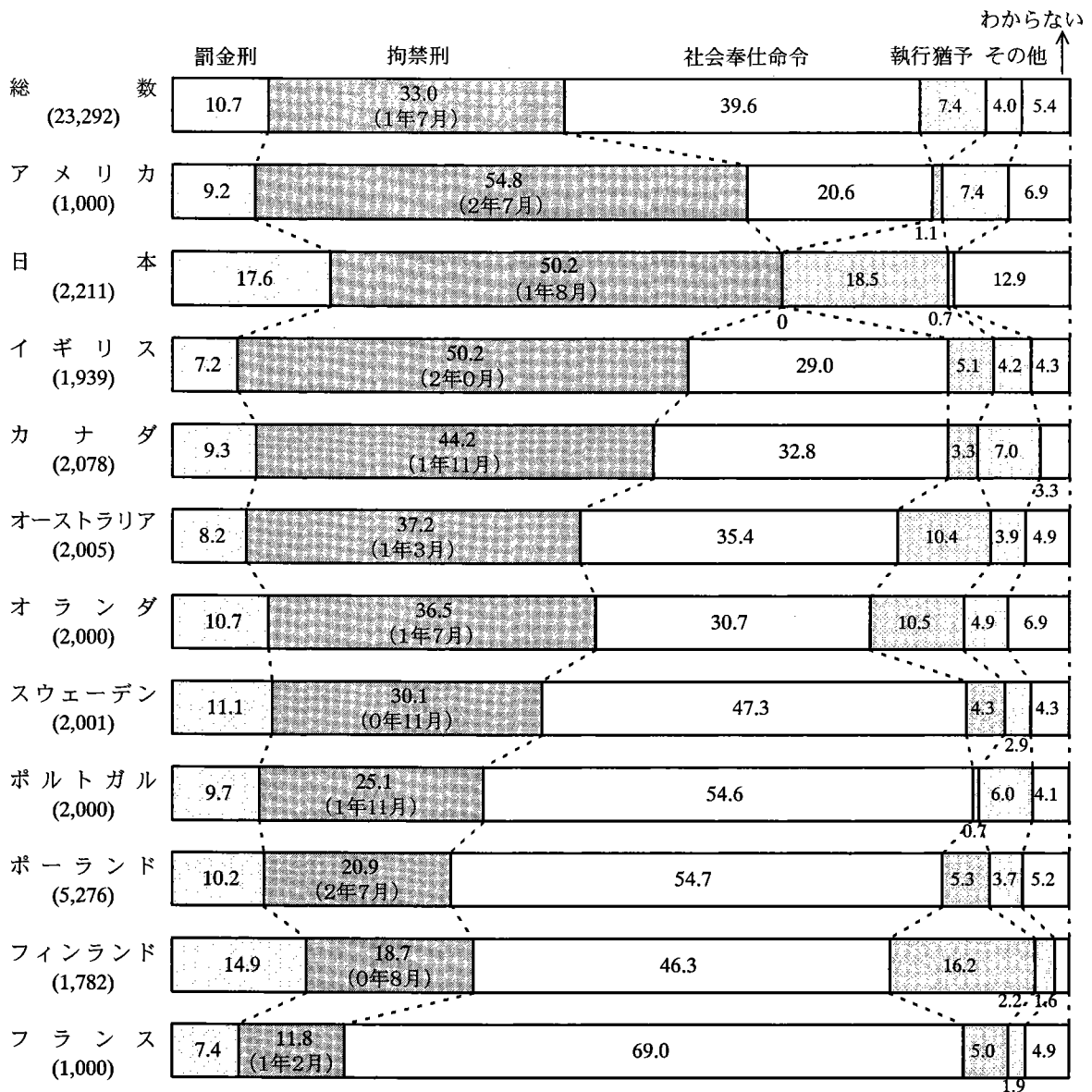
注 「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑はこの中のどれだと思いますか。」と質問している。

(*7) 住居侵入・窃盗の法定刑や被害品等から、実務に即して考えれば、相当厳しい懲役期間を選択している者が多いといえよう。本事例中の、加害者の年齢及び性別、罪名、被害品よりも、「二度目」という箇所を重視したものと推測される。

2-19図は、スイスを除く11か国について、犯罪者に適当な刑の種類及び拘禁刑の期間を示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「拘禁刑」を選択した者の比率では、我が国は、アメリカに次いで高い。
- ② 「罰金刑」又は「執行猶予」を選択した者の比率は、我が国が最も高い。他の比較対象国では、「社会奉仕命令」を選択する比率が、拘禁刑と同様に高くなっている。その理由として、我が国には社会奉仕命令の制度がなく、そのため選択肢から「社会奉仕命令」を除いた経緯があり、拘禁刑では重すぎると考えた場合、罰金刑又は執行猶予を選択したことも理由の一つとして考えられる。

2-19図 犯罪者に適当な刑の種類（国別）



注 1 「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑はこの中のどれだと思いますか。」と質問している。
 2 「拘禁刑」の()内は、「適当な拘禁刑の期間」の平均年月をさし、数値は「2000年ICVS報告書」による。
 3 スイスは、未調査である
 4 日本には、「社会奉仕命令」の選択肢はない。
 5 拘禁刑の比率の高い順に、並べかえている。

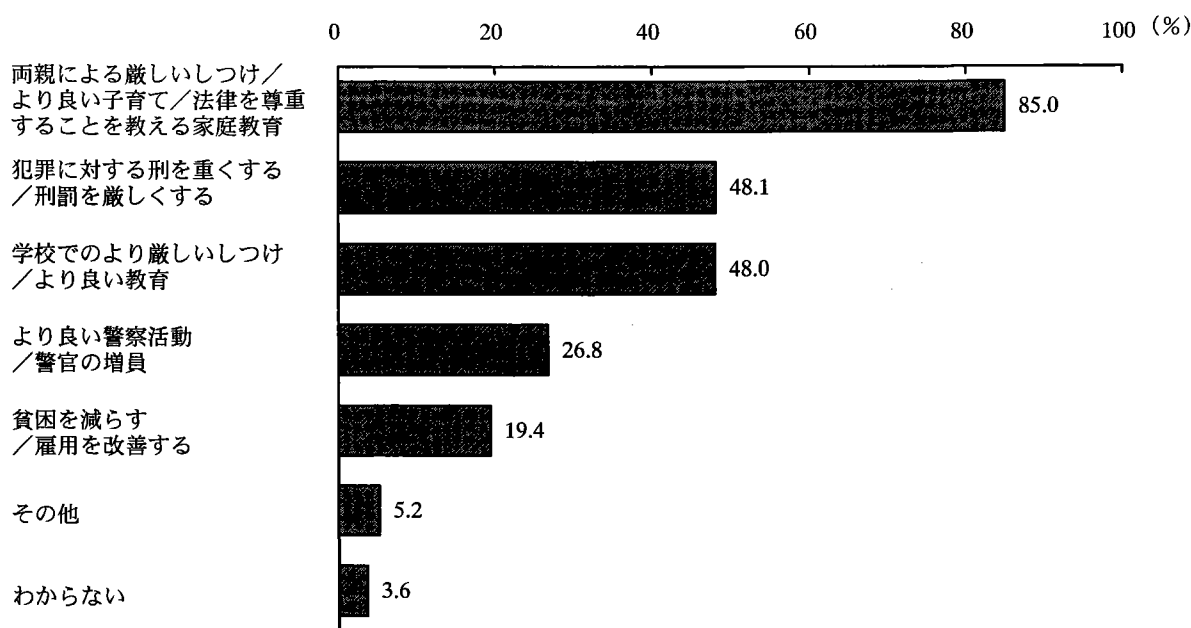
③ 適当な拘禁刑の期間を見ると、アメリカ、イギリス及びカナダは、拘禁刑を選択した比率も高く、その期間も長く、刑の種類も刑期も厳しい傾向がうかがえる。一方、ポルトガル及びポーランドは、拘禁刑を選択した比率は低いですが、その期間は長くなっている。我が国は全体的にみると、平均期間は他の比較対象国と同様であるが、その中から比較的長期刑を相当と考える者（我が国は10年以上、他の比較対象国は11年以上とし、終身刑又は無期刑を含む。）を抽出すると、2.3%にのぼり、アメリカ、ポーランドに次いで高いという結果となった。

(2) 青少年犯罪対策に関する意見

すべての調査対象者に対して、青少年犯罪対策に関する意見を聞いている。質問紙では、「青少年による犯罪に対する懸念が高まっています。青少年による犯罪を減らす為に最も有効だと考えている措置はありますか。3つまであげてください。」と尋ねている。

2-20図は、我が国について、青少年犯罪対策に関する意見を示したものである。ほとんどの者が家庭教育に関する事項を選択しており、次いで、厳罰化に関する事項、学校教育に関する事項を選択している。

2-20図 青少年犯罪対策（日本）

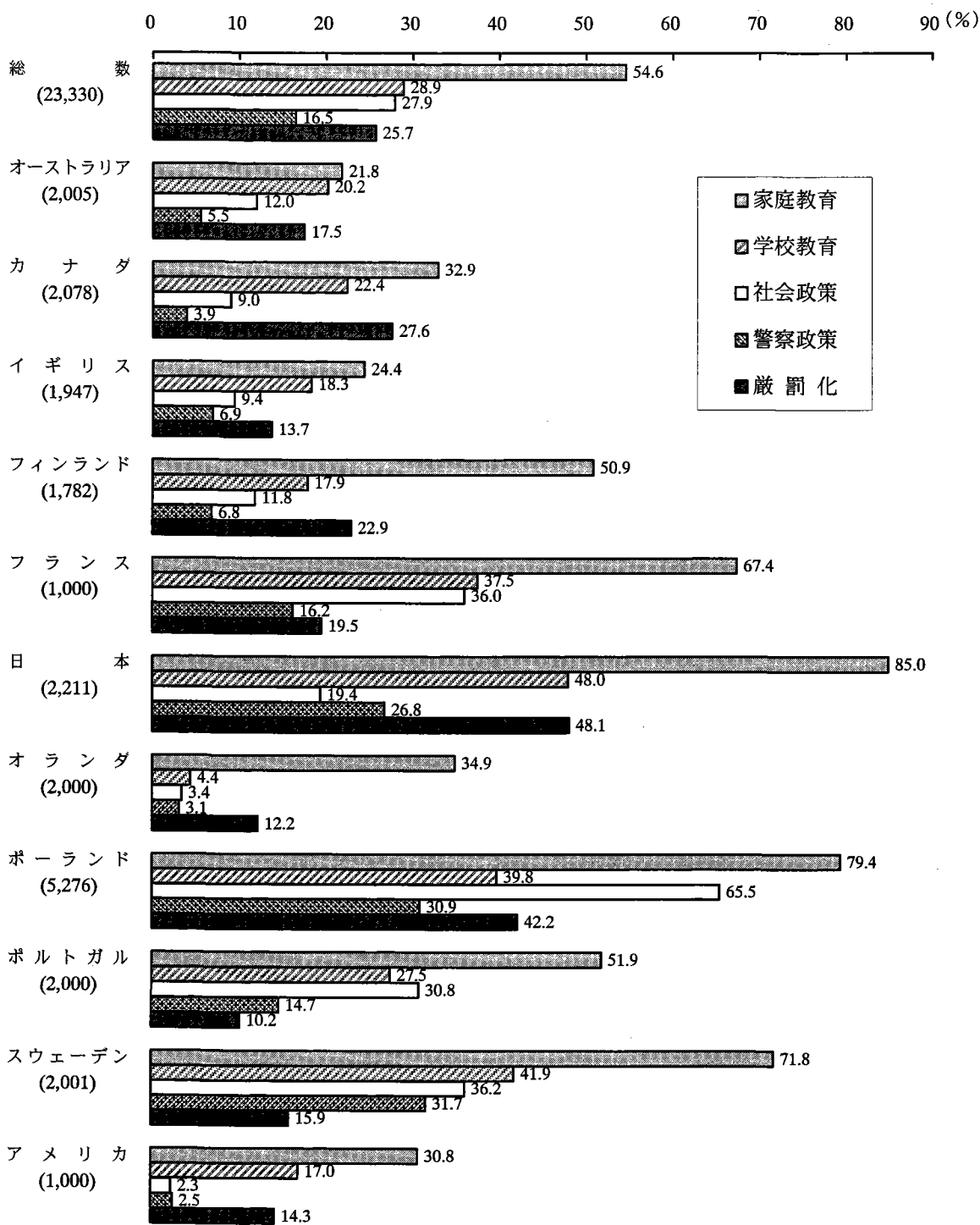


注 重複選択（最多3項目まで）による。

2-21図は、スイスを除く11か国について、青少年犯罪対策に関する意見を示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 11か国すべてにおいて、「家庭教育」に関する事項が、最も選択されている（「その他」及び「わからない」を除く。）。
- ② 我が国は、「家庭教育」、「学校教育」及び「厳罰化」において、比較対象国中で最も高い比率となっている。特に「厳罰化」の比率は、他の比較対象国では約4人に1人の計算となるが、我が国では

2-21図 青少年犯罪対策（国別）



注 1 各項目の質問は、以下による。
 「家庭教育」 両親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律を尊重することを教える家庭教育
 「学校教育」 学校でのより厳しいしつけ／より良い教育
 「社会政策」 貧困を減らす／雇用を改善する
 「警察政策」 より良い警察活動／警官の増員
 「厳罰化」 犯罪に対する刑を重くする／刑罰を厳しくする

2 重複選択（最多3項目まで）による。
 3 スイスは、未調査である

約2人に1人となる(*8)。全体として、「貧困を減らす／雇用を改善する」を除いて、我が国とポーランドの回答パターンがよく似ている。

(3) 銃器の所有

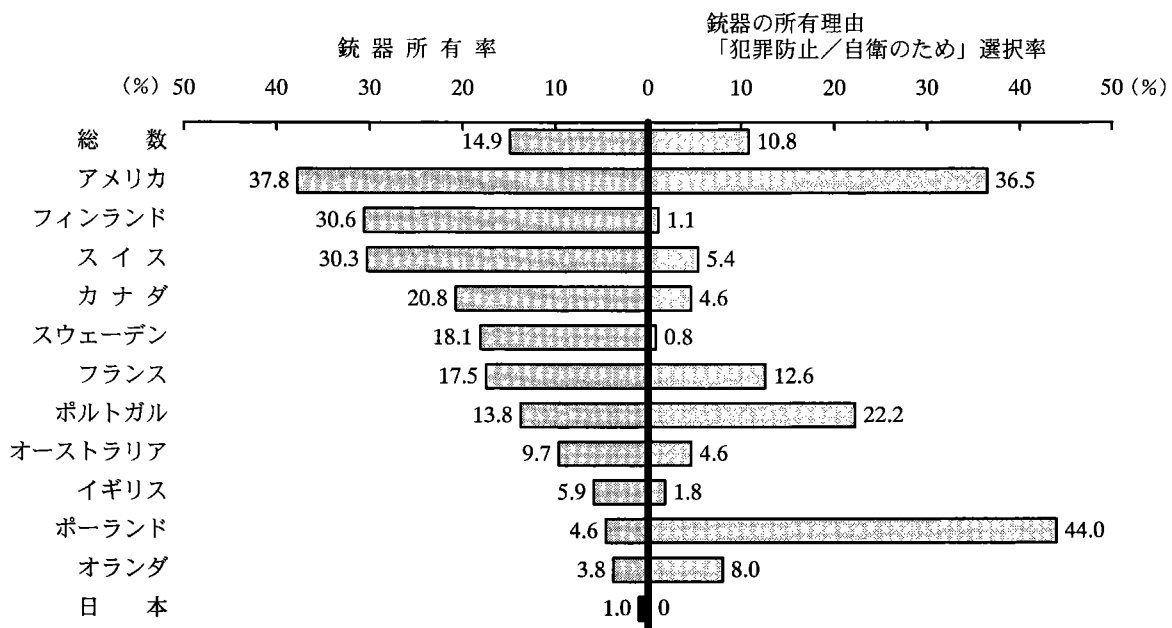
すべての調査対象者に対して、銃器の所有に関連して、所有の有無、所有している銃器の種類及び所有理由の3つの質問を実施している。

ア 基礎的データ

我が国についてみると、銃器を所有している者の比率（以下、「銃器所有率」とする。）は1.0%（22人）で、その種類としては、「空気銃」が約半数を占めている。また、銃器の所有理由としては、約半数が「狩猟のため」又は「収集物（コレクターズアイテム）」を選択している（参考資料1（Q35）参照）。

2-22図は、12か国について、銃器所有率と、銃器の所有理由のうち「犯罪防止／自衛のため」を選択した比率を、対比して示したものである。この図等からうかがえる特徴は以下のとおりである。

2-22図 銃器の所有（国別）



注 「銃器所有率」において、比率の高い順に並べかえている。

- ① 銃器所有率に関しては、国による格差が大きく、アメリカ、フィンランド及びスイスでは、約3人に1人が銃器を所有している計算となる。一方我が国は、比較対象国中で最も低い所有率となっている。
- ② 銃器の所有理由を見ると、ほとんどの国では、「狩猟のため」又は「射撃（スポーツ）」が最も選

(*8) 平成12年12月に実施された「世論調査」によると、「今後、政府に対して、力を入れてほしいと思うことをこの中からいくつでもあげてください。」との質問に対して、28項目中、「犯罪対策」は7位（35.5%）、「教育・青少年対策」は8位（35.3%）であった。これを前回調査（平成10年12月実施）と比較すると、「犯罪対策」は9.6ポイント、「教育・青少年対策」は7.3ポイント、それぞれ上昇しており、選択肢中で最も上昇した項目であった。この「世論調査」の結果からも、「厳罰化」などの国策をとおして犯罪者及び非行少年に対処すべきであると、国民が認識していることが分かり、本調査の結果と通じる点がかがえる。詳細は、内閣府大臣官房政府広報室(2001b)を参照されたい。

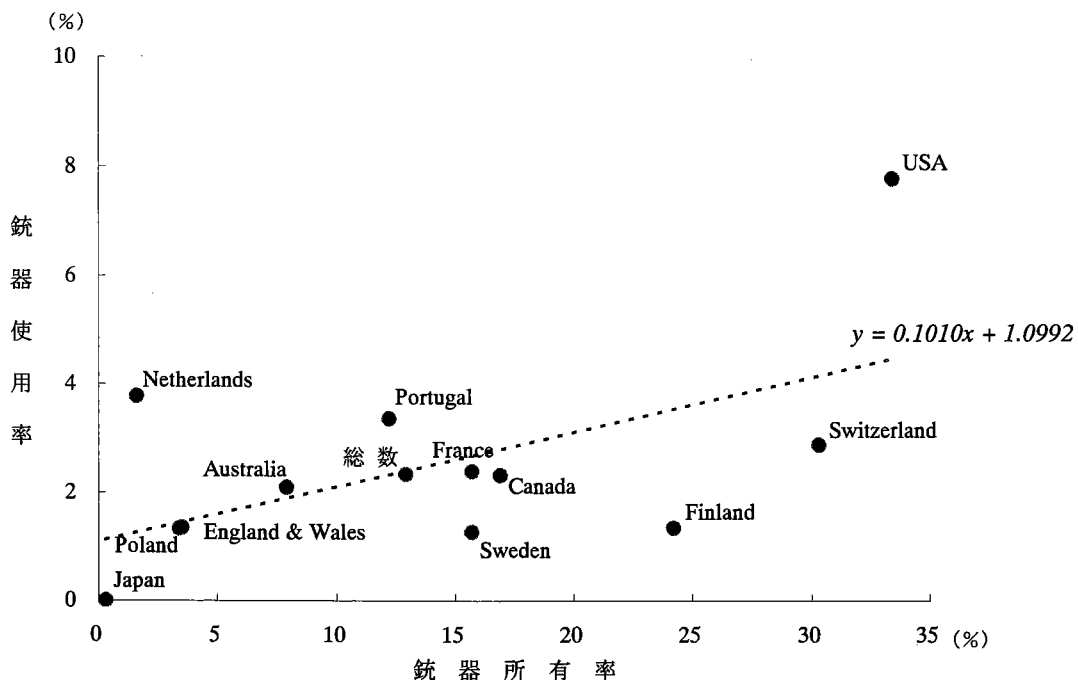
択率が高い。多くの者は、明確な目的の下に、銃器を所有していることがうかがえる。

- ③ ポーランドは、銃器の所有理由では「犯罪防止／自衛のため」が最も選択率が高い。アメリカもポーランドと並んで選択率が高い。このことから、アメリカでは、狩猟や射撃等の他に犯罪防止のためなど、多目的で銃器を所有していることが一因で、銃器所有率が高くなっているという傾向が、ポーランドでは、銃器を所有することはあまり一般的ではないが、国民の一部を占めるであろう銃器所有者の多くは、自分の身を守るために所有しているという傾向が、それぞれうかがえる。

イ 他の要因との関連

2-23図は、12か国について、銃器所有率(ただし、空気銃を除く。)と、暴力犯罪被害3罪種(強盗、性的暴行及び暴行・脅迫)で銃器が使用された比率(*9) (以下、「銃器使用率」とする。)を3罪種の延べ合計比率で算出し(「1(5)犯人・凶器等」の項を参照。), この両者の関連を散布図(*10)で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

2-23図 銃器所有率と銃器使用率との関連(国別)



- 注 1 「銃器使用率」とは、いずれかの暴力犯罪被害(強盗、性的暴行、暴行・脅迫)に遭った際に、銃器が使用された場合の、延べ合計比率をさす。
 2 図中の直線及び式(回帰式)は、総数を除いた12か国のデータで作成したものである。
 3 「銃器」には、空気銃を除く。

(*9) 質問紙では、「凶器は実際に使われましたか。……銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。」として、加害者が犯行時に、単に所持していた場合と、実際に使用された場合とを分けている。ここでは、犯行に使用されたことに着目して、便宜上両者を合わせて「使用」としている。

(*10) ここでは、銃器所有率を原因(独立変数)、銃器使用率を(従属変数)と見なして、回帰分析を行っている。2-23図中に示した回帰式は、

$$\text{銃器使用率} = 0.1010 \times \text{銃器所有率} + \text{切片} (1.0992)$$

であることを意味する。

- ① 散布図を見ると、右肩上がりの直線を描くことができ、銃器所有率が高い国ほど、銃器使用率も高くなる傾向がうかがえる(*11)。
- ② 散布図中の直線（回帰直線）から距離が離れている国に着目すると、フィンランドは、銃器所有率が高い割には銃器使用率が低い。一方、オランダやアメリカは、銃器所有率と比較すると、銃器使用率が高い。これは、銃器入手の容易さと銃器使用率が必ずしも一致していないことが理由の一つとして考えられる。

(4) 住居の防犯設備

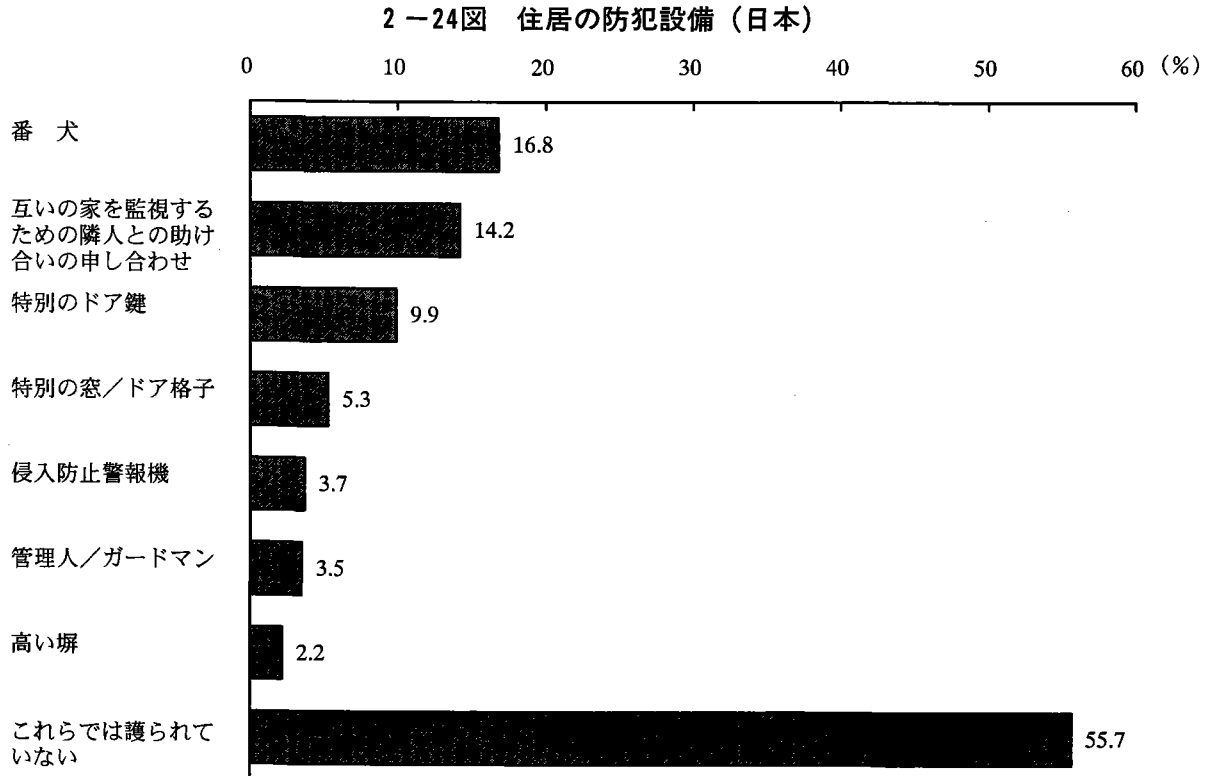
ア 基礎的データ

すべての調査対象者に対して、自宅の防犯設備を聞いている。質問紙では、「あなたの家の防犯設備についてお聞きします。あなたの家はここにあげるようなものによって護られていますか。」と尋ねている。

2-24図は、我が国について、住居の防犯設備を示したものである。半数以上が「これらでは護られていない」としている。

(*11) 確かに、銃器の入手が容易であることが、銃器を使用した犯罪を増加させる重大な要因となることは予想がつく。銃器所有率が比較対象国中で最も低い我が国の、平成11年（本調査対象期間）における銃器犯罪の概況をみると、発生（認知）件数は242件で、これを罪名別に見ると、強盗・同未遂110件（全認知件数の2.6%）、殺人・同未遂42件（同3.3%）、恐喝・同未遂12件（0.08%）、傷害12件（0.06%）などとなっており、過去5年間ほとんど変動はない。検挙件数は106件であるが、このうち71件（67.0%）は、暴力団構成員及び準構成員によるものとなっている。したがって、我が国の銃器犯罪の大半は、暴力団対立抗争事件等であり、一般市民が被害に遭う場合は少ないといえよう（なお数値は、警察庁（編）「平成11年の犯罪」及び警察庁生活安全局銃器対策課（編）「平成11年の銃器情勢」による。）。

また、社会心理学の分野における、「けん銃やナイフなどの武器は、人間の攻撃性に影響を与える」という「攻撃手掛かり仮説」は、あまりにも有名である。バーコヴィッツとルペイジ（Berkowitz & Lepage）は、武器（けん銃）の挑発効果に関する実験を行った。その結果、①武器が近くにあった場合の方が、攻撃行動をとりやすかった。ただし、単なる物（バドミントンのラケット）では、影響はなかった。②統計的有意差は見られなかったが、その武器が、挑発をもたらした本人の物である場合の方が、やや攻撃行動を起こしやすかった。③怒っている人の方が、より攻撃行動を起こしやすかった。以上から、攻撃に結びついた武器の存在は、人が怒りを挑発されているときには、攻撃を促進する傾向があることを示唆し、バーコヴィッツの言葉を借りれば、「銃の引き金を引くのは人の指であるが、その指を引っ張るのは引き金である」といえよう。以上について、詳細は齊藤（1987）を参照されたい。



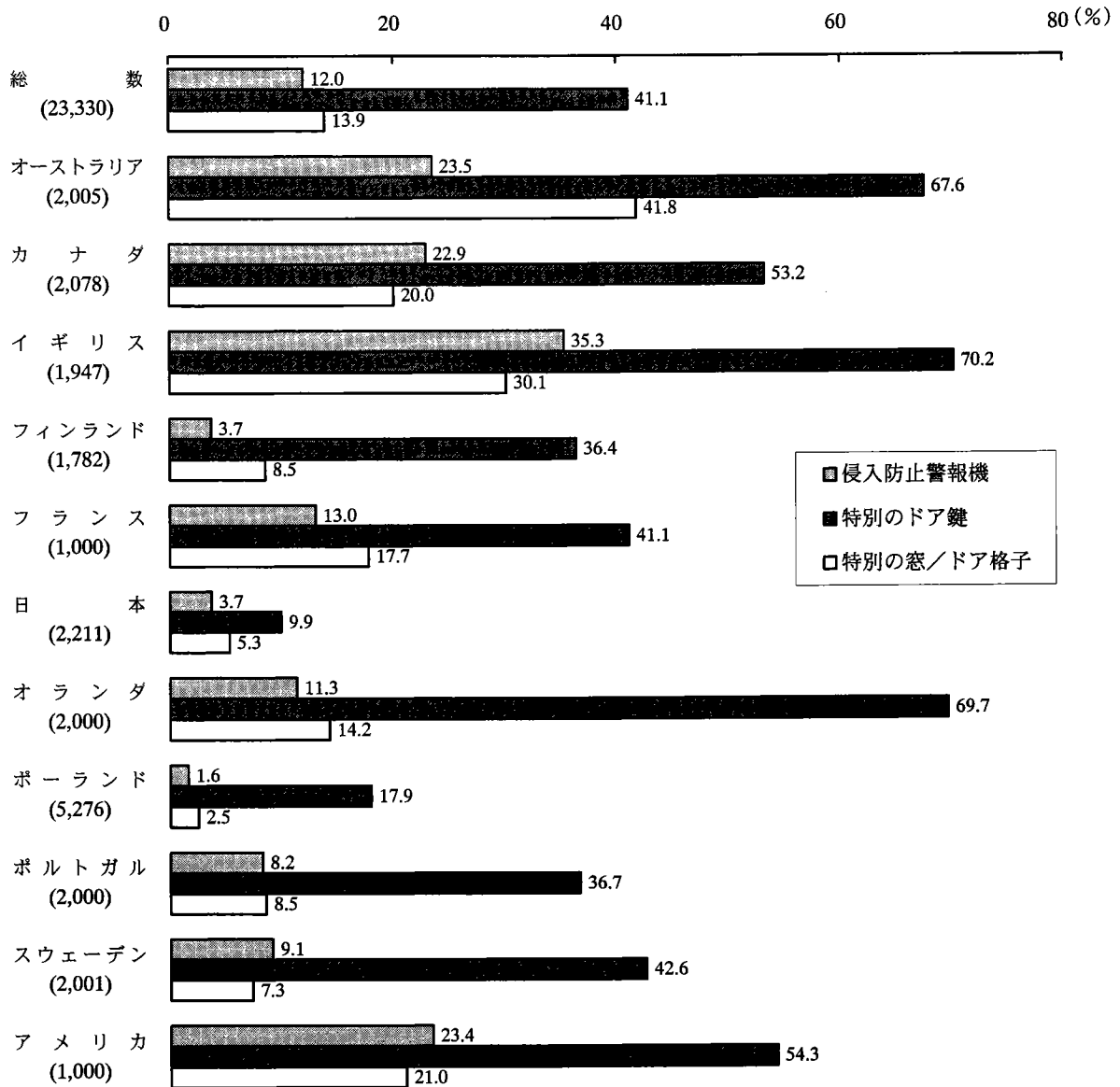
注 重複選択による。

2-25図は、スイスを除く11か国について、住居の防犯設備のうち「侵入防止警報機」、「特別のドア鍵」及び「特別の窓/ドア格子」の該当する比率を示したものである。この図等からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「これらでは護られていない」と回答した者の比率は、我が国では55.7%にのぼり、比較対象国中で最も高い比率となっている。よって、住居の防犯設備が全く備わっていない世帯は、我が国が最も多いことがうかがえる^(*12)。
- ② 「特別のドア鍵」については、オーストラリア、カナダ、イギリス、オランダ及びアメリカの半数以上の世帯に備わっている一方、我が国では10%に満たなく、比較対象国中で最も低い比率となっている。「侵入防止警報機」及び「特別の窓/ドア格子」に関しても、我が国は、ポーランドに次いで低い比率である。
- ③ 他の比較対象国では、上記②のような「ハード面」の防犯設備のほか、「公的な近隣自警団組織」(a formal neighborhood watch scheme) 又は「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」といった「ソフト面」についても、比較的選択されている。なお我が国では、「公的な近隣自警団組織」はもともと選択肢中に盛り込まれていなく、「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」は、ポルトガルに次いで低い比率となっている。
- ④ 回答者1人当たりの選択数（「これらでは護られていない」及び「回答拒否」を除く。）を比較す

(*12) 「これらでは護られていない」の選択肢に対して、「これまで列举された設備はないが、その他の設備によって護られている」と解釈した回答者が、皆無とは言い切れない。しかし、「防犯設備としては、特に該当するものはない」と解釈するのが自然であろう。

2-25図 住居の防犯設備（国別）



注 1 重複選択による。
 2 スイスは、未調査である

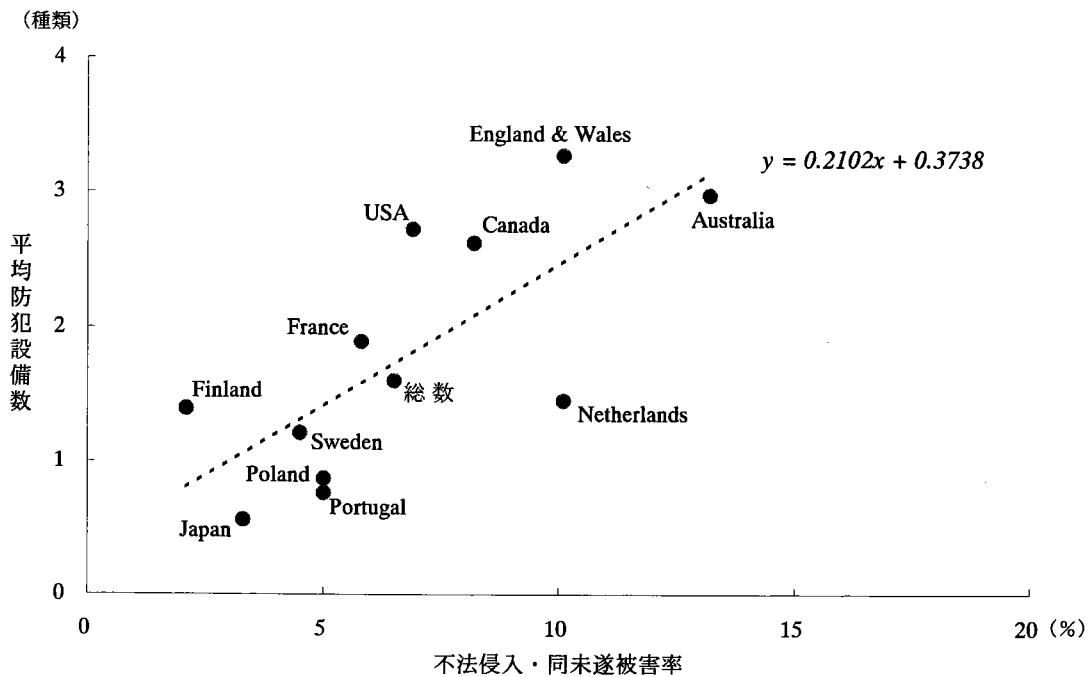
ると、最も多いのがイギリスの3.4種類で、以下、オーストラリア(3.1種類)、アメリカ(3.0種類)、カナダ(2.8種類)と続いており、11か国総数では2.2種類である。一方我が国は1.3種類となっており、比較対象国中で最も低い。

⑤ 以上から、他の比較対象国では、防犯設備が備わっている比率が高く、しかも、ハード、ソフト両面による複数の防犯設備によって住居が護られている（例えば、侵入防止警報機も特別のドア鍵も設置されているし、公的な近隣自警団組織も有している。）^(*13)。一方我が国は、防犯設備が備わっている比率が低く、たとえ備わっていても、単一の設備等しかないことがうかがえる。

イ 他の要因との関連

次に、防犯設備にかかわりが深いと思われる要因との関連について見たい。2-26図は、スイスを除

2-26図 防犯設備と不法侵入・同未遂被害率との関連（国別）



注 1 「平均防犯設備数」とは、「これらでは護られていない」と回答した者を「防犯設備なし」とみなした上で、一国当たりの平均防犯設備数を算出したもので、以下の式による。

$$\text{平均防犯設備数} = \frac{\text{防犯設備の延べ数}}{\text{総回答者数} - \text{回答拒否者数}}$$

2 図中の直線及び式（回帰式）は、総数を除いた11か国のデータで作成したものである。

3 スイスは、「住居の防犯設備」について未調査であるため、図中に含まれていない。

(*13) ノリスとカニアスティ (Norris & Kaniasty, 1992) は、アメリカ・ケンタッキー州において、防犯設備（警戒行動）の種類別に、不安全般との関連を調査した。調査結果の概要は以下のとおりである。①専門家行動（本調査では「管理人／ガードマン」「公的な近隣自警団組織」が該当しよう。）は、あまり頻度は高くなかったが、犯罪多発地域ではかなり使われていた。②鍵行動（本調査では「特別のドア鍵」が該当しよう。）の使用は、一般に高く、特に居住地域があまり安全であると感じず、アパートなどの短期居住者において高かった。また、鍵行動が高ければ高いほど、心理的苦惱度（うつ的傾向、一般不安度及び恐怖性不安度）は低かった。③隣人行動（本調査では「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」が該当しよう。）は、鍵行動以上に一般的に用いられており、特に長期居住者には共通して見られた行動であった。また、心理的苦痛を緩和しストレス緩衝機能をもつ社会的支援につながっているとも考えられ、今後の防犯設備（警戒行動）の一つとして有望であると思われた。

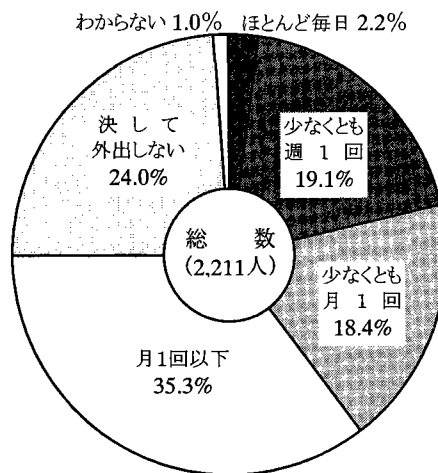
く11か国について、平均防犯設備数と不法侵入・同未遂被害率（過去5年間）との関連を散布図^(*14)で示したものである。右肩上がりの直線を描くことができ、不法侵入・同未遂被害率が高い国ほど、平均防犯設備数が高くなる傾向がうかがえ、非常に了解可能な結果となっている^(*15)。

(5) 夜間外出頻度

すべての調査対象者に対して、夜間外出頻度を聞いている。質問紙では、「娯楽目的、例えば飲食店やレストランや映画に行ったり友達に会ったりするために、夜間、個人的にどのくらい外出されますか。」と尋ねている。

2-27図は、我が国について、夜間外出頻度を示したものである。「月1回以下」の者が最も多く、約4人に1人は「決して外出しない」としている。「ほとんど毎日」の者は非常に少ない。

2-27図 夜間外出頻度（日本）



2-28図は、スイスを除く11か国について、夜間外出頻度を示したものである。「決して外出しない」及び「月1回以下」を合計した比率を見ると、我が国は、比較対象国中で最も高い。また「ほとんど毎日」の比率も、我が国が最も低い。

(6) 犯罪被害に対する不安

ア 基礎的データ

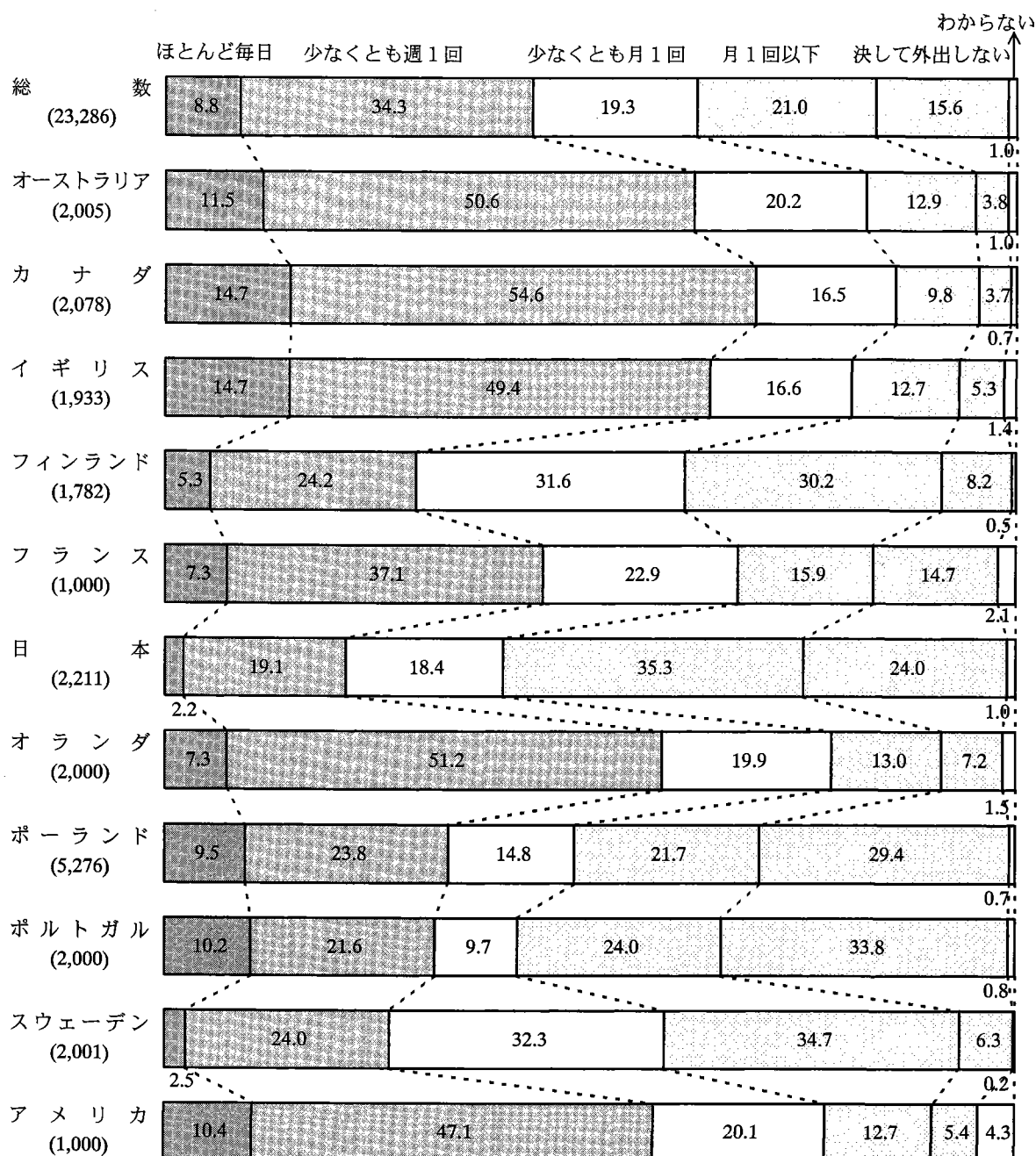
すべての調査対象者に対して、犯罪被害に対する不安（以下、「犯罪不安」とする。）について、3つの質問を実施している。質問の最初に「これからあなたの住んでおられる地域その地域における犯罪について、あなたの意見をお聞かせください。」とことわることで、犯罪に関する質問であることを明確にしている。質問紙では、①「暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、ど

(*14) 不法侵入・同未遂被害率を独立変数、平均防犯設備数を従属変数と見なして、回帰分析を行っている。

(*15) 脚注(*14)で記したのとは逆に、「防犯設備を備えるほど、不法侵入・同未遂被害率は低下するので、平均防犯設備数を独立変数、不法侵入・同未遂被害率を従属変数と見なすべきである。」との解釈も可能であろう。しかし本分析では、防犯設備は調査日時点の事象、不法侵入・同未遂被害率は過去5年間の事象といったように、時間的に前後関係が明らかである。

なお、犯罪警戒行動（自宅の施錠の徹底、留守中の近所における助け合いなど）が犯罪予防にもたらす効果については、明確に検証されていないか、あるいは曖昧な効果しか報告されていなく（齊藤ら、1999）、全く効果が見られなかったとの調査結果さえも見られる（例えば、ノリスとカニアステイ（Norris & Kaniasty, 1992）など）。

2-28図 夜間外出頻度（国別）



注 スイスは、未調査である。

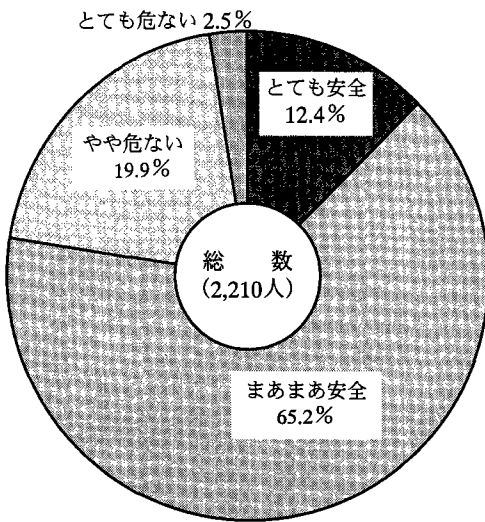
の程度安全であると感じますか。」(以下、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」とする。), ②「暗くなってから家に一人にいるとき、どの程度安全であると感じますか。」(以下、「自宅に夜間一人であることへの不安」とする。), ③「今後12か月の内に誰かがあなたの家に侵入しようとするについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか、……。」(以下、「不法侵入の被害に遭う不安」とする。)と尋ねている。

2-29図は、我が国について、3種類の犯罪不安を示したものである。この図からうかがえる我が国の特徴は以下のとおりである。

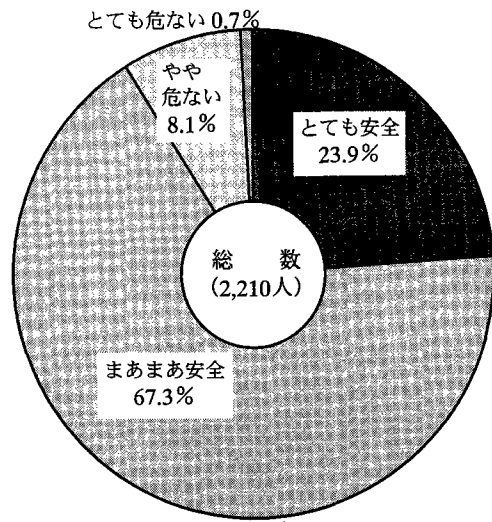
①「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」については約80%、「自宅に夜間一人であるこ

2-29図 犯罪不安（日本）

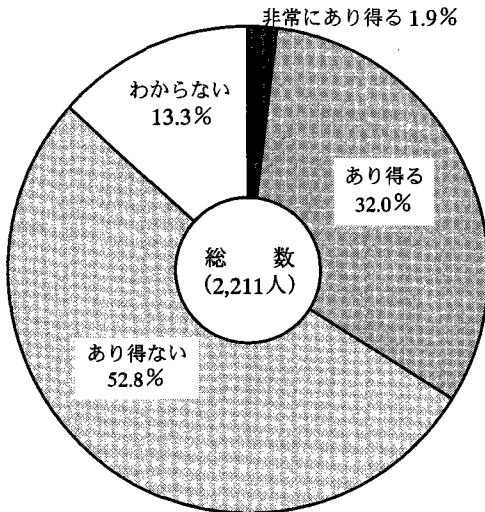
① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人であることへの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 ①・②については、無回答1名を除く。

との不安」については90%以上の者が、「とても安全」又は「まあまあ安全」と回答しており、不安感を抱いていない者が多い。

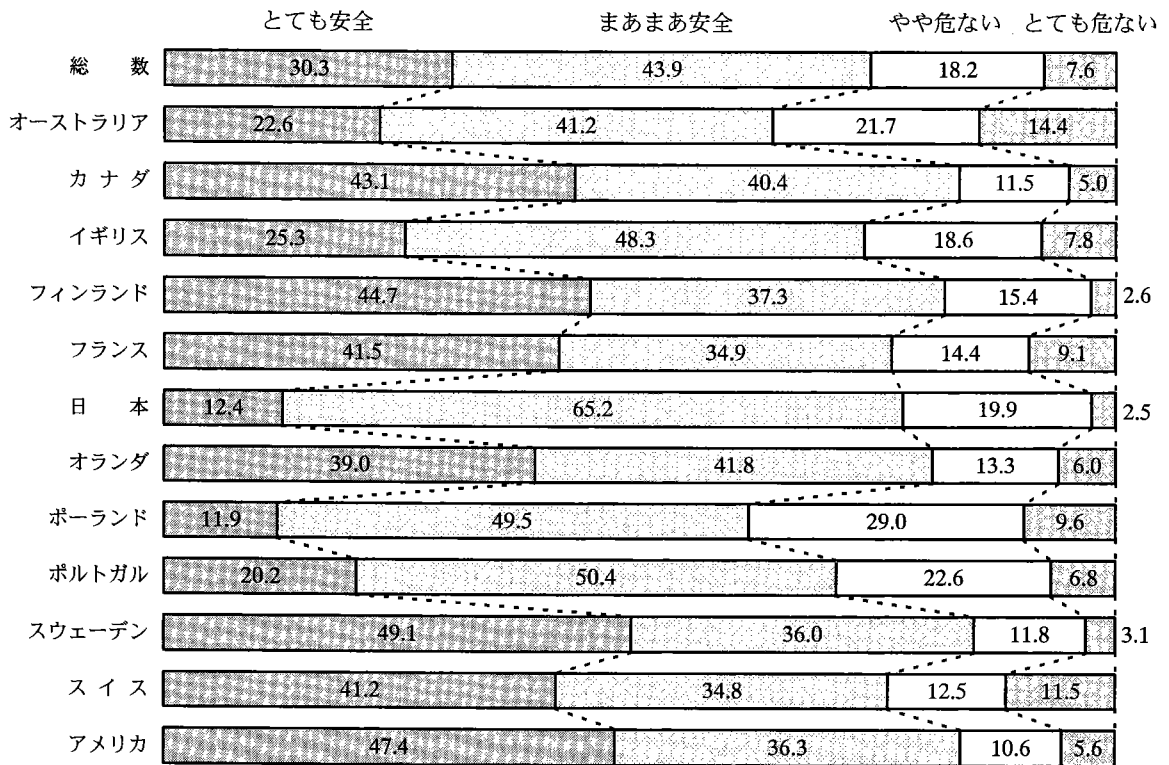
② 「不法侵入の被害に遭う不安」については、「あり得ない」と回答した者は約半数にとどまり、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることへの不安」と比較すると、不安感を抱いている者が多い。

2-30図は、12か国について、3種類の犯罪不安を示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

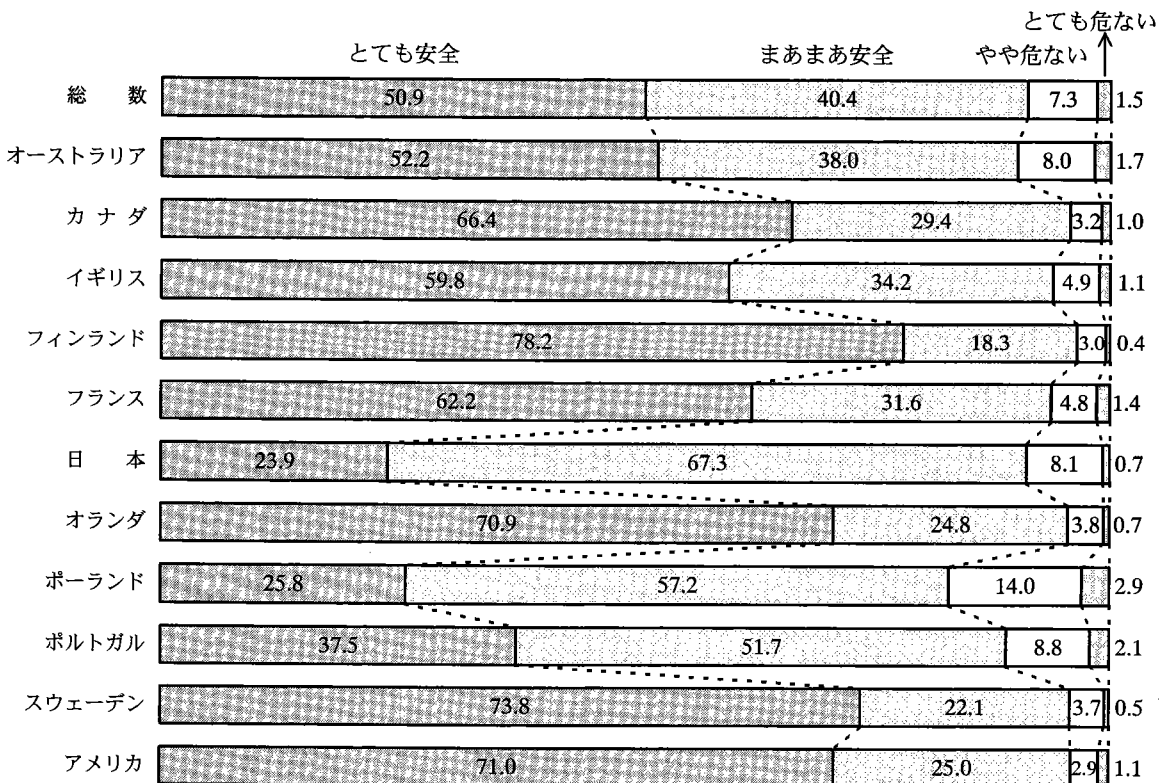
① 「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」は個人犯罪被害に関する不安を、「自宅に夜間一人であることへの不安」は不法侵入に対する不安を、それぞれ主として尋ねたものであるが、いずれの場合においても、我が国の被害率は他の比較対象国よりもかなり低いにもかかわらず、犯罪不安（安全でないと感じている者の比率）が高くなっている。

2-30図 犯罪不安(国別)

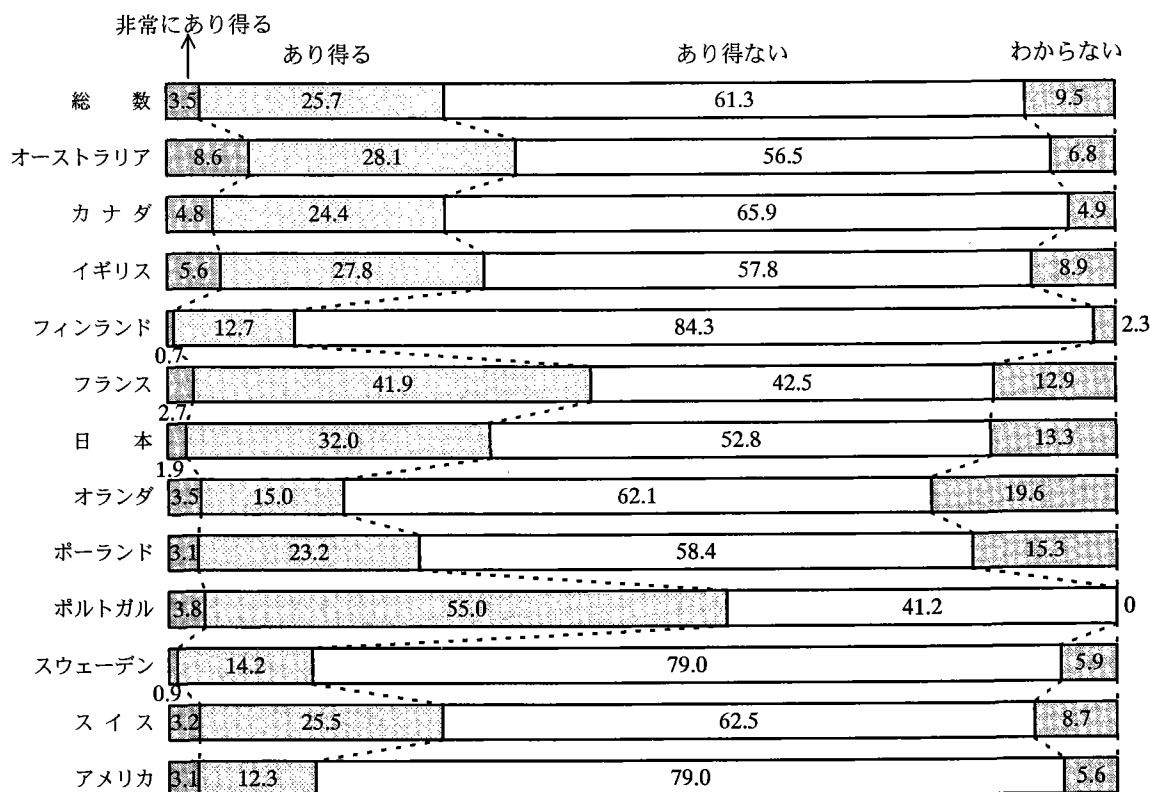
① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 ②については、スイスは未調査である。
 2 無回答を除く。

② 「とても安全」と回答した者の比率に着目すると、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に関しては、12か国総数で約30%の者が該当している（カナダ、フィンランド、フランス、スウェーデン、スイス及びアメリカでは40%を超えている。）のに対して、我が国では約12%となっている。「自宅に夜間一人であることの不安」に関しても、12か国総数で約51%の者が該当している（フィンランド、オランダ、スウェーデン及びアメリカでは70%を超えている。）のに対して、我が国では約24%の者しか該当していない。

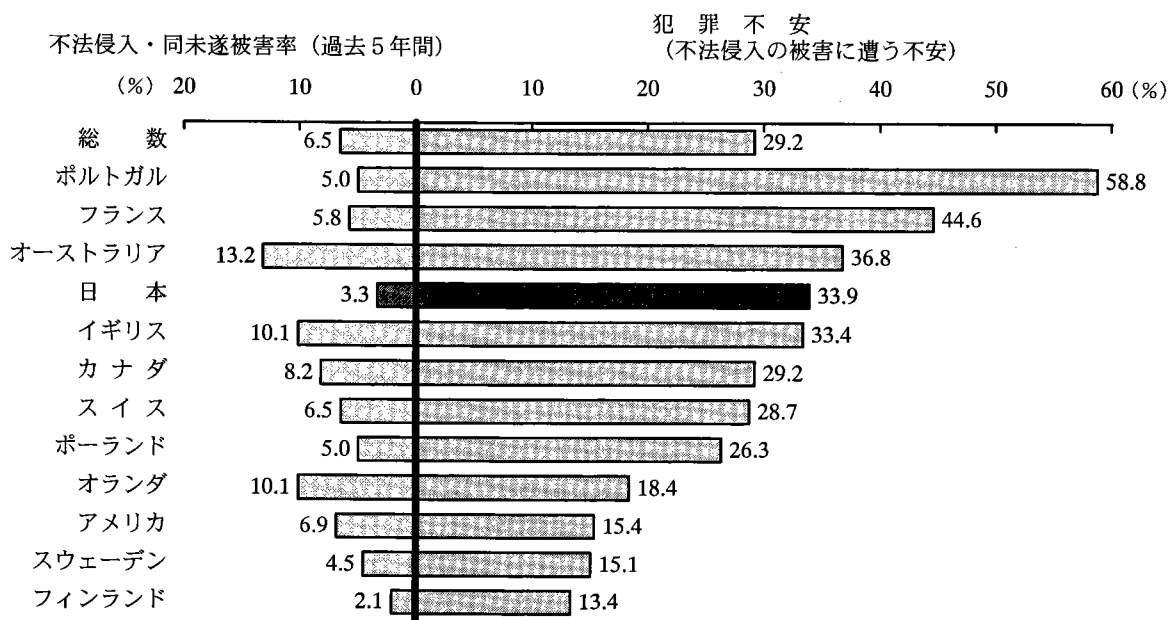
イ 他の要因との関連

次に、犯罪不安にかかわりが深いと思われる要因との関連について見たい。取り上げた要因は、「被害率」、「警察活動」、「住居の防犯設備」及び「夜間外出頻度」で、これらの各要因と、各国における犯罪

不安が高い者の比率とを対比することとする(*16)。なお、ここで取り上げた各要因と犯罪不安との関連に関する統計的検討については、「第3 結果と分析2 (クロス集計分析)」において、あらためて行う。

2-31図は、12か国について、犯罪不安のうち「不法侵入の被害に遭う不安」と不法侵入・同未遂被

2-31図 犯罪不安と被害率との関連 (国別)



注 1 「犯罪不安」は、「非常にあり得る」「あり得る」を合計した比率による。

2 「犯罪不安」において、比率の高い順に並べかえている。

(*16) 前述のとおり、ICVSで使用している犯罪不安 (fear of crime) は、アメリカのNCVS (National Crime Victimization Survey) やイギリスのBCS (British Crime Survey) で使用されているものとほぼ同様の質問を用いている。つまり、まず居住地域の犯罪に関する質問であることを前置きした上で、「暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか?」、「今後12か月の内に誰かがあなたの家に侵入しようとするということについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか?」といった、居住地域の安全性に対する認知 (feeling of safety) や犯罪に遭遇する危険性の認知 (perception of risk or concern about victimization) をいい、必ずしもフェラロ (Ferraro, 1995) が指摘する危険に対する感情的反応 (心の反応としての恐怖や不安) としての犯罪不安を意味しない。

また、犯罪不安 (fear of crime) については、最近、これ自体が社会に深刻なダメージを与える犯罪被害の一つであると考え、それに影響を与える要因の研究が注目されている。しかし、同時にその概念について、調査票の中で犯罪不安として何が測られているのかについても議論が高まりつつある。これまでの研究で使用された用語だけでも、fear, worry, concern, anxiety, unsafe feeling, perceived risk of victimization, afraid and angry などがある。ウィリアムスら (Williams et al., 2000) は、これまでの研究で犯罪不安として調査された変数を整理した上で、五つの犯罪不安概念、すなわち①夜間の一人歩き時の犯罪不安 (NCVS walking worry scale)、②犯罪に遭う心配 (victimization worry scale)、③日常行動での一般的な防犯行動 (general behavioral precautions)、④自宅の防犯行動 (home-oriented behavioral precautions)、⑤旅行時の防犯行動 (trip-oriented behavioral precautions)、⑥犯罪以外の夜間一人歩きの不安 (general worry walking scale) を用いて、犯罪不安に関する調査を実施している。その結果、三つの因子を抽出している。第一因子が犯罪に遭う心配 (worry)、第二因子が一人歩きの不安、最後の因子が防犯行動である。そして、第二因子である一人歩きに関する不安は、犯罪を想定した場合も、想定しなかった場合も同じ因子が作用していることから、この質問は、一般的な社会不安を示す指標と考えるほうが妥当であり、犯罪不安を示す指標として使用することは適当ではないとしている。その上で、彼らは、犯罪不安の指標としては、犯罪に遭う心配 (worry about crime) を使用することが最も適当であるとしている。

害率（過去5年間）とを、対比する形で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① ほとんどすべての国において、現実（不法侵入・同未遂被害率）と、可能性（不法侵入の被害に遭う不安）とが一致していない。その中でも不一致が著しいのが、我が国とポルトガルであり、被害率と被害の可能性があると考える者の比率に10倍以上の開きがある。この比率に近いのはオランダであり、その開きは2倍以下である。
- ② 比較対象国中のそれぞれの順位で見ると、オーストラリアでは、不法侵入・同未遂被害率が比較対象国中で最も高く、不法侵入の被害に遭う不安も3番目に高くなっており、フィンランドでは、不法侵入・同未遂被害率も不法侵入の被害に遭う不安も、比較対象国中で最も低くなっており、了解可能な結果である。ところが我が国は、不法侵入・同未遂被害率はフィンランドに次いで低いにもかかわらず、不法侵入の被害に遭う不安は4番目に高いという結果になっている。このことから、我が国は、実際に犯罪被害に遭う可能性は低いものの、犯罪不安が高い傾向がうかがえる。

2-32図は、11か国又は12か国について、犯罪不安と警察活動（各国における良い評価をした者の比率で、防犯活動と親切さとの合計比率）との関連を散布図^{(*)17}で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 犯罪不安のうち「①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「②自宅に夜間一人であることの不安」については、やや右肩下がりの直線を描くことができ、警察活動に関する評価が高い国ほど、犯罪不安は低くなる傾向がうかがえる^{(*)18}。しかし、「不法侵入の被害に遭う不安」については、何らかの傾向は見出せない。
- ② 散布図中の直線（回帰直線）から距離が離れている国に着目すると、オランダが特に、他の比較対象国とは異なる傾向を示している。

2-33図は、スイスを除く11か国について、犯罪不安のうち「自宅に夜間一人であることの不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」と平均防犯設備数との関連を散布図^{(*)19}で示したものである。この図からうかがえる特徴は以下のとおりである。

- ① 「① 自宅に夜間一人であることの不安」については、やや右肩下がりの直線を描くことができ、平均防犯設備数が高い国ほど、犯罪不安は低くなる傾向がうかがえる。しかし、「② 不法侵入の被害に遭う不安」については、何らかの傾向は見出せない。

(*17) 警察活動を独立変数、犯罪不安を従属変数と見なして、回帰分析を行っている。

(*18) キダーとコーンは、アメリカ世論調査の結果から、「防犯対策（被害者になるのを避ける対策）は、自己効力感や希望を生み出さない。なぜなら、犯罪被害に遭う確率は変わるかも知れないが、犯罪が起こる可能性（社会が危険であること）に変わりはないし、ずっと警戒し続ける必要があるからである。だから、防犯対策を取るほど、犯罪を恐れる傾向が強い。そして犯罪を恐れるほど、警察や裁判所が役に立たないと考え、司法のシステムに協力しようとしないのである。」と指摘している。詳細は、Kidder & Cohn (1979) 及び齊藤ら (1999) を参照されたい。

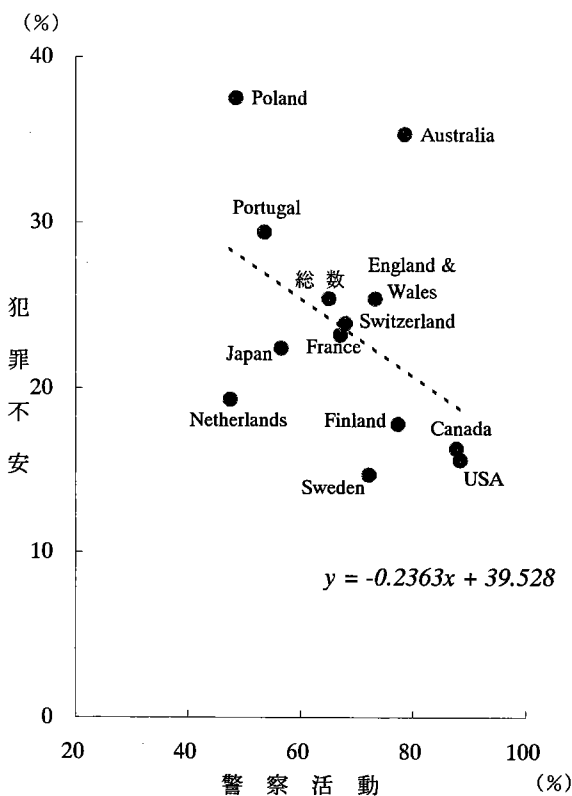
また、警察活動に関する評価が低いから犯罪不安が高くなるという指摘も可能である。星野(1975,1976,1977)は、パトロールや家庭訪問の実施による目に見える活動の強化や警察と地域との良好な関係が、人々の犯罪に対する不安を軽減させると指摘している。

この星野の研究を引用した所(1990)は、「安全感は、『正確には、現実の警察力・警察活動よりも人々に認知されたそれらの水準によって影響される。』一方、人々に認知された警察活動の水準は、その現状よりも低いから、『現状——に関する広報活動を行うことによって』も安全感を上昇させることが可能なわけである」と指摘している。つまり、警察が、最近の犯罪の凶悪化、それに対応することの困難さ、検挙率の低下等を喧伝することは、所の指摘するように、人々の安全感を低下させることになる。

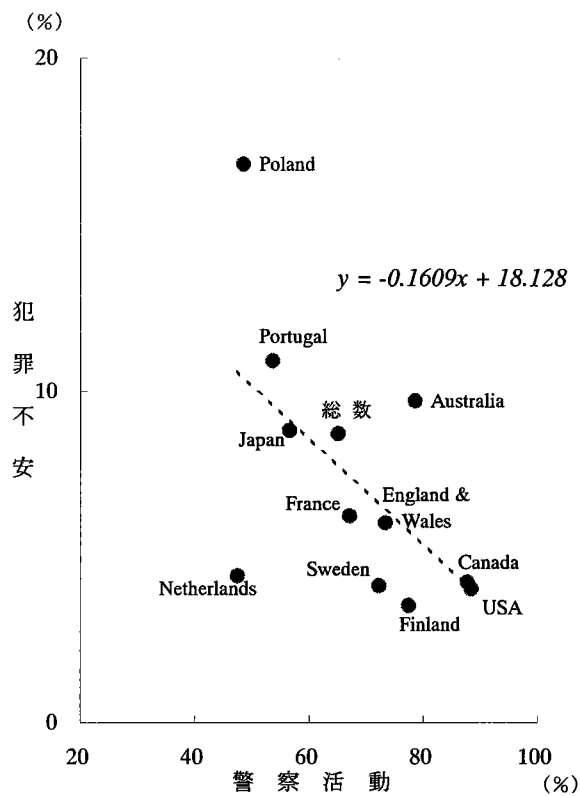
(*19) 平均防犯設備数を独立変数、犯罪不安を従属変数と見なして、回帰分析を行っている。

2-32図 犯罪不安と警察活動との関連 (国別)

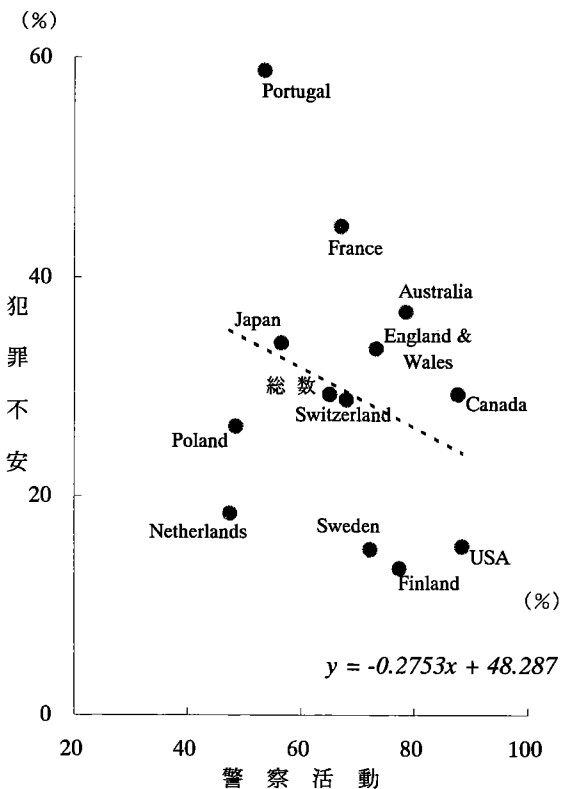
① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 「警察活動」については、「警察の防犯活動」の「非常に良くやっている」「まあまあ良くやっている」を、「警察の親切さ」の「全く同感」「どちらかと言えば同感」を、それぞれ合計した比率である。

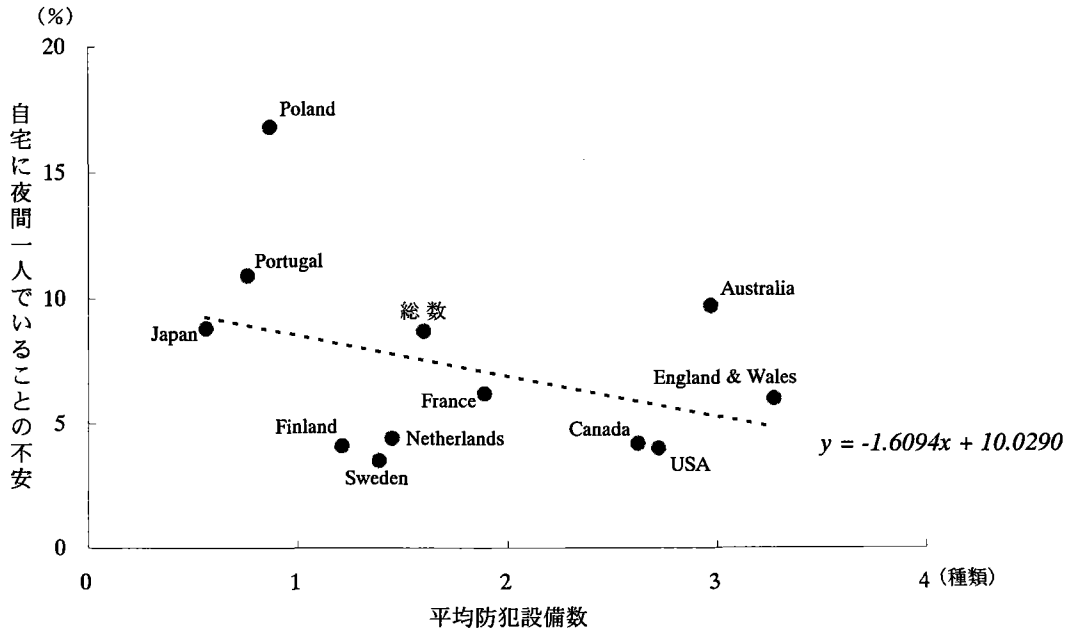
2 「犯罪不安」については、①・②は「とても危ない」「やや危ない」を、③は「非常にあり得る」「あり得る」を、それぞれ合計した比率である。

3 図中の直線及び式(回帰式)は、総数を除いた11か国又は12か国のデータで作成したものである。

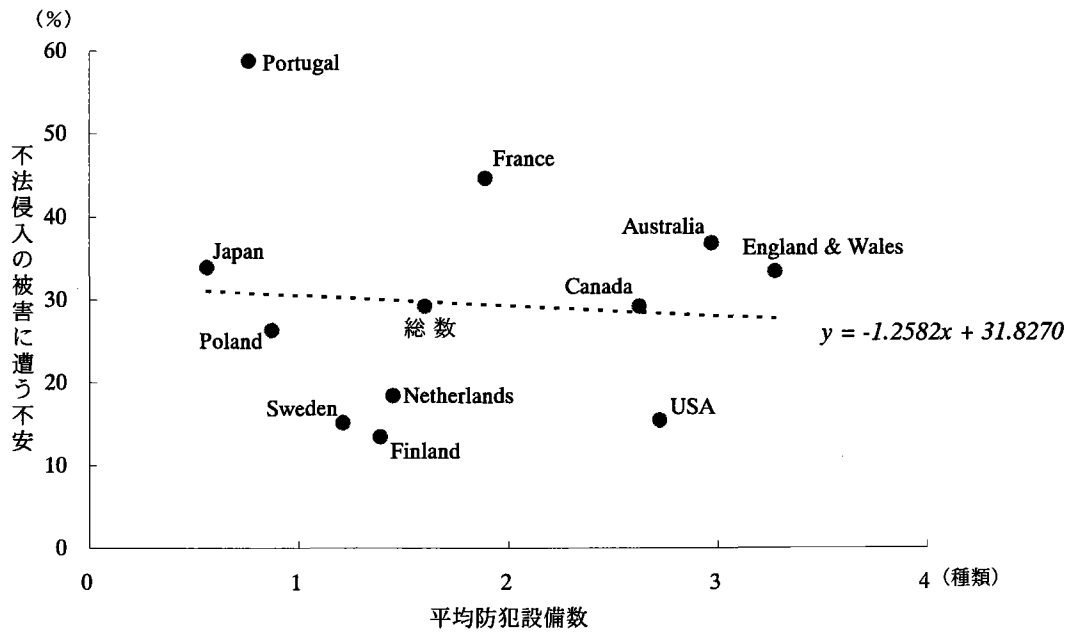
4 スイスは、「自宅に夜間一人でいること」が未調査のため、②の図中に含まれていない。

2-33図 犯罪不安と防犯設備との関連（国別）

① 自宅に夜間一人でいることの不安



② 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 「平均防犯設備数」とは、「これらでは護られていない」と回答した者を「防犯設備なし」とみなした上で、一国当たりの平均防犯設備数を算出したもので、以下の式による。

$$\text{平均防犯設備数} = \frac{\text{防犯設備の延べ数}}{\text{総回答者数} - \text{回答拒否者数}}$$

2 「自宅に夜間一人でいることの不安」は「とても危ない」「やや危ない」を、「不法侵入の被害に遭う不安」は「非常にあり得る」「あり得る」を、それぞれ合計した比率である。

3 図中の直線及び式（回帰式）は、総数を除いた11か国のデータで作成したものである。

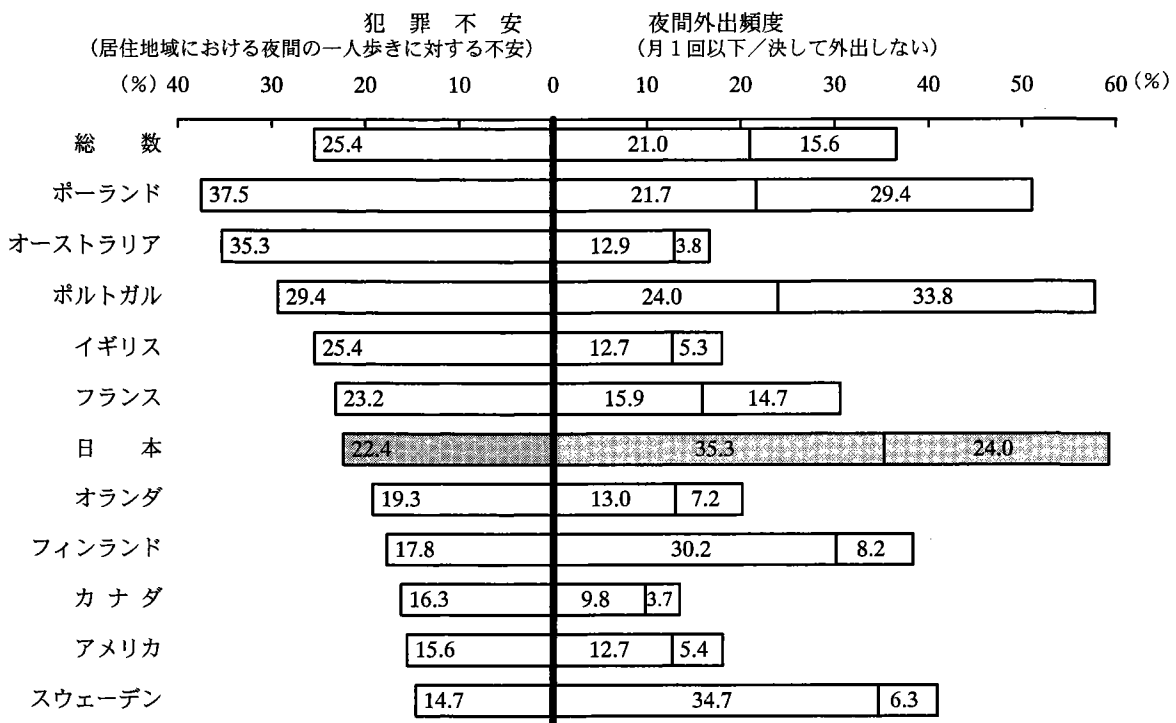
4 スイスは、「住居の防犯設備」について未調査であるため、図中に含まれていない。

害に遭う不安」については、何らかの傾向は見出せない。

- ② 上記の理由として、一般的には、「防犯設備を備えるほど、不法侵入の被害に遭う可能性が低下すると認識され、その結果、犯罪不安が低減する。」と考えられる。その一方で、「防犯設備を備えるほど、逆に犯罪被害に敏感になって、かえって不安が助長される。」もしくは「犯罪不安が高い者ほど、より多くの防犯設備を備える傾向にある。」ことも考えられる(*20)。いずれにせよ、ウィリアムスら(Williams et al., 2000)は、犯罪に備える防犯行動は、それ自体が犯罪不安の指標の一つであると指摘しているが、防犯設備は自宅における防犯行動の一つであり、犯罪不安そのものと考えることができる。犯罪不安の研究は、ICVSのような犯罪被害実態調査が最も得意とする分野の一つであり、今後、それを測定するための操作的定義のあり方も含めて更に詳細な検討が必要である。

2-34図は、12か国について、犯罪不安のうち「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」と夜間外出頻度とを、対比する形で示したものである。

2-34図 犯罪不安と夜間外出頻度との関連(国別)



- 注 1 「犯罪不安」は、「とても危ない」「やや危ない」を合計した比率による。
 2 スイスは、「犯罪不安」について未調査であるため、図中に含まれていない。
 3 「犯罪不安」において、比率の高い順に並べかえている。

(*20) 「防犯設備を備えるほど、不法侵入の被害に遭う可能性が低下すると認識され、その結果、犯罪不安が低減する。」にはローゼンバウムら(Rosenbaum et al., 1986)など、「防犯設備を備えるほど、逆に犯罪被害に敏感になって、かえって不安が助長される。」にはキダーとコーン(Kidder & Cohn, 1979)(脚注(*18)を参照されたい。)、テイラーとシューメイカー(Taylor & Shumaker, 1990)及びノリスとカニアスティ(Norris & Kaniasty, 1992)など、「犯罪不安が高い者ほど、より多くの防犯設備を備える傾向にある。」にはリガー(Riger, 1985)などの、それぞれ研究結果がある。これら、「警戒行動と犯罪不安との関連」に関するレビューとして、齊藤ら(1999)が詳しい。

ポーランド及びポルトガルは、犯罪不安が高く、夜間外出頻度が低くなっている。これは、「夜間の一人歩きは怖い」という意識が、「夜間の外出は控える」という行動につながったと解釈でき、了解可能な結果となっている。一方オーストラリアは、犯罪不安が高く、夜間外出頻度も高いという結果となっている。我が国は、犯罪不安の割に、夜間外出頻度が低くなっている^(*21)。

(*21) 「夜間の外出」といった人間行動は、犯罪不安といった意識のみではなく、その国及び地域の物理的、自然的及び社会的環境等によって左右されるものであろう。例えば、気候（夜間でも暖かい、あまり雨や雪が降らないなど）、商店等が遅い時間でも開店している（例えばカナダでは、夏は夜10時、11時まで商店が開いている場合がある。）、遅い時間でも公共の交通機関が機動している、街の照明の明るさなどが要因として考えられよう。

第3 結果と分析2 (クロス集計分析)

これまでは、被害率、住居の防犯設備、犯罪被害に対する不安などの項目を、単独で分析してきた。次に、ある項目と別の項目との関連を、統計的に分析することとする。

焦点を当てたのは、「犯罪被害の有無(1999年)」及び「犯罪不安」の2項目である。犯罪被害の有無(1999年)ではさらに、①全犯罪被害、②世帯犯罪被害、③個人犯罪被害、④暴力犯罪被害について、犯罪不安ではさらに、①居住地における夜間の一人歩きに対する不安、②自宅に夜間一人でいることへの不安、③不法侵入の被害に遭う不安について見ていく。

これら7つの従属変数に影響を与えると考えられる変数(独立変数)に選定したのは、「世帯及び個人に関する属性等」では、①都市規模、②住居形態、③世帯収入、④世帯人数、⑤住居の防犯設備、⑥銃器の所有の6変数、「個人に関する属性等」では、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度の6変数、「警察活動に関する認識」では、①警察の防犯活動に関する認識、②警察の親切さに関する認識の2変数、合計14の独立変数を選定した^(*)。それぞれの独立変数は、統計的処理をしやすいし、結果を理解しやすくするために、幾つかのカテゴリーを統合し、また、「わからない」や無回答等は除外して分析している。国によっては、独立変数に選定した項目を調査していないことがあるが、その場合はクロス集計表の該当箇所を斜線で示している。

以上の、14独立変数と7従属変数の、それぞれの関連を分析するとともに、あわせて7従属変数同士の関連も見えていく。

分析方法としては、独立変数と従属変数によるクロス集計分析を実施した。統計手法としては、 χ^2 (カイ二乗)検定及び残差分析^(**)を採用した。

1 犯罪被害の有無に与える要因

はじめに、「犯罪被害の有無(1999年)」に焦点を当て、「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」、「個人犯罪被害」、「暴力犯罪被害」の4つを従属変数としてとり、各独立変数との関連を見ていく。なお、「犯罪被害の有無(1999)」の変数は、上記分類に該当するいずれかの犯罪被害に遭った者を「犯罪被害あり」群とし、いずれの犯罪被害にも遭っていない者を「犯罪被害なし」群と、二群に分けた。

(1) 世帯及び個人に関する属性等

3-1表から3-4表は、それぞれ、①都市規模、②住居形態、③世帯収入、④世帯人数の各独立変数と、犯罪被害の有無との関連を、12か国合計及び国別に見たものである。これらの表からうかがえる特徴を、独立変数ごとに記述すると、以下のとおりとなる。

① 都市規模別(3-1表)

ここでは、居住地の人口について、人口10万人を基準に、それ以上と以下とに二分して分析した。

(*1) ただし、「犯罪被害の有無(1999年)」を従属変数にした場合は、「世帯及び個人に関する属性等」のうち「住居の防犯設備」及び「銃器の所有」の2変数、並びに「警察活動に関する認識」の2変数は、分析から除外した。これは、時間的に見て、従属変数よりも後の事象であると考えられるからである。

(*2) 残差分析とは、一般に $i \times j$ のクロス表において、 χ^2 検定の結果が有意であった場合に、どのセル(項目)がこの有意性に貢献したのかを判定する手法である。観測度数と期待(理論)度数との差(残差)を算出することによって分析する。本分析では、残差のうち「調整済み残差」を使用しており、 $|\text{残差}| > 1.96$ ならば $p < 0.05$ で、 $|\text{残差}| > 2.58$ ならば $p < 0.01$ としている。以上について、田中・山際(1989)を参照した。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、「人口10万人以上」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「人口10万人未満」は「犯罪被害なし」が有意に多い。我が国では、統計的に有意な関連は認められなかった。

以上から、一部の国では傾向は見出せなかったものの、全体として見れば、都市規模は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、大都市の方が被害率は高い。

② 住居形態別（3-2表）

ここでは、住居形態について、「一戸建て住宅」と、「アパート／マンション」「テラスハウス」を合わせて「アパート・マンション等」とに二分して、「公共の建物」及び「その他」を除外して分析した。

12か国合計では、「全犯罪被害」、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」において、「アパート・マンション等」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「一戸建て住宅」は「犯罪被害なし」が有意に多い。また「世帯犯罪被害」においても、ほぼ有意な関連が認められる。一方我が国では、いずれの犯罪被害においても統計的に有意な関連は認められなかった。

以上から、一部の国では傾向は見出せなかったものの、全体として見れば、住居形態は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、一戸建て住宅よりもアパート・マンションの方が、被害率は高い。

③ 世帯収入別（3-3表）

ここでは、世帯の年収について、各国の平均年収を基準に、平均以上と平均以下とに二分して分析した。

12か国合計では、「全犯罪被害」、「世帯犯罪被害」及び「個人犯罪被害」において、「国平均以上」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「国平均以下」は「犯罪被害なし」が有意に多い。

これを国別に見ると、「全犯罪被害」及び「世帯犯罪被害」においては、いずれの国においても、12か国合計の結果と相反する国はない。しかし「個人犯罪被害」においては、全体として見れば、「国平均以上」は「犯罪被害あり」が有意に多くなっており、国別に見ると、統計的に有意な関連が認められたカナダのほか、オーストラリア、ポーランド及びポルトガルでも、「国平均以上」は「犯罪被害あり」が有意に多くなっている。しかし、フィンランド、オランダ、スイス及びアメリカでは、むしろ「国平均以上」の方が「犯罪被害なし」の比率は高い傾向がうかがえる。「暴力犯罪被害」においては、全く傾向は見出せなかった。

以上から、世帯収入は、世帯犯罪被害の有無に対しては影響を与え、世帯収入の高い方が被害率は高いが、個人犯罪被害及び暴力犯罪被害の有無に対しては、それ程影響を与えないといえる。

④ 世帯人数別（3-4表）

ここでは、世帯人数について、「1人」、「2・3人」、「4人以上」とに三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、統計的に有意な関連が認められた。「全犯罪被害」及び「世帯犯罪被害」においては、世帯人数が多い場合は「犯罪被害あり」が有意に多く、世帯人数が少ない場合は「犯罪被害なし」が有意に多い。一方、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては逆に、世帯人数が「1人」の場合は「犯罪被害あり」が有意に多く、「2・3人」の場合は「犯罪被害なし」が有意に多くなっている。

これを国別に見ると、「全犯罪被害」及び「世帯犯罪被害」においては、いずれの国においても、12か国合計の結果と相反する国はない。もっとも「世帯犯罪被害」は、その世帯のいずれかの者が犯罪被害に遭った場合を指すので、世帯人数が多ければ多いほど、例えば自動車等、世帯の乗り物

所有台数が増加し、それに伴い、乗り物盗の被害に遭う「確率」が高まるものと考えられる。

一方「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、全体として見れば、「1人」の場合は「犯罪被害あり」が有意に多くなっている。国別に見ると、オーストラリア、カナダ、スウェーデン及びポーランドのみしか統計的に有意な関連は認められていなく、しかもオーストラリア・カナダとスウェーデン・ポーランドとでは、関連の仕方が異なっている。カナダでは、世帯人数が多い場合は「犯罪被害あり」が有意に多いが、スウェーデン及びポーランドでは逆に、世帯人数が少ない方が、「犯罪被害あり」が有意に多くなっている。

以上から、世帯人数は、世帯犯罪被害の有無に対しては影響を与え、当然ではあるが、世帯人数が多い方が被害率は高いが、個人犯罪被害及び暴力犯罪被害の有無に対しては、影響を与える国も見られるが、影響の仕方は国によって異なるといえる。

3-1表 犯罪被害に関するクロス表(1)都市規模別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 全犯罪被害				
都市規模	人口10万人以上	73.4 **	26.6 **	$\chi^2(1)=173.417$ $p=0.000^{**}$
	人口10万人未満	80.6 **	19.4 **	
合 計		78.0	22.0	
② 世帯犯罪被害				
都市規模	人口10万人以上	81.5 **	18.5 **	$\chi^2(1)=87.033$ $p=0.000^{**}$
	人口10万人未満	86.0 **	14.0 **	
合 計		84.4	15.6	
③ 個人犯罪被害				
都市規模	人口10万人以上	88.5 **	11.5 **	$\chi^2(1)=114.842$ $p=0.000^{**}$
	人口10万人未満	92.5 **	7.5 **	
合 計		91.0	9.0	
④ 暴力犯罪被害				
都市規模	人口10万人以上	93.2 **	6.8 **	$\chi^2(1)=55.083$ $p=0.000^{**}$
	人口10万人未満	95.4 **	4.6 **	
合 計		94.6	5.4	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ	
① 全犯罪被害あり													
都市規模	人口10万人以上	**	*	**	**	*		**	**		**	**	*
	人口10万人未満	**	*	**	**	*		**	**		**	**	*
② 世帯犯罪被害あり													
都市規模	人口10万人以上	**			**	*		**	**		**	**	
	人口10万人未満	**			**	*		**	**		**	**	
③ 個人犯罪被害あり													
都市規模	人口10万人以上			**	**			**			**	**	*
	人口10万人未満			**	**			**			**	**	*
④ 暴力犯罪被害あり													
都市規模	人口10万人以上			**	*			**			**		
	人口10万人未満			**	*			**			**		

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-2表 犯罪被害に関するクロス表(2)住居形態別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 全犯罪被害				
住居形態	アパート・マンション等	76.7 **	23.3 **	$\chi^2(1)=23.818$ $p=0.000^{**}$
	一戸建て住宅	79.4 **	20.6 **	
	合 計	78.0	22.0	
② 世帯犯罪被害				
住居形態	アパート・マンション等	83.6	16.4	$\chi^2(1)=3.438$ $p=0.064$
	一戸建て住宅	84.5	15.5	
	合 計	84.1	15.9	
③ 個人犯罪被害				
住居形態	アパート・マンション等	90.3 **	9.7 **	$\chi^2(1)=30.694$ $p=0.000^{**}$
	一戸建て住宅	92.3 **	7.7 **	
	合 計	91.2	8.8	
④ 暴力犯罪被害				
住居形態	アパート・マンション等	94.2 **	5.8 **	$\chi^2(1)=8.203$ $p=0.004^{**}$
	一戸建て住宅	95.1 **	4.9 **	
	合 計	94.6	5.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
		① 全犯罪被害あり											
住居形態	アパート・マンション等	*		**	**	**		**			**		**
	一戸建て住宅	*		**	**	**		**			**		**
② 世帯犯罪被害あり													
住居形態	アパート・マンション等			**	*			*					
	一戸建て住宅			**	*			*					
③ 個人犯罪被害あり													
住居形態	アパート・マンション等		*	*	**			*			**		**
	一戸建て住宅		*	*	**			*			**		**
④ 暴力犯罪被害あり													
住居形態	アパート・マンション等				**			*			**		**
	一戸建て住宅				**			*			**		**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3 「アパート・マンション等」には、テラスハウスを含む。

3-3表 犯罪被害に関するクロス表(3)世帯収入別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 全犯罪被害				
世帯収入	国平均以上	74.7 **	25.3 **	$\chi^2(1)=153.562$ $p=0.000^{**}$
	国平均以下	81.3 **	18.7 **	
	合 計	77.9	22.1	
② 世帯犯罪被害				
世帯収入	国平均以上	81.2 **	18.8 **	$\chi^2(1)=191.666$ $p=0.000^{**}$
	国平均以下	87.7 **	12.3 **	
	合 計	84.3	15.7	
③ 個人犯罪被害				
世帯収入	国平均以上	90.4 **	9.6 **	$\chi^2(1)=7.114$ $p=0.008^{**}$
	国平均以下	91.4 **	8.6 **	
	合 計	90.9	9.1	
④ 暴力犯罪被害				
世帯収入	国平均以上	94.3	5.7	$\chi^2(1)=2.026$ $p=0.155$
	国平均以下	94.7	5.3	
	合 計	94.5	5.5	

【国 別】

区 分	国 別											
	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり												
世帯収入	国平均以上	**	**	*			**		**	**		**
	国平均以下	**	**	*			**		**	**		**
② 世帯犯罪被害あり												
世帯収入	国平均以上	**	*	**	*		**		**	**	*	**
	国平均以下	**	*	**	*		**		**	**	*	**
③ 個人犯罪被害あり												
世帯収入	国平均以上		*									
	国平均以下		*									
④ 暴力犯罪被害あり												
世帯収入	国平均以上											
	国平均以下											

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-4表 犯罪被害に関するクロス表(4)世帯人数別

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
【 12か国合計 】				
① 全犯罪被害				
世帯人数	1 人	79.0 (2.1) *	21.0 (-2.1) *	$\chi^2(2)=39.500$ $p=0.000^{**}$
	2・3人	79.0 (4.2) **	21.0 (-4.2) **	
	4人以上	75.0 (-6.3) **	25.0 (6.3) **	
	合 計	77.7	22.3	
② 世帯犯罪被害				
世帯人数	1 人	87.3 (5.7) **	12.7 (-5.7) **	$\chi^2(2)=71.262$ $p=0.000^{**}$
	2・3人	85.0 (2.7) **	15.0 (-2.7) **	
	4人以上	81.3 (-7.8) **	18.7 (7.8) **	
	合 計	84.3	15.7	
③ 個人犯罪被害				
世帯人数	1 人	88.8 (-4.2) **	11.2 (4.2) **	$\chi^2(2)=20.452$ $p=0.000^{**}$
	2・3人	91.3 (3.5) **	8.7 (-3.5) **	
	4人以上	90.5 (-0.2)	9.5 (0.2)	
	合 計	90.6	9.4	
④ 暴力犯罪被害				
世帯人数	1 人	93.3 (-3.1) **	6.7 (3.1) **	$\chi^2(2)=11.572$ $p=0.003^{**}$
	2・3人	94.8 (2.7) **	5.2 (-2.7) **	
	4人以上	94.3 (-0.2)	5.7 (0.2)	
	合 計	94.3	5.7	

【 国 別 】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり													
世帯人数	1 人	*	**	/			**	*					
	2・3人		**	/			**	*					*
	4人以上	*	**	/			**	*	*	*			**
② 世帯犯罪被害あり													
世帯人数	1 人	**	**	/			**	**	*				
	2・3人		**	/			**						
	4人以上	*	**	/			**	*	**	**	*		**
③ 個人犯罪被害あり													
世帯人数	1 人			/							*		
	2・3人		**	/							*		
	4人以上		**	/									
④ 暴力犯罪被害あり													
世帯人数	1 人	*		/				*					
	2・3人		**	/									
	4人以上		**	/									

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

(2) 個人に関する属性等

3-5表から3-10表は、それぞれ、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度の各独立変数と、犯罪被害の有無との関連を、12か国合計及び国別に見たものである。なお、犯罪被害の有無のうち「世帯犯罪被害」については、回答者本人ではなく、回答者が属する世帯における犯罪被害の有無を尋ねているので、個人に関する属性等とは無関係であると判断し、分析から除外している。これらの表からうかがえる特徴を、独立変数ごとに記述すると、以下のとおりとなる。

① 性別（3-5表）

12か国合計では、「全犯罪被害」及び「個人犯罪被害」において、統計的に有意な関連が認められた。「全犯罪被害」においては、男性は「犯罪被害あり」が有意に多く、女性は「犯罪被害なし」が有意に多い。一方、「個人犯罪被害」においては逆に、女性は「犯罪被害あり」が有意に多く、男性は「犯罪被害なし」が有意に多くなっている。

これを国別に見ると、我が国のほか、オーストラリア及びポーランドのみでしか、統計的に有意な関連は認められなかった。しかも、暴力犯罪被害においては、我が国及びオーストラリアでは、女性の方が「犯罪被害あり」が有意に多いが、ポーランドでは逆に、男性の方が「犯罪被害あり」が有意に多くなっている。

これらの要因として、「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」に含まれている「性的暴行」については、女性のみが回答しているため、その分だけ女性の被害率が増加していることが考えられる。

以上を考慮に入れると、全体として見れば、性別は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、男性の方が被害率は高い。

② 年齢別（3-6表）

ここでは、回答者の年齢について、「39歳以下」、「40～59歳」、「60歳以上」とに三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、「39歳以下」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「60歳以上」は「犯罪被害なし」が有意に多い。また「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、「40～59歳」も「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ても、一部の犯罪被害を除き統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。さらに年齢層を細分化して見ると、特に10歳代・20歳代の低年齢層が、統計的有意性に貢献していることがうかがえる。

これらの要因として、年齢によって、その他の個人の属性又はライフスタイル（個人の収入、就業状況、婚姻関係、夜間外出頻度など）に影響を与えるためと推測できよう。

以上から、年齢は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえるが、年齢そのものの影響なのか、他の要因を媒介した影響なのかは、クロス集計分析からは判明しない。

③ 就業状況（3-7表）

ここでは、就業状況について、「働いている」、「学生」のほか、「求職中である（失業中）」「主婦・主夫」「無職（定年退職者等）」を合わせて「無職・主婦」とし、三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、「働いている」又は「学生」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「無職・主婦」は「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。

これらの要因として、無職者や主婦に比べて有職者や学生の方が、外出頻度が高く、それに伴い、窃盗や暴行・脅迫を代表とする、通常自宅外で発生する犯罪被害に遭う確率が高くなるためと推測できよう。

以上から、就業状況は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、有職者や学生の方が被

害率は高い。

④ 婚姻関係別（3-8表）

ここでは、婚姻関係について、「独身」、「既婚、同棲」、「離婚・別居、死別」とに三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、「独身」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「既婚、同棲」は「犯罪被害なし」が有意に多い。「全犯罪被害」においてはさらに、「離婚・別居、死別」も「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。

これらの要因として、独身か既婚かによって、ライフスタイル（夜間外出頻度等）に影響を与えるためと推測できよう。

以上から、婚姻関係は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、独身の方が被害率は高い。

⑤ 教育歴別（3-9表）

ここでは、学校教育を受けた年数について、「6年以下」（概ね、初等教育のみに相当）、「7～9年」（概ね、義務教育のみ又は義務教育未修了に相当）、「10～12年」（概ね、中等教育機関進学又は中等教育修了に相当）、「13年以上」（概ね、高等教育機関進学に相当）とに四分して分析した^(*)。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、教育歴が13年以上の場合は「犯罪被害あり」が有意に多く、9年以下の場合は「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。

義務教育未修了者（9年以下）の場合又は高等教育機関進学者（13年以上）の場合は双方とも、職種や年収等、個人に関する何らかの属性に影響することが予想される。よって、有意な関連が認められたと考えられる。一方中等教育修了者（「10～12年間」）は、いわば「標準的国民」と考えられるので、有意な関連が認められなかったと推測できる。ただし、アメリカのように高等教育就学率が80%を超える場合は、高等教育機関進学者が多数を占め、調査回答者の多くが「標準的国民」となってしまうため、統計的な傾向が認められなかったものと解釈できよう。

以上から、教育歴は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、教育歴が長いの方が被害率は高い。ただし、教育歴そのものの影響なのか、他の要因を媒介した影響なのかは、クロス集計分析からは判明しない。

⑥ 夜間外出頻度別（3-10表）

ここでは、夜間外出頻度について、「ほとんど毎日」「少なくとも週1回」を合わせて「週1回以上」とし、「決して外出しない」「月1回以下」「少なくとも月1回」を合わせて「週1回未満」とし、二分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪被害において、「週1回以上」は「犯罪被害あり」が有意に多く、「週1回未満」は「犯罪被害なし」が有意に多い。国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。

(*) 3) 初等・中等教育（小学校、中学校及び高等学校）における通常年限を国別に見ると（【 】内は、うち義務教育年限）、オーストラリア13年【10】、カナダ12年【10】（州により異なる）、イギリス13年【11】、フィンランド12年【9】、フランス12年【10】、日本12年【9】、オランダ13～14年【12】、ポーランド12年【8】、ポルトガル12年【9】、スウェーデン12年【9】、アメリカ12年【9】となっている。数値は、ユネスコ（UNESCO）のURL及び文部科学省（1995）を参照した。

これらの要因として、日中の人通りが多い時には起こりにくいですが、夜間には発生しやすい犯罪（例えば、人通りの少ない路地で金品を奪い取られるなど）に遭遇する確率は、夜間外出頻度が高ければ高いほど高まるためと考えられ、了解可能な結果といえよう。

以上から、夜間外出頻度は犯罪被害の有無に影響を与える要因であるといえ、頻度が多いの方が被害率は高い。

3-5表 犯罪被害に関するクロス表(5)性別

区 分		犯罪被害の有無		検 定 結 果
		なし (%)	あり (%)	
① 全犯罪被害				
性 別	男	77.7 **	22.3 **	$\chi^2(1)=7.178$ $p=0.007^{**}$
	女	79.0 **	21.0 **	
	合 計	78.4	21.6	
② 世帯犯罪被害				
性 別				
③ 個人犯罪被害				
性 別	男	91.6 *	8.4 *	$\chi^2(1)=4.620$ $p=0.032^*$
	女	90.9 *	9.1 *	
	合 計	91.2	8.8	
④ 暴力犯罪被害				
性 別	男	94.9	5.1	$\chi^2(1)=1.412$ $p=0.235$
	女	94.6	5.4	
	合 計	94.7	5.3	

【 国 別 】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
	① 全犯罪被害あり											
性 別	男							**				
	女							**				
② 世帯犯罪被害あり												
性 別												
③ 個人犯罪被害あり												
性 別	男					**						
	女					**						
④ 暴力犯罪被害あり												
性 別	男	**				**		**				
	女	**				**		**				

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-6表 犯罪被害に関するクロス表(6)年齢別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 全犯罪被害				
年 齢	39歳以下	71.9 (-20.7) **	28.1 (20.7) **	$\chi^2(2)=669.910$ $p=0.000^{**}$
	40～59歳	78.3 (-0.2)	21.7 (0.2)	
	60歳以上	88.4 (23.4) **	11.6 (-23.4) **	
	合 計	78.4	21.6	
② 世帯犯罪被害				
年 齢				
③ 個人犯罪被害				
年 齢	39歳以下	87.3 (-18.3) **	12.7 (18.3) **	$\chi^2(2)=374.010$ $p=0.000^{**}$
	40～59歳	92.5 (5.8) **	7.5 (-5.8) **	
	60歳以上	95.4 (14.1) **	4.6 (-14.1) **	
	合 計	91.2	8.8	
④ 暴力犯罪被害				
年 齢	39歳以下	91.9 (-16.7) **	8.1 (16.7) **	$\chi^2(2)=316.683$ $p=0.000^{**}$
	40～59歳	95.6 (4.9) **	4.4 (-4.9) **	
	60歳以上	97.8 (13.3) **	2.2 (-13.3) **	
	合 計	94.7	5.3	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり												
年 齢	39歳以下	**	**	**	**	*	**	**	**	**	**	**
	40～59歳	*	*			**						
	60歳以上	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
② 世帯犯罪被害あり												
年 齢												
③ 個人犯罪被害あり												
年 齢	39歳以下	**	**	**	**	*	**	**		**	**	*
	40～59歳	**	**								**	
	60歳以上	**	**	**	**	**	**	**		**	**	
④ 暴力犯罪被害あり												
年 齢	39歳以下	**	**	**	**	*	**	**		**	**	*
	40～59歳	*	*			*					**	
	60歳以上	**	**	**	**	**	**	**		**	**	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
 2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-7表 犯罪被害に関するクロス表(7)就業状況別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 全犯罪被害				
就業状況	働いている	75.3 (-13.8) **	24.7 (13.8) **	$\chi^2(2)=527.453$ $p=0.000$ **
	学 生	67.0 (-13.1) **	33.0 (13.1) **	
	無職・主婦	85.3 (21.3) **	14.7 (-21.3) **	
	合 計	78.4	21.6	
② 世帯犯罪被害				
就業状況				
③ 個人犯罪被害				
就業状況	働いている	90.6 (-4.1) **	9.4 (4.1) **	$\chi^2(2)=310.274$ $p=0.000$ **
	学 生	82.3 (-14.9) **	17.7 (14.9) **	
	無職・主婦	94.0 (12.4) **	6.0 (-12.4) **	
	合 計	91.2	8.8	
④ 暴力犯罪被害				
就業状況	働いている	94.2 (-4.2) **	5.8 (4.2) **	$\chi^2(2)=233.685$ $p=0.000$ **
	学 生	88.8 (-12.6) **	11.2 (12.6) **	
	無職・主婦	96.7 (11.3) **	3.3 (-11.3) **	
	合 計	94.7	5.3	

【国 別】

区 分	オーストラリア カナダ イギリス フィンランド フランス 日 本 オランダ ポーランド ポルトガル スウェーデン スイス アメリカ												
	① 全犯罪被害あり												
就業状況	働いている	**	**	**	**			**	**	**	**	**	**
	学 生	**	**	**	**	**		**	**	**	**	**	**
	無職・主婦	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**	**	**
② 世帯犯罪被害あり													
就業状況													
③ 個人犯罪被害あり													
就業状況	働いている	**						**					
	学 生	**	**	**	**	**		**	**		**	**	**
	無職・主婦	**	**	**	**			**	**		**	**	**
④ 暴力犯罪被害あり													
就業状況	働いている	**						**					
	学 生	**	**	**	**	**		*	**		**	**	**
	無職・主婦	**	**	**	**			**	*		**	**	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-8表 犯罪被害に関するクロス表(8)婚姻関係別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 全犯罪被害			
婚姻関係 独 身	71.4 (-15.8) **	28.6 (15.8) **	$\chi^2(2)=251.620$ $p=0.000^{**}$
既 婚, 同 棲	80.3 (9.9) **	19.7 (-9.9) **	
離 婚・別 居 死 別	81.5 (5.3) **	18.5 (-5.3) **	
合 計	78.4	21.6	
② 世帯犯罪被害			
婚姻関係			
③ 個人犯罪被害			
婚姻関係 独 身	85.5 (-18.8) **	14.5 (18.8) **	$\chi^2(2)=379.566$ $p=0.000^{**}$
既 婚, 同 棲	93.5 (16.7) **	6.5 (-16.7) **	
離 婚・別 居 死 別	91.1 (-0.4)	8.9 (0.4)	
合 計	91.2	8.8	
④ 暴力犯罪被害			
婚姻関係 独 身	90.8 (-16.3) **	9.2 (16.3) **	$\chi^2(2)=290.766$ $p=0.000^{**}$
既 婚, 同 棲	96.4 (14.9) **	3.6 (-14.9) **	
離 婚・別 居 死 別	94.5 (-0.9)	5.5 (0.9)	
合 計	94.7	5.3	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり												
婚姻関係 独 身	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**	**	**
既 婚, 同 棲	**	**	**	**	*		**			*	**	**
離 婚・別 居, 死 別	*						**	**	*			
② 世帯犯罪被害あり												
婚姻関係												
③ 個人犯罪被害あり												
婚姻関係 独 身	**	**	**	**	**	*	**	**		**	**	**
既 婚, 同 棲	**	**	**	**	*		**	**		**	**	**
離 婚・別 居, 死 別												*
④ 暴力犯罪被害あり												
婚姻関係 独 身	**	**	**	**	*	**	**	**		**	**	**
既 婚, 同 棲	**	**	**	**	*	*	**	**		**	**	**
離 婚・別 居, 死 別												

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

注 2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-9表 犯罪被害に関するクロス表(9)教育歴別

【 12か国合計 】		犯罪被害の有無		検定結果
区 分		なし (%)	あり (%)	
① 全犯罪被害				
教育歴	6年以下	89.0 (11.4) **	11.0 (-11.4) **	$\chi^2(3)=386.604$ $p=0.000$ **
	7~9年	86.0 (12.1) **	14.0 (-12.1) **	
	10~12年	78.4 (-0.4)	21.6 (0.4)	
	13年以上	73.0 (-15.4) **	27.0 (15.4) **	
	合 計	78.5	21.5	
② 世帯犯罪被害				
教育歴				
③ 個人犯罪被害				
教育歴	6年以下	96.5 (7.8) **	3.5 (-7.8) **	$\chi^2(3)=177.745$ $p=0.000$ **
	7~9年	95.1 (8.3) **	4.9 (-8.3) **	
	10~12年	91.5 (-0.6)	8.5 (0.6)	
	13年以上	89.2 (-10.2) **	10.8 (10.2) **	
	合 計	91.7	8.3	
④ 暴力犯罪被害				
教育歴	6年以下	98.0 (6.1) **	2.0 (-6.1) **	$\chi^2(3)=113.294$ $p=0.000$ **
	7~9年	97.3 (7.1) **	2.7 (-7.1) **	
	10~12年	94.7 (-1.3)	5.3 (1.3)	
	13年以上	93.5 (-7.6) **	6.5 (7.6) **	
	合 計	94.9	5.1	

【 国 別 】		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 全犯罪被害あり													
教育歴	6年以下	**		**	*		**	**	**	**	**		
	7~9年	**	**	**	**	**	*		**		**		
	10~12年	*	*							**			
	13年以上	**	**	**	**	**	*	**	**		**		
② 世帯犯罪被害あり													
教育歴													
③ 個人犯罪被害あり													
教育歴	6年以下	*			*				**		**		
	7~9年	*	*		**				**		**		
	10~12年												
	13年以上	*	*	*	**	**			**		**		
④ 暴力犯罪被害あり													
教育歴	6年以下				*				*		*		
	7~9年				*				**		**		
	10~12年										*		
	13年以上			*	*				*				

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
 2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-10表 犯罪被害に関するクロス表(10)夜間外出頻度別

【12か国合計】

区 分	犯罪被害の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 全犯罪被害				
夜間外出 頻 度	週1回未満	81.9 **	18.1 **	$\chi^2(1)=267.708$ $p=0.000^{**}$
	週1回以上	72.9 **	27.1 **	
	合 計	78.0	22.0	
② 世帯犯罪被害				
夜間外出 頻 度				
③ 個人犯罪被害				
夜間外出 頻 度	週1回未満	93.6 **	6.4 **	$\chi^2(1)=201.726$ $p=0.000^{**}$
	週1回以上	88.2 **	11.8 **	
	合 計	91.2	8.8	
④ 暴力犯罪被害				
夜間外出 頻 度	週1回未満	96.1 **	3.9 **	$\chi^2(1)=133.628$ $p=0.000^{**}$
	週1回以上	92.7 **	7.3 **	
	合 計	94.6	5.4	

【国 別】

区 分	オーストラリア カナダ イギリス フィンランド フランス 日 本 オランダ ポーランド ポルトガル スウェーデン ス イ ス ア メ リ カ												
	① 全犯罪被害あり												
夜間外出 頻 度	週1回未満	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	
	週1回以上	**	**		**	**	**	**	**	**	**	**	
② 世帯犯罪被害あり													
夜間外出 頻 度													
③ 個人犯罪被害あり													
夜間外出 頻 度	週1回未満	**	**		**	**	*	**	*		**		
	週1回以上	**	**		**	**	*	**	*		**		
④ 暴力犯罪被害あり													
夜間外出 頻 度	週1回未満	**	**		**	**		**			**		
	週1回以上	**	**		**	**		**			**		

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

2 犯罪不安に与える要因

次に、「犯罪不安」に焦点を当て、①「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」、②「自宅に夜間一人でいることの不安」、③「不法侵入の被害に遭う不安」の3つを従属変数として、各独立変数との関連を見ていく。なお、①及び②においては「とても安全」又は「まあまあ安全」、③においては「あり得ない」と回答した者を、「犯罪不安なし」群とし、①及び②においては「とても危ない」又は「やや危ない」、③においては「非常にあり得る」又は「あり得る」と回答した者を、「犯罪不安あり」群とし、カテゴリーを統合して二分した。また、「わからない」や無回答等は除外して分析した。

(1) 世帯及び個人に関する属性等

3-11表から3-16表は、それぞれ、①都市規模、②住居形態、③世帯収入、④世帯人数、⑤住居の防犯設備、⑥銃器の所有の各独立変数と、犯罪不安との関連を、12か国合計及び国別に見たものである。なお、犯罪不安の有無のうち「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」については、世帯のみに関する属性等（住居形態、世帯人数、住居の防犯設備）とは無関係であると判断し、分析から除外している。これらの表からうかがえる特徴を、独立変数ごとに記述すると、以下のとおりとなる。

① 都市規模別（3-11表）

ここでは、居住地の人口について、人口10万人を基準に、それ以上と以下とに二分して分析した。

12か国合計では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」において、「人口10万人以上」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「人口10万人未満」は「犯罪不安なし」が有意に多い。これを国別に見ると、いずれの国においても、12か国合計の結果と相反する国はない。

次に「自宅に夜間一人でいることの不安」においては、全体として見れば、統計的に有意な関連は認められなかったが、国別に見ると、ポルトガル及びアメリカでは、前記「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」と同じ傾向であるが、ポーランド及びスウェーデンでは、「人口10万人未満」の方が「犯罪不安あり」が有意に多くなっている。その他の国を見ると、我が国及びフィンランドでも、ポーランド及びスウェーデンと同じ傾向がうかがえる。

以上から、全体として見れば、都市規模は犯罪不安の有無に影響を与える要因であるといえ、大都市の方が犯罪不安は高い。ただし一部の国では、逆の傾向を示している場合がある。

② 住居形態別（3-12表）

ここでは、住居形態について、「一戸建て住宅」と、「アパート／マンション」「テラスハウス」を合わせて「アパート・マンション等」とに二分して、「公共の建物」及び「その他」を除外して分析した。

12か国合計では、「自宅に夜間一人でいることの不安」においては、「アパート・マンション等」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「一戸建て住宅」は「犯罪不安なし」が有意に多い。一方「不法侵入の被害に遭う不安」においては逆に、「一戸建て住宅」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「アパート・マンション等」は「犯罪不安なし」が有意に多い。これを国別に見ると、有意な関連が認められた国は少数であり、しかも、「不法侵入の被害に遭う不安」においては、フランス・スウェーデンとポルトガルでは関連の仕方が異なっており、フランス及びスウェーデンでは、「アパート・マンション等」の方が「犯罪不安あり」が有意に多く、ポルトガルでは逆に、「一戸建て住宅」の方が「犯罪不安あり」が有意に多くなっている。

以上から、全体として見れば、住居形態は犯罪不安に影響を与える要因であるといえるが、どの

ような住居形態であれば犯罪不安が高いのかは、国又は犯罪不安の種類によって異なっている。

③ 世帯収入別（3-13表）

ここでは、世帯の年収について、各国の平均年収を基準に、平均以上と平均以下とに二分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、統計的に有意な関連が認められた。「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることの不安」においては、「国平均以下」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「国平均以上」は「犯罪不安なし」が有意に多い。一方、「不法侵入の被害に遭う不安」においては逆に、「国平均以上」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「国平均以下」は「犯罪不安なし」が有意に多くなっている。

これを国別に見ると、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」においては、統計的に有意な関連が認められた9か国については、12か国合計の結果と相反する国はない。しかし、統計的に有意な関連は認められなかった我が国及びポーランドを見ると、むしろ「国平均以上」の方が「犯罪不安あり」の比率が高い傾向がうかがえる。「自宅に夜間一人でいることの不安」においては、統計的に有意な関連が認められた6か国については、12か国合計の結果と相反する国はないが、統計的に有意な関連は認められなかった国のうち、我が国だけは、むしろ「国平均以上」の方が「犯罪不安あり」の比率が高い傾向がうかがえる。「不法侵入の被害に遭う不安」においては、12か国合計の結果と一致しているのは、統計的に有意な関連が認められたポーランド、スウェーデンの他、我が国、カナダ、フィンランド、オランダ、ポルトガル及びスイスの合計8国、逆に、12か国合計の結果と相反するのは、統計的に有意な関連が認められたオーストラリアの他、イギリス、フランス及びアメリカの合計4国となっており、二つの異なる傾向が見出せる。

以上から、全体として見れば、世帯収入は犯罪不安に影響を与える要因であるといえるが、世帯収入の多寡が、どのように犯罪不安と関連しているのかは、国又は犯罪不安の種類によって異なっている。

④ 世帯人数別（3-14表）

ここでは、世帯人数について、「1人」、「2・3人」、「4人以上」とに三分して分析した。

12か国合計では、「不法侵入の被害に遭う不安」においては、世帯人数が多いほど、「犯罪不安あり」が有意に多くなっている。一方、「自宅に夜間一人でいることの不安」においては、統計的に有意な関連は認められなかったものの、世帯人数が少ないほど、「犯罪不安あり」が多い傾向がうかがえる。これを国別に見ると、統計的に有意な関連が認められた国が少なく、しかも明確な傾向は見出せない。

「自宅に夜間一人でいることの不安」については、一般的に、世帯人数が1人つまり単身世帯の場合は、犯罪不安に限らず全般的な不安を感じるであろうことは、想像に難くない。それでは、「不法侵入の被害に遭う不安」に関しては、なぜ世帯人数が多いほど不安が高まるのであろうか。その要因として、世帯人数が、世帯に関する別の属性等に影響を与え（例えば、世帯人数が多いほど、住居形態が一戸建て住宅である場合や、世帯収入が国平均以上である場合が多いなど）、その結果、世帯人数と犯罪不安との間に関連が出てしまうことが推測できる。

以上から、世帯人数と犯罪不安は、関連は見出せるが、世帯人数そのものの影響なのか、他の要因を媒介した影響なのかは、クロス集計分析からは判明しない。

⑤ 住居の防犯設備別（3-15表）

ここでは、住居の防犯設備について、「なし」、「1種類」、「2種類以上」とに三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、統計的に有意な関連が認められた。「自宅に夜間一人であることの不安」においては、防犯設備がない場合は「犯罪不安あり」が有意に多く、防犯設備が多い場合は「犯罪不安なし」が有意に多い。一方、「不法侵入の被害に遭う不安」においては、防犯設備が多い場合は「犯罪不安あり」が有意に多く、防犯設備がない場合は「犯罪不安なし」が有意に多くなっている。これを国別に見ると、統計的に有意な関連が認められた国は少ないものの、12か国合計の結果と相反する国はない。

「自宅に夜間一人であることの不安」の結果は、「防犯設備がないと、犯罪被害に遭うのではないかと考え、犯罪不安が生じる」と解釈でき、了解可能な結果である。一方「不法侵入の被害に遭う不安」の結果は、「防犯設備を設置するほど、ますます犯罪不安も高まる」との解釈も可能であるし、犯罪不安が独立変数であり、住居の防犯設備が従属変数であるととらえ、「犯罪不安が高いために、防犯設備を数多く設置した」と解釈することも可能であろう。

以上から、防犯設備と犯罪不安は、相互に関連は認められるが、どちらが原因で、どちらが結果かは、一概にはいえない。

⑥ 銃器の所有別（3-16表）

ここでは、世帯における銃器の所有の有無について、「なし」と「あり」とに二分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、銃器を所有していない場合は「犯罪不安あり」が有意に多く、所有している場合は「犯罪不安なし」が有意に多い。これを国別に見ると、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」においては、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。

それでは、銃器を所有していれば、本当に犯罪不安が軽減されるのであろうか。我が国のように、銃器を所有するのが「特別なこと」といえるような場合は、むしろ、犯罪不安が独立変数であり、銃器の所有が従属変数であるととらえ、「犯罪不安が極めて高いために、銃器を所有している」と解釈することも可能であろう。確かに我が国では、統計的に有意な関連は認められなかったものの、いずれの犯罪不安においても、銃器を所有している場合の方が、「犯罪不安あり」が多い傾向がうかがえる。さらに、我が国と同様、銃器所有率が極めて低いポーランドでも、「不法侵入の被害に遭う不安」において、銃器を所有している場合の方が、「犯罪不安あり」が有意に多くなっている。ポーランドでは、銃器の所有理由として最も選択されたのは「犯罪防止／自衛のため」であり、その他の国と比べて格段に高い比率となっており（2-22図及び参考資料1を参照のこと。）、ここからも、犯罪不安が独立変数であり、銃器の所有が従属変数であると解釈することが妥当であることがうかがえよう。

以上から、銃器の所有と犯罪不安は、関連は見出せるが、銃器の所有そのものが犯罪不安に影響を与えているかどうかは、クロス集計分析からは判明しない。

3-11表 犯罪不安に関するクロス表(1)都市規模別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
都市規模	人口10万人以上	68.4 **	31.6 **	$\chi^2(1)=285.576$ $p=0.000^{**}$
	人口10万人未満	78.2 **	21.8 **	
	合 計	74.6	25.4	
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
都市規模	人口10万人以上	91.2	8.8	$\chi^2(1)=0.459$ $p=0.498$
	人口10万人未満	91.5	8.5	
	合 計	91.4	8.6	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
都市規模	人口10万人以上	65.0 **	35.0 **	$\chi^2(1)=77.424$ $p=0.000^{**}$
	人口10万人未満	70.7 **	29.3 **	
	合 計	68.6	31.4	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
	① 夜間の一人歩きに対する不安											
都市規模	人口10万人以上	*	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	人口10万人未満	*	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
都市規模	人口10万人以上							*	**	*		**
	人口10万人未満							*	**	*		**
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
都市規模	人口10万人以上		**			*		**	**		**	*
	人口10万人未満		**			*		**	**		**	*

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-12表 犯罪不安に関するクロス表(2)住居形態別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
住居形態	/			
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
住居形態	アパート・マンション等	89.6 **	10.4 **	$\chi^2(1)=103.578$ $p=0.000^{**}$
	一戸建て住宅	93.4 ***	6.6 **	
	合 計	91.4	8.6	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
住居形態	アパート・マンション等	68.2 **	31.8 **	$\chi^2(1)=6.582$ $p=0.0103^*$
	一戸建て住宅	66.5 **	33.5 **	
	合 計	67.4	32.6	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
住居形態	/											
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
住居形態	アパート・マンション等	*										
	一戸建て住宅	*										
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
住居形態	アパート・マンション等				*				**	**		
	一戸建て住宅				*				**	**		

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3 「アパート・マンション等」には、テラスハウスを含む。

3-13表 犯罪不安に関するクロス表(3)世帯収入別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
世帯収入	国平均以上	78.1 **	21.9 **	$\chi^2(1)=198.685$ $p=0.000^{**}$
	国平均以下	70.0 **	30.0 **	
合 計	74.3	25.7		
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
世帯収入	国平均以上	93.7 **	6.3 **	$\chi^2(1)=156.969$ $p=0.000^{**}$
	国平均以下	88.7 **	11.3 **	
合 計	91.3	8.7		
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
世帯収入	国平均以上	67.1 **	32.9 **	$\chi^2(1)=18.431$ $p=0.000^{**}$
	国平均以下	69.8 **	30.2 **	
合 計	68.3	31.7		

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
世帯収入	国平均以上	**	*	**	**	*	**			**	**	**
	国平均以下	**	*	**	**	*	**			**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
世帯収入	国平均以上	**		**	**		*	**				*
	国平均以下	**		**	**		*	**				*
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
世帯収入	国平均以上	*						**		**		
	国平均以下	*						**		**		

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-14表 犯罪不安に関するクロス表(4)世帯人数別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
世帯人数	/			
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
世帯人数	1 人	90.4	9.6	$\chi^2(2)=5.043$ $p=0.080$
	2・3人	90.8	9.2	
	4人以上	91.6	8.4	
	合 計	91.0	9.0	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
世帯人数	1 人	73.3 (6.2) **	26.7 (-6.2) **	$\chi^2(2)=39.297$ $p=0.000^{**}$
	2・3人	68.0 (-2.3) *	32.0 (2.3) *	
	4人以上	67.4 (-2.8) **	32.6 (2.8) **	
	合 計	68.8	31.2	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
世帯人数	/											
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
世帯人数	1 人			*				**				/
	2・3人									*		/
	4人以上			**				**		*		/
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
世帯人数	1 人									**		/
	2・3人							**				/
	4人以上							**				/

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-15表 犯罪不安に関するクロス表(5)住居の防犯設備別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
住居の防犯設備	/		
② 自宅に夜間一人でいること不安			
住居の防犯設備	な し	89.1 (-7.5) **	10.9 (7.5) **
	1 種 類	91.7 (1.6)	8.3 (-1.6)
	2 種 類 以 上	92.5 (5.4) **	7.5 (-5.4) **
	合 計	91.3	8.7
$\chi^2(2)=59.498$ $p=0.000^{**}$			
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
住居の防犯設備	な し	69.4 (3.5) **	30.6 (-3.5) **
	1 種 類	67.9 (0.7)	32.1 (-0.7)
	2 種 類 以 上	66.1 (-3.8) **	33.9 (3.8) **
	合 計	67.6	32.4
$\chi^2(2)=17.713$ $p=0.000^{**}$			

【国 別】

区 分	国 別											
	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
住居の防犯設備	/											
② 自宅に夜間一人でいること不安												
住居の防犯設備	な し							**				
	1 種 類							*				
	2 種 類 以 上							*				
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
住居の防犯設備	な し	**	*					**	**			
	1 種 類	**							**	**		
	2 種 類 以 上	**	**					*	**		**	

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、（ ）内は、調整済み残差である。
 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-16表 犯罪不安に関するクロス表(6)銃器の所有別

【 12か国合計 】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
銃器の所有	あ り	84.0 **	$\chi^2(1)=240.085$ $p=0.000$ **
	な し	72.4 **	
	合 計	74.2	
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
銃器の所有	あ り	94.0 **	$\chi^2(1)=30.808$ $p=0.000$ **
	な し	90.9 **	
	合 計	91.3	
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
銃器の所有	あ り	70.6 **	$\chi^2(1)=16.262$ $p=0.000$ **
	な し	67.3 **	
	合 計	67.8	

【 国 別 】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
銃器の所有	あ り	**	**	*	**	**	**	**	**	**	**	**
	な し	**	**	*	**	**	**	**	**	**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
銃器の所有	あ り		*									
	な し		*									
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
銃器の所有	あ り							**				
	な し							**				

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。
 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

(2) 個人に関する属性等

3-17表から3-22表は、それぞれ、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度の各独立変数と、犯罪不安の有無との関連を、12か国合計及び国別に見たものである。これらの表からうかがえる特徴を、独立変数ごとに記述すると、以下のとおりとなる。

① 性別（3-17表）

12か国合計では、すべての犯罪不安において、女性は「犯罪不安あり」が有意に多く、男性は「犯罪不安なし」が有意に多い。国別に見ても、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においては、すべての国で、1%水準で有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。

以上から、性別は犯罪不安に影響を与える要因であるといえ、男性よりも女性の方が、犯罪不安は高い。

② 年齢別（3-18表）

ここでは、回答者の年齢について、「39歳以下」、「40～59歳」、「60歳以上」とに三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、統計的に有意な関連は認められたものの、犯罪不安の種類によって、関連の仕方はそれぞれ異なっている。「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においては、「60歳以上」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「39歳以下」及び「40～59歳」は「犯罪不安なし」が有意に多い。一方「不法侵入の被害に遭う不安」においては、「39歳以下」に「犯罪不安なし」が有意に多い点では、前2つの犯罪不安と同様であるが、「40～59歳」と「60歳以上」とが異なった関連を示しており、「40～59歳」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「60歳以上」は「犯罪不安なし」が有意に多くなっている。低年齢層及び高年齢層ともに「犯罪不安なし」が有意に多いという、二極分化的な関連が生じている。

この要因は、国別に分析すると見えてくる。全般的傾向として、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においては、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と同じ関連の仕方がうかがえる。オーストラリアでのみ、異なった関連の仕方をしているが、特に「不法侵入の被害に遭う不安」については、より顕著である。「40～59歳」の場合に「犯罪不安あり」が有意に多いのは、多くの国で共通しているが、有意に少ない方は、「39歳以下」と「60歳以上」とに分かれてしまう。この結果、12か国合計で分析した場合、2つの異なる傾向が同時に作用して、二極分化的な関連が生じてしまったものと解釈できる。

なお、我が国については、調整済み残差が有意でない年齢層も含めて分析すると、すべての犯罪不安において、低年齢層は犯罪不安が高く、高年齢層は犯罪不安が低いという傾向がうかがえ、その他の比較対象国とは異なる関連の仕方が生じている。

以上から、全体として見れば、年齢は犯罪不安に影響を与える要因であるといえるが、どの年齢層に犯罪不安が高いのかは、国又は犯罪不安の種類によって異なっている。

③ 就業状況（3-19表）

ここでは、就業状況について、「働いている」、「学生」のほか、「求職中である（失業中）」「主婦・主夫」「無職（定年退職者等）」を合わせて「無職・主婦」とし、三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、統計的に有意な関連は認められたものの、犯罪不安の種類によって、関連の仕方はそれぞれ異なっている。「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においては、「無職・主婦」は「犯罪不安あり」

が有意に多く、「働いている」又は「学生」は「犯罪不安なし」が有意に多い。一方「不法侵入の被害に遭う不安」においては、「働いている」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「学生」又は「無職・主婦」は「犯罪不安なし」が有意に多い。

国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも、いずれの犯罪不安においても、12か国合計の結果と相反する国はない。

以上から、就業状況は犯罪不安に影響を与える要因であるといえるが、どの就業状況に犯罪不安が高いのかは、犯罪不安の種類によって異なっている。

④ 婚姻関係別（3-20表）

ここでは、婚姻関係について、「独身」、「既婚・同棲」、「離婚・別居、死別」とに三分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、統計的に有意な関連は認められたものの、犯罪不安の種類によって、関連の仕方はそれぞれ異なっている。「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においては、「離婚・別居、死別」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「独身」又は「既婚、同棲」は「犯罪不安なし」が有意に多い。一方「不法侵入の被害に遭う不安」においては、「独身」の場合に「犯罪不安なし」が有意に多い点では、前2つの犯罪不安と同様であるが、「既婚、同棲」と「離婚・別居、死別」とが異なった関連の仕方を示しており、「既婚、同棲」の場合は「犯罪不安あり」が有意に多く、「離婚・別居、死別」の場合は「犯罪不安なし」が有意に多くなっている。国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果とほぼ共通している。

「独身」と「離婚・別居、死別」はともに、「単身者」である可能性がある。前述のとおり、世帯人数が「1人」の場合は、「犯罪不安なし」が有意に多いことから、婚姻関係そのものの影響ではなく、世帯人数を媒介した影響である可能性があり、さらに世帯人数も、世帯に関する別の属性等に影響を与えている可能性も考えられる。

以上から、婚姻関係と犯罪不安は、関連は見出せるが、婚姻関係そのものの影響なのか、他の要因を媒介した影響なのかは、クロス集計分析からは判明しない。

⑤ 教育歴別（3-21表）

ここでは、学校教育を受けた年数について、「6年以下」（概ね、初等教育のみに相当）、「7～9年」（概ね、義務教育のみ又は義務教育未修了に相当）、「10～12年」（概ね、中等教育機関進学又は中等教育修了に相当）、「13年以上」（概ね、高等教育機関進学に相当）とに四分して分析した。

12か国合計では、すべての犯罪不安において、統計的に有意な関連が認められたものの、犯罪不安の種類によって、関連の仕方は少しずつ異なっている。「6年以下」は「犯罪不安あり」が有意に多い点では共通しており、「13年以上」は概ね「犯罪不安なし」が多くなっている。しかし、どの年数を境に、「犯罪不安なし」と「犯罪不安あり」が分かれるのか、犯罪不安の種類によって異なっている。

これを国別に見ると、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においては、概ね12か国合計の結果と共通している。「不法侵入の被害に遭う不安」においては、我が国とポーランドが、12か国合計の結果とは異なる関連の仕方をしている。統計的に有意な関連は認められていないものの、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」においても、我が国とポーランドのみ、12か国合計の結果とは異なる関連の仕方がうかがえ、教育歴が長い者の方が犯罪不安は高くなっている。

以上から、教育歴は犯罪不安に影響を与える要因であるといえ、全般的には、教育歴が短いの方が犯罪不安は高い。ただし、我が国とポーランドに限っては、逆に教育歴が長いの方が犯罪不安は高くなっている。

⑥ 夜間外出頻度別（3-22表）

ここでは、夜間外出頻度について、「ほとんど毎日」、「少なくとも週1回」を合わせて「週1回以上」とし、「決して外出しない」「月1回以下」「少なくとも月1回」を合わせて「週1回未満」とし、二分して分析した。

12か国合計では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」において、「週1回未満」は「犯罪不安あり」が有意に多く、「週1回以上」は「犯罪不安なし」が有意に多い。

これを国別に見ても、多くの国で統計的に有意な関連が認められ、12か国合計の結果と同じ関連の仕方が認められる。ただし我が国だけは、「不法侵入の被害に遭う不安」において、逆に「週1回以上」の方が、「犯罪不安あり」が有意に多くなっている。統計的に有意な関連は認められなかったものの、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人であることの不安」においても、同様の傾向がうかがえる。

これらは、どのように解釈すべきであろうか。犯罪不安が独立変数であり、夜間外出頻度が従属変数であるにとらえれば、「犯罪被害に遭うのではないだろうか、という犯罪不安が高いので、夜間の外出は避けている。」となり、了解可能な結果となる。また、夜間外出頻度が独立変数であり、犯罪不安が従属変数であるにとらえれば、「何らかの事情で夜間外出は多くなってしまいが、通りを歩くたびに怖い思いをしており、犯罪不安を感じる。」となり、これもまた了解可能であろう。

以上から、夜間外出頻度は犯罪不安に影響を与える要因であるといえ、全般的に、頻度が少ないの方が犯罪不安は高いが、我が国のみは逆に、頻度が多いの方が犯罪不安は高い。よって、どちらが原因で、どちらが結果かは、一概にはいえない。

3-17表 犯罪不安に関するクロス表(7)性別

【 12か国合計 】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
性 別	男	85.0 **	15.0 **	$\chi^2(1)=1430.287$ $p=0.000^{**}$
	女	64.8 **	35.2 **	
	合 計	74.2	25.8	
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
性 別	男	95.5 **	4.5 **	$\chi^2(1)=444.533$ $p=0.000^{**}$
	女	87.7 **	12.3 **	
	合 計	91.3	8.7	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
性 別	男	69.1 **	30.9 **	$\chi^2(1)=17.711$ $p=0.000^{**}$
	女	66.6 **	33.4 **	
	合 計	67.8	32.2	

【 国 別 】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
性 別	男	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	女	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
性 別	男	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	女	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
性 別	男			**			*					
	女			**			*					

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

注 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-18表 犯罪不安に関するクロス表(8年齢別)

【12か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
年 齢	39歳以下	77.5 (9.9) **	22.5 (-9.9) **	$\chi^2(2)=259.780$ $p=0.000^{**}$
	40～59歳	75.7 (4.1) **	24.3 (-4.1) **	
	60歳以上	66.7 (-15.9) **	33.3 (15.9) **	
	合 計	74.2	25.8	
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
年 齢	39歳以下	92.1 (3.5) **	7.9 (-3.5) **	$\chi^2(2)=54.860$ $p=0.000^{**}$
	40～59歳	92.0 (3.2) **	8.0 (-3.2) **	
	60歳以上	88.9 (-7.4) **	11.1 (7.4) **	
	合 計	91.3	8.7	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
年 齢	39歳以下	69.1 (3.9) **	30.9 (-3.9) **	$\chi^2(2)=58.130$ $p=0.000^{**}$
	40～59歳	64.7 (-7.6) **	35.3 (7.6) **	
	60歳以上	69.8 (4.0) **	30.2 (-4.0) **	
	合 計	67.7	32.3	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安													
年 齢	39歳以下	**	*		*			**	**		*	**	
	40～59歳			*				*				**	
	60歳以上	**	**	**	**		**	**	**	*	**	**	
② 自宅に夜間一人でいることの不安													
年 齢	39歳以下	**							**	*			
	40～59歳												
	60歳以上	**			*			**	**	**			
③ 不法侵入の被害に遭う不安													
年 齢	39歳以下	**			**						*	**	
	40～59歳	**			**	*	**	*	*		**	**	
	60歳以上						**	**	*				*

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-19表 犯罪不安に関するクロス表(9)就業状況別

【12か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
就業状況	働いている	78.7 (18.7) **	21.3 (-18.7) **	χ ² (2)=507.788 p=0.000 **
	学 生	79.7 (5.9) **	20.3 (-5.9) **	
	無職・主婦	66.3 (-22.5) **	33.7 (22.5) **	
	合 計	74.2	25.8	
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
就業状況	働いている	93.5 (13.2) **	6.5 (-13.2) **	χ ² (2)=208.625 p=0.000 **
	学 生	92.3 (1.6)	7.7 (-1.6)	
	無職・主婦	87.9 (-14.4) **	12.1 (14.4) **	
	合 計	91.3	8.7	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
就業状況	働いている	65.9 (-7.0) **	34.1 (7.0) **	χ ² (2)=68.979 p=0.000 **
	学 生	74.3 (6.5) **	25.7 (-6.5) **	
	無職・主婦	69.2 (3.6) **	30.8 (-3.6) **	
	合 計	67.8	32.2	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安													
就業状況	働いている	**	**	**	**			**	**		**	**	
	学 生								**	*		**	
	無職・主婦	**	**	**	**			**	**	*	**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安													
就業状況	働いている		**	*	**			**	**	*	**		
	学 生		*			**			**		*		
	無職・主婦		**	*	**			**	**	*	**		
③ 不法侵入の被害に遭う不安													
就業状況	働いている		*		**		**	*	**			*	
	学 生	*			**							**	
	無職・主婦		*				**		**				

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
 2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-20表 犯罪不安に関するクロス表(10)婚姻関係別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
婚姻関係 独 身	78.1 (8.2) **	21.9 (-8.2) **	$\chi^2(2)=316.368$ $p=0.000^{**}$
既 婚 , 同 棲	75.3 (5.3) **	24.7 (-5.3) **	
離 婚 ・ 別 居 死 別	63.1 (-17.3) **	36.9 (17.3) **	
合 計	74.2	25.8	
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
婚姻関係 独 身	92.6 (4.0) **	7.4 (-4.0) **	$\chi^2(2)=66.827$ $p=0.000^{**}$
既 婚 , 同 棲	91.6 (2.3) *	8.4 (-2.3) *	
離 婚 ・ 別 居 死 別	87.8 (-7.8) **	12.2 (7.8) **	
合 計	91.3	8.7	
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
婚姻関係 独 身	70.9 (5.9) **	29.1 (-5.9) **	$\chi^2(2)=51.010$ $p=0.000^{**}$
既 婚 , 同 棲	66.1 (-7.0) **	33.9 (7.0) **	
離 婚 ・ 別 居 死 別	69.5 (2.5) *	30.5 (-2.5) *	
合 計	67.8	32.2	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
	① 夜間の一人歩きに対する不安											
婚姻関係 独 身	*					*		**	*		**	
既 婚 , 同 棲		**	**	**		*	**			**	**	*
離 婚 ・ 別 居 , 死 別	**	**	**	**			**	**		**	**	
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
婚姻関係 独 身		*						**				
既 婚 , 同 棲								**				
離 婚 ・ 別 居 , 死 別				*				**	*			
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
婚姻関係 独 身	**							*	*	*	**	
既 婚 , 同 棲	*				*		*	**		**	**	
離 婚 ・ 別 居 , 死 別					*							

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-21表 犯罪不安に関するクロス表(1)教育歴別

【 12か国合計 】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
教育歴	6年以下	70.1 (-3.4) **	29.9 (3.4) **	$\chi^2(3)=64.402$ $p=0.000^{**}$
	7～9年	71.1 (-3.6) **	28.9 (3.6) **	
	10～12年	72.3 (-3.1) **	27.7 (3.1) **	
	13年以上	76.5 (7.7) **	23.5 (-7.7) **	
	合 計	73.6	26.4	
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
教育歴	6年以下	87.1 (-6.5) **	12.9 (6.5) **	$\chi^2(3)=143.879$ $p=0.000^{**}$
	7～9年	87.7 (-8.2) **	12.3 (8.2) **	
	10～12年	91.5 (1.1)	8.5 (-1.1)	
	13年以上	93.4 (8.9) **	6.6 (-8.9) **	
	合 計	91.2	8.8	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
教育歴	6年以下	57.4 (-9.0) **	42.6 (9.0) **	$\chi^2(3)=96.186$ $p=0.000^{**}$
	7～9年	71.2 (5.0) **	28.8 (-5.0) **	
	10～12年	67.7 (0.9)	32.3 (-0.9)	
	13年以上	67.5 (0.5)	32.5 (-0.5)	
	合 計	67.3	32.7	

【 国 別 】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
教育歴	6年以下	**		**			*			*		
	7～9年	**	**				**					
	10～12年											**
	13年以上	**	*	**	**		**			**		**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
教育歴	6年以下		*					**	*			
	7～9年						**	**				
	10～12年	**						**				
	13年以上	*		*			**	**	*			
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
教育歴	6年以下					*				*		
	7～9年					**	**					
	10～12年						**					*
	13年以上					**	**					*

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比であり、()内は、調整済み残差である。
 2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ調整済み残差に有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-22表 犯罪不安に関するクロス表(12)夜間外出頻度別

【12か国合計】

区 分		犯罪不安の有無		検 定 結 果
		な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安				
夜間外出 頻 度	週1回未満	70.0 **	30.0 **	$\chi^2(1)=225.003$ $p=0.000 **$
	週1回以上	78.8 **	21.2 **	
	合 計	73.8	26.2	
② 自宅に夜間一人でいること不安				
夜間外出 頻 度	週1回未満	89.3 **	10.7 **	$\chi^2(1)=145.909$ $p=0.000 **$
	週1回以上	93.8 **	6.2 **	
	合 計	91.3	8.7	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
夜間外出 頻 度	週1回未満	67.4	32.6	$\chi^2(1)=0.659$ $p=0.417$
	週1回以上	67.9	32.1	
	合 計	67.6	32.4	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
		① 夜間の一人歩きに対する不安											
夜間外出 頻 度	週1回未満	**	**	**	*			**	**	*			**
	週1回以上	**	**	**	*			**	**	*			**
② 自宅に夜間一人でいること不安													
夜間外出 頻 度	週1回未満		**	**				**	**	**			**
	週1回以上		**	**				**	**	**			**
③ 不法侵入の被害に遭う不安													
夜間外出 頻 度	週1回未満						**			*			
	週1回以上						**			*			

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

注 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

(3) 警察活動に関する認識

ここでは、「警察の防犯活動に関する認識」に関しては、「非常に良くやっている」「まあまあ良くやっている」を合わせて「良くやっている」とし、「非常に不十分である」「やや不十分である」を合わせて「不十分である」とし、二分して分析した。「警察の親切さに関する認識」に関しては、「警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っている点については……」との質問に対して、「全く同感」「どちらかと言えば同感」を合わせて「同感」とし、「全く反対」「どちらかと言えば反対」を合わせて「反対」とし、二分して分析した。なお、本文中、「良くやっている」「同感」を「高い評価」、「不十分である」「反対」を「低い評価」と、それぞれ表現している場合がある。

3-23表は警察の防犯活動に関する認識と、3-24表は警察の親切さに関する認識と、犯罪不安の有無との関連を、12か国合計及び国別に見たものである。これらの表からうかがえる特徴は、以下のとおりである。

- ① 12か国合計では、すべての犯罪不安において、警察活動に関して低い評価をしている場合は「犯罪不安あり」が有意に多く、警察活動に関して高い評価をしている場合は「犯罪不安なし」が有意に多い。国別に見ても、ほとんどの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。
- ② その要因として、警察活動に関する認識が独立変数であり、犯罪不安の有無が従属変数であるととらえた場合、「警察がしっかり活動してくれているので、犯罪に対して不安はない。」と認識していると考えられ、了解可能な結果となる。また、犯罪不安の有無が独立変数であり、警察活動に関する認識が従属変数であるととらえることも可能で、この場合は「犯罪不安が高い者ほど、警察を信用していなかったり、警察活動を低く評価する傾向にある。」との解釈も成立しよう。
- ③ 以上から、警察活動に関する認識と犯罪不安は、相互に関連は認められるが、どちらが原因で、どちらが結果かは、一概にはいえず、どちらの可能性も考えられる。

3-23表 犯罪不安に関するクロス表(13)警察の防犯活動に関する認識別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
警 察 の 良くやっている	79.9 **	20.1 **	$\chi^2(1)=1039.003$ $p=0.000^{**}$
防犯活動 不十分である	59.8 **	40.2 **	
合 計	74.0	26.0	
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
警 察 の 良くやっている	94.2 **	5.8 **	$\chi^2(1)=549.975$ $p=0.000^{**}$
防犯活動 不十分である	84.1 **	15.9 **	
合 計	91.0	9.0	
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
警 察 の 良くやっている	72.0 **	28.0 **	$\chi^2(1)=552.835$ $p=0.000^{**}$
防犯活動 不十分である	55.7 **	44.3 **	
合 計	67.2	32.8	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
警 察 の 良くやっている	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	*
防犯活動 不十分である	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	*
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
警 察 の 良くやっている	**	**	**	**	**	**	**	**	**	*		**
防犯活動 不十分である	**	**	**	**	**	**	**	**	**	*		**
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
警 察 の 良くやっている	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
防犯活動 不十分である	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-24表 犯罪不安に関するクロス表(14)警察の親切さに関する認識別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果	
	な し (%)	あ り (%)		
① 夜間の一人歩きに対する不安				
警察の親切さ	同 感	78.0 **	22.0 **	$\chi^2(1)=632.111$ $p=0.000^{**}$
	反 対	61.9 **	38.1 **	
	合 計	73.9	26.1	
② 自宅に夜間一人でいることの不安				
警察の親切さ	同 感	93.3 **	6.7 **	$\chi^2(1)=382.921$ $p=0.000^{**}$
	反 対	84.5 **	15.5 **	
	合 計	91.0	9.0	
③ 不法侵入の被害に遭う不安				
警察の親切さ	同 感	70.2 **	29.8 **	$\chi^2(1)=257.635$ $p=0.000^{**}$
	反 対	58.7 **	41.3 **	
	合 計	67.3	32.7	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
警察の親切さ	同 感	*	*	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	反 対	*	*	**	**	**	**	**	**	**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
警察の親切さ	同 感	**	**		**	*	**		**	**		*
	反 対	**	**		**	*	**		**	**		*
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
警察の親切さ	同 感	**	**	**	*		**	**	**	**		**
	反 対	**	**	**	*		**	**	**	**		**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3 犯罪被害と犯罪不安との関連

ここでは、従属変数として選定した「犯罪被害の有無（1999年）」と「犯罪不安」の、変数同士の関連を見ていく。

3-25表から3-28表は、それぞれ、①全犯罪被害、②世帯犯罪被害、③個人犯罪被害、④暴力犯罪被害の各独立変数と、犯罪不安の有無との関連を、12か国合計及び国別に見たものである。これらの表からうかがえる特徴は、以下のとおりである。

- ① 12か国合計では、すべての犯罪不安において、犯罪被害がある場合は、犯罪不安もあることが有意に多く、犯罪被害がない場合は、犯罪不安もないことが有意に多い。国別に見ても、ほとんどの国で統計的に有意な関連が認められ、しかも12か国合計の結果と相反する国はない。
- ② 犯罪被害に遭った者は、その時の恐怖感が残っていたり、再度犯罪被害に遭うのではないかと考え、それに伴って、犯罪不安が醸成されてしまうことは、想像に難しくなく、非常に常識的な結果であろう。
- ③ 以上から、犯罪被害は犯罪不安に影響を与える要因であると言いうことができ、犯罪被害に遭ったことのない者よりも遭ったことのある者の方が、犯罪不安は高い。

3-25表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(1)全犯罪被害の有無別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
全犯罪被害	な し	75.8 **	$\chi^2(1)=124.754$ $p=0.000^{**}$
	あ り	68.6 **	
	合 計	74.2	
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
全犯罪被害	な し	91.9 **	$\chi^2(1)=40.530$ $p=0.000^{**}$
	あ り	89.0 **	
	合 計	91.3	
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
全犯罪被害	な し	69.6 **	$\chi^2(1)=134.969$ $p=0.000^{**}$
	あ り	61.3 **	
	合 計	67.8	

【国 別】

区 分		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
		① 夜間の一人歩きに対する不安											
全犯罪被害	な し		**	**		**	**	*	**	**	**	*	*
	あ り		**	**		**	**	*	**	**	**	*	*
② 自宅に夜間一人でいることの不安													
全犯罪被害	な し	*	**	**		*	**		*	*			**
	あ り	*	**	**		*	**		*	*			**
③ 不法侵入の被害に遭う不安													
全犯罪被害	な し	**	**	**			**	**	**	**	*	*	**
	あ り	**	**	**			**	**	**	**	*	*	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

注 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-26表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(2)世帯犯罪被害の有無別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
世帯犯罪被害	な し	75.1 **	$\chi^2(1)=65.532$ $p=0.000^{**}$
	あ り	69.2 **	
	合 計	74.2	
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
世帯犯罪被害	な し	91.7 **	$\chi^2(1)=26.349$ $p=0.000^{**}$
	あ り	89.1 **	
	合 計	91.3	
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
世帯犯罪被害	な し	69.3 **	$\chi^2(1)=141.692$ $p=0.000^{**}$
	あ り	59.6 **	
	合 計	67.8	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
世帯犯罪被害	な し	**	**		**	**	*	**	**	*		*
	あ り	**	**		**	**	*	**	**	*		*
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
世帯犯罪被害	な し	*	**	**		**	*					**
	あ り	*	**	**		**	*					**
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
世帯犯罪被害	な し	**	**	**		**	**	**	*	**	**	**
	あ り	**	**	**		**	**	**	*	**	**	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-27表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(3)個人犯罪被害の有無別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
個人犯罪被害	な し	75.1 **	$\chi^2(1)=121.176$ $p=0.000^{**}$
	あ り	24.9 **	
	あ り	35.2 **	
	合 計	74.2	25.8
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
個人犯罪被害	な し	91.6 **	$\chi^2(1)=30.615$ $p=0.000^{**}$
	あ り	8.4 **	
	あ り	12.1 **	
	合 計	91.3	8.7
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
個人犯罪被害	な し	68.3 **	$\chi^2(1)=34.493$ $p=0.000^{**}$
	あ り	31.7 **	
	あ り	37.8 **	
	合 計	67.8	32.2

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
個人犯罪被害	な し	**	**		*	**	*	**	**		**	
	あ り	**	**		*	**	*	**	**		**	
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
個人犯罪被害	な し	**	**		*	*		**	**			
	あ り	**	**		*	*		**	**			
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
個人犯罪被害	な し	*	**	**		**		**	*		*	**
	あ り	*	**	**		**		**	*		*	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある(有意に多い又は有意に少ない)ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

3-28表 犯罪被害と犯罪不安に関するクロス表(4)暴力犯罪被害の有無別

【12か国合計】

区 分	犯罪不安の有無		検 定 結 果
	な し (%)	あ り (%)	
① 夜間の一人歩きに対する不安			
暴力犯罪被害	な し	74.9 **	χ ² (1)=109.834 p=0.000 **
	あ り	62.4 **	
	合 計	74.2	
② 自宅に夜間一人でいることの不安			
暴力犯罪被害	な し	91.4 **	χ ² (1)=16.419 p=0.000 **
	あ り	88.1 **	
	合 計	91.3	
③ 不法侵入の被害に遭う不安			
暴力犯罪被害	な し	68.1 **	χ ² (1)=25.573 p=0.000 **
	あ り	61.5 **	
	合 計	67.8	

【国 別】

区 分	オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 夜間の一人歩きに対する不安												
暴力犯罪被害	な し	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**	**
	あ り	**	**	**	**	**	*	**	**	**	**	**
② 自宅に夜間一人でいることの不安												
暴力犯罪被害	な し	*	**		*	*	*	*	*			
	あ り	*	**		*	*	*	*	*			
③ 不法侵入の被害に遭う不安												
暴力犯罪被害	な し	*	*		*	*		**			*	**
	あ り	*	*		*	*		**			*	**

注 1 「12か国合計」の数値は、総数に対する構成比である。

注 2 「*」は、有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差がある（有意に多い又は有意に少ない）ことを示し、網掛け部分は、そのうち有意に多い箇所を示す。

第4 結果と分析3 (ロジスティック回帰分析)

前記「第3 結果と分析2」では、犯罪被害の有無及び犯罪不安に関連する要因について、クロス集計分析によって要因ごとに分析してきた。しかし、犯罪被害の有無や犯罪不安は、一つの要因によって決定付けられるものではなく、幾つかの要因が重なりあって決定付けられるものであると考えられる。

そこで、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析^(*)を実施することにした。ロジスティック回帰分析とは、①結果(従属変数)を予測すること、②予測及び説明するために最も効果的な要因(独立変数)を見つけ出し、予測のための理論的モデルを構築することの2つの目的で使用される。実務的に汎用性が広いため、近年、特に欧米の研究ではその頻度が高くなっている統計的手法である。ロジスティック回帰分析により、回帰式(予測式)に投入した独立変数の中から、従属変数を最も効果的に説明できる変数のモデルを構築し、犯罪被害の有無及び犯罪不安を決定付ける要因を探ることにした。

従属変数としては、犯罪被害に関しては「全犯罪被害の有無(1999年)」を、犯罪不安に関しては「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」の、以上3つに焦点を当てた^(*)。

独立変数に使用した変数は、クロス集計分析において分析した全変数であるが、新たに「社会的ストレス尺度」及び「社会的脆弱性尺度」の2変数を追加した。「社会的ストレス尺度」とは、①婚姻関係が「離婚・死別」である、②就業状況が「求職中(失業中)」である、③世帯収入の満足度が「不満である」又は「とても不満である」の3項目からなり、「社会的脆弱性尺度」とは、①年齢が60歳以上である、②女性である、③教育歴が9年以下である、④就業状況が「無職」である、⑤世帯収入が「国平均以下である」の5項目からなり、それぞれの項目に該当する場合は1点として、尺度化したものである。

なお、国によっては、独立変数に選定した項目を調査していないことがあるが、その場合は表の該当箇所を斜線で示している。

(*)1) 本分析では、ロジスティック回帰分析の中のステップワイズ法(変数増加法)という手法を用いた。これは、まず最も有効な独立変数が一つ投入され、そして残った変数の中で最も有効な独立変数がさらに一つ投入されていき、最終的には、これ以上投入してもあまり有効なモデルが構築できないところまで投入が続けられる手法である。

ここで、本文及び表で使用した用語を説明する。実際には、高度な数学的知見に基づいているため、ごく簡単な記述にとどめておきたい。

・「回帰式(予測式)」、「係数」

ある従属変数を説明するための方程式を回帰式(予測式)と言う。例えば独立変数(X)として、 X_1 、 X_2 、 X_3 が採用された場合の回帰式(予測式)は、 $\text{係数}_1 \times X_1 + \text{係数}_2 \times X_2 + \text{係数}_3 \times X_3 + \text{定数項}$ となる。

・「オッズ比」

見込み比とも言われ、その変数が一単位変化することで、従属変数が変化すること(例えば、「犯罪被害の有無」が「あり」から「なし」に変化すること)確率をさす。0から ∞ の間を動き、オッズ比が1のとき、取り上げた従属変数と独立変数との間に関連はないと判断される。

以上については、石村ら(1997)に詳しい。

(*)2) これら以外の、「世帯犯罪被害の有無」、「個人犯罪被害の有無」、「暴力犯罪被害の有無」及び「自宅に夜間一人であること」の不安」の4つに関しては、圧倒的に「犯罪被害なし」又は「不安なし」が多く、「犯罪被害あり」又は「不安あり」は非常に少なくなっている。このように、従属変数のカテゴリーがアンバランスな場合、ロジスティック回帰分析を実施しても適切なモデルが構築できないために、分析から除外した。

1 犯罪被害の有無に与える要因

はじめに、「全犯罪被害の有無（1999年）」を従属変数として、各独立変数との関連を見ていく。「全犯罪被害の有無（1999年）」については11変数^(*)3)を回帰式に投入し、その結果、1,393人がモデル構築の分析対象とされた^(**4)。

4-1表は、我が国における、採用された独立変数、回帰式等を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、回帰式に投入された順に、①世帯収入、②年齢、③夜間外出頻度の3変数である

つまり、以下の場合には、犯罪被害に遭う可能性が高い。

- ① 世帯年収が、我が国の平均（758万円）以上である。
- ② 年齢が低い。
- ③ 夜間外出頻度が、週1回以上である。

逆に、以下の場合には、犯罪被害に遭う可能性が低い。

- ① 世帯年収が、我が国の平均（758万円）以下である。
- ② 年齢が高い。
- ③ 夜間外出頻度が、週1回未満である。

4-1表 犯罪被害に関するロジスティック回帰式（日本）

ステップ	独立変数		係数	P値	オッズ比
	変数名	【変数の概要】			
1	世帯収入	【国平均以上】	0.460	0.004	1.584
2	年齢	【39歳以下】／40歳以上	0.501	0.017	1.650
		【40～59歳】／60歳以上	0.561	0.005	1.752
3	夜間外出頻度	【週1回未満】	-0.355	0.047	0.701
	【定数項】		-2.141		

注 モデル構築のための採用基準は、有意水準5%以下としている。

(*)3) 「世帯人数」の変数については、一部データに不備があり、クロス集計分析には使用できたが、ロジスティック回帰分析には使用できなかったため、投入していない。

(**4) 投入した変数中に、「わからない」や欠損値が1箇所でもあると、そのデータはモデル構築に使用できなくなる。

4-2表は、12か国における、採用された独立変数、回帰式等を示したものである。「年齢」は9か国において採用されている。

4-2表 犯罪被害に関するロジスティック回帰式（国別）

独立変数（変数の概要）		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 都市規模	人口10万人以上				++			+	++			++	
② 住居形態	アパート・マンション、 テラスハウス			+	+			+	/		++	/	
③ 世帯収入	国平均以上						++	+				+	+
④ 世帯人数	1人（／2人以上）			/			/	-				/	--
	2・3人（／4人以上）							-					--
⑤ 性別	男												
⑥ 年齢	39歳以下（／40歳以上）	++	++	++	++	+	+		++		++	++	
	40～59歳（／60歳以上）	++	+	++	++		++				++	++	
⑦ 就業状況	働いている（／無職等）								-			--	
	無職・主婦（／学生）								--			--	
⑧ 婚姻関係	独身（／既婚・離婚等）							+-					+-
	既婚等（／離婚等）	+-		+-							-	--	+-
⑨ 教育歴	6年以下（／7年以上）	-							--		--		/
	7～9年（／10年以上）					-			--				
	10～12年（／13年以上）	--							--				/
⑩ 夜間外出頻度	週1回未満	--	--		--		-	-				/	
⑪ 社会的対峙尺度	0点（／1点以上）					--							--
	1点（／2点以上）					--					-		--
⑫ 社会的脆弱性尺度	0点（／1点以上）			+					+	++			
	1点（／2点以上）				+				++	++			

注 「+」「++」は「被害あり」の方向に働くことを、「-」「--」は「被害なし」の方向に働くことを、それぞれ示し、記号が1つの場合は有意水準5%以下で、記号が2つの場合は1%以下で、有意差があることを示す。

2 犯罪不安に与える要因

次に、犯罪不安に関して、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の被害に遭う不安」を従属変数として、各独立変数との関連を見ていく。

「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」については17変数を回帰式に投入し、その結果、1,093人がモデル構築の分析対象とされ、「不法侵入の被害に遭う不安」については19変数を回帰式に投入し、その結果、995人がモデル構築の分析対象とされた。

4-3表は、我が国における、採用された独立変数、回帰式等を示したものである。

「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に関して、モデルを構築するために採用された変数は、回帰式に投入された順に、①警察の防犯活動に関する認識、②性別、③全犯罪被害の有無(1999年)、④都市規模、⑤銃器の所有の5変数である。回帰式への採用基準を有意水準10%程度まで拡大して見ると、さらに「就業状況」及び「社会的ストレス尺度」の2変数が採用された。

つまり、以下の場合には、犯罪不安が高い。

- ① 警察の防犯活動に関して、「不十分である」と認識している。
- ② 女性である。
- ③ 昨年（1999年）に、何らかの犯罪被害に遭っている。
- ④ 人口10万人以上の都市に居住している。
- ⑤ 銃器を所有している。
- (⑥ 無職者又は主婦である。)
- (⑦ 社会的ストレスを有している。)

逆に、以下の場合には、犯罪不安が低い。

- ① 警察の防犯活動に関して、「良くやっている」と認識している。
- ② 男性である。
- ③ 昨年（1999年）に、犯罪被害に遭っていない。
- ④ 人口10万人未満の都市に居住している。
- ⑤ 銃器を所有していない。
- (⑥ 有職者である。)
- (⑦ 社会的ストレスを有していない。)

これらの中でも、係数及びオッズ比から判断すると、「警察の防犯活動に関する認識」は、特に重要視すべき要因と判断できる。

「不法侵入の被害に遭う不安」に関して、モデルを構築するために採用された変数は、回帰式に投入された順に、①警察の防犯活動に関する認識、②年齢、③全犯罪被害の有無（1999年）の3変数である。回帰式への採用基準を有意水準10%程度まで拡大して見ると、さらに「夜間外出頻度」、「性別」及び「住居形態」の3変数が採用された。

つまり、以下の場合には、犯罪不安が高い。

- ① 警察の防犯活動に関して、「不十分である」と認識している。
- ② 年齢が低い。
- ③ 昨年（1999年）に、何らかの犯罪被害に遭っている。
- (④ 夜間外出頻度が、週1回以上である。)

- (⑤ 女性である。)
 (⑥ アパート・マンション等ではなく、一戸建て住宅に居住している。)

逆に、以下の場合は、犯罪不安が低い。

- ① 警察の防犯活動に関して、「良くやっている」と認識している。
 ② 年齢が高い。
 ③ 昨年（1999年）に、犯罪被害に遭っていない。
 (④ 夜間外出頻度が、週1回未満である。)
 (⑤ 男性である。)
 (⑥ 一戸建て住宅ではなく、アパート・マンション等に居住している。)

これらの中でも、係数及びオッズ比から判断すると、「警察の防犯活動に関する認識」は、特に重要視すべき要因と判断できる。

4-4表は、12か国における、採用された独立変数、回帰式等を示したものである。

「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に関しては、「警察の防犯活動に関する認識」及び

4-3表 犯罪不安に関するロジスティック回帰式（日本）

① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

ステップ	独立変数		係数	P値	オッズ比
	変数名	【変数の概要】			
1	警察の防犯活動に関する認識	【良くやっている】	-1.219	0.000	0.296
2	性別	【男】	-0.553	0.000	0.575
3	全犯罪被害の有無（1999年）	【なし】	-0.630	0.001	0.533
4	都市規模	【人口10万人以上】	0.388	0.013	1.475
5	銃器の所有	【あり】	1.169	0.044	3.217
		【定数項】	0.021		
	就業状況	【働いている】		0.058	
	社会的ストレス尺度			0.133	
		【0点】 / 1点以上		0.045	
		【1点】 / 2点以上		0.056	

② 不法侵入の被害に遭う不安

ステップ	独立変数		係数	P値	オッズ比
	変数名	【変数の概要】			
1	警察の防犯活動に関する認識	【良くやっている】	-0.756	0.000	0.470
2	年齢			0.000	
		【39歳以下】 / 40歳以上	0.699	0.000	2.012
		【40～59歳】 / 60歳以上	0.466	0.003	1.594
3	全犯罪被害の有無（1999年）	【なし】	-0.490	0.008	0.613
		【定数項】	0.245		
	夜間外出頻度	【週1回未満】		0.065	
	性別	【男】		0.071	
	住居形態	【アパート・マンション等】		0.099	

注 モデル構築のための採用基準は、有意水準5%以下としている。

「性別」は、11か国において採用されている。また、「都市規模」は10か国において、犯罪被害の有無（全犯罪被害、世帯犯罪被害、個人犯罪被害又は暴力犯罪被害）は9か国において、それぞれ採用されている。

「不法侵入の被害に遭う不安」に関しては、「警察の防犯活動に関する認識」は、10か国において採用されている（ポルトガル及びアメリカについては、その代わりに「警察の親切さに関する認識」が採用されている。）。また、犯罪被害の有無（全犯罪被害、世帯犯罪被害又は暴力犯罪被害）は10か国において、「都市規模」、「住居の防犯設備」及び「年齢」は4か国において、それぞれ採用されている。

4-4表 犯罪不安に関するロジスティック回帰式（国別）

① 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

独立変数（変数の概要）		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 都市規模	人口10万人以上	++	++	+	++	++	+	++	++		++		++
② 世帯収入	国平均以上											--	
③ 銃器の所有	あり				--		+			-	--		
④ 性別	男	--	--	-	--	--	--	--	--		--	--	--
⑤ 年齢	39歳以下（／40歳以上）		-					--	--			--	
	40～59歳（／60歳以上）							--	-			--	
⑥ 就業状況	働いている（／無職等）		-						++			--	
	無職・主婦（／学生）								+			--	
⑦ 婚姻関係	独身（／既婚・離婚等）		++		+							-	
	既婚等（／離婚等）											--	
⑧ 教育歴	6年以下（／7年以上）				++								
	7～9年（／10年以上）			++	++								
	10～12年（／13年以上）				+								++
⑨ 夜間外出頻度	週1回未満	+	++	+	+			++		+			
⑩ 警察の防犯活動	良くやっている	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
⑪ 警察の親切さ	親切である				--				--			--	--
⑫ 全犯罪被害	なし						--			-			
⑬ 世帯犯罪被害	なし		-	--		-					--	--	
⑭ 個人犯罪被害	なし		-						-			--	
⑮ 暴力犯罪被害	なし			-	--				-		--		
⑯ 社会的ストレス尺度	0点（／1点以上）		-		-					--			
	1点（／2点以上）									-			
⑰ 社会的脆弱性尺度	0点（／1点以上）	--		--					--		-		
	1点（／2点以上）	--									--		

② 不法侵入の被害に遭う不安

独立変数 (変数の概要)		オーストラリア	カナダ	イギリス	フィンランド	フランス	日本	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スイス	アメリカ
① 都市規模	人口10万人以上	+		+					++	++			
② 住居形態	アパート・マンション、 テラスハウス					-			/				/
③ 世帯収入	国平均以上	-							+				
④ 世帯人数	1人 (／2人以上)			/		-	/	--	+				/
	2・3人 (／4人以上)								++				
⑤ 住居の防犯設備	なし (／1種類以上)	--							--	--	-		/
	1種類 (／2種類以上)	-								-	--		
⑥ 銃器の所有	あり								+				
⑦ 性別	男				-				--				
⑧ 年齢	39歳以下 (／40歳以上)				++		++				+	+	
	40～59歳 (／60歳以上)				++		++				+	+	
⑨ 就業状況	働いている (／無職等)								++				+
	無職・主婦 (／学生)												+
⑩ 婚姻関係	独身 (／既婚・離婚等)	-											
	既婚等 (／離婚等)												
⑪ 教育歴	6年以下 (／7年以上)												/
	7～9年 (／10年以上)								-				
	10～12年 (／13年以上)								--				
⑫ 夜間外出頻度	週1回未満							-					/
⑬ 警察の防犯活動	良くやっている	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
⑭ 警察の親切さ	親切である	-							-	--			--
⑮ 全犯罪被害	なし	--	--	--			--	--	--				--
⑯ 世帯犯罪被害	なし							-			--	--	
⑰ 個人犯罪被害	なし												
⑱ 暴力犯罪被害	なし				--								
⑲ 社会的スリ尺度	0点 (／1点以上)									++			
	1点 (／2点以上)								+	++			
⑳ 社会的脆弱性尺度	0点 (／1点以上)												
	1点 (／2点以上)												

注 「+」「++」は「不安あり」の方向に働くことを、「-」「--」は「不安なし」の方向に働くことを、それぞれ示し、記号が1つの場合は有意水準5%以下で、記号が2つの場合は1%以下で、有意差があることを示す。

おわりに

1 本研究の成果

本研究報告は、既刊の「研究部報告10」を土台として、我が国のデータを再分析するとともに、第4回国際犯罪被害実態調査（ICVS）参加国のデータを独自に分析し、先進12か国のデータを比較したものである。

本研究によって明らかになった、我が国の犯罪被害等の特徴は、以下のとおりである。

(1) 基礎的分析

ア 我が国の被害率は、比較対象国中で低い位置にあり、特に「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、比較対象国中で最も低くなっている。これを罪種別に見ると、自動車盗、車上盗、不法侵入未遂、強盗、窃盗及び暴行・脅迫では最も低いが、自転車盗では最も高く、バイク盗でもイギリス等に次いで高くなっている。

イ 我が国の申告率は、「全犯罪被害」、自動車損壊及び自転車盗においては、比較対象国中で最も低いかポルトガルに次いで低くなっている。また、警察に申告しなかった理由は、他の比較対象国と比べて、事件の解決や犯人の検挙等に関連するものを選択する比率が高く、全般的にポーランドと類似した回答パターンを示している。

ウ 我が国では、警察活動（防犯活動や親切さ）に関して、他の比較対象国と比べて、良い評価をしている者の比率が低くなっている。ただし、我が国の場合、本調査実施時が、警察官による不祥事がマスコミ等で報道されていた時期と偶然重なったことが、多分に影響した可能性がある。

エ 我が国では、犯罪者の処遇や青少年犯罪対策に関して、他の比較対象国と比べて、厳しい対処が必要であると認識している者の比率が高くなっている。全般的にポーランドと類似した回答パターンを示している。

オ 我が国では、住居の防犯設備を備えている比率は、比較対象国中で最も低いかポーランドに次いで低くなっている。

カ 我が国では、犯罪不安に関して、他の比較対象国と比べて高い傾向がうかがえる。

キ 上記エ～カを総合すると、我が国は、被害率が低い割には犯罪不安が高い。その一方で、防犯設備を設置するなど自衛手段を講じることが少なく、犯罪者や非行少年に対しては、「厳罰化」で望むことが相当として、国の政策に依存している傾向がうかがえる。

(2) 統計的分析

ア 我が国では、①我が国の平均（758万円）以上の世帯収入がある者、②低年齢層、③独身者、④教育程度が高い者、⑤夜間外出が多い者は、犯罪被害に遭う者が多かった。一方、他の比較対象国では、上記の他に、①大都市に居住している者、②アパート・マンション等に居住している者、③有職者又は学生も、犯罪被害に遭う者が多かった。

イ 上記アを踏まえて、全犯罪被害を従属変数にとって多変量解析を試みた結果、我が国では、①世帯年収が我が国の平均（758万円）以上であり、②年齢が低く、③夜間外出頻度が週1回以上の者は、犯罪被害に遭う可能性が高いという結果となった。

ウ 我が国では、①大都市に居住している者、②女性、③教育程度が高い者、④夜間外出が多い者、⑤警察活動に関して低い評価をしている者、⑥昨年（1999年）に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安の高い者が多かった。一方、他の比較対象国では、③については教育程度の低い者、

④については夜間外出が少ない者の方が、犯罪不安の高い者が多く、我が国とは異なった関連が見られたほか、銃器を所有していない者、高年齢層も、犯罪不安の高い者が多かった。

エ 上記ウを踏まえて、犯罪不安を従属変数にとって多変量解析を試みた結果、我が国では、①警察の防犯活動に関して「不十分である」と認識しており、②女性で、③昨年（1999年）に何らかの犯罪被害に遭っている者は、犯罪不安が高いという結果となった。さらに、①大都市に居住しており、②一戸建て住宅に居住しており、③銃器を所有しており、④年齢が低く、⑤無職者又は主婦で、⑥夜間外出頻度が週1回以上であり、⑦社会的ストレスを有している者も、犯罪不安が高い傾向がうかがえた。

2 総括及び今後の課題

- ① 通常、ある国の犯罪発生量を示す指標としては、例えば警察が発表している認知件数等に関する公的統計が使われる。しかし、暗数調査の場合は、警察に届けられていない暗数も含めており、より広範な犯罪動向を把握することができる。また、暗数調査に参加している他の国のデータにより、犯罪被害実態に関する国際比較を行うことも可能となる。ここから、ICVSのメリットは以下の二点に集約されよう。第一に、公的統計の暗数部分に光を当てることができる点である。刑事司法機関から発表される公的統計も犯罪動向を示す重要な指標の一つであるが、あくまでも警察に届出がなされ、記録された事件から端を発した数値である。よって、被害者から届出がなかった事件、届け出ても警察が犯罪と認定しなかったものなどは、統計数値には上ってこない。ICVSでは、このような暗数も含めた数値が把握できるとともに（質問項目に対して正直に回答しなかった場合等、ICVSにも暗数は含まれるが）、警察に届け出なかった理由などを把握することができる。第二に、より正確な国際比較が可能となる点である。我が国と諸外国との犯罪発生状況の対比は、「犯罪白書」においても毎年なされている。しかし、国により犯罪の構成要件や統計の取り方が異なるため、正確な比較は困難である。ICVSは、参加国が統一の調査項目を使用しており（一部、その国独自の項目を付加している場合がある）、サンプリング手法等の調査方法が標準化されている。よって、より正確な国際比較が可能となろう。
- ② 以上の理由から、ICVSは刑事政策にかかわる者にとって、有用な情報を提供してくれるものと思われる。特に、我が国の犯罪発生状況の国際的位置を知ることができる点、多国のデータがカバーされ一覧で参照できる点、ポーランドやポルトガルなど我が国ではあまり紹介されていない国の状況を把握できる点などは、ICVSを置いて他に存在しないともいえよう。
- ③ 近年、我が国の刑法犯認知件数は増加の一途をたどり、平成12年には325万6,109件に達し、戦後最高を更新している。しかし、認知件数の増減は、何も犯罪発生件数の増減だけでなく、その他の要因が複雑に絡んだ結果の事象といえる。実際に犯罪発生件数が増加しているのかを探る一方法として、警察が発表する認知件数と暗数調査の結果を比較する方法がある。連合王国等では、この手法が使用されており、認知件数の増加と暗数調査の結果との変化率が、場合によっては相当ずれていることが指摘されている。したがって、警察等による公式統計と暗数調査をあわせて、活用することが効果的になってくる。
- ④ そのためには、我が国においても、継続的に暗数調査を実施する必要があるだろう。また、本報告書では、紙面等の都合で紹介できなかったが、例えばパス解析やAMOS等の統計的分析によって、犯罪被害の有無や犯罪不安を生じさせる要因を、より構造的に分析することが今後の課題となろう。
- ⑤ 本分析に使用したのは、世界12か国、総数で27,535人分の貴重なデータである。この膨大なデータを、質問項目ごとに、また国別に集計しただけでも、興味深い結果が見られた。さらに、関連のありそうな要因相互の関係を見ていくと、思わぬ発見もあった。これまでの犯罪学研究の動向に則った分

析を心掛けたつもりであるが、もっと突っ込んだ分析も可能であるとの指摘もあろう。本研究部報告のデータを活用して、新たな視点から分析していただければ幸甚である。

引用・参考文献

1 政府刊行物，調査報告書等

警察庁（編）（2000）「平成11年の犯罪」

警察庁（編）（2000）「警察白書（平成12年版）」，大蔵省（現財務省）印刷局

警察庁生活安全局銃器対策課（編）（2000）「平成11年の銃器情勢」

交通事故被害実態調査研究委員会（編）（1999）「交通事故被害実態調査研究報告書」

財団法人都市防犯研究センター（編）（1990）「犯罪の被害者発生実態に関する調査報告書」，JUSRI リポート 1 (1)

財団法人都市防犯研究センター（編）（1993）「'92犯罪の被害と防犯意識等に関する調査研究(全国版)」，JUSRI リポート 4

総務省統計局（編）（2001）「世界の統計（2001年版）」，財務省印刷局

東京都生活文化局女性青少年部女性計画課（編）（1998）「『女性に対する暴力』調査報告書」

内閣府大臣官房政府広報室（編）（2001a）「月刊世論調査—犯罪被害者—」，第33巻第3号，財務省印刷局

内閣府大臣官房政府広報室（編）（2001b）「月刊世論調査—社会意識—」，第33巻第7号，財務省印刷局

浜井浩一・安東美和子・立谷隆司・横地 環・岡田和也（2000）「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」，法務総合研究所研究部報告10

犯罪被害者実態調査研究会（編）（1995）「犯罪被害者の実態調査報告書」

法務省法務総合研究所（編）（2000）「諸外国における犯罪被害者施策に関する研究」，法務総合研究所研究部報告9

法務省法務総合研究所（編）（2000）「犯罪白書（平成12年版）」，大蔵省（現財務省）印刷局

*（注）本報告書中では、「犯罪白書（平成12年版）」としている。

法務省法務総合研究所（編）（2001）「犯罪白書（平成13年版）」，財務省印刷局

*（注）本報告書中では、「犯罪白書（平成13年版）」としている。

星野周弘（1975）「公共の安全性に対する犯罪の影響の測定とその対策（I）—（III）」，科学警察研究所報告（防犯少年編），16(1)，pp.45-60，16(2)，pp.77-93，94-104

星野周弘（1976）（1977）「公共の安全性に寄与する警察活動の研究」，科学警察研究所報告（防犯少年編），17(2)，pp.145-162，18(1)，pp.1-25，18(2)，pp.125-135

文部省（現文部科学省）（編）（1995）「諸外国の学校教育（欧米編）」，教育調査第122集，大蔵省（現財務省）印刷局

2 その他の日本語文献

石村貞夫・デスモンドアレン（1997）「すぐわかる統計用語」，東京図書

齊藤 勇（編）（1987）「対人社会心理学重要研究集2—対人魅力と対人欲求の心理」，誠信書房

齊藤 勇・川名好裕（編）（1999）「対人社会心理学重要研究集7—社会心理学の応用と展開」，誠信書房

田中 敏・山際勇一郎（1989）「ユーザーのための教育・心理統計と実験計画法」，教育出版

- 所 一彦 (1990) 「犯罪・非行と安全」, 犯罪社会学研究, 第15号, pp. 4-17
- 宮澤浩一・國松孝次 (監修) (2000a) 「犯罪被害者支援の基礎」, 講座被害者支援 1, 東京法令出版
- 宮澤浩一・國松孝次 (監修) (2000b) 「犯罪被害者に対する民間支援」, 講座被害者支援 5, 東京法令出版
- 宮澤浩一・田口守一・高橋則夫 (編) (1996) 「犯罪被害者の研究」, 成文堂
- 森下 忠 (1992) 「刑事政策の論点 I」, 成文堂
- 諸澤英道 (1998) 「新版被害者学入門」, 成文堂

3 外国語文献

- Ferraro, K. (1995) *Fear of Crime: Interpreting Victimization Risk*. State University of New York Press.
- Kidder, L. H. & Cohn, E. S. (1979) Public views of crime and crime prevention. In I. H. Frieze, D. Bar-Tal & J. S. Carroll (eds.), *New approaches to social problems*. Jossey-Bass, 237-264.
- Norris, F. H. & Kaniasty, K. (1992) A longitudinal study of the effects of various crime prevention strategies on criminal victimization, fear of crime, and psychological distress. *American Journal of Community Psychology*, 20 (5), 625-648.
- Riger, S. (1985) Crime as an environmental stressor. *Journal of Community Psychology*, 13, 270-280.
- Rosenbaum, D., Lewis, D. & Grant, J. (1986) Neighborhood-based crime prevention: Assessing the efficacy of community organizing in Chicago. In D. Rosenbaum (ed.), *Community crime prevention: Does it work?* Sage Publications.
- Taylor, R. & Shumaker, S. (1990) Local crime as a natural hazard: Implications for understanding the relationship between disorder and fear. *American Journal of Community Psychology*, 18, 619-641.
- Van Kesteren, J., Mayhew, P. & Nieuwbeerta, P. (2000) Criminal Victimization in Seventeen Industrialised Countries: Key findings from the 2000 International Crime Victims Survey. *Onderzoek en beleid*, 187. Wetenschappelijk Onderzoek-en Documentatiecentrum.
- * (注) 本報告書中では、「2000年 ICVS 報告書」としている。
- Williams, F. P., McShane, M. D. & Akers, R. L. (2000) Worry about Victimization: an Alternative and Reliable Measure for Fear of Crime. *Western Criminology Review* 2 (2)

4 URL

- 警察庁犯罪被害者対策室のHP (<http://www.npa.go.jp/higaisya/rikai/renkei/zenkoku.htm>), H14.2.4付
- ユネスコのHP (<http://unescostat.unesco.org/statsen/statistics/yearbook/tables/ed.htm>), H12.12.18付

5 比較対象国に関する参考文献（イギリス、フランス、日本、スイス及びアメリカは除く。）

- (1) オーストラリア
- 朴 元奎(1996) 「オーストラリアにおける高齢者被害の現状と対策」, 犯罪と非行, 第110号, 169-197

浜井浩一・横地 環 (2000) 「オセアニアにおける犯罪被害者施策」(法務省法務総合研究所(編)『諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』, 法務総合研究所研究部報告9所収)

(2) カナダ

吉田研一郎・立谷隆司 (2000) 「カナダにおける犯罪被害者施策」(法務省法務総合研究所(編)『諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』, 法務総合研究所研究部報告9所収)

(3) フィンランド

森下 忠 (1998) 「フィンランドにおける刑務所人口の規制」, 法律時報, 第1636号

(4) オランダ

藤本哲也 (1996) 「オランダ刑事司法システムの数量的概観」(藤本哲也(編)『諸外国の刑事政策』所収), 中央大学出版部

藤本哲也 (1996) 「現代のオランダにおける被害者サービス」(藤本哲也(編)『諸外国の刑事政策』所収), 中央大学出版部

森下 忠 (1991) 「オランダ刑事訴訟法の歩み」, 法律時報, 第1369号

(5) ポーランド

森下 忠 (1999) 「ポーランドの新刑法典(上)」, 法律時報, 第1681号

森下 忠 (1999) 「ポーランドの新刑法典(下)」, 法律時報, 第1684号

(6) ポルトガル

森下 忠 (1998) 「ポルトガルの新刑法典(上)」, 法律時報, 第1651号

森下 忠 (1998) 「ポルトガルの新刑法典(下)」, 法律時報, 第1654号

(7) スウェーデン

ヨハネス・フィットソン, 朴 元奎(訳) (1997) 「スカンジナビア諸国における状況的予防の経験」, 犯罪と非行, 第111号, 47-63

大橋 哲 (1998) 「スウェーデンにおける行刑の概況」, 犯罪と非行, 第117号, 62-72

矢野恵美 (2001) 「スウェーデンにおける被害者政策の発展」, 被害者学研究, 第11号, 61-71

参 考 資 料

- 1 基礎集計表
- 2 質問紙（日本語版）
- 3 質問紙（英語版）
（「2000年 ICVS 報告書」から転載したもの）

1 基礎集計表

【犯罪被害の有無等】

Q1 回答者の性別

国名	総数	男性		女性	
総数	27,534	12,642	(45.9)	14,892	(54.1)
Australia	2,005	930	(46.4)	1,075	(53.6)
Canada	2,078	1,050	(50.5)	1,028	(49.5)
England & Wales	1,947	900	(46.2)	1,047	(53.8)
Finland	1,782	874	(49.0)	908	(51.0)
France	1,000	445	(44.5)	555	(55.5)
Japan	2,211	1,073	(48.5)	1,138	(51.5)
Netherlands	2,000	914	(45.7)	1,086	(54.3)
Poland	5,276	2,365	(44.8)	2,911	(55.2)
Portugal	2,000	709	(35.5)	1,291	(64.6)
Sweden	2,001	941	(47.0)	1,060	(53.0)
Switzerland	4,234	2,030	(47.9)	2,204	(52.1)
USA	1,000	411	(41.1)	589	(58.9)

Q2 過去5年間の、世帯における自家用車に関する犯罪被害
世帯の自家用車の所有の有無

国名	総数	あり		なし		わからない	
総数	27,534	21,141	(76.8)	6,388	(23.2)	5	(0.0)
Australia	2,005	1,842	(91.9)	163	(8.1)	-	-
Canada	2,078	1,817	(87.4)	260	(12.5)	1	(0.0)
England & Wales	1,947	1,604	(82.4)	343	(17.6)	-	-
Finland	1,782	1,466	(82.3)	315	(17.7)	1	(0.1)
France	1,000	848	(84.8)	152	(15.2)	-	-
Japan	2,211	1,907	(86.3)	304	(13.7)	-	-
Netherlands	2,000	1,623	(81.2)	377	(18.9)	-	-
Poland	5,276	2,849	(54.0)	2,427	(46.0)	-	-
Portugal	2,000	1,488	(74.4)	512	(25.6)	-	-
Sweden	2,001	1,542	(77.1)	459	(22.9)	-	-
Switzerland	4,234	3,256	(76.9)	977	(23.1)	1	(0.0)
USA	1,000	899	(89.9)	99	(9.9)	2	(0.2)

注 Poland には、自動車の所有台数が0台でありながら、所有「あり」としているデータが1件含まれているため、以下のSQ1～SQ4の数値とは一致していない。

SQ1 世帯の自家用車の所有台数

国名	総数	1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない
総数	21,140	(55.9)	(31.4)	(7.7)	(2.8)	(1.9)	(0.2)
Japan	1,907	(36.9)	(35.0)	(15.8)	(7.9)	(4.2)	(0.1)

注 その他の国は略。

S Q 2 自動車盗の被害の有無

国名	総数	あり		なし/わからない	
総数	21,140	1,033	(4.9)	20,107	(95.1)
Australia	1,842	149	(8.1)	1,693	(91.9)
Canada	1,817	115	(6.3)	1,702	(93.7)
England & Wales	1,604	179	(11.2)	1,425	(88.8)
Finland	1,466	45	(3.1)	1,421	(96.9)
France	848	61	(7.2)	787	(92.8)
Japan	1,907	13	(0.7)	1,894	(99.3)
Netherlands	1,623	58	(3.6)	1,565	(96.4)
Poland	2,848	150	(5.3)	2,698	(94.7)
Portugal	1,488	52	(3.5)	1,436	(96.5)
Sweden	1,542	99	(6.4)	1,443	(93.6)
Switzerland	3,256	82	(2.5)	3,174	(97.5)
USA	899	30	(3.3)	869	(96.7)

S Q 3 車上盗の被害の有無

国名	総数	あり		なし/わからない	
総数	21,140	3,614	(17.1)	17,526	(82.9)
Australia	1,842	383	(20.8)	1,459	(79.2)
Canada	1,817	363	(20.0)	1,454	(80.0)
England & Wales	1,604	421	(26.2)	1,183	(73.8)
Finland	1,466	163	(11.1)	1,303	(88.9)
France	848	175	(20.6)	673	(79.4)
Japan	1,907	108	(5.7)	1,799	(94.3)
Netherlands	1,623	286	(17.6)	1,337	(82.4)
Poland	2,848	663	(23.3)	2,185	(76.7)
Portugal	1,488	263	(17.7)	1,225	(82.3)
Sweden	1,542	310	(20.1)	1,232	(79.9)
Switzerland	3,256	343	(10.5)	2,913	(89.5)
USA	899	136	(15.1)	763	(84.9)

S Q 4 自動車損壊の被害の有無

国名	総数	あり		なし/わからない	
総数	21,140	4,778	(22.6)	16,362	(77.4)
Australia	1,842	471	(25.6)	1,371	(74.4)
Canada	1,817	422	(23.2)	1,395	(76.8)
England & Wales	1,604	464	(28.9)	1,140	(71.1)
Finland	1,466	199	(13.6)	1,267	(86.4)
France	848	248	(29.2)	600	(70.8)
Japan	1,907	321	(16.8)	1,586	(83.2)
Netherlands	1,623	449	(27.7)	1,174	(72.3)
Poland	2,848	707	(24.8)	2,141	(75.2)
Portugal	1,488	286	(19.2)	1,202	(80.8)
Sweden	1,542	268	(17.4)	1,274	(82.6)
Switzerland	3,256	776	(23.8)	2,480	(76.2)
USA	899	167	(18.6)	732	(81.4)

Q3 過去5年間の、世帯におけるバイクに関する犯罪被害
世帯のバイクの所有の有無

国名	総数	あり	なし	わからない
総数	27,534	4,448 (16.2)	23,079 (83.8)	7 (0.0)
Australia	2,005	226 (11.3)	1,777 (88.6)	2 (0.1)
Canada	2,078	189 (9.1)	1,888 (90.9)	1 (0.0)
England & Wales	1,947	166 (8.5)	1,781 (91.5)	-
Finland	1,782	277 (15.5)	1,504 (84.4)	1 (0.1)
France	1,000	185 (18.5)	815 (81.5)	-
Japan	2,211	712 (32.2)	1,499 (67.8)	-
Netherlands	2,000	401 (20.1)	1,599 (80.0)	-
Poland	5,276	455 (8.6)	4,821 (91.4)	-
Portugal	2,000	341 (17.1)	1,659 (83.0)	-
Sweden	2,001	434 (21.7)	1,567 (78.3)	-
Switzerland	4,234	946 (22.3)	3,287 (77.6)	1 (0.0)
USA	1,000	116 (11.6)	882 (88.2)	2 (0.2)

SQ1 世帯のバイクの所有台数

国名	総数	1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない
総数	4,448	(78.1)	(15.8)	(3.4)	(1.4)	(1.1)	(0.2)
Japan	712	(76.1)	(18.0)	(4.2)	(1.1)	(0.3)	(0.3)

注 その他の国は略。

SQ2 バイク盗の被害の有無

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	4,448	366 (8.2)	4,082 (91.8)
Australia	226	14 (6.2)	212 (93.8)
Canada	189	8 (4.2)	181 (95.8)
England & Wales	166	22 (13.3)	144 (86.7)
Finland	277	9 (3.2)	268 (96.8)
France	185	32 (17.3)	153 (82.7)
Japan	712	88 (12.4)	624 (87.6)
Netherlands	401	53 (13.2)	348 (86.8)
Poland	455	23 (5.1)	432 (94.9)
Portugal	341	14 (4.1)	327 (95.9)
Sweden	434	30 (6.9)	404 (93.1)
Switzerland	946	70 (7.4)	876 (92.6)
USA	116	3 (2.6)	113 (97.4)

Q 4 過去5年間の、世帯における自転車に関する犯罪被害 世帯の自転車の所有の有無

国名	総数	あり	なし	わからない
総数	27,534	19,618 (71.3)	7,907 (28.7)	9 (0.0)
Australia	2,005	1,186 (59.2)	816 (40.7)	3 (0.1)
Canada	2,078	1,440 (69.3)	638 (30.7)	-
England & Wales	1,947	1,091 (56.0)	856 (44.0)	-
Finland	1,782	1,649 (92.5)	132 (7.4)	1 (0.1)
France	1,000	649 (64.9)	351 (35.1)	-
Japan	2,211	1,788 (80.9)	423 (19.1)	-
Netherlands	2,000	1,839 (92.0)	161 (8.1)	-
Poland	5,276	3,777 (71.6)	1,499 (28.4)	-
Portugal	2,000	830 (41.5)	1,170 (58.5)	-
Sweden	2,001	1,820 (91.0)	181 (9.0)	-
Switzerland	4,234	2,970 (70.1)	1,262 (29.8)	2 (0.0)
USA	1,000	579 (57.9)	418 (41.8)	3 (0.3)

S Q 1 世帯の自転車の所有台数

国名	総数	1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない
総数	19,618	(32.3)	(32.3)	(16.0)	(11.4)	(7.9)	(0.1)
Japan	1,788	(35.9)	(28.7)	(21.0)	(9.2)	(5.1)	(0.1)

注 その他の国は略。

S Q 2 自転車盗の被害の有無

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	19,618	3,671 (18.7)	15,947 (81.3)
Australia	1,186	144 (12.1)	1,042 (87.9)
Canada	1,440	230 (16.0)	1,210 (84.0)
England & Wales	1,091	139 (12.7)	952 (87.3)
Finland	1,649	306 (18.6)	1,343 (81.4)
France	649	67 (10.3)	582 (89.7)
Japan	1,788	488 (27.3)	1,300 (72.7)
Netherlands	1,839	432 (23.5)	1,407 (76.5)
Poland	3,777	554 (14.7)	3,223 (85.3)
Portugal	830	54 (6.5)	776 (93.5)
Sweden	1,820	462 (25.4)	1,358 (74.6)
Switzerland	2,970	719 (24.2)	2,251 (75.8)
USA	579	76 (13.1)	503 (86.9)

Q5 過去5年間の、世帯における不法侵入の被害

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	27,534	1,925 (7.0)	25,609 (93.0)
Australia	2,005	292 (14.6)	1,713 (85.4)
Canada	2,078	190 (9.1)	1,888 (90.9)
England & Wales	1,947	216 (11.1)	1,731 (88.9)
Finland	1,782	28 (1.6)	1,754 (98.4)
France	1,000	66 (6.6)	934 (93.4)
Japan	2,211	90 (4.1)	2,121 (95.9)
Netherlands	2,000	183 (9.2)	1,817 (90.9)
Poland	5,276	306 (5.8)	4,970 (94.2)
Portugal	2,000	125 (6.3)	1,875 (93.8)
Sweden	2,001	113 (5.6)	1,888 (94.4)
Switzerland	4,234	244 (5.8)	3,990 (94.2)
USA	1,000	72 (7.2)	928 (92.8)

Q6 過去5年間の、世帯における不法侵入未遂の被害

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	27,534	1,667 (6.1)	25,867 (93.9)
Australia	2,005	236 (11.8)	1,769 (88.2)
Canada	2,078	150 (7.2)	1,928 (92.8)
England & Wales	1,947	178 (9.1)	1,769 (90.9)
Finland	1,782	46 (2.6)	1,736 (97.4)
France	1,000	49 (4.9)	951 (95.1)
Japan	2,211	58 (2.6)	2,153 (97.4)
Netherlands	2,000	221 (11.1)	1,779 (89.0)
Poland	5,276	218 (4.1)	5,058 (95.9)
Portugal	2,000	74 (3.7)	1,926 (96.3)
Sweden	2,001	69 (3.4)	1,932 (96.6)
Switzerland	4,234	303 (7.2)	3,931 (92.8)
USA	1,000	65 (6.5)	935 (93.5)

Q7 過去5年間の、個人における強盗の被害

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	27,534	845 (3.1)	26,689 (96.9)
Australia	2,005	67 (3.3)	1,938 (96.7)
Canada	2,078	61 (2.9)	2,017 (97.1)
England & Wales	1,947	68 (3.5)	1,879 (96.5)
Finland	1,782	48 (2.7)	1,734 (97.3)
France	1,000	42 (4.2)	958 (95.8)
Japan	2,211	13 (0.6)	2,198 (99.4)
Netherlands	2,000	61 (3.1)	1,939 (97.0)
Poland	5,276	208 (3.9)	5,068 (96.1)
Portugal	2,000	104 (5.2)	1,896 (94.8)
Sweden	2,001	37 (1.8)	1,964 (98.2)
Switzerland	4,234	115 (2.7)	4,119 (97.3)
USA	1,000	21 (2.1)	979 (97.9)

Q 8 過去5年間の、個人における窃盗の被害

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	27,534	3,649 (13.3)	23,885 (86.7)
Australia	2,005	355 (17.7)	1,650 (82.3)
Canada	2,078	293 (14.1)	1,785 (85.9)
England & Wales	1,947	264 (13.6)	1,683 (86.4)
Finland	1,782	178 (10.0)	1,604 (90.0)
France	1,000	110 (11.0)	890 (89.0)
Japan	2,211	60 (2.7)	2,151 (97.3)
Netherlands	2,000	286 (14.3)	1,714 (85.7)
Poland	5,276	768 (14.6)	4,508 (85.4)
Portugal	2,000	140 (7.0)	1,860 (93.0)
Sweden	2,001	289 (14.4)	1,712 (85.6)
Switzerland	4,234	783 (18.5)	3,451 (81.5)
USA	1,000	123 (12.3)	877 (87.7)

Q 9 過去5年間の、女性における性的暴行の被害

国名	総数	あり	なし/わからない
総数	14,892	864 (5.8)	14,028 (94.2)
Australia	1,075	129 (12.0)	946 (88.0)
Canada	1,028	81 (7.9)	947 (92.1)
England & Wales	1,047	57 (5.4)	990 (94.6)
Finland	908	82 (9.0)	826 (91.0)
France	555	25 (4.5)	530 (95.5)
Japan	1,138	31 (2.7)	1,107 (97.3)
Netherlands	1,086	89 (8.2)	997 (91.8)
Poland	2,911	46 (1.6)	2,865 (98.4)
Portugal	1,291	37 (2.9)	1,254 (97.1)
Sweden	1,060	84 (7.9)	976 (92.1)
Switzerland	2,204	165 (7.5)	2,039 (92.5)
USA	589	38 (6.5)	551 (93.5)

Q10 過去5年間の、個人における暴行・脅迫の被害

国名	総数	あり	なし／わからない
総数	27,534	2,673 (9.7)	24,861 (90.3)
Australia	2,005	384 (19.2)	1,621 (80.8)
Canada	2,078	280 (13.5)	1,798 (86.5)
England & Wales	1,947	277 (14.2)	1,670 (85.8)
Finland	1,782	212 (11.9)	1,570 (88.1)
France	1,000	131 (13.1)	869 (86.9)
Japan	2,211	42 (1.9)	2,169 (98.1)
Netherlands	2,000	192 (9.6)	1,808 (90.4)
Poland	5,276	388 (7.4)	4,888 (92.6)
Portugal	2,000	73 (3.7)	1,927 (96.4)
Sweden	2,001	235 (11.7)	1,766 (88.3)
Switzerland	4,234	343 (8.1)	3,891 (91.9)
USA	1,000	116 (11.6)	884 (88.4)

SQ1 自分が知っている相手からの暴行・脅迫被害を含む

国名	総数	あり	なし／わからない
総数	27,534	3,133 (11.4)	24,401 (88.6)
Australia	2,005	425 (21.2)	1,580 (78.8)
Canada	2,078	333 (16.0)	1,745 (84.0)
England & Wales	1,947	326 (16.7)	1,621 (83.3)
Finland	1,782	243 (13.6)	1,539 (86.4)
France	1,000	142 (14.2)	858 (85.8)
Japan	2,211	47 (2.1)	2,164 (97.9)
Netherlands	2,000	248 (12.4)	1,752 (87.6)
Poland	5,276	415 (7.9)	4,861 (92.1)
Portugal	2,000	97 (4.9)	1,903 (95.2)
Sweden	2,001	274 (13.7)	1,727 (86.3)
Switzerland	4,234	449 (10.6)	3,785 (89.4)
USA	1,000	134 (13.4)	866 (86.6)

【自動車盗の被害に関する詳細】

Q11 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	1,033	(5.2)	(22.7)	(68.9)	(3.1)
Australia	149	(5.4)	(22.1)	(69.8)	(2.7)
Canada	115	(3.5)	(23.5)	(72.2)	(0.9)
England & Wales	179	(2.2)	(22.3)	(72.1)	(3.4)
Finland	45	(8.9)	(15.6)	(75.6)	-
France	61	(6.6)	(21.3)	(68.9)	(3.3)
Japan	13	-	(23.1)	(53.8)	(23.1)
Netherlands	58	(10.3)	(13.8)	(67.2)	(8.6)
Poland	150	(4.7)	(32.0)	(62.7)	(0.7)
Portugal	52	(11.5)	(28.8)	(57.7)	(1.9)
Sweden	99	(4.0)	(22.2)	(71.7)	(2.0)
Switzerland	82	(8.5)	(17.1)	(65.9)	(8.5)
USA	30	-	(16.7)	(83.3)	-

注 1 Q2-SQ2で「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」双方にあった場合は「今年」とした。以下「被害の時期」の設問はすべて同じ。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	221	(92.8)	(6.8)	-	(0.5)	-	-
Australia	33	(90.9)	(9.1)	-	-	-	-
Canada	27	(100.0)	-	-	-	-	-
England & Wales	40	(90.0)	(7.5)	-	(2.5)	-	-
Finland	7	(100.0)	-	-	-	-	-
France	13	(84.6)	(15.4)	-	-	-	-
Japan	3	(100.0)	-	-	-	-	-
Netherlands	8	(100.0)	-	-	-	-	-
Poland	48	(93.8)	(6.3)	-	-	-	-
Portugal	15	(93.3)	(6.7)	-	-	-	-
Sweden	22	(90.9)	(9.1)	-	-	-	-
Switzerland
USA	5	(80.0)	(20.0)	-	-	-	-

注 1 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	951	(34.8)	(23.1)	(9.7)	(21.6)	(8.3)	(0.9)	(1.6)
Australia	149	(33.6)	(6.7)	(14.8)	(38.9)	(4.7)	-	(1.3)
Canada	115	(51.3)	(7.8)	(13.9)	(19.1)	(7.0)	(0.9)	-
England & Wales	179	(49.7)	(8.9)	(10.1)	(22.3)	(6.7)	-	(2.2)
Finland	45	(57.8)	(11.1)	-	(11.1)	(17.8)	(2.2)	-
France	61	(24.6)	(36.1)	(6.6)	(13.1)	(16.4)	(3.3)	-
Japan	13	(38.5)	(15.4)	-	(15.4)	(7.7)	-	(23.1)
Netherlands	58	(22.4)	(41.4)	(6.9)	(6.9)	(10.3)	(3.4)	(8.6)
Poland	150	(7.3)	(53.3)	(6.0)	(21.3)	(12.0)	-	-
Portugal	52	(15.4)	(57.7)	(5.8)	(19.2)	(1.9)	-	-
Sweden	99	(40.4)	(17.2)	(11.1)	(20.2)	(7.1)	(3.0)	(1.0)
Switzerland
USA	30	(50.0)	(16.7)	(16.7)	(13.3)	(3.3)	-	-

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。以下「被害場所」の設問はすべて同じ。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

3 Switzerland は、未調査である。

SQ3 被害品回復の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない ／無回答
総数	906	(72.3)	(26.2)	(1.5)
Australia	149	(85.2)	(12.8)	(2.0)
Canada	115	(77.4)	(22.6)	-
England & Wales	179	(67.0)	(29.1)	(3.9)
Finland	…	…	…	…
France	61	(62.3)	(37.7)	-
Japan	13	(61.5)	(15.4)	(23.1)
Netherlands	58	(69.0)	(31.0)	-
Poland	150	(46.7)	(53.3)	-
Portugal	52	(88.5)	(11.5)	-
Sweden	99	(96.0)	(3.0)	(1.0)
Switzerland	…	…	…	…
USA	30	(73.3)	(26.7)	-

注 Finland 及び Switzerland は、未調査である。

SQ4 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,033	(91.7)	(6.5)	(1.8)
Australia	149	(90.6)	(6.7)	(2.7)
Canada	115	(99.1)	(0.9)	-
England & Wales	179	(90.5)	(6.1)	(3.4)
Finland	45	(95.6)	(4.4)	-
France	61	(91.8)	(8.2)	-
Japan	13	(61.5)	(7.7)	(30.8)
Netherlands	58	(93.1)	(5.2)	(1.7)
Poland	150	(92.7)	(7.3)	-
Portugal	52	(73.1)	(26.9)	-
Sweden	99	(97.0)	(2.0)	(1.0)
Switzerland	82	(90.2)	(6.1)	(3.7)
USA	30	(93.3)	(6.7)	-

SQ5 事件の重大性

国名	総数	とても 重大	ある程度 重大	それほど重 大ではない	わからない ／無回答
総数	951	(52.2)	(32.1)	(14.5)	(1.3)
Australia	149	(41.6)	(38.9)	(18.1)	(1.3)
Canada	115	(47.8)	(37.4)	(14.8)	-
England & Wales	179	(48.0)	(32.4)	(16.2)	(3.4)
Finland	45	(20.0)	(37.8)	(40.0)	(2.2)
France	61	(54.1)	(37.7)	(8.2)	-
Japan	13	(38.5)	(38.5)	-	(23.1)
Netherlands	58	(43.1)	(34.5)	(22.4)	-
Poland	150	(85.3)	(12.7)	(2.0)	-
Portugal	52	(44.2)	(36.5)	(19.2)	-
Sweden	99	(53.5)	(35.4)	(11.1)	-
Switzerland	…	…	…	…	…
USA	30	(56.7)	(26.7)	(16.7)	-

注 Switzerland は、未調査である。

【車上盗の被害に関する詳細】

Q12 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	3,614	(7.1)	(31.6)	(60.2)	(1.1)
Australia	383	(9.4)	(32.9)	(55.6)	(2.1)
Canada	363	(3.6)	(29.2)	(66.9)	(0.3)
England & Wales	421	(3.8)	(29.0)	(66.7)	(0.5)
Finland	163	(11.0)	(31.9)	(57.1)	-
France	175	(5.7)	(33.1)	(60.0)	(1.1)
Japan	108	(3.7)	(28.7)	(62.0)	(5.6)
Netherlands	286	(4.2)	(28.0)	(65.7)	(2.1)
Poland	663	(9.8)	(37.9)	(51.6)	(0.8)
Portugal	263	(15.6)	(32.3)	(52.1)	-
Sweden	310	(2.9)	(31.6)	(65.5)	-
Switzerland	343	(7.6)	(23.3)	(67.3)	(1.7)
USA	136	(4.4)	(39.7)	(54.4)	(1.5)

注 1 Q2-SQ3で「あり」とした者のみが回答。

2 Polandには、自動車の所有台数が0台でありながら、所有「あり」としているデータが1件含まれているため、Q2-SQ3及び本問と、以下のQ12-SQ2及びSQ3の数値とは一致していない。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	1,063	(77.4)	(15.8)	(3.9)	(1.5)	(0.9)	(0.5)
Australia	126	(76.2)	(20.6)	(1.6)	-	-	(1.6)
Canada	106	(77.4)	(17.9)	(3.8)	(0.9)	-	-
England & Wales	122	(79.5)	(13.9)	(4.9)	(0.8)	(0.8)	-
Finland	52	(92.3)	(5.8)	(1.9)	-	-	-
France	58	(86.2)	(12.1)	(1.7)	-	-	-
Japan	31	(93.5)	(6.5)	-	-	-	-
Netherlands	80	(77.5)	(12.5)	(3.8)	(2.5)	(3.8)	-
Poland	251	(73.3)	(15.5)	(6.0)	(3.2)	(0.8)	(1.2)
Portugal	85	(68.2)	(24.7)	(4.7)	(2.4)	-	-
Sweden	98	(74.5)	(17.3)	(4.1)	(2.0)	(2.0)	-
Switzerland
USA	54	(81.5)	(13.0)	(1.9)	-	(3.7)	-

注 1 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

2 Switzerlandは、未調査である。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	3,272	(26.2)	(28.5)	(6.7)	(26.3)	(9.7)	(1.5)	(1.2)
Australia	383	(33.2)	(12.3)	(7.0)	(38.4)	(6.5)	(0.5)	(2.1)
Canada	363	(40.8)	(11.8)	(9.9)	(28.4)	(5.5)	(3.0)	(0.6)
England & Wales	421	(41.8)	(14.0)	(7.1)	(27.3)	(8.8)	(0.2)	(0.7)
Finland	163	(47.2)	(10.4)	(1.8)	(20.2)	(12.9)	(7.4)	-
France	175	(14.9)	(40.0)	(4.0)	(23.4)	(16.6)	(0.6)	(0.6)
Japan	108	(34.3)	(21.3)	(13.9)	(19.4)	(4.6)	-	(6.5)
Netherlands	286	(17.8)	(34.3)	(5.2)	(8.4)	(30.4)	(3.8)	-
Poland	664	(4.8)	(52.3)	(4.5)	(28.9)	(7.4)	(0.3)	(1.8)
Portugal	263	(5.3)	(53.2)	(4.6)	(31.2)	(3.4)	(1.1)	(1.1)
Sweden	310	(41.0)	(19.0)	(8.7)	(21.0)	(8.7)	(1.6)	-
Switzerland
USA	136	(31.6)	(21.3)	(12.5)	(26.5)	(5.9)	(0.7)	(1.5)

注 1 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

2 Switzerlandは、未調査である。

SQ3 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	3,615	(60.9)	(37.3)	(1.8)
Australia	383	(52.7)	(44.6)	(2.6)
Canada	363	(58.7)	(39.4)	(1.9)
England & Wales	421	(71.5)	(26.6)	(1.9)
Finland	163	(68.7)	(30.7)	(0.6)
France	175	(62.3)	(36.6)	(1.1)
Japan	108	(41.7)	(53.7)	(4.6)
Netherlands	286	(78.3)	(21.0)	(0.7)
Poland	664	(48.3)	(49.4)	(2.3)
Portugal	263	(39.9)	(58.9)	(1.1)
Sweden	310	(75.8)	(22.9)	(1.3)
Switzerland	343	(73.2)	(25.1)	(1.7)
USA	136	(61.8)	(36.8)	(1.5)

SQ4 警察に申告した理由

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めするため	犯人からの賠償を得るため
総数	1,951	(40.1)	(36.6)	(39.0)	(27.2)	(18.9)	(7.4)	(5.2)
Australia	202	(48.0)	(16.3)	(23.8)	(5.4)	(21.8)	-	-
Canada	213	(31.0)	(28.6)	(37.1)	(11.3)	(4.2)	(2.3)	(1.4)
England & Wales	301	(29.6)	(36.9)	(40.2)	(18.6)	(13.6)	(5.3)	(2.3)
Finland	112	(35.7)	(47.3)	(25.0)	(26.8)	(7.1)	(4.5)	(4.5)
France	109	(30.3)	(61.5)	(7.3)	(22.9)	(8.3)	(6.4)	(3.7)
Japan	45	(40.0)	(4.4)	(62.2)	(51.1)	(46.7)	(2.2)	(2.2)
Netherlands	224	(24.6)	(49.6)	(23.7)	(21.4)	(7.6)	(2.7)	(2.7)
Poland	321	(67.0)	(22.7)	(71.0)	(63.9)	(48.3)	(25.9)	(19.0)
Portugal	105	(57.1)	(9.5)	(51.4)	(23.8)	(11.4)	(1.0)	(1.0)
Sweden	235	(34.9)	(70.6)	(33.2)	(26.8)	(12.8)	(6.0)	(2.6)
Switzerland
USA	84	(33.3)	(33.3)	(41.7)	(25.0)	(26.2)	(8.3)	(8.3)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	1,951	(11.0)	(1.3)
Australia	202	(9.9)	(6.9)
Canada	213	(28.6)	-
England & Wales	301	(15.9)	(2.7)
Finland	112	(2.7)	-
France	109	(7.3)	-
Japan	45	(15.6)	-
Netherlands	224	(12.1)	-
Poland	321	(3.7)	-
Portugal	105	(4.8)	-
Sweden	235	(3.8)	(0.9)
Switzerland
USA	84	(16.7)	-

注 1 前問（SQ3）で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Switzerland は、未調査である。

SQ5 警察の対応の満足度

国名	総数	満足	不満	わからない
総数	1,951	(59.6)	(34.3)	(6.1)
Australia	202	(69.8)	(19.8)	(10.4)
Canada	213	(71.4)	(25.4)	(3.3)
England & Wales	301	(64.1)	(33.2)	(2.7)
Finland	112	(73.2)	(25.0)	(1.8)
France	109	(41.3)	(47.7)	(11.0)
Japan	45	(37.8)	(31.1)	(31.1)
Netherlands	224	(71.4)	(24.6)	(4.0)
Poland	321	(35.5)	(57.0)	(7.5)
Portugal	105	(34.3)	(58.1)	(7.6)
Sweden	235	(70.6)	(23.4)	(6.0)
Switzerland
USA	84	(66.7)	(33.3)	-

注 1 SQ3で「はい」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ6 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけれなかった又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった
総数	670	(43.7)	(35.8)	(35.2)	(32.8)	(12.2)	(11.0)	(9.7)
Australia	40	-	(30.0)	(42.5)	(7.5)	(12.5)	-	(5.0)
Canada	54	(50.0)	(31.5)	(18.5)	(16.7)	(5.6)	(16.7)	(5.6)
England & Wales	100	(36.0)	(51.0)	(13.0)	(14.0)	(6.0)	(1.0)	(6.0)
Finland	28	(46.4)	(46.4)	(28.6)	(17.9)	-	(3.6)	(3.6)
France	52	(32.7)	(30.8)	(15.4)	(28.8)	(11.5)	(9.6)	(5.8)
Japan	14	(21.4)	(21.4)	(64.3)	(42.9)	(21.4)	(28.6)	-
Netherlands	55	(23.6)	(12.7)	(9.1)	(10.9)	(14.5)	(18.2)	(9.1)
Poland	183	(57.9)	(35.0)	(73.2)	(69.4)	(14.2)	(10.9)	(15.3)
Portugal	61	(62.3)	(36.1)	(29.5)	(29.5)	(9.8)	(6.6)	-
Sweden	55	(52.7)	(41.8)	(18.2)	(18.2)	(18.2)	(27.3)	(23.6)
Switzerland
USA	28	(39.3)	(42.9)	(14.3)	(25.0)	(32.1)	(17.9)	(14.3)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	670	(15.8)	(0.7)
Australia	40	(27.5)	-
Canada	54	(27.8)	-
England & Wales	100	(29.0)	(2.0)
Finland	28	(10.7)	-
France	52	(7.7)	-
Japan	14	(14.3)	-
Netherlands	55	(27.3)	(3.6)
Poland	183	(8.2)	-
Portugal	61	(8.2)	-
Sweden	55	(5.5)	-
Switzerland
USA	28	(14.3)	(3.6)

注 1 前問 (SQ5) で「不満」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Switzerland は、未調査である。

S Q 7 警察に申告しなかった理由

国名	総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない／証拠がない
総数	1,262	(49.9)	(3.9)	(9.6)	(1.1)	(1.2)	(3.1)	(22.8)
Australia	171	(66.1)	(2.9)	-	-	-	(0.6)	(14.0)
Canada	143	(58.0)	(4.2)	(5.6)	(2.8)	(1.4)	(2.1)	(9.8)
England & Wales	112	(51.8)	(5.4)	(16.1)	(1.8)	(2.7)	(1.8)	(22.3)
Finland	50	(64.0)	(2.0)	(4.0)	-	-	(8.0)	(12.0)
France	64	(48.4)	(3.1)	(9.4)	-	-	(3.1)	(14.1)
Japan	58	(58.6)	(8.6)	(6.9)	(3.4)	(3.4)	-	(13.8)
Netherlands	60	(33.3)	-	(13.3)	-	-	-	(10.0)
Poland	328	(38.1)	(3.7)	(11.9)	(0.9)	(0.3)	(6.4)	(47.3)
Portugal	155	(53.5)	(6.5)	(12.9)	(1.3)	(1.9)	-	(10.3)
Sweden	71	(46.5)	(2.8)	(18.3)	(1.4)	(4.2)	(7.0)	(16.9)
Switzerland
USA	50	(36.0)	-	(6.0)	-	(2.0)	(2.0)	(26.0)

(続き)

国名	総数	警察は何もしてくれない	警察が怖い／嫌い／警察の関与は望まない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
総数	1,262	(19.3)	(1.2)	(0.7)	(14.1)	(2.5)
Australia	171	(9.4)	-	-	(17.5)	(5.8)
Canada	143	(6.3)	-	-	(21.7)	(4.9)
England & Wales	112	(17.0)	-	-	(18.8)	(1.8)
Finland	50	(18.0)	-	-	(8.0)	-
France	64	(15.6)	-	(1.6)	(15.6)	-
Japan	58	(12.1)	(1.7)	-	(19.0)	(3.4)
Netherlands	60	(23.3)	-	-	(28.3)	(1.7)
Poland	328	(39.6)	(4.3)	(2.4)	(7.0)	(0.9)
Portugal	155	(11.0)	-	-	(4.5)	(1.9)
Sweden	71	(11.3)	-	-	(19.7)	-
Switzerland
USA	50	(10.0)	-	-	(20.0)	(8.0)

注 1 S Q 3で「いいえ」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Switzerland は、未調査である。

S Q 8 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	3,250	(15.1)	(33.3)	(51.1)	(0.5)
Australia	383	(14.4)	(30.5)	(53.3)	(1.8)
Canada	363	(14.9)	(30.6)	(54.3)	(0.3)
England & Wales	421	(16.2)	(32.3)	(50.1)	(1.4)
Finland	163	(3.7)	(22.7)	(73.0)	(0.6)
France	175	(13.1)	(36.6)	(50.3)	-
Japan	108	(25.0)	(36.1)	(33.3)	(5.6)
Netherlands	286	(18.2)	(27.6)	(54.2)	-
Poland	642	(14.3)	(38.6)	(47.0)	-
Portugal	263	(14.4)	(38.4)	(47.1)	-
Sweden	310	(16.5)	(37.4)	(46.1)	-
Switzerland
USA	136	(18.4)	(25.7)	(55.1)	(0.7)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

【自動車損壊の被害に関する詳細】

Q13 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	4,778	(9.9)	(34.7)	(54.2)	(1.2)
Australia	471	(14.2)	(36.3)	(48.0)	(1.5)
Canada	422	(5.9)	(26.1)	(67.3)	(0.7)
England & Wales	464	(7.1)	(36.9)	(55.2)	(0.9)
Finland	199	(12.1)	(33.2)	(54.8)	-
France	248	(8.9)	(33.1)	(57.3)	(0.8)
Japan	321	(4.0)	(28.7)	(64.8)	(2.5)
Netherlands	449	(5.3)	(38.1)	(54.1)	(2.4)
Poland	707	(10.2)	(47.4)	(41.4)	(1.0)
Portugal	286	(19.6)	(39.2)	(41.3)	-
Sweden	268	(4.1)	(33.6)	(62.3)	-
Switzerland	776	(15.5)	(25.4)	(57.3)	(1.8)
USA	167	(4.2)	(37.1)	(58.1)	(0.6)

注 1 Q2-SQ4で「あり」とした者のみが回答。

2 Polandには、自動車の所有台数が0台でありながら、所有「あり」としているデータが1件含まれているため、Q2-SQ4及び本問と、以下のSQ2～SQ4の数値とは一致していない。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	1,396	(73.8)	(18.1)	(4.9)	(2.0)	(1.0)	(0.3)
Australia	171	(80.1)	(15.8)	(2.3)	(0.6)	(0.6)	(0.6)
Canada	110	(89.1)	(8.2)	(1.8)	(0.9)	-	-
England & Wales	171	(66.7)	(22.2)	(6.4)	(2.3)	(2.3)	-
Finland
France	82	(74.4)	(18.3)	(4.9)	(1.2)	-	(1.2)
Japan	92	(76.1)	(17.4)	(4.3)	(1.1)	(1.1)	-
Netherlands	171	(66.1)	(24.0)	(5.3)	(4.1)	(0.6)	-
Poland	335	(72.8)	(17.6)	(5.4)	(3.3)	(0.9)	-
Portugal	112	(67.9)	(22.3)	(7.1)	(0.9)	(0.9)	(0.9)
Sweden	90	(70.0)	(20.0)	(6.7)	-	(2.2)	(1.1)
Switzerland
USA	62	(87.1)	(6.5)	(3.2)	(1.6)	(1.6)	-

注 1 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

2 Finland及びSwitzerlandは、未調査である。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	4,003	(24.6)	(31.0)	(7.5)	(27.0)	(7.5)	(0.7)	(1.7)
Australia	471	(28.0)	(12.1)	(8.9)	(45.4)	(3.4)	(0.4)	(1.7)
Canada	422	(38.4)	(12.6)	(9.0)	(32.5)	(4.0)	(1.7)	(1.9)
England & Wales	464	(43.8)	(17.2)	(8.6)	(21.1)	(6.7)	(0.4)	(2.2)
Finland	199	(39.7)	(10.1)	(5.5)	(31.2)	(12.6)	(1.0)	-
France	248	(14.9)	(42.3)	(6.5)	(25.4)	(9.7)	(0.4)	(0.8)
Japan	321	(26.2)	(25.5)	(10.0)	(26.2)	(7.8)	-	(4.4)
Netherlands	449	(22.7)	(44.3)	(3.8)	(11.6)	(13.8)	(1.8)	(2.0)
Poland	708	(3.2)	(53.0)	(6.2)	(27.3)	(8.1)	(0.1)	(2.1)
Portugal	286	(3.5)	(57.3)	(5.6)	(30.1)	(2.1)	(0.3)	(1.0)
Sweden	268	(36.2)	(26.5)	(9.0)	(18.7)	(9.0)	(0.7)	-
Switzerland
USA	167	(32.9)	(21.0)	(13.2)	(24.6)	(7.2)	(1.2)	-

注 1 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

2 Switzerlandは、未調査である。

SQ3 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	4,779	(39.5)	(58.7)	(1.8)
Australia	471	(35.0)	(62.2)	(2.8)
Canada	422	(47.4)	(50.5)	(2.1)
England & Wales	464	(44.4)	(54.7)	(0.9)
Finland	199	(49.7)	(49.2)	(1.0)
France	248	(46.8)	(52.0)	(1.2)
Japan	321	(20.9)	(76.9)	(2.2)
Netherlands	449	(49.2)	(48.8)	(2.0)
Poland	708	(29.1)	(68.2)	(2.7)
Portugal	286	(22.7)	(76.6)	(0.7)
Sweden	268	(57.1)	(41.0)	(1.9)
Switzerland	776	(39.8)	(58.4)	(1.8)
USA	167	(48.5)	(50.9)	(0.6)

SQ4 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	4,003	(13.0)	(30.2)	(55.9)	(0.9)
Australia	471	(12.5)	(26.3)	(59.4)	(1.7)
Canada	422	(14.0)	(24.2)	(61.4)	(0.5)
England & Wales	464	(14.0)	(28.2)	(56.7)	(1.1)
Finland	199	(3.0)	(22.1)	(74.4)	(0.5)
France	248	(11.3)	(35.1)	(53.6)	-
Japan	321	(13.7)	(37.4)	(47.4)	(1.6)
Netherlands	449	(16.5)	(24.9)	(58.6)	-
Poland	708	(11.7)	(33.3)	(53.2)	(1.7)
Portugal	286	(11.5)	(42.7)	(45.8)	-
Sweden	268	(16.8)	(35.8)	(47.4)	-
Switzerland
USA	167	(15.6)	(20.4)	(62.3)	(1.8)

注 Switzerland は、未調査である。

【バイク盗の被害に関する詳細】

Q14 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	366	(6.0)	(21.3)	(69.1)	(3.6)
Australia	14	-	(7.1)	(85.7)	(7.1)
Canada	8	-	(25.0)	(75.0)	-
England & Wales	22	-	(31.8)	(68.2)	-
Finland	9	-	(22.2)	(77.8)	-
France	32	-	(12.5)	(87.5)	-
Japan	88	(3.4)	(22.7)	(68.2)	(5.7)
Netherlands	53	(5.7)	(20.8)	(66.0)	(7.5)
Poland	23	(26.1)	(13.0)	(60.9)	-
Portugal	14	-	(28.6)	(71.4)	-
Sweden	30	(3.3)	(26.7)	(70.0)	-
Switzerland	70	(12.9)	(20.0)	(62.9)	(4.3)
USA	3	-	(66.7)	(33.3)	-

注 Q3-SQ2で「あり」とした者のみが回答。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	64	(92.2)	(4.7)	(3.1)	-	-	-
Australia	1	-	(100.0)	-	-	-	-
Canada	2	(100.0)	-	-	-	-	-
England & Wales	7	(85.7)	-	(14.3)	-	-	-
Finland	2	(100.0)	-	-	-	-	-
France	4	(100.0)	-	-	-	-	-
Japan	20	(100.0)	-	-	-	-	-
Netherlands	11	(90.9)	-	(9.1)	-	-	-
Poland	3	(33.3)	(66.7)	-	-	-	-
Portugal	4	(100.0)	-	-	-	-	-
Sweden	8	(100.0)	-	-	-	-	-
Switzerland
USA	2	(100.0)	-	-	-	-	-

注 1 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

2 Switzerlandは、未調査である。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	296	(36.5)	(20.3)	(5.7)	(30.4)	(4.1)	-	(3.0)
Australia	14	(57.1)	(7.1)	-	(28.6)	-	-	(7.1)
Canada	8	(37.5)	-	(12.5)	(37.5)	(12.5)	-	-
England & Wales	22	(45.5)	(18.2)	(13.6)	(22.7)	-	-	-
Finland	9	(55.6)	-	-	(44.4)	-	-	-
France	32	(28.1)	(15.6)	(9.4)	(40.6)	(6.3)	-	-
Japan	88	(39.8)	(19.3)	(8.0)	(27.3)	(1.1)	-	(4.5)
Netherlands	53	(24.5)	(17.0)	(5.7)	(35.8)	(13.2)	-	(3.8)
Poland	23	(21.7)	(34.8)	-	(34.8)	-	-	(8.7)
Portugal	14	(7.1)	(71.4)	-	(21.4)	-	-	-
Sweden	30	(60.0)	(20.0)	-	(16.7)	(3.3)	-	-
Switzerland
USA	3	(33.3)	-	-	(66.7)	-	-	-

注 1 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

2 Switzerlandは、未調査である。

SQ3 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	366	(79.5)	(16.1)	(4.4)
Australia	14	(78.6)	(14.3)	(7.1)
Canada	8	(37.5)	(62.5)	-
England & Wales	22	(95.5)	(4.5)	-
Finland	9	(100.0)	-	-
France	32	(84.4)	(15.6)	-
Japan	88	(72.7)	(19.3)	(8.0)
Netherlands	53	(88.7)	(5.7)	(5.7)
Poland	23	(69.6)	(17.4)	(13.0)
Portugal	14	(71.4)	(28.6)	-
Sweden	30	(86.7)	(13.3)	-
Switzerland	70	(78.6)	(18.6)	(2.9)
USA	3	(66.7)	(33.3)	-

SQ4 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	294	(37.8)	(37.4)	(23.5)	(1.4)
Australia	14	(50.0)	(28.6)	(14.3)	(7.1)
Canada	8	(12.5)	(12.5)	(75.0)	-
England & Wales	22	(59.1)	(31.8)	(9.1)	-
Finland	9	(22.2)	(33.3)	(33.3)	(11.1)
France	32	(34.4)	(37.5)	(28.1)	-
Japan	88	(34.1)	(42.0)	(21.6)	(2.3)
Netherlands	53	(41.5)	(30.2)	(28.3)	-
Poland	21	(52.4)	(42.9)	(4.8)	-
Portugal	14	(21.4)	(57.1)	(21.4)	-
Sweden	30	(33.3)	(40.0)	(26.7)	-
Switzerland
USA	3	(33.3)	(33.3)	(33.3)	-

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

【自転車盗の被害に関する詳細】

Q15 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	3,669	(4.7)	(28.8)	(65.4)	(1.0)
Australia	144	(6.3)	(27.1)	(63.9)	(2.8)
Canada	230	(2.2)	(30.0)	(67.4)	(0.4)
England & Wales	139	(5.0)	(33.8)	(61.2)	-
Finland	306	(4.9)	(29.7)	(65.4)	-
France	67	(6.0)	(28.4)	(65.7)	-
Japan	488	(3.1)	(28.9)	(65.2)	(2.9)
Netherlands	432	(6.3)	(28.2)	(64.8)	(0.7)
Poland	552	(4.0)	(30.4)	(65.2)	(0.4)
Portugal	54	(9.3)	(29.6)	(59.3)	(1.9)
Sweden	462	(2.6)	(28.1)	(68.2)	(1.1)
Switzerland	719	(6.8)	(27.8)	(64.3)	(1.1)
USA	76	(2.6)	(21.1)	(76.3)	-

注 1 Q4-SQ2で「あり」とした者のみが回答。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	858	(81.0)	(14.6)	(3.0)	(0.5)	(0.2)	(0.7)
Australia	39	(89.7)	(10.3)	-	-	-	-
Canada	69	(82.6)	(17.4)	-	-	-	-
England & Wales	47	(76.6)	(19.1)	(2.1)	(2.1)	-	-
Finland	91	(81.3)	(15.4)	(2.2)	-	-	(1.1)
France	19	(94.7)	(5.3)	-	-	-	-
Japan	141	(80.1)	(15.6)	(3.5)	-	-	(0.7)
Netherlands	122	(73.8)	(14.8)	(8.2)	(1.6)	(1.6)	-
Poland	168	(83.9)	(12.5)	(1.8)	-	-	(1.8)
Portugal	16	(93.8)	-	-	-	-	(6.3)
Sweden	130	(79.2)	(16.9)	(3.1)	(0.8)	-	-
Switzerland
USA	16	(81.3)	(12.5)	(6.3)	-	-	-

注 1 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	2,952	(37.7)	(22.5)	(4.1)	(31.3)	(3.2)	(0.1)	(1.2)
Australia	144	(54.9)	(8.3)	(4.9)	(25.7)	(3.5)	(0.7)	(2.1)
Canada	230	(58.7)	(15.7)	(1.7)	(20.0)	(3.0)	-	(0.9)
England & Wales	139	(57.6)	(13.7)	(3.6)	(20.9)	(3.6)	(0.7)	-
Finland	306	(43.5)	(12.4)	(6.5)	(33.3)	(4.2)	-	-
France	67	(41.8)	(22.4)	(4.5)	(26.9)	(3.0)	(1.5)	-
Japan	488	(25.2)	(24.6)	(4.9)	(40.0)	(2.0)	-	(3.3)
Netherlands	432	(18.5)	(24.1)	(3.7)	(46.5)	(6.7)	-	(0.5)
Poland	554	(33.9)	(35.2)	(2.5)	(26.0)	(0.9)	-	(1.4)
Portugal	54	(44.4)	(37.0)	(1.9)	(16.7)	-	-	-
Sweden	462	(42.0)	(19.9)	(6.1)	(28.8)	(2.4)	-	(0.9)
Switzerland
USA	76	(63.2)	(15.8)	-	(11.8)	(9.2)	-	-

注 1 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ3 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	3,671	(57.2)	(40.5)	(2.4)
Australia	144	(62.5)	(34.7)	(2.8)
Canada	230	(50.9)	(47.0)	(2.2)
England & Wales	139	(68.3)	(31.7)	-
Finland	306	(54.6)	(44.1)	(1.3)
France	67	(41.8)	(58.2)	-
Japan	488	(36.1)	(57.8)	(6.1)
Netherlands	432	(65.7)	(31.7)	(2.5)
Poland	554	(50.4)	(47.1)	(2.5)
Portugal	54	(33.3)	(66.7)	-
Sweden	462	(61.3)	(37.9)	(0.9)
Switzerland	719	(72.5)	(25.7)	(1.8)
USA	76	(53.9)	(43.4)	(2.6)

SQ4 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	2,944	(17.2)	(40.7)	(41.4)	(0.7)
Australia	144	(17.4)	(41.0)	(39.6)	(2.1)
Canada	230	(14.8)	(37.8)	(47.4)	-
England & Wales	139	(19.4)	(37.4)	(43.2)	-
Finland	306	(6.2)	(32.4)	(61.4)	-
France	67	(13.4)	(40.3)	(46.3)	-
Japan	488	(17.8)	(45.5)	(33.8)	(2.9)
Netherlands	432	(17.4)	(30.1)	(52.5)	-
Poland	546	(25.3)	(50.4)	(24.4)	-
Portugal	54	(7.4)	(48.1)	(44.4)	-
Sweden	462	(16.2)	(41.3)	(41.3)	(1.1)
Switzerland
USA	76	(18.4)	(38.2)	(43.4)	-

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

【不法侵入の被害に関する詳細】

Q16 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	1,925	(6.0)	(27.0)	(65.7)	(1.3)
Australia	292	(9.6)	(27.7)	(60.3)	(2.4)
Canada	190	(3.7)	(24.7)	(70.5)	(1.1)
England & Wales	216	(3.2)	(25.0)	(70.8)	(0.9)
Finland	28	-	(21.4)	(78.6)	-
France	66	(1.5)	(16.7)	(72.7)	(9.1)
Japan	90	(6.7)	(30.0)	(62.2)	(1.1)
Netherlands	183	(2.7)	(22.4)	(74.3)	(0.5)
Poland	306	(8.2)	(37.3)	(54.2)	(0.3)
Portugal	125	(13.6)	(21.6)	(64.8)	-
Sweden	113	(1.8)	(34.5)	(63.7)	-
Switzerland	244	(6.6)	(21.7)	(71.3)	(0.4)
USA	72	(2.8)	(26.4)	(65.3)	(5.6)

注 Q5で「あり」とした者のみが回答。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	519	(81.7)	(10.2)	(3.5)	(0.8)	(1.7)	(2.1)
Australia	81	(81.5)	(12.3)	(3.7)	-	(2.5)	-
Canada	47	(80.9)	(12.8)	(2.1)	-	(2.1)	(2.1)
England & Wales	54	(81.5)	(16.7)	(1.9)	-	-	-
Finland	6	(66.7)	(16.7)	(16.7)	-	-	-
France	11	(100.0)	-	-	-	-	-
Japan	27	(59.3)	(18.5)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(11.1)
Netherlands	41	(87.8)	(7.3)	-	(2.4)	-	(2.4)
Poland	114	(84.2)	(6.1)	(6.1)	-	(1.8)	(1.8)
Portugal	27	(85.2)	(7.4)	(3.7)	(3.7)	-	-
Sweden	39	(76.9)	(10.3)	(5.1)	(2.6)	-	(5.1)
Switzerland	53	(86.8)	(7.5)	(1.9)	-	-	(3.8)
USA	19	(73.7)	(10.5)	-	-	(15.8)	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 盗難被害の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない/ 無回答
総数	1,897	(76.2)	(22.5)	(1.3)
Australia	292	(78.8)	(19.5)	(1.7)
Canada	190	(82.1)	(17.9)	-
England & Wales	216	(77.8)	(21.3)	(0.9)
Finland
France	66	(71.2)	(28.8)	-
Japan	90	(68.9)	(30.0)	(1.1)
Netherlands	183	(68.3)	(31.7)	-
Poland	306	(73.2)	(22.9)	(3.9)
Portugal	125	(86.4)	(13.6)	-
Sweden	113	(84.1)	(15.0)	(0.9)
Switzerland	244	(73.4)	(26.6)	-
USA	72	(72.2)	(23.6)	(4.2)

注 Finland は、未調査である。

SQ3 盗難被害金額

国名	総数	10万円 未満	50万円 未満	100万円 未満	500万円 未満	1,000万円 未満	1,000万円 以上	無回答
Japan	62	(64.5)	(27.4)	(3.2)	(1.6)	-	-	(3.2)

(基本統計量等)

国名	総数	平均値	中央値	最小値	最大値	通貨単位
総数	1,240					
Australia	222	7,646.48	1,300	7	1,000,000	オーストラリアドル
Canada	150	4,332.41	1,500	0	130,000	カナダドル
England & Wales	157	1,750.26	800	1	30,000	英国ポンド
Finland	23	8,478.26	4,000	100	60,000	マルカ
France	41	18,413.41	5,000	100	150,000	フラン
Japan	60	127,575.00	34,000	500	1,800,000	円
Netherlands	123	736,950.12	2,500	0	90,000,000	ギルダー
Poland	220	121,877.56	1,200	6	999,997	新ズオチ
Portugal	106	7,995.59	200	2	80,000	エスクード
Sweden	90	16,419.50	6,000	30	150,000	スウェーデンクローナ
Switzerland
USA	48	4,199.15	700	0	100,000	米ドル

注 1 前問（SQ2）で「はい」とした者のみが回答。

2 不明を除く。

3 Switzerland は、未調査である。

4 「通貨単位」は、総務省統計局の資料による。

SQ4 盗難以外の財産上の損害の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない /無回答
総数	1,906	(52.4)	(47.1)	(0.5)
Australia	292	(50.3)	(47.9)	(1.7)
Canada	190	(60.0)	(40.0)	-
England & Wales	216	(64.4)	(35.6)	-
Finland	28	(35.7)	(64.3)	-
France	66	(39.4)	(60.6)	-
Japan	90	(16.7)	(82.2)	(1.1)
Netherlands	183	(65.0)	(35.0)	-
Poland	287	(44.9)	(55.1)	-
Portugal	125	(35.2)	(64.8)	-
Sweden	113	(42.5)	(57.5)	-
Switzerland	244	(71.3)	(28.3)	(0.4)
USA	72	(45.8)	(50.0)	(4.2)

注 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ5 盗難以外の財産上の損害金額

国名	総数	10万円 未満	50万円 未満	100万円 未満	500万円 未満	1,000万円 未満	1,000万円 以上
Japan	15	(80.0)	(6.7)	(6.7)	(6.7)	-	-
(基本統計量等)							
国名	総数	平均値	中央値	最小値	最大値	通貨単位	
総数	729						
Australia	134	337.63	200	5	3,000	オーストラリアドル	
Canada	99	680.25	300	0	11,000	カナダドル	
England & Wales	109	536.49	200	4	5,000	英国ポンド	
Finland	10	4,875.00	850	100	20,000	マルカ	
France	18	5,811.11	2,750	100	50,000	フラン	
Japan	15	133,064.67	15,000	5,000	1,000,000	円	
Netherlands	103	1,703.69	500	0	65,000	ギルダー	
Poland	129	179,740.80	500	4	999,997	新ズオチ	
Portugal	43	4,797.47	100	2	50,000	エスクード	
Sweden	43	3,416.74	1,000	0	20,000	スウェーデンクローナ	
Switzerland	
USA	26	412.27	200	15	4,000	米ドル	

注 1 前問(SQ4)で「はい」とした者のみが回答。

2 不明を除く。

3 Switzerlandは、未調査である。

4 「通貨単位」は、総務省統計局の資料による。

SQ6 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,923	(76.7)	(21.3)	(2.0)
Australia	292	(81.5)	(15.1)	(3.4)
Canada	190	(81.1)	(18.4)	(0.5)
England & Wales	216	(90.7)	(9.3)	-
Finland	28	(67.9)	(32.1)	-
France	66	(72.7)	(25.8)	(1.5)
Japan	90	(61.1)	(34.4)	(4.4)
Netherlands	183	(90.7)	(9.3)	-
Poland	306	(60.1)	(34.6)	(5.2)
Portugal	125	(58.4)	(41.6)	-
Sweden	113	(73.5)	(25.7)	(0.9)
Switzerland	244	(87.3)	(10.7)	(2.0)
USA	70	(65.7)	(32.9)	(1.4)

注 USAのデータには、欠損値がある。

SQ7 警察に申告した理由

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため
総数	1,456	(32.0)	(30.8)	(39.9)	(34.2)	(21.5)	(9.0)	(5.0)
Australia	238	(30.3)	(18.1)	(35.3)	(20.6)	(13.9)	-	(1.7)
Canada	154	(20.8)	(24.0)	(37.7)	(20.1)	(9.1)	(9.1)	(1.3)
England & Wales	196	(19.9)	(29.1)	(46.9)	(25.5)	(15.3)	(8.7)	(3.1)
Finland
France	48	(33.3)	(45.8)	(16.7)	(37.5)	(16.7)	(10.4)	-
Japan	55	(25.5)	(1.8)	(58.2)	(72.7)	(65.5)	(9.1)	(7.3)
Netherlands	166	(22.9)	(36.1)	(28.3)	(31.3)	(10.8)	(7.2)	(1.2)
Poland	184	(63.6)	(19.6)	(63.6)	(72.3)	(56.0)	(29.3)	(20.1)
Portugal	73	(61.6)	(21.9)	(56.2)	(34.2)	(11.0)	(4.1)	(1.4)
Sweden	83	(31.3)	(57.8)	(42.2)	(37.3)	(20.5)	(6.0)	(2.4)
Switzerland	213	(26.3)	(57.7)	(23.0)	(27.2)	(16.9)	(6.1)	(5.2)
USA	46	(37.0)	(23.9)	(54.3)	(37.0)	(30.4)	(10.9)	(10.9)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	1,456	(12.7)	(1.0)
Australia	238	(16.0)	(3.4)
Canada	154	(34.4)	-
England & Wales	196	(24.0)	(0.5)
Finland
France	48	(4.2)	-
Japan	55	-	-
Netherlands	166	(12.7)	-
Poland	184	(1.6)	-
Portugal	73	-	-
Sweden	83	(14.5)	-
Switzerland	213	(3.3)	(2.8)
USA	46	(8.7)	-

注 1 前問（SQ6）で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Finland は、未調査である。

SQ8 警察の対応の満足度

国名	総数	満足	不満	わからない
総数	1,475	(66.8)	(28.7)	(4.5)
Australia	238	(73.9)	(23.5)	(2.5)
Canada	154	(70.8)	(26.6)	(2.6)
England & Wales	196	(76.0)	(20.9)	(3.1)
Finland	19	(78.9)	(21.1)	-
France	48	(52.1)	(43.8)	(4.2)
Japan	55	(60.0)	(32.7)	(7.3)
Netherlands	166	(75.3)	(19.9)	(4.8)
Poland	184	(40.2)	(50.0)	(9.8)
Portugal	73	(27.4)	(69.9)	(2.7)
Sweden	83	(74.7)	(21.7)	(3.6)
Switzerland	213	(76.1)	(18.3)	(5.6)
USA	46	(76.1)	(19.6)	(4.3)

注 SQ6で「はい」とした者のみが回答。

SQ9 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった
総数	423	(53.4)	(30.7)	(28.8)	(24.1)	(16.1)	(10.4)	(16.1)
Australia	56	(46.4)	(19.6)	(3.6)	-	(12.5)	(7.1)	(25.0)
Canada	41	(46.3)	(29.3)	(19.5)	(14.6)	(7.3)	(22.0)	(7.3)
England & Wales	41	(31.7)	(41.5)	(12.2)	(9.8)	(14.6)	(2.4)	(19.5)
Finland	4	(25.0)	(25.0)	-	-	-	(50.0)	(25.0)
France	21	(33.3)	(33.3)	(9.5)	(19.0)	-	(23.8)	(14.3)
Japan	18	(55.6)	(11.1)	(44.4)	(27.8)	(50.0)	(11.1)	(11.1)
Netherlands	33	(39.4)	(24.2)	(9.1)	(9.1)	(15.2)	(9.1)	(12.1)
Poland	92	(64.1)	(33.7)	(67.4)	(57.6)	(23.9)	(10.9)	(19.6)
Portugal	51	(66.7)	(29.4)	(43.1)	(33.3)	(7.8)	(3.9)	(7.8)
Sweden	18	(66.7)	(50.0)	(33.3)	(33.3)	(11.1)	(27.8)	(16.7)
Switzerland	39	(64.1)	(38.5)	(7.7)	(5.1)	(20.5)	(2.6)	(17.9)
USA	9	(77.8)	(22.2)	(11.1)	(22.2)	(22.2)	-	(11.1)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	423	(19.1)	(0.8)
Australia	56	(26.8)	(3.6)
Canada	41	(53.7)	-
England & Wales	41	(39.0)	-
Finland	4	(25.0)	-
France	21	(9.5)	-
Japan	18	(27.8)	-
Netherlands	33	(27.3)	-
Poland	92	(6.5)	(1.1)
Portugal	51	-	-
Sweden	18	(5.6)	-
Switzerland	39	(7.7)	-
USA	9	(11.1)	-

注 1 前問(SQ8)で「不満であった」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ10 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,107	(6.2)	(93.5)	(0.3)
Australia	238	(2.9)	(97.1)	-
Canada	154	(2.6)	(97.4)	-
England & Wales	216	(15.7)	(83.3)	(0.9)
Finland	28	-	(100.0)	-
France	48	-	(100.0)	-
Japan	55	-	(100.0)	-
Netherlands	166	(9.6)	(90.4)	-
Poland
Portugal	73	-	(100.0)	-
Sweden	83	(6.0)	(94.0)	-
Switzerland
USA	46	(6.5)	(91.3)	(2.2)

注 1 England & Wales 及び Finland は、被害に遭った者を総数としており、その他の国は、SQ6で「はい」とした者を総数としている。

2 Poland 及び Switzerland は、未調査である。

SQ11 犯罪被害者支援サービスの有用性

国名	総数	役に立たなかった	役に立った	わからない
総数	1,035	(63.8)	(28.2)	(8.0)
Australia	231	(73.2)	(22.9)	(3.9)
Canada	150	(64.7)	(30.0)	(5.3)
England & Wales	180	(66.1)	(29.4)	(4.4)
Finland	28	(64.3)	(35.7)	-
France	48	(77.1)	(14.6)	(8.3)
Japan	55	(25.5)	(40.0)	(34.5)
Netherlands	150	(76.0)	(15.3)	(8.7)
Poland
Portugal	73	(26.0)	(56.2)	(17.8)
Sweden	78	(60.3)	(29.5)	(10.3)
Switzerland
USA	42	(61.9)	(35.7)	(2.4)

注 1 前問（SQ10）で「いいえ」とした者のみが回答。

2 Poland 及び Switzerland は、未調査である。

SQ12 警察に申しなかった理由

国名	総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない／証拠がない
総数	409	(36.4)	(14.7)	(10.3)	(1.0)	(3.7)	(2.4)	(16.1)
Australia	44	(40.9)	-	(20.5)	-	-	-	(6.8)
Canada	35	(17.1)	(25.7)	(2.9)	-	(8.6)	-	(5.7)
England & Wales	20	(35.0)	(20.0)	(10.0)	-	(5.0)	-	(5.0)
Finland	9	(33.3)	(11.1)	-	(22.2)	-	-	(22.2)
France	17	(29.4)	(5.9)	-	-	-	-	(11.8)
Japan	31	(51.6)	(12.9)	(3.2)	(3.2)	(6.5)	-	(9.7)
Netherlands	17	(29.4)	(17.6)	(11.8)	-	-	-	(11.8)
Poland	106	(38.7)	(15.1)	(13.2)	(0.9)	(3.8)	(7.5)	(31.1)
Portugal	52	(34.6)	(15.4)	(9.6)	-	-	(1.9)	(11.5)
Sweden	29	(31.0)	(10.3)	(17.2)	-	(6.9)	(3.4)	(10.3)
Switzerland	26	(57.7)	(19.2)	(3.8)	-	(7.7)	-	(19.2)
USA	23	(26.1)	(26.1)	(8.7)	-	(4.3)	-	(17.4)

(続き)

国名	総数	警察は何もしてくれない	警察が怖い／嫌い／警察の関与は望まない	(復讐の恐れから)あえてしない	その他	わからない
総数	409	(13.9)	(2.0)	(2.4)	(19.1)	(2.9)
Australia	44	(9.1)	(4.5)	-	(31.8)	-
Canada	35	(17.1)	-	-	(31.4)	(2.9)
England & Wales	20	(15.0)	(5.0)	(5.0)	(20.0)	(5.0)
Finland	9	-	-	-	(22.2)	-
France	17	-	-	(5.9)	(29.4)	(17.6)
Japan	31	-	(3.2)	-	(32.3)	-
Netherlands	17	(11.8)	-	-	(29.4)	(11.8)
Poland	106	(27.4)	(3.8)	(5.7)	(6.6)	(3.8)
Portugal	52	(9.6)	-	(3.8)	(17.3)	-
Sweden	29	(13.8)	-	-	(20.7)	-
Switzerland	26	(3.8)	-	-	(3.8)	(3.8)
USA	23	(13.0)	-	-	(17.4)	-

注 1 SQ6で「いいえ」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ13 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	1,900	(41.8)	(34.1)	(23.1)	(0.9)
Australia	292	(45.5)	(34.2)	(18.2)	(2.1)
Canada	190	(44.7)	(35.8)	(19.5)	-
England & Wales	216	(54.6)	(30.1)	(15.3)	-
Finland	28	(39.3)	(32.1)	(28.6)	-
France	66	(37.9)	(33.3)	(28.8)	-
Japan	90	(36.7)	(33.3)	(22.2)	(7.8)
Netherlands	183	(38.8)	(33.9)	(27.3)	-
Poland	283	(41.0)	(31.8)	(27.2)	-
Portugal	125	(49.6)	(36.0)	(14.4)	-
Sweden	113	(46.9)	(32.7)	(20.4)	-
Switzerland	244	(20.1)	(42.6)	(35.2)	(2.0)
USA	70	(55.7)	(22.9)	(21.4)	-

注 Poland及びUSAのデータには、欠損値がある。

【不法侵入未遂の被害に関する詳細】

Q17 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	1,667	(8.5)	(30.0)	(57.3)	(4.2)
Australia	236	(14.0)	(27.5)	(55.1)	(3.4)
Canada	150	(4.7)	(31.3)	(62.7)	(1.3)
England & Wales	178	(5.1)	(30.3)	(61.2)	(3.4)
Finland	46	(6.5)	(37.0)	(56.5)	-
France	49	(2.0)	(32.7)	(59.2)	(6.1)
Japan	58	(3.4)	(29.3)	(44.8)	(22.4)
Netherlands	221	(3.6)	(24.4)	(67.0)	(5.0)
Poland	218	(9.2)	(36.7)	(51.4)	(2.8)
Portugal	74	(10.8)	(32.4)	(55.4)	(1.4)
Sweden	69	(8.7)	(24.6)	(65.2)	(1.4)
Switzerland	303	(13.2)	(27.7)	(54.1)	(5.0)
USA	65	(7.7)	(38.5)	(47.7)	(6.2)

注 Q6で「あり」とした者のみが回答。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	500	(81.0)	(11.8)	(3.2)	(1.4)	(1.2)	(1.4)
Australia	65	(83.1)	(10.8)	(3.1)	(1.5)	-	(1.5)
Canada	47	(91.5)	-	(6.4)	-	-	(2.1)
England & Wales	54	(75.9)	(16.7)	(5.6)	-	(1.9)	-
Finland	17	(76.5)	(17.6)	-	(5.9)	-	-
France	16	(81.3)	(12.5)	-	-	(6.3)	-
Japan	17	(58.8)	(29.4)	(11.8)	-	-	-
Netherlands	54	(87.0)	(5.6)	(1.9)	(1.9)	-	(3.7)
Poland	80	(71.3)	(20.0)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(1.3)
Portugal	24	(75.0)	(16.7)	(4.2)	(4.2)	-	-
Sweden	17	(70.6)	(29.4)	-	-	-	-
Switzerland	84	(90.5)	(4.8)	-	(1.2)	(1.2)	(2.4)
USA	25	(84.0)	(4.0)	(8.0)	-	(4.0)	-

注 前問で、「昨年（1999年）」とした者のみが回答。

SQ2 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,667	(44.5)	(51.9)	(3.7)
Australia	236	(41.1)	(57.6)	(1.3)
Canada	150	(47.3)	(52.0)	(0.7)
England & Wales	178	(61.8)	(36.5)	(1.7)
Finland	46	(23.9)	(76.1)	-
France	49	(38.8)	(61.2)	-
Japan	58	(36.2)	(43.1)	(20.7)
Netherlands	221	(58.8)	(36.7)	(4.5)
Poland	218	(29.4)	(67.4)	(3.2)
Portugal	74	(27.0)	(71.6)	(1.4)
Sweden	69	(36.2)	(59.4)	(4.3)
Switzerland	303	(46.9)	(47.5)	(5.6)
USA	65	(47.7)	(46.2)	(6.2)

SQ3 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	1,662	(20.4)	(30.6)	(47.0)	(2.0)
Australia	236	(24.2)	(32.2)	(41.9)	(1.7)
Canada	150	(23.3)	(36.0)	(40.7)	-
England & Wales	178	(32.0)	(34.3)	(32.0)	(1.7)
Finland	46	(19.6)	(26.1)	(54.3)	-
France	49	(18.4)	(49.0)	(32.7)	-
Japan	58	(25.9)	(37.9)	(17.2)	(19.0)
Netherlands	221	(20.4)	(24.4)	(55.2)	-
Poland	213	(16.4)	(34.3)	(49.3)	-
Portugal	74	(23.0)	(44.6)	(32.4)	-
Sweden	69	(20.3)	(31.9)	(46.4)	(1.4)
Switzerland	303	(7.3)	(20.8)	(67.7)	(4.3)
USA	65	(36.9)	(21.5)	(38.5)	(3.1)

注 Poland のデータには、欠損値がある。

【強盗の被害に関する詳細】

Q18 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	845	(8.9)	(30.8)	(57.0)	(3.3)
Australia	67	(19.4)	(25.4)	(46.3)	(9.0)
Canada	61	(6.6)	(29.5)	(62.3)	(1.6)
England & Wales	68	(7.4)	(30.9)	(60.3)	(1.5)
Finland	48	(4.2)	(25.0)	(70.8)	-
France	42	(11.9)	(26.2)	(61.9)	-
Japan	13	-	(7.7)	(76.9)	(15.4)
Netherlands	61	(6.6)	(26.2)	(57.4)	(9.8)
Poland	208	(9.6)	(44.7)	(44.2)	(1.4)
Portugal	104	(13.5)	(21.2)	(63.5)	(1.9)
Sweden	37	(2.7)	(32.4)	(62.2)	(2.7)
Switzerland	115	(4.3)	(28.7)	(62.6)	(4.3)
USA	21	(9.5)	(19.0)	(66.7)	(4.8)

注 Q7で「あり」とした者のみが回答。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	260	(81.5)	(8.8)	(4.2)	(1.9)	(3.5)	-
Australia	17	(82.4)	(5.9)	(5.9)	(5.9)	-	-
Canada	18	(83.3)	(5.6)	(11.1)	-	-	-
England & Wales	21	(76.2)	(9.5)	(4.8)	-	(9.5)	-
Finland	12	(91.7)	(8.3)	-	-	-	-
France	11	(72.7)	(18.2)	-	-	(9.1)	-
Japan	1	(100.0)	-	-	-	-	-
Netherlands	16	(62.5)	(18.8)	(6.3)	-	(12.5)	-
Poland	93	(83.9)	(7.5)	(3.2)	(2.2)	(3.2)	-
Portugal	22	(81.8)	(13.6)	(4.5)	-	-	-
Sweden	12	(91.7)	-	-	(8.3)	-	-
Switzerland	33	(78.8)	(9.1)	(6.1)	(3.0)	(3.0)	-
USA	4	(100.0)	-	-	-	-	-

注 前問で、「昨年（1999年）」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	845	(9.0)	(22.1)	(7.3)	(40.8)	(10.3)	(7.0)	(3.4)
Australia	67	(10.4)	(14.9)	(13.4)	(44.8)	(4.5)	(3.0)	(9.0)
Canada	61	(13.1)	(18.0)	(8.2)	(49.2)	(1.6)	(8.2)	(1.6)
England & Wales	68	(8.8)	(19.1)	(10.3)	(47.1)	(7.4)	(7.4)	-
Finland	48	(10.4)	(8.3)	(10.4)	(47.9)	(18.8)	(4.2)	-
France	42	(7.1)	(21.4)	(9.5)	(47.6)	(9.5)	(2.4)	(2.4)
Japan	13	(7.7)	(15.4)	-	(30.8)	(7.7)	(15.4)	(23.1)
Netherlands	61	(11.5)	(11.5)	(4.9)	(42.6)	(21.3)	(1.6)	(6.6)
Poland	208	(8.2)	(28.8)	(4.8)	(44.2)	(8.7)	(0.5)	(4.8)
Portugal	104	(4.8)	(32.7)	(4.8)	(51.0)	(4.8)	(1.9)	-
Sweden	37	(8.1)	(13.5)	(13.5)	(18.9)	(21.6)	(18.9)	(5.4)
Switzerland	115	(7.8)	(26.1)	(7.0)	(17.4)	(14.8)	(25.2)	(1.7)
USA	21	(23.8)	(9.5)	(4.8)	(38.1)	(14.3)	(9.5)	-

注 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 犯人の人数

国名	総数	1人	2人	3人以上	わからない
総数	845	(34.2)	(26.9)	(29.6)	(9.3)
Australia	67	(35.8)	(22.4)	(26.9)	(14.9)
Canada	61	(44.3)	(27.9)	(24.6)	(3.3)
England & Wales	68	(42.6)	(22.1)	(32.4)	(2.9)
Finland	48	(33.3)	(22.9)	(41.7)	(2.1)
France	42	(33.3)	(33.3)	(31.0)	(2.4)
Japan	13	(30.8)	(7.7)	(38.5)	(23.1)
Netherlands	61	(34.4)	(24.6)	(18.0)	(23.0)
Poland	208	(26.9)	(25.5)	(39.4)	(8.2)
Portugal	104	(32.7)	(39.4)	(16.3)	(11.5)
Sweden	37	(35.1)	(27.0)	(37.8)	-
Switzerland	115	(36.5)	(26.1)	(24.3)	(13.0)
USA	21	(42.9)	(23.8)	(23.8)	(9.5)

SQ4 犯人との面識

国名	総数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を知っていた	(少なくとも1人は)名前を知っていた	犯人を見なかった	わからない/無回答
総数	835	(70.8)	(9.7)	(10.3)	(8.1)	(1.1)
Australia	67	(65.7)	(11.9)	(13.4)	(9.0)	-
Canada	61	(68.9)	(9.8)	(13.1)	(8.2)	-
England & Wales	68	(72.1)	(13.2)	(8.8)	(5.9)	-
Finland	48	(79.2)	(6.3)	(10.4)	(4.2)	-
France	42	(69.0)	(14.3)	(7.1)	(9.5)	-
Japan	13	(38.5)	(23.1)	(15.4)	-	(23.1)
Netherlands	61	(57.4)	(4.9)	(13.1)	(24.6)	-
Poland	198	(72.7)	(11.6)	(10.6)	(5.1)	-
Portugal	104	(77.9)	(7.7)	(4.8)	(9.6)	-
Sweden	37	(70.3)	(10.8)	(16.2)	(2.7)	-
Switzerland	115	(75.7)	(5.2)	(7.0)	(7.0)	(5.2)
USA	21	(52.4)	(9.5)	(23.8)	(14.3)	-

注 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ5 犯人の凶器所持の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	845	(30.5)	(54.6)	(14.9)
Australia	67	(29.9)	(55.2)	(14.9)
Canada	61	(36.1)	(55.7)	(8.2)
England & Wales	68	(27.9)	(66.2)	(5.9)
Finland	48	(35.4)	(64.6)	-
France	42	(47.6)	(47.6)	(4.8)
Japan	13	(23.1)	(23.1)	(53.8)
Netherlands	61	(34.4)	(39.3)	(26.2)
Poland	208	(21.2)	(59.6)	(19.2)
Portugal	104	(36.5)	(51.0)	(12.5)
Sweden	37	(21.6)	(70.3)	(8.1)
Switzerland	115	(28.7)	(49.6)	(21.7)
USA	21	(61.9)	(33.3)	(4.8)

SQ6 凶器の種類

国名	総数	ナイフ	銃	その他の 凶器/棒	凶器になり そうな物	わからない
総数	258	(54.3)	(14.0)	(9.3)	(19.0)	(3.5)
Australia	20	(50.0)	(20.0)	(10.0)	(15.0)	(5.0)
Canada	22	(31.8)	(22.7)	(18.2)	(18.2)	(9.1)
England & Wales	19	(57.9)	(10.5)	(10.5)	(21.1)	-
Finland	17	(64.7)	-	(5.9)	(29.4)	-
France	20	(60.0)	(10.0)	(20.0)	(10.0)	-
Japan	3	(33.3)	-	(33.3)	(33.3)	-
Netherlands	21	(47.6)	(28.6)	-	(19.0)	(4.8)
Poland	44	(38.6)	(6.8)	(15.9)	(34.1)	(4.5)
Portugal	38	(68.4)	(7.9)	(5.3)	(13.2)	(5.3)
Sweden	8	(87.5)	(12.5)	-	-	-
Switzerland	33	(69.7)	(12.1)	(3.0)	(12.1)	(3.0)
USA	13	(38.5)	(46.2)	-	(15.4)	-

注 前問（SQ5）で「はい」とした者のみが回答。

SQ7 銃の種類

国名	総数	拳銃	銃身の長い 銃（散弾 銃、ライフル、マシン ガン）	わからない
総数	36	(83.3)	(11.1)	(5.6)
Australia	4	(75.0)	(25.0)	-
Canada	5	(80.0)	(20.0)	-
England & Wales	2	(50.0)	-	(50.0)
Finland	-	-	-	-
France	2	(100.0)	-	-
Japan	-	-	-	-
Netherlands	6	(83.3)	-	(16.7)
Poland	3	(100.0)	-	-
Portugal	3	(66.7)	(33.3)	-
Sweden	1	(100.0)	-	-
Switzerland	4	(100.0)	-	-
USA	6	(83.3)	(16.7)	-

注 前問（SQ6）で「銃」とした者のみが回答。

SQ8 凶器使用の有無

国名	総数	はい	いいえ
総数	258	(35.3)	(64.7)
Australia	20	(80.0)	(20.0)
Canada	22	(31.8)	(68.2)
England & Wales	19	(31.6)	(68.4)
Finland	17	(23.5)	(76.5)
France	20	(25.0)	(75.0)
Japan	3	(100.0)	-
Netherlands	21	(23.8)	(76.2)
Poland	44	(40.9)	(59.1)
Portugal	38	(18.4)	(81.6)
Sweden	8	(37.5)	(62.5)
Switzerland	33	(42.4)	(57.6)
USA	13	(23.1)	(76.9)

注 SQ5で「はい」とした者のみが回答。

SQ9 奪い取られた物の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない /無回答
総数	827	(55.4)	(43.3)	(1.3)
Australia	67	(55.2)	(37.3)	(7.5)
Canada	61	(37.7)	(62.3)	-
England & Wales	68	(60.3)	(39.7)	-
Finland	48	(58.3)	(41.7)	-
France	42	(45.2)	(54.8)	-
Japan	13	(53.8)	(23.1)	(23.1)
Netherlands	61	(60.7)	(39.3)	-
Poland	190	(47.9)	(52.1)	-
Portugal	104	(69.2)	(30.8)	-
Sweden	37	(64.9)	(32.4)	(2.7)
Switzerland	115	(54.8)	(43.5)	(1.7)
USA	21	(76.2)	(23.8)	-

注 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ10 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	845	(49.3)	(47.8)	(2.8)
Australia	67	(52.2)	(38.8)	(9.0)
Canada	61	(42.6)	(55.7)	(1.6)
England & Wales	68	(61.8)	(38.2)	-
Finland	48	(62.5)	(37.5)	-
France	42	(35.7)	(64.3)	-
Japan	13	(30.8)	(46.2)	(23.1)
Netherlands	61	(63.9)	(34.4)	(1.6)
Poland	208	(39.9)	(54.8)	(5.3)
Portugal	104	(44.2)	(55.8)	-
Sweden	37	(64.9)	(35.1)	-
Switzerland	115	(51.3)	(47.0)	(1.7)
USA	21	(66.7)	(33.3)	-

SQ11 警察に申告した理由

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めするため	犯人からの賠償を得るため
総数	417	(38.1)	(10.1)	(35.7)	(40.3)	(25.4)	(14.1)	(5.3)
Australia	35	(40.0)	(5.7)	(11.4)	(17.1)	(11.4)	-	-
Canada	26	(23.1)	(7.7)	(30.8)	(15.4)	(7.7)	(7.7)	-
England & Wales	42	(28.6)	(7.1)	(38.1)	(35.7)	(14.3)	(9.5)	-
Finland	30	(33.3)	-	(30.0)	(40.0)	(10.0)	(13.3)	-
France	15	(53.3)	(13.3)	(26.7)	(53.3)	(26.7)	-	-
Japan	4	(50.0)	-	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(25.0)	-
Netherlands	39	(28.2)	(15.4)	(23.1)	(46.2)	(10.3)	(5.1)	(7.7)
Poland	83	(39.8)	(8.4)	(67.5)	(75.9)	(67.5)	(43.4)	(15.7)
Portugal	46	(56.5)	(2.2)	(37.0)	(17.4)	(4.3)	(6.5)	(2.2)
Sweden	24	(45.8)	(25.0)	(29.2)	(41.7)	(25.0)	(8.3)	-
Switzerland	59	(39.0)	(18.6)	(16.9)	(25.4)	(20.3)	(6.8)	(6.8)
USA	14	(21.4)	(14.3)	(50.0)	(50.0)	(35.7)	(7.1)	(7.1)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	417	(13.9)	(1.2)
Australia	35	(45.7)	(5.7)
Canada	26	(61.5)	-
England & Wales	42	(26.2)	-
Finland	30	(3.3)	-
France	15	(6.7)	-
Japan	4	-	-
Netherlands	39	(10.3)	-
Poland	83	(2.4)	-
Portugal	46	(2.2)	-
Sweden	24	(8.3)	-
Switzerland	59	(3.4)	(5.1)
USA	14	(14.3)	-

注 1 前問（SQ10）で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ12 警察の対応の満足度

国名	総数	満足	不満	わからない
総数	417	(56.8)	(40.5)	(2.6)
Australia	35	(62.9)	(34.3)	(2.9)
Canada	26	(65.4)	(34.6)	-
England & Wales	42	(59.5)	(40.5)	-
Finland	30	(80.0)	(20.0)	-
France	15	(60.0)	(33.3)	(6.7)
Japan	4	(25.0)	(75.0)	-
Netherlands	39	(76.9)	(20.5)	(2.6)
Poland	83	(41.0)	(55.4)	(3.6)
Portugal	46	(37.0)	(63.0)	-
Sweden	24	(75.0)	(20.8)	(4.2)
Switzerland	59	(57.6)	(39.0)	(3.4)
USA	14	(42.9)	(42.9)	(14.3)

注 SQ10で「はい」とした者のみが回答。

SQ13 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった
総数	169	(53.8)	(29.0)	(28.4)	(13.0)	(10.1)	(12.4)	(10.3)
Australia	12	(25.0)	-	-	-	-	-	(16.7)
Canada	9	(55.6)	(22.2)	-	(11.1)	-	(22.2)	(11.1)
England & Wales	17	(52.9)	(23.5)	(11.8)	-	(5.9)	(5.9)	-
Finland	6	(50.0)	(66.7)	(33.3)	-	-	(16.7)	-
France	5	(80.0)	(80.0)	(20.0)	-	-	(20.0)	-
Japan	3	(66.7)	-	(33.3)	(66.7)	-	(33.3)	-
Netherlands	8	(37.5)	(25.0)	(12.5)	(12.5)	-	(25.0)	-
Poland	46	(56.5)	(21.7)	(67.4)	(26.1)	(23.9)	(17.4)	(17.4)
Portugal	29	(65.5)	(31.0)	(27.6)	(17.2)	(10.3)	(3.4)	(3.4)
Sweden	5	(60.0)	(40.0)	-	-	-	(20.0)	(60.0)
Switzerland	23	(56.5)	(39.1)	(4.3)	(4.3)	(8.7)	(8.7)	-
USA	6	(16.7)	(50.0)	(16.7)	-	-	(16.7)	-

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	169	(21.3)	(0.6)
Australia	12	(83.3)	(8.3)
Canada	9	(55.6)	-
England & Wales	17	(23.5)	-
Finland	6	(16.7)	-
France	5	-	-
Japan	3	(33.3)	-
Netherlands	8	(25.0)	-
Poland	46	(10.9)	-
Portugal	29	(6.9)	-
Sweden	5	(20.0)	-
Switzerland	23	(13.0)	-
USA	6	(33.3)	-

注 1 前問(SQ12)で「不満であった」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ14 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	490	(10.0)	(90.0)	-
Australia	35	(8.6)	(91.4)	-
Canada	26	(11.5)	(88.5)	-
England & Wales	42	(26.2)	(73.8)	-
Finland	48	(2.1)	(97.9)	-
France	15	(13.3)	(86.7)	-
Japan	4	-	(100.0)	-
Netherlands	39	(25.6)	(74.4)	-
Poland	197	(5.6)	(94.4)	-
Portugal	46	(2.2)	(97.8)	-
Sweden	24	(20.8)	(79.2)	-
Switzerland
USA	14	(14.3)	(85.7)	-

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Finland 及び Poland は、被害に遭った者を総数としており、その他の国は、SQ10で「はい」とした者を総数としている。

3 Poland のデータには、欠損値がある。

S Q 15 犯罪被害者支援サービスの有用性

国名	総数	役に立たなかった	役に立った	わからない
総数	441	(43.8)	(38.1)	(18.1)
Australia	32	(59.4)	(37.5)	(3.1)
Canada	23	(56.5)	(34.8)	(8.7)
England & Wales	31	(64.5)	(29.0)	(6.5)
Finland	47	(70.2)	(27.7)	(2.1)
France	13	(61.5)	(30.8)	(7.7)
Japan	4	(75.0)	(25.0)	-
Netherlands	29	(72.4)	(20.7)	(6.9)
Poland	186	(22.0)	(46.8)	(31.2)
Portugal	45	(31.1)	(42.2)	(26.7)
Sweden	19	(68.4)	(31.6)	-
Switzerland
USA	12	(66.7)	(25.0)	(8.3)

注 1 前問（S Q 14）で「いいえ」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

S Q 16 警察に申告しなかった理由

国名	総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない／証拠がない
総数	404	(39.9)	(10.1)	(9.7)	(2.2)	(1.2)	(0.2)	(16.1)
Australia	26	(34.6)	(7.7)	-	-	-	-	-
Canada	34	(50.0)	(8.8)	(5.9)	-	(2.9)	-	(2.9)
England & Wales	26	(15.4)	(7.7)	(3.8)	(11.5)	-	-	(15.4)
Finland	18	(50.0)	(27.8)	(11.1)	-	-	-	(5.6)
France	27	(37.0)	(18.5)	(3.7)	-	-	-	(11.1)
Japan	6	(83.3)	(16.7)	-	(16.7)	-	-	(33.3)
Netherlands	21	(19.0)	-	(9.5)	-	-	-	(9.5)
Poland	114	(46.5)	(10.5)	(12.3)	(3.5)	(0.9)	-	(29.8)
Portugal	58	(34.5)	(10.3)	(10.3)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(12.1)
Sweden	13	(30.8)	(7.7)	(7.7)	-	(7.7)	-	(23.1)
Switzerland	54	(48.1)	(7.4)	(18.5)	-	(1.9)	-	(13.0)
USA	7	-	-	-	-	-	-	(14.3)

(続き)

国名	総数	警察は何もしてくれない	警察が怖い／嫌い／警察の関与は望まない	(復讐の恐れから) えてしない	その他	わからない
総数	404	(11.9)	(5.4)	(8.3)	(17.6)	(4.0)
Australia	26	-	-	-	(50.0)	(19.2)
Canada	34	(2.9)	(8.8)	-	(26.5)	(11.8)
England & Wales	26	(7.7)	(3.8)	(7.7)	(26.9)	(3.8)
Finland	18	(11.1)	-	-	(11.1)	-
France	27	(11.1)	(3.7)	-	(18.5)	-
Japan	6	-	-	-	-	-
Netherlands	21	-	-	(9.5)	(42.9)	(9.5)
Poland	114	(23.7)	(11.4)	(17.5)	(4.4)	(0.9)
Portugal	58	(12.1)	(1.7)	(5.2)	(17.2)	-
Sweden	13	(15.4)	-	(15.4)	(15.4)	-
Switzerland	54	(7.4)	(3.7)	(3.7)	(11.1)	-
USA	7	-	(14.3)	(28.6)	(28.6)	(14.3)

注 1 S Q 10で「いいえ」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ17 (警察以外の) 関係機関への届け出の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	514	(21.0)	(75.7)	(3.3)
Australia	26	(11.5)	(88.5)	-
Canada	34	(11.8)	(85.3)	(2.9)
England & Wales	26	(23.1)	(76.9)	-
Finland	18	(16.7)	(83.3)	-
France	27	(11.1)	(88.9)	-
Japan	6	(16.7)	(83.3)	-
Netherlands	21	(4.8)	(90.5)	(4.8)
Poland	163	(8.0)	(89.6)	(2.5)
Portugal	58	-	(100.0)	-
Sweden	13	(23.1)	(76.9)	-
Switzerland	115	(61.7)	(28.7)	(9.6)
USA	7	-	(100.0)	-

注 1 Poland 及び Switzerland は、被害に遭った者を総数としており、
その他の国は、SQ10で「いいえ」とした者を総数としている。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ18 事件の重大性

国名	総数	とても 重大	ある程度 重大	それほど重 大ではない	わからない ／無回答
総数	834	(35.6)	(34.9)	(28.1)	(1.4)
Australia	67	(43.3)	(34.3)	(14.9)	(7.5)
Canada	61	(39.3)	(23.0)	(37.7)	-
England & Wales	68	(44.1)	(38.2)	(17.6)	-
Finland	48	(37.5)	(29.2)	(33.3)	-
France	42	(40.5)	(28.6)	(31.0)	-
Japan	13	(23.1)	(23.1)	(30.8)	(23.1)
Netherlands	61	(32.8)	(31.1)	(36.1)	-
Poland	197	(36.0)	(36.5)	(27.4)	-
Portugal	104	(26.9)	(51.9)	(21.2)	-
Sweden	37	(54.1)	(35.1)	(10.8)	-
Switzerland	115	(20.9)	(29.6)	(46.1)	(3.5)
USA	21	(61.9)	(33.3)	(4.8)	-

注 Poland のデータには、欠損値がある。

【窃盗の被害に関する詳細】

Q19 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	3,649	(8.0)	(32.0)	(58.3)	(1.7)
Australia	355	(13.2)	(35.5)	(50.1)	(1.1)
Canada	293	(9.6)	(30.7)	(59.4)	(0.3)
England & Wales	264	(4.9)	(31.4)	(62.9)	(0.8)
Finland	178	(10.7)	(33.7)	(55.6)	-
France	110	(6.4)	(30.9)	(55.5)	(7.3)
Japan	60	(6.7)	(16.7)	(66.7)	(10.0)
Netherlands	286	(4.9)	(30.4)	(61.9)	(2.8)
Poland	768	(6.0)	(35.5)	(57.7)	(0.8)
Portugal	140	(10.0)	(28.6)	(60.0)	(1.4)
Sweden	289	(3.5)	(39.8)	(56.1)	(0.7)
Switzerland	783	(10.5)	(26.1)	(60.8)	(2.7)
USA	123	(6.5)	(37.4)	(54.5)	(1.6)

注 Q8で「あり」とした者のみが回答。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	964	(84.0)	(10.6)	(2.4)	(1.0)	(1.1)	(0.8)
Australia	126	(84.1)	(11.9)	(1.6)	(0.8)	(1.6)	-
Canada	90	(80.0)	(12.2)	(1.1)	(3.3)	(3.3)	-
England & Wales	83	(81.9)	(12.0)	-	(1.2)	(2.4)	(2.4)
Finland	60	(86.7)	(10.0)	(3.3)	-	-	-
France	34	(94.1)	(5.9)	-	-	-	-
Japan	10	(100.0)	-	-	-	-	-
Netherlands	87	(86.2)	(6.9)	(2.3)	-	(2.3)	(2.3)
Poland	273	(82.8)	(12.1)	(3.3)	(0.7)	(0.4)	(0.7)
Portugal	40	(87.5)	(5.0)	(2.5)	-	-	(5.0)
Sweden	115	(83.5)	(12.2)	(3.5)	(0.9)	-	-
Switzerland
USA	46	(82.6)	(6.5)	(4.3)	(4.3)	(2.2)	-

注 1 前問で、「昨年（1999年）」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
総数	2,866	(14.4)	(9.2)	(14.6)	(41.7)	(10.6)	(7.1)	(2.3)
Australia	355	(21.4)	(6.8)	(22.3)	(39.2)	(5.4)	(3.9)	(1.1)
Canada	293	(25.3)	(6.8)	(16.0)	(34.1)	(9.9)	(6.5)	(1.4)
England & Wales	264	(18.2)	(7.6)	(15.9)	(33.7)	(10.2)	(12.1)	(2.3)
Finland	178	(10.7)	(6.2)	(15.2)	(34.3)	(15.7)	(18.0)	-
France	110	(9.1)	(10.0)	(12.7)	(40.9)	(15.5)	(3.6)	(8.2)
Japan	60	(10.0)	(23.3)	(11.7)	(31.7)	(6.7)	(6.7)	(10.0)
Netherlands	286	(12.9)	(9.4)	(11.5)	(32.9)	(21.0)	(9.8)	(2.4)
Poland	768	(8.3)	(8.9)	(11.5)	(58.5)	(8.7)	(1.2)	(3.0)
Portugal	140	(9.3)	(27.9)	(7.1)	(48.6)	(4.3)	(2.1)	(0.7)
Sweden	289	(10.0)	(6.2)	(18.0)	(32.2)	(13.5)	(18.0)	(2.1)
Switzerland
USA	123	(30.9)	(9.8)	(16.3)	(30.9)	(6.5)	(4.9)	(0.8)

注 1 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ3 スリであったか

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	2,847	(42.9)	(55.7)	(1.4)
Australia	355	(19.2)	(79.7)	(1.1)
Canada	293	(14.0)	(85.7)	(0.3)
England & Wales	264	(36.7)	(61.4)	(1.9)
Finland	178	(44.9)	(55.1)	-
France	110	(49.1)	(44.5)	(6.4)
Japan	60	(25.0)	(65.0)	(10.0)
Netherlands	286	(42.7)	(54.2)	(3.1)
Poland	749	(76.1)	(23.9)	-
Portugal	140	(67.9)	(30.7)	(1.4)
Sweden	289	(20.4)	(77.9)	(1.7)
Switzerland
USA	123	(16.3)	(82.9)	(0.8)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ4 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	3,649	(39.7)	(58.1)	(2.2)
Australia	355	(37.2)	(61.1)	(1.7)
Canada	293	(28.0)	(72.0)	-
England & Wales	264	(50.8)	(47.3)	(1.9)
Finland	178	(37.6)	(62.4)	-
France	110	(51.8)	(42.7)	(5.5)
Japan	60	(43.3)	(46.7)	(10.0)
Netherlands	286	(52.8)	(44.8)	(2.4)
Poland	768	(26.3)	(69.8)	(3.9)
Portugal	140	(37.1)	(62.1)	(0.7)
Sweden	289	(47.4)	(51.9)	(0.7)
Switzerland	783	(47.3)	(50.6)	(2.2)
USA	123	(31.7)	(67.5)	(0.8)

SQ5 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない / 無回答
総数	2,842	(26.1)	(37.1)	(36.2)	(0.6)
Australia	355	(21.4)	(38.0)	(39.4)	(1.1)
Canada	293	(19.1)	(32.8)	(48.1)	-
England & Wales	264	(28.8)	(34.8)	(34.8)	(1.5)
Finland	178	(16.9)	(28.1)	(55.1)	-
France	110	(26.4)	(35.5)	(38.2)	-
Japan	60	(43.3)	(35.0)	(11.7)	(10.0)
Netherlands	286	(24.1)	(32.9)	(43.0)	-
Poland	744	(30.6)	(43.5)	(25.8)	-
Portugal	140	(25.0)	(52.9)	(22.1)	-
Sweden	289	(28.0)	(35.3)	(36.0)	(0.7)
Switzerland
USA	123	(30.1)	(21.1)	(47.2)	(1.6)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

【女性における性的暴行の被害に関する詳細】

Q20 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	864	(13.0)	(31.8)	(51.9)	(3.4)
Australia	129	(22.5)	(35.7)	(39.5)	(2.3)
Canada	81	(18.5)	(24.7)	(54.3)	(2.5)
England & Wales	57	(12.3)	(36.8)	(45.6)	(5.3)
Finland	82	(15.9)	(41.5)	(42.7)	-
France	25	(4.0)	(32.0)	(64.0)	-
Japan	31	-	(35.5)	(61.3)	(3.2)
Netherlands	89	(5.6)	(31.5)	(58.4)	(4.5)
Poland	46	(15.2)	(26.1)	(54.3)	(4.3)
Portugal	37	(16.2)	(21.6)	(59.5)	(2.7)
Sweden	84	(9.5)	(33.3)	(56.0)	(1.2)
Switzerland	165	(8.5)	(31.5)	(54.5)	(5.5)
USA	38	(18.4)	(18.4)	(55.3)	(7.9)

注 Q9で「あり」とした者のみが回答。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	275	(60.0)	(13.8)	(9.8)	(3.3)	(11.6)	(1.5)
Australia	46	(63.0)	(15.2)	(4.3)	(4.3)	(10.9)	(2.2)
Canada	20	(65.0)	(20.0)	(5.0)	-	(10.0)	-
England & Wales	21	(52.4)	(9.5)	(14.3)	(9.5)	(14.3)	-
Finland	34	(41.2)	(29.4)	(8.8)	(2.9)	(17.6)	-
France	8	(75.0)	(25.0)	-	-	-	-
Japan	11	(36.4)	(9.1)	(9.1)	(9.1)	(27.3)	(9.1)
Netherlands	28	(57.1)	(7.1)	(10.7)	(7.1)	(14.3)	(3.6)
Poland	12	(91.7)	(8.3)	-	-	-	-
Portugal	8	(62.5)	(12.5)	-	-	(25.0)	-
Sweden	28	(42.9)	(21.4)	(17.9)	(3.6)	(10.7)	(3.6)
Switzerland	52	(75.0)	(3.8)	(15.4)	-	(5.8)	-
USA	7	(71.4)	-	(14.3)	-	(14.3)	-

注 前問で、「昨年（1999年）」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない/ 回答拒否
総数	864	(11.1)	(13.8)	(21.4)	(38.3)	(9.3)	(4.3)	(1.9)
Australia	129	(10.1)	(11.6)	(17.1)	(55.8)	(3.1)	(2.3)	-
Canada	81	(18.5)	(6.2)	(19.8)	(44.4)	(8.6)	(2.5)	-
England & Wales	57	(19.3)	(8.8)	(17.5)	(42.1)	(5.3)	(5.3)	(1.8)
Finland	82	(9.8)	(12.2)	(20.7)	(46.3)	(9.8)	(1.2)	-
France	25	(28.0)	(16.0)	(4.0)	(36.0)	(12.0)	(4.0)	-
Japan	31	(3.2)	(22.6)	(19.4)	(29.0)	(22.6)	-	(3.2)
Netherlands	89	(6.7)	(16.9)	(28.1)	(20.2)	(19.1)	(6.7)	(2.2)
Poland	46	(8.7)	(17.4)	(8.7)	(56.5)	(4.3)	-	(4.3)
Portugal	37	(13.5)	(27.0)	(2.7)	(45.9)	(8.1)	-	(2.7)
Sweden	84	(6.0)	(6.0)	(45.2)	(26.2)	(7.1)	(8.3)	(1.2)
Switzerland	165	(11.5)	(20.0)	(20.0)	(26.1)	(10.3)	(8.5)	(3.6)
USA	38	(5.3)	(5.3)	(31.6)	(44.7)	(7.9)	-	(5.3)

注 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 犯人の人数

国名	総数	1人	2人	3人以上	わからない
総数	864	(83.1)	(8.4)	(5.3)	(3.1)
Australia	129	(95.3)	(2.3)	(2.3)	-
Canada	81	(90.1)	(4.9)	(4.9)	-
England & Wales	57	(89.5)	(3.5)	(5.3)	(1.8)
Finland	82	(91.5)	(3.7)	(4.9)	-
France	25	(88.0)	(4.0)	(8.0)	-
Japan	31	(67.7)	(9.7)	(6.5)	(16.1)
Netherlands	89	(57.3)	(28.1)	(12.4)	(2.2)
Poland	46	(80.4)	(6.5)	(8.7)	(4.3)
Portugal	37	(86.5)	(5.4)	-	(8.1)
Sweden	84	(73.8)	(15.5)	(6.0)	(4.8)
Switzerland	165	(83.6)	(7.3)	(4.2)	(4.8)
USA	38	(86.8)	(5.3)	(2.6)	(5.3)

SQ4 犯人との面識

国名	総数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は顔を知っていた)	(少なくとも1人は名前を知っていた)	犯人を見なかった	わからない/無回答
総数	697	(44.8)	(13.2)	(37.9)	(3.6)	(0.6)
Australia	129	(41.9)	(6.2)	(51.2)	(0.8)	-
Canada	81	(29.6)	(16.0)	(53.1)	(1.2)	-
England & Wales	57	(45.6)	(10.5)	(38.6)	(3.5)	(1.8)
Finland	82	(41.5)	(13.4)	(45.1)	-	-
France	25	(56.0)	(12.0)	(28.0)	(4.0)	-
Japan	31	(67.7)	(12.9)	(9.7)	(6.5)	(3.2)
Netherlands	89	(46.1)	(16.9)	(27.0)	(10.1)	-
Poland	44	(54.5)	(18.2)	(25.0)	(2.3)	-
Portugal	37	(62.2)	(13.5)	(10.8)	(13.5)	-
Sweden	84	(47.6)	(13.1)	(34.5)	(3.6)	(1.2)
Switzerland
USA	38	(28.9)	(21.1)	(47.4)	-	(2.6)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ5 犯人との関係

国名	総数	配偶者, パートナー (その時点で)	元配偶者, 元パート ナー(その 時点で)	恋人(その 時点で)	元恋人(そ の時点で)	家族・親戚	親しい友人	一緒に働い ていた/働 いたこと のある人
総数	264	(5.8)	(4.7)	(3.6)	(3.6)	(5.4)	(14.4)	(27.4)
Australia	66	(3.0)	-	(4.5)	(1.5)	(9.1)	(24.2)	...
Canada	43	(11.6)	(4.7)	(7.0)	(4.7)	(9.3)	(18.6)	(14.0)
England & Wales	22	(4.5)	(18.2)	(13.6)	(4.5)	-	(13.6)	(31.8)
Finland	37	(5.4)	(8.1)	-	(2.7)	(5.4)	(8.1)	(21.6)
France	7	(14.3)	(28.6)	-	(14.3)	-	(28.6)	(14.3)
Japan	3	-	-	-	-	-	-	(100.0)
Netherlands	24	-	(4.2)	(4.2)	(12.5)	(4.2)	(8.3)	(37.5)
Poland	11	(18.2)	(9.1)	-	-	-	(9.1)	(36.4)
Portugal	4	(75.0)	-	-	-	-	(25.0)	-
Sweden	29	-	-	-	-	(3.4)	(6.9)	(31.0)
Switzerland
USA	18	-	-	-	(5.6)	(5.6)	(11.1)	(61.1)

(続き)

国名	総数	上記の誰 でもない	わからない	回答拒否
総数	264	(32.2)	(1.1)	(5.8)
Australia	66	(34.8)	(1.5)	(21.2)
Canada	43	(27.9)	-	(2.3)
England & Wales	22	(13.6)	-	-
Finland	37	(48.6)	-	-
France	7	-	-	-
Japan	3	-	-	-
Netherlands	24	(29.2)	-	-
Poland	11	(27.3)	-	-
Portugal	4	-	-	-
Sweden	29	(55.2)	-	(3.4)
Switzerland
USA	18	(16.7)	-	-

注 1 前問(SQ4)で「(少なくとも1人は)名前を知っていた」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Switzerlandは、未調査である。

4 Australiaには、「一緒に働いていた/働いたことのある人」の選択肢はない。

SQ6 犯人の凶器所持の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	864	(4.6)	(91.3)	(4.1)
Australia	129	(3.9)	(94.6)	(1.6)
Canada	81	(6.2)	(92.6)	(1.2)
England & Wales	57	(7.0)	(91.2)	(1.8)
Finland	82	(3.7)	(95.1)	(1.2)
France	25	(8.0)	(80.0)	(12.0)
Japan	31	-	(80.6)	(19.4)
Netherlands	89	(4.5)	(88.8)	(6.7)
Poland	46	(4.3)	(89.1)	(6.5)
Portugal	37	(8.1)	(91.9)	-
Sweden	84	(4.8)	(91.7)	(3.6)
Switzerland	165	(3.6)	(91.5)	(4.8)
USA	38	(5.3)	(92.1)	(2.6)

SQ7 凶器の種類

国名	総数	ナイフ	銃	その他の凶器/棒	凶器になり そうな物	わからない
総数	39	(43.6)	(15.4)	(10.3)	(30.8)	-
Australia	5	(60.0)	-	(40.0)	-	-
Canada	5	(20.0)	-	-	(80.0)	-
England & Wales	4	(50.0)	-	(25.0)	(25.0)	-
Finland	3	(33.3)	(33.3)	-	(33.3)	-
France	2	(50.0)	-	-	(50.0)	-
Japan	-	-	-	-	-	-
Netherlands	4	(25.0)	(25.0)	-	(50.0)	-
Poland	2	(100.0)	-	-	-	-
Portugal	2	(100.0)	-	-	-	-
Sweden	4	(25.0)	-	-	(75.0)	-
Switzerland	6	(33.3)	(50.0)	(16.7)	-	-
USA	2	(50.0)	(50.0)	-	-	-

注 1 前問(SQ6)で「はい」とした者のみが回答。

2 Portugal のデータには、欠損値がある。

SQ8 凶器使用の有無

国名	総数	はい	いいえ
総数	34	(55.9)	(44.1)
Australia	5	(100.0)	-
Canada	5	(80.0)	(20.0)
England & Wales	4	(75.0)	(25.0)
Finland	3	(33.3)	(66.7)
France	2	(50.0)	(50.0)
Japan	-	-	-
Netherlands	4	(50.0)	(50.0)
Poland	2	-	(100.0)
Portugal	3	(33.3)	(66.7)
Sweden	4	(50.0)	(50.0)
Switzerland
USA	2	-	(100.0)

注 1 SQ6で「はい」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ9 事件の内容

国名	総数	レイプ	レイプ未遂	強制わいせつ	許し難い行為(痴漢、セクハラなど)	わからない
総数	864	(5.7)	(7.2)	(20.8)	(62.8)	(3.5)
Australia	129	(4.7)	(3.9)	(14.7)	(75.2)	(1.6)
Canada	81	(11.1)	(7.4)	(19.8)	(56.8)	(4.9)
England & Wales	57	(10.5)	(5.3)	(19.3)	(63.2)	(1.8)
Finland	82	(4.9)	(9.8)	(17.1)	(62.2)	(6.1)
France	25	(8.0)	(20.0)	(32.0)	(36.0)	(4.0)
Japan	31	-	(3.2)	(6.5)	(83.9)	(6.5)
Netherlands	89	(2.2)	(6.7)	(18.0)	(69.7)	(3.4)
Poland	46	(6.5)	(15.2)	(28.3)	(45.7)	(4.3)
Portugal	37	(8.1)	(13.5)	(13.5)	(62.2)	(2.7)
Sweden	84	(3.6)	(4.8)	(33.3)	(57.1)	(1.2)
Switzerland	165	(4.2)	(6.1)	(26.7)	(57.6)	(5.5)
USA	38	(10.5)	(5.3)	(10.5)	(71.1)	(2.6)

SQ10 事件を犯罪と思うか

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	864	(51.2)	(43.2)	(5.7)
Australia	129	(46.5)	(48.8)	(4.7)
Canada	81	(59.3)	(39.5)	(1.2)
England & Wales	57	(63.2)	(31.6)	(5.3)
Finland	82	(32.9)	(67.1)	-
France	25	(84.0)	(12.0)	(4.0)
Japan	31	(71.0)	(19.4)	(9.7)
Netherlands	89	(42.7)	(50.6)	(6.7)
Poland	46	(65.2)	(23.9)	(10.9)
Portugal	37	(62.2)	(32.4)	(5.4)
Sweden	84	(48.8)	(47.6)	(3.6)
Switzerland	165	(44.2)	(45.5)	(10.3)
USA	38	(60.5)	(34.2)	(5.3)

注 Finland, Sweden 及び Switzerland は、前問 (SQ9) で「レイプ」及び「レイプ未遂」とした者に対して、本問に回答するまでもなく犯罪と認定しているため、「はい」に加算している。

SQ11 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	864	(13.8)	(84.8)	(1.4)
Australia	129	(14.0)	(84.5)	(1.6)
Canada	81	(18.5)	(81.5)	-
England & Wales	57	(14.0)	(84.2)	(1.8)
Finland	82	(1.2)	(98.8)	-
France	25	(28.0)	(72.0)	-
Japan	31	(9.7)	(87.1)	(3.2)
Netherlands	89	(19.1)	(78.7)	(2.2)
Poland	46	(19.6)	(76.1)	(4.3)
Portugal	37	(16.2)	(83.8)	-
Sweden	84	(10.7)	(89.3)	-
Switzerland	165	(12.7)	(84.8)	(2.4)
USA	38	(13.2)	(86.8)	-

SQ12 警察に申告した理由

国名	総数	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めたいため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
総数	119	(25.2)	(43.7)	(47.1)	(20.2)	(3.4)	(24.5)	-
Australia	18	(33.3)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	-	(44.4)	-
Canada	15	(26.7)	(26.7)	(33.3)	(33.3)	-	(53.3)	-
England & Wales	8	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	-	(25.0)	-
Finland	1	-	-	-	-	-	(100.0)	-
France	7	(14.3)	(85.7)	(100.0)	(28.6)	-	-	-
Japan	3	(66.7)	(100.0)	(66.7)	(33.3)	-	-	-
Netherlands	17	(5.9)	(52.9)	(29.4)	(5.9)	(5.9)	(11.8)	-
Poland	9	(33.3)	(77.8)	(77.8)	(44.4)	(11.1)	-	-
Portugal	6	(33.3)	(33.3)	(33.3)	-	-	(16.7)	-
Sweden	9	(11.1)	(44.4)	(77.8)	(22.2)	-	(11.1)	-
Switzerland	21	(33.3)	(38.1)	(47.6)	(19.0)	(9.5)	-	-
USA	5	(20.0)	(60.0)	(60.0)	-	-	(20.0)	-

注 1 前問 (SQ11) で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ13 警察の対応の満足度

国名	総数	満足	不満	わからない
総数	119	(52.9)	(43.7)	(3.4)
Australia	18	(72.2)	(22.2)	(5.6)
Canada	15	(60.0)	(40.0)	-
England & Wales	8	(75.0)	(25.0)	-
Finland	1	(100.0)	-	-
France	7	(57.1)	(42.9)	-
Japan	3	(33.3)	(66.7)	-
Netherlands	17	(70.6)	(29.4)	-
Poland	9	(44.4)	(55.6)	-
Portugal	6	(33.3)	(66.7)	-
Sweden	9	(55.6)	(33.3)	(11.1)
Switzerland	21	(28.6)	(61.9)	(9.5)
USA	5	-	(100.0)	-

注 SQ11で「はい」とした者のみが回答。

SQ14 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対処をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけれなかった又は逮捕できなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった
総数	52	(55.8)	(38.5)	(21.2)	(19.2)	(21.2)	(9.6)
Australia	4	-	(75.0)	-	-	(50.0)	-
Canada	6	(66.7)	(16.7)	(16.7)	(16.7)	(33.3)	-
England & Wales	2	(100.0)	(50.0)	-	(50.0)	-	-
Finland	-	-	-	-	-	-	-
France	3	(33.3)	(66.7)	-	-	(66.7)	-
Japan	2	(50.0)	(50.0)	(100.0)	(50.0)	(50.0)	-
Netherlands	5	(60.0)	-	-	(20.0)	-	(20.0)
Poland	5	(80.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(40.0)	(20.0)
Portugal	4	(50.0)	(25.0)	-	-	-	(25.0)
Sweden	3	(100.0)	(33.3)	(33.3)	-	-	-
Switzerland	13	(53.8)	(46.2)	(15.4)	(30.8)	(7.7)	(7.7)
USA	5	(40.0)	(60.0)	(80.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	52	(21.2)	-
Australia	4	(25.0)	-
Canada	6	(83.3)	-
England & Wales	2	(50.0)	-
Finland	-	-	-
France	3	-	-
Japan	2	-	-
Netherlands	5	(60.0)	-
Poland	5	-	-
Portugal	4	-	-
Sweden	3	-	-
Switzerland	13	-	-
USA	5	(20.0)	-

注 1 前問(SQ13)で「不満であった」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

S Q 15 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	216	(14.4)	(85.2)	(0.5)
Australia	18	(22.2)	(77.8)	-
Canada	15	(53.3)	(46.7)	-
England & Wales	8	(37.5)	(62.5)	-
Finland	82	(1.2)	(97.6)	(1.2)
France	7	-	(100.0)	-
Japan	3	-	(100.0)	-
Netherlands	17	(47.1)	(52.9)	-
Poland	46	(4.3)	(95.7)	-
Portugal	6	-	(100.0)	-
Sweden	9	(22.2)	(77.8)	-
Switzerland
USA	5	(60.0)	(40.0)	-

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Finland 及び Poland は、被害に遭った者を総数としており、その他の国は、S Q 11で「はい」とした者を総数としている。

S Q 16 犯罪被害者支援サービスの有用性

国名	総数	役に立たなかった	役に立った	わからない
総数	184	(44.6)	(45.1)	(10.3)
Australia	14	(50.0)	(42.9)	(7.1)
Canada	7	(57.1)	(42.9)	-
England & Wales	5	-	(100.0)	-
Finland	80	(60.0)	(36.3)	(3.8)
France	7	(42.9)	(42.9)	(14.3)
Japan	3	-	(66.7)	(33.3)
Netherlands	9	(77.8)	(22.2)	-
Poland	44	(20.5)	(52.3)	(27.3)
Portugal	6	-	(100.0)	-
Sweden	7	(57.1)	(28.6)	(14.3)
Switzerland
USA	2	-	(100.0)	-

注 1 前問（S Q 15）で「いいえ」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ17 警察に申告しなかった理由

国名	総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない／証拠がない
総数	733	(40.7)	(17.9)	(10.0)	(2.7)	(1.8)	(0.1)	(9.1)
Australia	109	(40.4)	(28.4)	(1.8)	(2.8)	-	...	(3.7)
Canada	66	(33.3)	(19.7)	(10.6)	(3.0)	(3.0)	...	(3.0)
England & Wales	48	(22.9)	(12.5)	(10.4)	-	(2.1)	...	(8.3)
Finland	81	(60.5)	(18.5)	(7.4)	(2.5)	-	...	(7.4)
France	18	(27.8)	(11.1)	(22.2)	-	-	...	(11.1)
Japan	27	(37.0)	(7.4)	(7.4)	(3.7)	(3.7)	...	(22.2)
Netherlands	70	(32.9)	(14.3)	(8.6)	(2.9)	(1.4)	...	(5.7)
Poland	35	(65.7)	(20.0)	(34.3)	-	-	...	(37.1)
Portugal	31	(32.3)	(6.5)	-	-	(6.5)	...	(25.8)
Sweden	75	(42.7)	(17.3)	(10.7)	(1.3)	(2.7)	...	(4.0)
Switzerland	140	(43.6)	(18.6)	(11.4)	(0.7)	(2.1)	(0.7)	(9.3)
USA	33	(24.2)	(12.1)	(15.2)	(24.2)	(3.0)	...	(6.1)

(続き)

国名	総数	警察は何もしてくれない	警察が怖い／嫌い／警察の関与は望まない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
総数	733	(4.2)	(2.7)	(6.8)	(25.6)	(1.9)
Australia	109	-	-	(2.8)	(42.2)	-
Canada	66	-	-	(18.2)	(40.9)	(1.5)
England & Wales	48	(6.3)	(6.3)	(6.3)	(35.4)	(4.2)
Finland	81	-	-	(3.7)	(19.8)	-
France	18	(11.1)	(5.6)	(27.8)	-	(5.6)
Japan	27	(7.4)	-	(14.8)	(44.4)	(3.7)
Netherlands	70	(2.9)	-	(2.9)	(32.9)	(5.7)
Poland	35	(37.1)	(5.7)	(8.6)	(5.7)	-
Portugal	31	(3.2)	(9.7)	(6.5)	(16.1)	-
Sweden	75	(5.3)	(4.0)	(2.7)	(21.3)	(2.7)
Switzerland	140	(0.7)	(2.9)	(7.1)	(12.1)	(2.1)
USA	33	(9.1)	(12.1)	(3.0)	(21.2)	-

- 注 1 SQ11で「いいえ」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。
 3 「保険に入っていない」は、Switzerland のみの選択肢である。

SQ18 (警察以外の) 関係機関への届け出の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	759	(21.1)	(75.1)	(3.8)
Australia	109	(11.0)	(89.0)	-
Canada	66	(22.7)	(75.8)	(1.5)
England & Wales	48	(14.6)	(85.4)	-
Finland	82	(3.7)	(95.1)	(1.2)
France	18	(16.7)	(83.3)	-
Japan	27	(3.7)	(96.3)	-
Netherlands	70	(21.4)	(75.7)	(2.9)
Poland	35	-	(100.0)	-
Portugal	31	(3.2)	(96.8)	-
Sweden	75	(21.3)	(78.7)	-
Switzerland	165	(43.0)	(41.8)	(15.2)
USA	33	(48.5)	(51.5)	-

- 注 Finland 及び Switzerland は、被害に遭った者を総数としており、
 その他の国は、SQ11で「いいえ」とした者を総数としている。

SQ19 事件の重大性

国名	総数	とても 重大	ある程度 重大	それほど重 大ではない	わからない ／無回答
総数	855	(28.8)	(30.6)	(39.6)	(0.9)
Australia	129	(25.6)	(31.8)	(42.6)	-
Canada	81	(42.0)	(27.2)	(30.9)	-
England & Wales	57	(49.1)	(24.6)	(26.3)	-
Finland	82	(18.3)	(26.8)	(54.9)	-
France	25	(44.0)	(24.0)	(32.0)	-
Japan	31	(19.4)	(54.8)	(22.6)	(3.2)
Netherlands	89	(34.8)	(31.5)	(33.7)	-
Poland	44	(34.1)	(27.3)	(38.6)	-
Portugal	37	(43.2)	(32.4)	(24.3)	-
Sweden	84	(26.2)	(44.0)	(29.8)	-
Switzerland	158	(13.9)	(23.4)	(58.9)	(3.8)
USA	38	(34.2)	(36.8)	(26.3)	(2.6)

注 Poland 及び Switzerland のデータには、欠損値がある。

【暴行・脅迫の被害に関する詳細】

Q21 被害の時期

国名	総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
総数	3,109	(12.2)	(33.9)	(51.4)	(2.5)
Australia	424	(20.0)	(34.9)	(44.6)	(0.5)
Canada	334	(8.4)	(34.7)	(56.6)	(0.3)
England & Wales	327	(5.8)	(38.5)	(53.8)	(1.8)
Finland	243	(9.9)	(36.2)	(53.9)	-
France	142	(9.2)	(34.5)	(53.5)	(2.8)
Japan	47	(2.1)	(19.1)	(59.6)	(19.1)
Netherlands	248	(13.7)	(35.5)	(47.2)	(3.6)
Poland	414	(17.6)	(39.4)	(42.0)	(1.0)
Portugal	73	(20.5)	(24.7)	(52.1)	(2.7)
Sweden	274	(7.3)	(32.1)	(59.9)	(0.7)
Switzerland	449	(12.2)	(28.1)	(51.7)	(8.0)
USA	134	(8.2)	(26.1)	(63.4)	(2.2)

注 1 PortugalはQ10で「あり」とした者が、その他の国はQ10-SQ1で「あり」とした者のみが回答。

2 Australia, Canada, England & Wales 及び Poland は、欠損値等の理由によりQ10-SQ1の数値とは一致していない。

SQ1 昨年の被害回数

国名	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
総数	1,054	(67.9)	(11.8)	(5.5)	(2.8)	(10.8)	(1.1)
Australia	148	(68.9)	(11.5)	(4.1)	(3.4)	(10.8)	(1.4)
Canada	116	(74.1)	(11.2)	(2.6)	(1.7)	(10.3)	-
England & Wales	126	(63.5)	(7.9)	(7.1)	(4.8)	(15.9)	(0.8)
Finland	88	(79.5)	(10.2)	(4.5)	(1.1)	(4.5)	-
France	49	(75.5)	(10.2)	(8.2)	-	(6.1)	-
Japan	9	(66.7)	-	(11.1)	-	(11.1)	(11.1)
Netherlands	88	(69.3)	(13.6)	(3.4)	(2.3)	(8.0)	(3.4)
Poland	163	(52.1)	(19.0)	(7.4)	(4.3)	(16.6)	(0.6)
Portugal	18	(38.9)	(33.3)	(5.6)	(5.6)	(11.1)	(5.6)
Sweden	88	(64.8)	(13.6)	(9.1)	(2.3)	(10.2)	-
Switzerland	126	(81.7)	(4.0)	(4.0)	(3.2)	(4.8)	(2.4)
USA	35	(62.9)	(11.4)	(5.7)	-	(20.0)	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

国名	総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない/ 回答拒否
総数	3,084	(20.7)	(18.5)	(14.7)	(32.6)	(8.6)	(2.3)	(2.7)
Australia	425	(24.0)	(12.7)	(17.2)	(40.0)	(4.5)	(0.9)	(0.7)
Canada	334	(27.8)	(14.7)	(12.0)	(36.5)	(5.1)	(3.3)	(0.6)
England & Wales	327	(21.1)	(18.3)	(18.0)	(33.3)	(6.1)	(1.8)	(1.2)
Finland	243	(18.1)	(13.2)	(14.4)	(38.3)	(14.8)	(1.2)	-
France	142	(14.8)	(14.1)	(16.2)	(40.1)	(12.0)	(1.4)	(1.4)
Japan	47	(27.7)	(19.1)	(14.9)	(8.5)	(8.5)	(2.1)	(19.1)
Netherlands	248	(18.5)	(26.6)	(19.8)	(14.5)	(16.9)	(1.2)	(2.4)
Poland	388	(17.3)	(29.9)	(9.3)	(34.5)	(3.4)	(0.3)	(5.4)
Portugal	73	(24.7)	(26.0)	(11.0)	(26.0)	(9.6)	(2.7)	-
Sweden	274	(15.3)	(16.1)	(18.2)	(38.3)	(6.9)	(4.4)	(0.7)
Switzerland	449	(16.3)	(19.6)	(11.6)	(25.4)	(14.9)	(5.3)	(6.9)
USA	134	(37.3)	(9.0)	(16.4)	(30.6)	(3.7)	(1.5)	(1.5)

注 1 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

2 Polandのデータには、欠損値がある。

SQ3 犯人の人数

国名	総数	1人	2人	3人以上	わからない
総数	3,084	(55.7)	(17.0)	(22.0)	(5.3)
Australia	425	(60.0)	(16.2)	(20.7)	(3.1)
Canada	334	(68.9)	(14.4)	(14.7)	(2.1)
England & Wales	327	(59.3)	(16.2)	(19.9)	(4.6)
Finland	243	(77.0)	(13.2)	(9.9)	-
France	142	(49.3)	(20.4)	(26.1)	(4.2)
Japan	47	(53.2)	(17.0)	(8.5)	(21.3)
Netherlands	248	(42.3)	(24.6)	(25.4)	(7.7)
Poland	388	(39.4)	(19.6)	(31.7)	(9.3)
Portugal	73	(56.2)	(21.9)	(11.0)	(11.0)
Sweden	274	(50.4)	(19.7)	(27.7)	(2.2)
Switzerland	449	(50.6)	(13.6)	(27.2)	(8.7)
USA	134	(68.7)	(12.7)	(14.9)	(3.7)

SQ4 犯人との面識

国名	総数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を知っていた	(少なくとも1人は)名前を知っていた	犯人を見なかった	わからない/無回答
総数	3,066	(46.2)	(13.8)	(34.6)	(3.6)	(1.8)
Australia	425	(50.1)	(5.4)	(41.6)	(2.1)	(0.7)
Canada	334	(37.4)	(14.1)	(47.0)	(1.5)	-
England & Wales	327	(44.3)	(13.1)	(36.7)	(5.8)	-
Finland	243	(48.1)	(9.1)	(40.3)	(2.1)	(0.4)
France	142	(49.3)	(19.0)	(25.4)	(6.3)	-
Japan	47	(40.4)	(10.6)	(25.5)	(4.3)	(19.1)
Netherlands	248	(46.8)	(21.0)	(26.6)	(5.6)	-
Poland	370	(42.4)	(21.4)	(31.1)	(4.9)	(0.3)
Portugal	73	(45.2)	(19.2)	(27.4)	(8.2)	-
Sweden	274	(54.7)	(13.1)	(28.5)	(2.2)	(1.5)
Switzerland	449	(50.8)	(11.8)	(27.6)	(2.2)	(7.6)
USA	134	(33.6)	(17.2)	(43.3)	(4.5)	(1.5)

注 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ5 犯人との関係

国名	総数	配偶者、 パートナー (その時点で)	元配偶者、 元パート ナー(その 時点で)	恋人(その 時点で)	元恋人(そ の時点で)	家族・親戚	親しい友人	一緒に働い ていた/働 いたこと のある人
総数	884	(9.3)	(7.9)	(4.1)	(4.8)	(8.9)	(11.4)	(10.5)
Australia
Canada	157	(7.6)	(11.5)	(5.1)	(6.4)	(8.9)	(11.5)	(8.9)
England & Wales	120	(9.2)	(12.5)	(5.0)	(3.3)	(5.8)	(8.3)	(18.3)
Finland	98	(10.2)	(8.2)	-	(6.1)	(9.2)	(11.2)	(10.2)
France	36	(8.3)	(5.6)	(5.6)	(8.3)	(11.1)	(16.7)	(25.0)
Japan	12	(16.7)	-	-	(8.3)	(16.7)	(8.3)	(8.3)
Netherlands	66	(1.5)	(9.1)	(6.1)	(10.6)	(9.1)	(19.7)	(6.1)
Poland	115	(11.3)	(7.8)	(0.9)	(1.7)	(13.9)	(1.7)	(7.0)
Portugal	20	(40.0)	-	-	-	(25.0)	-	(10.0)
Sweden	78	(3.8)	(3.8)	(2.6)	(6.4)	(5.1)	(10.3)	(7.7)
Switzerland	124	(11.3)	(4.0)	(7.3)	(1.6)	(4.0)	(21.0)	(6.5)
USA	58	(8.6)	(6.9)	(6.9)	(3.4)	(12.1)	(10.3)	(15.5)

(続き)

国名	総数	上記の誰 でもない	わからない	回答拒否
総数	884	(42.1)	(0.6)	(1.4)
Australia
Canada	157	(38.9)	-	(1.3)
England & Wales	120	(36.7)	-	(0.8)
Finland	98	(44.9)	-	-
France	36	(25.0)	-	-
Japan	12	(41.7)	-	-
Netherlands	66	(34.8)	-	(3.0)
Poland	115	(53.9)	-	-
Portugal	20	(25.0)	-	-
Sweden	78	(60.3)	-	-
Switzerland	124	-	(4.8)	(4.8)
USA	58	(34.5)	-	(1.7)

注 1 前問(SQ4)で「(少なくとも1人は)名前を知っていた」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Australia は、未調査である。

SQ6 事件の内容

国名	総数	脅迫され ただけ	暴力をふ るわれた	わからない
総数	3,084	(57.3)	(37.8)	(4.9)
Australia	425	(61.2)	(35.8)	(3.1)
Canada	334	(54.8)	(42.8)	(2.4)
England & Wales	327	(51.7)	(43.7)	(4.6)
Finland	243	(49.4)	(50.6)	-
France	142	(66.9)	(30.3)	(2.8)
Japan	47	(55.3)	(21.3)	(23.4)
Netherlands	248	(67.3)	(27.0)	(5.6)
Poland	388	(60.1)	(35.1)	(4.9)
Portugal	73	(53.4)	(39.7)	(6.8)
Sweden	274	(64.2)	(30.7)	(5.1)
Switzerland	449	(48.1)	(41.9)	(10.0)
USA	134	(61.2)	(35.8)	(3.0)

SQ7 犯人の凶器所持の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	2,951	(17.9)	(75.7)	(6.4)
Australia	412	(20.6)	(75.0)	(4.4)
Canada	326	(12.6)	(81.0)	(6.4)
England & Wales	312	(17.6)	(80.1)	(2.2)
Finland	243	(13.2)	(86.8)	-
France	138	(23.9)	(70.3)	(5.8)
Japan	36	(8.3)	(80.6)	(11.1)
Netherlands	234	(15.0)	(74.4)	(10.7)
Poland	388	(20.4)	(63.4)	(16.2)
Portugal	68	(29.4)	(64.7)	(5.9)
Sweden	260	(13.5)	(81.2)	(5.4)
Switzerland	404	(20.8)	(74.8)	(4.5)
USA	130	(20.0)	(74.6)	(5.4)

注 Poland は、被害に遭った者を総数としており、その他の国は、前問（SQ6）で「脅迫されただけ」及び「暴力をふるわれた」とした者を、それぞれ総数としている。

SQ8 凶器の種類

国名	総数	ナイフ	銃	その他の 凶器／棒	凶器になり そうな物	わからない
総数	528	(42.2)	(13.4)	(11.7)	(30.9)	(1.7)
Australia	85	(37.6)	(10.6)	(16.5)	(34.1)	(1.2)
Canada	41	(26.8)	(14.6)	(17.1)	(31.7)	(9.8)
England & Wales	55	(50.9)	(7.3)	(3.6)	(38.2)	-
Finland	32	(43.8)	(12.5)	(9.4)	(34.4)	-
France	33	(45.5)	(9.1)	(12.1)	(33.3)	-
Japan	3	-	-	(66.6)	(33.3)	-
Netherlands	35	(51.4)	(22.9)	-	(25.7)	-
Poland	79	(27.8)	(7.6)	(17.7)	(45.6)	(1.3)
Portugal	20	(40.0)	(25.0)	(5.0)	(25.0)	(5.0)
Sweden	35	(51.4)	(11.4)	(2.9)	(28.6)	(5.7)
Switzerland	84	(58.3)	(16.7)	(11.9)	(13.1)	-
USA	26	(30.8)	(30.8)	(15.4)	(23.1)	-

注 前問（SQ7）で「はい」とした者のみが回答。

SQ9 凶器使用の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	505	(43.0)	(56.8)	(0.2)
Australia	85	(65.9)	(32.9)	(1.2)
Canada	41	(46.3)	(53.7)	-
England & Wales	55	(38.2)	(61.8)	-
Finland	9	(77.8)	(22.2)	-
France	33	(12.1)	(87.9)	-
Japan	3	(33.3)	(66.7)	-
Netherlands	35	(34.3)	(65.7)	-
Poland	79	(44.3)	(55.7)	-
Portugal	20	(30.0)	(70.0)	-
Sweden	35	(28.6)	(71.4)	-
Switzerland	84	(45.2)	(54.8)	-
USA	26	(30.8)	(69.2)	-

注 1 SQ7で「はい」とした者のみが回答。

2 Finland のデータには、欠損値がある。

S Q 10 けがの有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	2,619	(20.9)	(77.9)	(1.1)
Australia	412	(20.4)	(79.6)	-
Canada	326	(20.9)	(78.8)	(0.3)
England & Wales	55	(36.4)	(61.8)	(1.8)
Finland	123	(55.3)	(44.7)	-
France	138	(14.5)	(85.5)	-
Japan	36	(13.9)	(86.1)	-
Netherlands	234	(13.2)	(86.8)	-
Poland	388	(18.3)	(81.7)	-
Portugal	68	(27.9)	(72.1)	-
Sweden	260	(18.1)	(81.9)	-
Switzerland	449	(18.9)	(75.1)	(6.0)
USA	130	(23.1)	(76.2)	(0.8)

注 FinlandはSQ6で「暴力を振るわれた」とした者、England & WalesはSQ7で「はい」とした者、Switzerlandは被害に遭った者全員、その他の国はSQ7を、それぞれ総数としている。

S Q 11 治療の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	548	(50.4)	(49.5)	(0.2)
Australia	84	(52.4)	(47.6)	-
Canada	68	(48.5)	(51.5)	-
England & Wales	20	(75.0)	(25.0)	-
Finland	68	(42.6)	(57.4)	-
France	20	(65.0)	(35.0)	-
Japan	5	(40.0)	(60.0)	-
Netherlands	31	(45.2)	(54.8)	-
Poland	71	(52.1)	(47.9)	-
Portugal	19	(68.4)	(31.6)	-
Sweden	47	(44.7)	(55.3)	-
Switzerland	85	(44.7)	(54.1)	(1.2)
USA	30	(56.7)	(43.3)	-

注 SQ10で「はい」とした者のみが回答。

S Q 12 事件を犯罪と思うか

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	3,084	(63.0)	(30.4)	(6.5)
Australia	425	(65.9)	(29.6)	(4.5)
Canada	334	(60.5)	(36.5)	(3.0)
England & Wales	327	(64.8)	(32.1)	(3.1)
Finland	243	(51.0)	(48.6)	(0.4)
France	142	(71.8)	(24.6)	(3.5)
Japan	47	(46.8)	(19.1)	(34.0)
Netherlands	248	(49.6)	(45.6)	(4.8)
Poland	388	(75.0)	(11.1)	(13.9)
Portugal	73	(65.8)	(27.4)	(6.8)
Sweden	274	(66.8)	(25.9)	(7.3)
Switzerland	449	(58.1)	(31.0)	(10.9)
USA	134	(71.6)	(27.6)	(0.7)

SQ13 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	3,084	(36.3)	(61.1)	(2.6)
Australia	425	(42.6)	(56.5)	(0.9)
Canada	334	(35.6)	(63.5)	(0.9)
England & Wales	327	(41.6)	(56.3)	(2.1)
Finland	243	(25.5)	(74.5)	-
France	142	(32.4)	(66.2)	(1.4)
Japan	47	(21.3)	(59.6)	(19.1)
Netherlands	248	(39.9)	(56.9)	(3.2)
Poland	388	(34.0)	(61.3)	(4.6)
Portugal	73	(28.8)	(69.9)	(1.4)
Sweden	274	(33.2)	(65.3)	(1.5)
Switzerland	449	(33.4)	(61.5)	(5.1)
USA	134	(53.0)	(45.5)	(1.5)

SQ14 警察に申告した理由

国名	総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである／重大な事件である	犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めするため	犯人からの賠償を得るため
総数	1,118	(3.0)	(4.1)	(31.0)	(33.3)	(39.0)	(21.6)	(3.7)
Australia	181	-	(3.3)	(18.2)	(5.0)	(24.3)	(28.7)	-
Canada	119	(0.8)	(1.7)	(32.8)	(21.8)	(22.7)	(22.7)	(0.8)
England & Wales	136	-	-	(27.9)	(25.0)	(36.8)	(14.0)	(1.5)
Finland	62	-	(3.2)	(19.4)	(46.8)	(30.6)	(27.4)	(4.8)
France	46	(13.0)	(8.7)	(17.4)	(47.8)	(52.2)	(17.4)	(6.5)
Japan	10	-	-	(40.0)	(40.0)	(50.0)	(50.0)	(10.0)
Netherlands	99	(4.0)	(3.0)	(28.3)	(49.5)	(25.3)	(8.1)	(3.0)
Poland	132	(5.3)	(3.0)	(50.0)	(57.6)	(76.5)	(43.2)	(8.3)
Portugal	21	(9.5)	-	(42.9)	(33.3)	(47.6)	(14.3)	(4.8)
Sweden	91	(5.5)	(7.7)	(37.4)	(44.0)	(44.0)	(16.5)	(2.2)
Switzerland	150	-	(10.0)	(34.0)	(33.3)	(37.3)	(6.0)	(8.0)
USA	71	(5.6)	(4.2)	(35.2)	(36.6)	(49.3)	(29.6)	(2.8)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	1,118	(19.6)	(0.8)
Australia	181	(35.9)	(4.4)
Canada	119	(44.5)	-
England & Wales	136	(36.0)	-
Finland	62	(4.8)	-
France	46	(13.0)	-
Japan	10	-	-
Netherlands	99	(12.1)	-
Poland	132	(3.8)	-
Portugal	21	(4.8)	-
Sweden	91	(12.1)	-
Switzerland	150	(1.3)	(0.7)
USA	71	(16.9)	-

注 1 前問 (SQ13) で「はい」とした者のみが回答。

注 2 重複選択による。

S Q 15 警察の対応の満足度

国名	総数	満足	不満	わからない
総数	1,118	(63.5)	(32.1)	(4.4)
Australia	181	(70.2)	(25.4)	(4.4)
Canada	119	(73.9)	(23.5)	(2.5)
England & Wales	136	(60.3)	(34.6)	(5.1)
Finland	62	(72.6)	(22.6)	(4.8)
France	46	(58.7)	(39.1)	(2.2)
Japan	10	(30.0)	(70.0)	-
Netherlands	99	(63.6)	(32.3)	(4.0)
Poland	132	(48.5)	(47.0)	(4.5)
Portugal	21	(28.6)	(66.7)	(4.8)
Sweden	91	(72.5)	(25.3)	(2.2)
Switzerland	150	(62.0)	(30.0)	(8.0)
USA	71	(64.8)	(32.4)	(2.8)

注 S Q 13で「はい」とした者のみが回答。

S Q 16 警察の対応の不満理由

国名	総数	十分な対応をしなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけれなかった又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなされなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった
総数	359	(49.3)	(25.1)	(14.8)	(2.5)	(8.4)	(18.9)	(13.4)
Australia	46	(45.7)	-	(8.7)	-	-	(21.7)	(6.5)
Canada	28	(50.0)	(17.9)	(10.7)	-	(7.1)	(17.9)	(3.6)
England & Wales	47	(31.9)	(21.3)	(21.3)	(2.1)	(6.4)	(8.5)	(6.4)
Finland	14	(42.9)	(35.7)	(7.1)	(7.1)	-	(14.3)	(21.4)
France	18	(61.1)	(11.1)	(11.1)	(5.6)	(5.6)	(16.7)	(22.2)
Japan	7	(57.1)	(28.6)	-	-	(14.3)	(71.4)	(14.3)
Netherlands	32	(40.6)	(9.4)	(6.3)	-	(6.3)	(15.6)	(9.4)
Poland	62	(67.7)	(33.9)	(30.6)	(3.2)	(16.1)	(29.0)	(25.8)
Portugal	14	(71.4)	(28.6)	(21.4)	-	(7.1)	-	(7.1)
Sweden	23	(43.5)	(30.4)	(8.7)	-	(13.0)	(13.0)	(34.3)
Switzerland	45	(48.9)	(51.1)	(8.9)	-	(4.4)	(20.0)	(4.4)
USA	23	(39.1)	(34.8)	(13.0)	(13.0)	(21.7)	(17.4)	(13.0)

(続き)

国名	総数	その他	わからない
総数	359	(29.8)	(0.6)
Australia	46	(39.1)	-
Canada	28	(64.3)	(3.6)
England & Wales	47	(51.1)	-
Finland	14	(14.3)	-
France	18	(22.2)	-
Japan	7	(28.6)	-
Netherlands	32	(31.3)	-
Poland	62	(14.5)	-
Portugal	14	(7.1)	-
Sweden	23	(17.4)	-
Switzerland	45	(20.0)	(2.2)
USA	23	(26.1)	-

注 1 前問(S Q 15)で「不満であった」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ17 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,501	(7.8)	(92.1)	(0.1)
Australia	181	(6.6)	(92.8)	(0.6)
Canada	119	(18.5)	(81.5)	-
England & Wales	136	(19.1)	(80.9)	-
Finland	243	(2.5)	(97.5)	-
France	102	(2.9)	(97.1)	-
Japan	10	-	(100.0)	-
Netherlands	134	(11.9)	(88.1)	-
Poland	366	(3.6)	(96.4)	-
Portugal	48	-	(100.0)	-
Sweden	91	(13.2)	(86.8)	-
Switzerland
USA	71	(9.9)	(90.1)	-

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Finland 及び Poland は被害に遭った者を、France 及び Portugal はSQ12で「はい」とした者を、Netherlands はSQ12で「はい」又は「わからない」とした者を、その他の国はSQ13で「はい」とした者を、それぞれ総数としている。

3 Netherlands 及び Poland のデータには、欠損値がある。

SQ18 犯罪被害者支援サービスの有用性

国名	総数	役に立たなかった	役に立った	わからない
総数	1,384	(51.7)	(36.9)	(11.4)
Australia	168	(65.5)	(32.1)	(2.4)
Canada	97	(64.9)	(28.9)	(6.2)
England & Wales	110	(60.0)	(33.6)	(6.4)
Finland	237	(63.7)	(35.4)	(0.8)
France	99	(73.7)	(22.2)	(4.0)
Japan	10	(10.0)	(60.0)	(30.0)
Netherlands	118	(65.3)	(22.9)	(11.9)
Poland	354	(22.0)	(48.3)	(29.7)
Portugal	48	(27.1)	(58.3)	(14.6)
Sweden	79	(60.8)	(32.9)	(6.3)
Switzerland
USA	64	(54.7)	(43.8)	(1.6)

注 1 前問（SQ17）で「いいえ」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ19 警察に申告しなかった理由

国名	総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできない／証拠がない
総数	1,885	(36.7)	(15.5)	(10.6)	(3.8)	(2.3)	(0.1)	(11.1)
Australia	240	(35.4)	(7.9)	(4.2)	(9.2)	(3.3)	-	(7.1)
Canada	212	(33.5)	(17.0)	(5.7)	(4.7)	(2.8)	-	(4.7)
England & Wales	184	(26.1)	(12.0)	(8.7)	(3.8)	(1.1)	-	(9.8)
Finland	181	(53.0)	(19.3)	(4.4)	(5.0)	(2.2)	-	(5.5)
France	94	(34.0)	(22.3)	(8.5)	(1.1)	(2.1)	-	(7.4)
Japan	28	(32.1)	(21.4)	(17.9)	(10.7)	(7.1)	-	(25.0)
Netherlands	141	(30.5)	(18.4)	(7.8)	(2.1)	-	-	(5.7)
Poland	238	(52.1)	(15.1)	(19.7)	(2.5)	(2.1)	-	(31.1)
Portugal	51	(23.5)	(9.8)	(5.9)	(2.0)	(3.9)	-	(13.7)
Sweden	179	(30.7)	(20.1)	(19.6)	(1.1)	(2.8)	-	(10.6)
Switzerland	276	(37.0)	(15.6)	(12.7)	(1.8)	(1.4)	(0.7)	(10.1)
USA	61	(24.6)	(11.5)	(16.4)	(4.9)	(4.9)	-	(8.2)

(続き)

国名	総数	警察は何もしてくれない	警察が怖い／嫌い／警察の関与は望まない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
総数	1,885	(9.7)	(2.9)	(5.9)	(21.2)	(2.6)
Australia	240	(5.8)	-	(5.4)	(36.3)	-
Canada	212	(4.2)	(2.4)	(3.8)	(36.3)	(5.2)
England & Wales	184	(8.2)	(2.2)	(4.9)	(27.7)	(5.4)
Finland	181	(5.0)	(0.6)	(3.9)	(11.6)	-
France	94	(9.6)	-	(5.3)	(18.1)	(1.1)
Japan	28	(14.3)	(7.1)	(3.6)	(25.0)	-
Netherlands	141	(7.8)	-	(2.8)	(31.9)	(1.4)
Poland	238	(26.9)	(10.1)	(16.8)	(2.1)	(1.7)
Portugal	51	(5.9)	(3.9)	(7.8)	(25.5)	-
Sweden	179	(10.1)	(3.4)	(3.4)	(14.0)	(2.8)
Switzerland	276	(7.6)	(2.5)	(4.7)	(12.3)	(5.8)
USA	61	(9.8)	(6.6)	(3.3)	(27.9)	-

注 1 SQ13で「いいえ」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ20 (警察以外の) 関係機関への届け出の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,671	(15.0)	(84.0)	(1.0)
Australia	240	(22.9)	(75.8)	(1.3)
Canada	212	(22.6)	(77.4)	-
England & Wales	184	(21.7)	(77.7)	(0.5)
Finland	243	(8.2)	(91.4)	(0.4)
France	94	(5.3)	(94.7)	-
Japan	28	(14.3)	(85.7)	-
Netherlands	141	(19.1)	(79.4)	(1.4)
Poland	238	(4.2)	(92.9)	(2.9)
Portugal	51	(2.0)	(98.0)	-
Sweden	179	(15.1)	(83.2)	(1.7)
Switzerland
USA	61	(23.0)	(77.0)	-

注 1 Finland は、被害に遭った者を総数としており、その他の国は、SQ13で「いいえ」とした者を総数としている。

2 Switzerland は、未調査である。

SQ21 事件の重大性

国名	総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	わからない／無回答
総数	3,084	(31.8)	(35.9)	(30.6)	(1.8)
Australia	425	(36.9)	(40.2)	(21.6)	(1.2)
Canada	334	(38.0)	(34.1)	(27.2)	(0.6)
England & Wales	327	(40.7)	(31.2)	(28.1)	-
Finland	243	(18.5)	(37.0)	(44.4)	-
France	142	(31.7)	(45.1)	(23.2)	-
Japan	47	(36.2)	(19.1)	(23.4)	(21.3)
Netherlands	248	(36.3)	(27.0)	(36.7)	-
Poland	388	(30.9)	(39.7)	(29.4)	-
Portugal	73	(43.8)	(37.0)	(19.2)	-
Sweden	274	(29.9)	(39.4)	(29.2)	(1.5)
Switzerland	449	(15.8)	(35.6)	(42.1)	(6.5)
USA	134	(45.5)	(29.9)	(21.6)	(3.0)

【昨年の消費者詐欺の被害】

Q22 被害の有無

国名	総数	あり	なし	わからない
総数	23,300	1,912 (8.2)	21,136 (90.7)	252 (1.1)
Australia	2,005	167 (8.3)	1,813 (90.4)	25 (1.2)
Canada	2,078	150 (7.2)	1,900 (91.4)	28 (1.3)
England & Wales	1,947	120 (6.2)	1,823 (93.6)	4 (0.2)
Finland	1,782	185 (10.4)	1,596 (89.6)	1 (0.1)
France	1,000	48 (4.8)	947 (94.7)	5 (0.5)
Japan	2,211	50 (2.3)	2,147 (97.1)	14 (0.6)
Netherlands	2,000	88 (4.4)	1,890 (94.5)	22 (1.1)
Poland	5,276	687 (13.0)	4,497 (85.2)	92 (1.7)
Portugal	2,000	132 (6.6)	1,847 (92.4)	21 (1.1)
Sweden	2,001	181 (9.0)	1,794 (89.7)	26 (1.3)
Switzerland
USA	1,000	104 (10.4)	882 (88.2)	14 (1.4)

注 Switzerland は、未調査である。

SQ1 被害場所

国名	総数	建設、建築、修繕作業	自動車修理工場で行われた作業	ホテル、レストラン、飲食店	お店	それ以外	わからない
総数	1,912	(8.7)	(4.9)	(2.5)	(48.0)	(35.2)	(0.7)
Australia	167	(18.0)	(7.2)	(3.0)	(19.2)	(50.9)	(1.8)
Canada	150	(8.0)	(8.0)	(0.7)	(12.0)	(70.7)	(0.7)
England & Wales	120	(20.0)	(10.0)	-	(20.8)	(49.2)	-
Finland	185	(8.6)	(7.0)	(2.7)	(65.4)	(16.2)	-
France	48	(10.4)	(12.5)	(4.2)	(27.1)	(43.8)	(2.1)
Japan	50	(4.0)	-	(6.0)	(36.0)	(54.0)	-
Netherlands	88	(20.5)	(5.7)	-	(21.6)	(51.1)	(1.1)
Poland	687	(4.7)	(1.9)	(1.5)	(75.5)	(16.0)	(0.4)
Portugal	132	(3.8)	(1.5)	(6.8)	(34.1)	(51.5)	(2.3)
Sweden	181	(6.6)	(7.7)	(5.0)	(53.0)	(27.1)	(0.6)
Switzerland
USA	104	(10.6)	(4.8)	(2.9)	(11.5)	(70.2)	-

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

3 Switzerland は、未調査である。

SQ2 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,912	(5.7)	(93.9)	(0.4)
Australia	167	(10.8)	(88.0)	(1.2)
Canada	150	(13.3)	(86.7)	-
England & Wales	120	(10.0)	(90.0)	-
Finland	185	(3.8)	(96.2)	-
France	48	(14.6)	(85.4)	-
Japan	50	(2.0)	(98.0)	-
Netherlands	88	(17.0)	(83.0)	-
Poland	687	(1.9)	(97.4)	(0.7)
Portugal	132	(2.3)	(97.0)	(0.8)
Sweden	181	(2.2)	(97.8)	-
Switzerland
USA	104	(8.7)	(91.3)	-

注 Switzerland は、未調査である。

SQ3 (警察以外の) 関係機関への届け出の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	1,795	(13.9)	(85.2)	(0.8)
Australia	147	(25.9)	(73.5)	(0.7)
Canada	130	(20.0)	(79.2)	(0.8)
England & Wales	108	(36.1)	(63.9)	-
Finland	178	(11.2)	(88.8)	-
France	41	(12.2)	(87.8)	-
Japan	49	(10.2)	(89.8)	-
Netherlands	73	(30.1)	(69.9)	-
Poland	669	(6.0)	(92.4)	(1.6)
Portugal	128	(12.5)	(86.7)	(0.8)
Sweden	177	(6.8)	(93.2)	-
Switzerland
USA	95	(28.4)	(70.5)	(1.1)

注 1 前問(SQ2)で「いいえ」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

【昨年の汚職】

Q23 汚職の有無

国名	総数	あり	なし	わからない
総数	23,300	316 (1.4)	22,874 (98.2)	110 (0.5)
Australia	2,005	5 (0.2)	1,998 (99.7)	2 (0.1)
Canada	2,078	8 (0.4)	2,067 (99.5)	3 (0.1)
England & Wales	1,947	2 (0.1)	1,945 (99.9)	-
Finland	1,782	3 (0.2)	1,777 (99.7)	2 (0.1)
France	1,000	13 (1.3)	984 (98.4)	3 (0.3)
Japan	2,211	1 (0.0)	2,197 (99.4)	13 (0.6)
Netherlands	2,000	7 (0.4)	1,991 (99.6)	2 (0.1)
Poland	5,276	249 (4.7)	4,945 (93.7)	82 (1.6)
Portugal	2,000	24 (1.2)	1,974 (98.7)	2 (0.1)
Sweden	2,001	2 (0.1)	1,999 (99.9)	-
Switzerland
USA	1,000	2 (0.2)	997 (99.7)	1 (0.1)

注 Switzerland は、未調査である。

SQ1 かかわっていた職員

国名	総数	政府の役人	税関の職員	警察官	検査官、 監督官等	その他	わからない /回答拒否
総数	314	(7.3)	(6.1)	(44.9)	(1.6)	(39.2)	(1.0)
Australia	5	(40.0)	-	(40.0)	-	-	(20.0)
Canada	8	(25.0)	(25.0)	(37.5)	(12.5)	-	-
England & Wales	2	-	(100.0)	-	-	-	-
Finland	3	(66.7)	-	-	-	(33.3)	-
France	13	(7.7)	(61.5)	(23.1)	-	(7.7)	-
Japan	1	(100.0)	-	-	-	-	-
Netherlands	7	(28.6)	(28.6)	(28.6)	-	(14.3)	-
Poland	247	(1.2)	(2.0)	(47.8)	(0.8)	(48.2)	-
Portugal	24	(33.3)	-	(50.0)	(8.3)	(4.2)	(4.2)
Sweden	2	(50.0)	-	(50.0)	-	-	-
Switzerland
USA	2	(50.0)	-	-	-	-	(50.0)

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

3 Switzerland は、未調査である。

4 Poland のデータには、欠損値がある。

SQ2 警察への申告の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	316	(3.2)	(96.5)	(0.3)
Australia	5	(20.0)	(80.0)	-
Canada	8	(12.5)	(87.5)	-
England & Wales	2	-	(100.0)	-
Finland	3	(33.3)	(66.6)	-
France	13	-	(100.0)	-
Japan	1	-	(100.0)	-
Netherlands	7	(14.3)	(85.7)	-
Poland	249	(1.6)	(98.0)	(0.4)
Portugal	24	(8.3)	(91.7)	-
Sweden	2	-	(100.0)	-
Switzerland
USA	2	-	(100.0)	-

注 Switzerland は、未調査である。

SQ3 (警察以外の) 関係機関への届け出の有無

国名	総数	はい	いいえ	わからない
総数	305	(1.6)	(97.7)	(0.7)
Australia	4	-	(100.0)	-
Canada	7	-	(100.0)	-
England & Wales	2	-	(100.0)	-
Finland	2	-	(100.0)	-
France	13	(7.7)	(92.3)	-
Japan	1	-	(100.0)	-
Netherlands	6	(33.3)	(66.7)	-
Poland	244	(0.8)	(98.4)	(0.8)
Portugal	22	-	(100.0)	-
Sweden	2	-	(100.0)	-
Switzerland
USA	2	-	(100.0)	-

注 1 前問(SQ2)で「いいえ」とした者のみが回答。

2 Switzerland は、未調査である。

【犯罪被害に対する不安】

Q24 居住地における夜間の一人歩きに対する不安

国名	総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答／決して外出しない
総数	27,323	(29.8)	(43.3)	(17.9)	(7.5)	(1.5)
Australia	2,005	(22.1)	(40.3)	(21.2)	(14.1)	(2.3)
Canada	2,078	(42.5)	(39.8)	(11.4)	(4.9)	(1.3)
England & Wales	1,942	(24.4)	(46.4)	(17.9)	(7.5)	(3.8)
Finland	1,782	(44.2)	(36.8)	(15.2)	(2.6)	(1.2)
France	1,000	(40.9)	(34.4)	(14.2)	(9.0)	(1.5)
Japan	2,211	(12.4)	(65.2)	(19.9)	(2.5)	(0.0)
Netherlands	2,000	(39.0)	(41.8)	(13.3)	(6.0)	-
Poland	5,276	(11.5)	(48.2)	(28.2)	(9.3)	(2.8)
Portugal	2,000	(20.2)	(50.4)	(22.6)	(6.8)	(0.1)
Sweden	2,001	(48.5)	(35.6)	(11.6)	(3.0)	(1.1)
Switzerland	4,028	(41.1)	(34.7)	(12.4)	(11.4)	(0.3)
USA	1,000	(45.4)	(34.8)	(10.2)	(5.4)	(4.2)

注 England & Wales 及び Switzerland のデータには、欠損値がある。

Q25 自宅に夜間一人でいることへの不安

国名	総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総数	23,291	(50.7)	(40.2)	(7.2)	(1.5)	(0.4)
Australia	2,001	(52.2)	(38.0)	(8.0)	(1.7)	-
Canada	2,078	(66.3)	(29.4)	(3.2)	(1.0)	(0.2)
England & Wales	1,942	(59.3)	(33.9)	(4.8)	(1.1)	(0.8)
Finland	1,782	(78.1)	(18.3)	(3.0)	(0.4)	(0.2)
France	1,000	(62.2)	(31.6)	(4.8)	(1.4)	-
Japan	2,211	(23.9)	(67.3)	(8.1)	(0.7)	(0.0)
Netherlands	2,000	(70.9)	(24.8)	(3.8)	(0.7)	-
Poland	5,276	(25.5)	(56.6)	(13.9)	(2.9)	(1.1)
Portugal	2,000	(37.5)	(51.7)	(8.8)	(2.1)	-
Sweden	2,001	(73.6)	(22.0)	(3.6)	(0.5)	(0.2)
Switzerland
USA	1,000	(70.6)	(24.9)	(2.9)	(1.1)	(0.5)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Australia 及び England & Wales のデータには、欠損値がある。

Q26 不法侵入の被害に遭う不安

国名	総数	非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない
総数	27,529	(3.5)	(25.7)	(61.3)	(9.5)
Australia	2,005	(8.6)	(28.1)	(56.5)	(6.8)
Canada	2,078	(4.8)	(24.4)	(65.9)	(4.9)
England & Wales	1,942	(5.6)	(27.8)	(57.8)	(8.9)
Finland	1,782	(0.7)	(12.7)	(84.3)	(2.3)
France	1,000	(2.7)	(41.9)	(42.5)	(12.9)
Japan	2,211	(1.9)	(32.0)	(52.8)	(13.3)
Netherlands	2,000	(3.5)	(15.0)	(62.1)	(19.6)
Poland	5,276	(3.1)	(23.2)	(58.4)	(15.3)
Portugal	2,000	(3.8)	(55.0)	(41.2)	-
Sweden	2,001	(0.9)	(14.2)	(79.0)	(5.9)
Switzerland	4,234	(3.2)	(25.5)	(62.5)	(8.7)
USA	1,000	(3.1)	(12.3)	(79.0)	(5.6)

注 England & Wales のデータには、欠損値がある。

【警察活動について】

Q27 警察の防犯活動に関する認識

国名	総数	非常に良く やっている	まあまあ良 くやっている	やや不十分 である	非常に不十 分である	わからない
総数	27,529	(12.7)	(49.5)	(20.6)	(5.4)	(11.8)
Australia	2,005	(18.9)	(57.3)	(10.0)	(3.1)	(10.7)
Canada	2,078	(30.1)	(57.4)	(5.9)	(1.2)	(5.4)
England & Wales	1,942	(15.3)	(57.4)	(12.1)	(4.7)	(10.5)
Finland	1,782	(14.6)	(55.4)	(19.0)	(3.4)	(7.5)
France	1,000	(9.8)	(53.6)	(12.7)	(4.3)	(19.6)
Japan	2,211	(6.0)	(47.7)	(24.6)	(5.1)	(16.6)
Netherlands	2,000	(5.2)	(45.9)	(17.5)	(4.9)	(26.7)
Poland	5,276	(1.9)	(43.0)	(41.6)	(9.2)	(4.2)
Portugal	2,000	(4.9)	(38.7)	(35.9)	(12.9)	(7.7)
Sweden	2,001	(13.1)	(47.8)	(16.1)	(5.0)	(17.9)
Switzerland	4,234	(17.3)	(51.5)	(10.9)	(3.2)	(17.0)
USA	1,000	(40.2)	(48.7)	(4.6)	(1.9)	(4.6)

注 England & Wales のデータには、欠損値がある。

Q28 警察の親切さに関する認識

国名	総数	全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと 言えば反対	全く反対	わからない
総数	27,527	(20.3)	(47.7)	(18.3)	(5.0)	(8.7)
Australia	2,005	(25.7)	(55.2)	(11.2)	(2.1)	(5.7)
Canada	2,078	(37.5)	(50.4)	(7.0)	(0.9)	(4.1)
England & Wales	1,940	(24.1)	(49.8)	(13.0)	(4.6)	(8.5)
Finland	1,782	(38.3)	(46.4)	(12.2)	(1.8)	(1.3)
France	1,000	(23.5)	(47.3)	(15.2)	(6.9)	(7.1)
Japan	2,211	(10.4)	(49.1)	(16.0)	(3.5)	(21.0)
Netherlands	2,000	(8.7)	(35.3)	(21.4)	(5.1)	(29.6)
Poland	5,276	(5.0)	(47.1)	(36.1)	(9.9)	(2.0)
Portugal	2,000	(12.7)	(51.0)	(22.4)	(8.0)	(5.9)
Sweden	2,001	(40.5)	(43.0)	(6.3)	-	(10.1)
Switzerland	4,234	(18.5)	(48.6)	(17.4)	(5.9)	(9.5)
USA	1,000	(38.7)	(49.3)	(5.6)	(1.7)	(4.7)

注 England & Wales のデータには、欠損値がある。

Q29 住んでいる地域の人口

国名	総数	10,000人 以下	10,001～ 50,000人	50,001～ 100,000人	100,001～ 500,000人	500,001～ 1,000,000人	1,000,001人 以上	わからない
総数	23,153	(27.4)	(21.0)	(10.2)	(13.5)	(6.5)	(9.1)	(12.3)
Australia	2,005	(5.3)	(17.3)	(6.6)	(11.7)	(4.4)	(53.2)	(1.5)
Canada	1,938	(10.5)	(21.4)	(17.0)	(12.1)	(16.3)	(9.1)	(13.6)
England & Wales	1,940	(30.4)	(22.5)	(7.8)	(6.8)	(2.7)	(4.4)	(25.4)
Finland	1,782	(28.0)	(35.3)	(11.6)	(15.8)	(9.3)	-	-
France	1,000	(48.5)	(17.8)	(8.4)	(8.6)	(2.4)	(4.6)	(9.7)
Japan	2,211	(9.1)	(16.9)	(10.9)	(24.6)	(6.1)	(8.7)	(23.7)
Netherlands	2,000	(20.7)	(31.8)	(11.5)	(10.4)	(5.2)	(1.3)	(19.3)
Poland	5,276	(40.7)	(17.6)	(9.9)	(19.9)	(8.0)	(3.9)	-
Portugal	2,000	(41.5)	(9.5)	(5.2)	(3.3)	(4.2)	-	(36.4)
Sweden	2,001	(30.0)	(24.7)	(13.3)	(10.9)	(4.0)	(12.6)	(4.4)
Switzerland
USA	1,000	(26.7)	(24.7)	(9.1)	(8.2)	(2.8)	(5.0)	(23.5)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Canada 及び England & Wales のデータには、欠損値がある。

【量刑について】

Q30 犯罪者に適当な刑の種類

国名	総数	罰金刑	拘禁刑	社会奉仕命 令	執行猶予	その他	わからない
総数	23,292	(10.7)	(33.0)	(39.6)	(7.4)	(4.0)	(5.4)
Australia	2,005	(8.2)	(37.2)	(35.4)	(10.4)	(3.9)	(4.9)
Canada	2,078	(9.3)	(44.2)	(32.8)	(3.3)	(7.0)	(3.3)
England & Wales	1,939	(7.2)	(50.2)	(29.0)	(5.1)	(4.2)	(4.3)
Finland	1,782	(14.9)	(18.7)	(46.3)	(16.2)	(2.2)	(1.6)
France	1,000	(7.4)	(11.8)	(69.0)	(5.0)	(1.9)	(4.9)
Japan	2,211	(17.6)	(50.2)	...	(18.5)	(0.7)	(12.9)
Netherlands	2,000	(10.7)	(36.5)	(30.7)	(10.5)	(4.9)	(6.9)
Poland	5,276	(10.2)	(20.9)	(54.7)	(5.3)	(3.7)	(5.2)
Portugal	2,000	(9.7)	(25.1)	(54.6)	(0.7)	(6.0)	(4.1)
Sweden	2,001	(11.1)	(30.1)	(47.3)	(4.3)	(2.9)	(4.3)
Switzerland
USA	1,000	(9.2)	(54.8)	(20.6)	(1.1)	(7.4)	(6.9)

注 1 Switzerland は、Q30・Q31ともに、未調査である。

2 England & Wales のデータには、欠損値がある。

3 Japan には、「社会奉仕命令」の選択肢はない。

Q31 適当な拘禁刑の刑期

国名	総数	1月以下	6月未満	6月以上	1年	2年	3年	4年	5年
		1月未満	1月以上 6月未満	12月未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
総数	7,670	(5.6)	(23.8)	(15.9)	(19.7)	(12.7)	(4.9)	(1.4)	(5.7)
Australia	746	(8.6)	(38.5)	(11.7)	(17.6)	(9.7)	(2.1)	(0.4)	(4.7)
Canada	919	(4.5)	(24.0)	(13.4)	(19.3)	(18.0)	(4.7)	(0.5)	(6.9)
England & Wales	974	(1.7)	(23.2)	(19.3)	(15.8)	(13.2)	(6.1)	(1.1)	(8.9)
Finland	318	(14.2)	(46.9)	(13.5)	(18.2)	(4.1)	(0.6)	(0.3)	(1.3)
France	118	(16.1)	(33.1)	(11.0)	(17.8)	(7.6)	(0.8)	(0.8)	(1.7)
Japan	1,111	(5.7)	(18.9)	(23.0)	(22.8)	(11.1)	(4.3)	(1.8)	(2.7)
Netherlands	729	(10.6)	(27.2)	(13.2)	(15.1)	(8.4)	(3.8)	(1.1)	(5.6)
Poland	1,104	(0.5)	(8.5)	(14.8)	(23.8)	(19.1)	(8.3)	(2.5)	(9.0)
Portugal	501	(3.4)	(14.6)	(11.6)	(26.9)	(16.2)	(8.0)	(3.8)	(4.6)
Sweden	602	(11.6)	(43.0)	(19.4)	(14.1)	(3.3)	(1.2)	(0.5)	(1.5)
Switzerland
USA	548	(2.6)	(12.2)	(13.9)	(22.3)	(16.2)	(7.5)	(0.9)	(7.8)

(続き)

国名	総数	6~10年	11~15年	16~20年	21~25年	26年以上	終身刑	わからない
		6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	無期刑	
総数	7,670	(2.6)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.7)	(6.3)
Australia	746	(1.1)	(0.1)	(0.3)	(0.1)	-	(0.1)	(5.1)
Canada	919	(2.7)	(0.5)	(0.1)	(0.1)	-	(1.0)	(4.4)
England & Wales	974	(3.3)	-	(0.1)	(0.3)	-	(0.9)	(6.0)
Finland	318	(0.9)	-	-	-	-	-	-
France	118	(1.7)	(0.8)	-	-	-	(0.8)	(7.6)
Japan	1,111	(0.8)	(1.3)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(6.6)
Netherlands	729	(1.8)	(0.3)	(0.3)	-	(0.1)	(0.7)	(11.9)
Poland	1,104	(4.1)	(0.5)	-	(0.5)	(0.4)	(1.0)	(7.0)
Portugal	501	(5.8)	-	-	-	-	-	(5.2)
Sweden	602	(0.7)	-	-	-	-	(0.5)	(4.2)
Switzerland
USA	548	(4.9)	(0.9)	(0.7)	-	-	(0.7)	(9.3)

注 1 前問(Q30)で「拘禁刑」とした者のみが回答。

2 項目欄は、上段が他の比較対象国の、下段が Japan の、それぞれの選択肢をさす。

3 Finland のデータには、欠損値がある。

【個人及び世帯についての情報】

Q32 年齢

国名	総数	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
総数	27,534	(4.4)	(6.9)	(8.3)	(9.0)	(10.1)	(10.0)	(9.0)
Japan	2,211	(3.5)	(5.1)	(5.9)	(7.1)	(8.0)	(7.7)	(9.5)

(続き)

国名	総数	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	わからない
総数	27,534	(9.0)	(7.3)	(6.6)	(6.4)	(12.2)	(0.7)
Japan	2,211	(11.8)	(10.3)	(9.1)	(8.7)	(13.3)	-

注 1 本問は、生まれた年を西暦で問い、その数値をもとに年齢を想定する（たとえば、1980年生まれの者を20歳としている。）方法によって、参加国間で統一を図っている。

2 その他の国は略。

Q33 住居形態

国名	総数	アパート/ マンション	テラス ハウス	一戸建て 住宅	公共の建物 (病院等)	その他
総数	23,287	(31.7)	(20.7)	(44.8)	(0.3)	(2.5)
Japan	2,211	(17.5)	(1.8)	(79.8)	-	(0.9)

注 1 Switzerland は、下記SQ1とともに未調査である。

2 その他の国は略。

SQ1 住居の防犯設備

国名	総数	侵入防止 警報機	特別の ドア鍵	特別の窓/ ドア格子	番犬	高い塀	管理人/ ガードマン	公的な近隣 自警団組織
総数	23,330	(12.0)	(41.1)	(13.9)	(22.1)	(12.0)	(4.8)	(11.1)
Australia	2,005	(23.5)	(67.6)	(41.8)	(41.9)	(30.3)	(4.4)	(4.4)
Canada	2,078	(22.9)	(53.2)	(20.0)	(30.2)	(19.8)	(10.8)	(29.3)
England & Wales	1,947	(35.3)	(70.2)	(30.1)	(24.0)	(36.9)	(3.6)	(42.1)
Finland	1,782	(3.7)	(36.4)	(8.5)	(16.7)	(5.6)	(11.3)	(4.2)
France	1,000	(13.0)	(41.1)	(17.7)	(22.9)	(17.4)	(15.5)	(6.7)
Japan	2,211	(3.7)	(9.9)	(5.3)	(16.8)	(2.2)	(3.5)	...
Netherlands	2,000	(11.3)	(69.7)	(14.2)	(14.9)	(14.0)	(6.5)	(11.6)
Poland	5,276	(1.6)	(17.9)	(2.5)	(22.8)	(3.7)	(0.8)	(1.9)
Portugal	2,000	(8.2)	(36.7)	(8.5)	(8.5)	(3.0)	(0.8)	(0.6)
Sweden	2,001	(9.1)	(42.6)	(7.3)	(15.3)	(2.3)	(2.6)	(2.5)
Switzerland
USA	1,000	(23.4)	(54.3)	(21.0)	(35.1)	(15.6)	(6.7)	(29.0)

(続き)

国名	総数	互いの家を 監視するた めの隣人との 助け合いの 申し合わせ	これらで は護られ ていない	回答拒否
総数	23,330	(39.9)	(25.9)	(2.8)
Australia	2,005	(72.2)	(2.6)	(3.8)
Canada	2,078	(69.0)	(6.6)	(2.6)
England & Wales	1,947	(72.9)	(3.3)	(3.7)
Finland	1,782	(52.6)	(20.0)	-
France	1,000	(48.1)	(17.6)	(3.6)
Japan	2,211	(14.2)	(55.7)	-
Netherlands	2,000	...	(16.6)	(1.7)
Poland	5,276	(33.4)	(42.6)	(3.1)
Portugal	2,000	(8.9)	(40.7)	(1.4)
Sweden	2,001	(37.1)	(27.3)	(1.6)
Switzerland
USA	1,000	(59.0)	(7.3)	(10.2)

注 1 重複選択による。

2 Japan には「公的な近隣自警団組織」の、Netherlands には「…助け合いの申し合わせ」の選択肢はない

Q34 青少年犯罪対策

国名	総数	両親による 厳しいしつけ／より良 い子育て／ 法律を尊重 することを 教える家庭 教育	学校でのよ り厳しいし つけ／より 良い教育	貧困を減ら す／雇 用を改善 する	より良い警 察活動／警 官の増員	犯罪に対す る刑を重く する／刑罰 を厳しくす る	その他	わからない
総数	23,330	(54.6)	(28.9)	(27.9)	(16.5)	(25.7)	(25.0)	(9.3)
Australia	2,005	(21.8)	(20.2)	(12.0)	(5.5)	(17.5)	(46.5)	(19.5)
Canada	2,078	(32.9)	(22.4)	(9.0)	(3.9)	(27.6)	(52.3)	(11.4)
England & Wales	1,947	(24.4)	(18.3)	(9.4)	(6.9)	(13.7)	(60.8)	(14.3)
Finland	1,782	(50.9)	(17.9)	(11.8)	(6.8)	(22.9)	(36.0)	(6.8)
France	1,000	(67.4)	(37.5)	(36.0)	(16.2)	(19.5)	(15.2)	(7.2)
Japan	2,211	(85.0)	(48.0)	(19.4)	(26.8)	(48.1)	(5.2)	(3.6)
Netherlands	2,000	(34.9)	(4.4)	(3.4)	(3.1)	(12.2)	(27.0)	(15.3)
Poland	5,276	(79.4)	(39.8)	(65.5)	(30.9)	(42.2)	(3.4)	(0.5)
Portugal	2,000	(51.9)	(27.5)	(30.8)	(14.7)	(10.2)	(33.3)	(10.7)
Sweden	2,001	(71.8)	(41.9)	(36.2)	(31.7)	(15.9)	(11.1)	(3.9)
Switzerland
USA	1,000	(30.8)	(17.0)	(2.3)	(2.5)	(14.3)	(11.6)	(36.9)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 重複選択（最多3項目まで）による。

Q35 銃器の所有

国名	総数	はい	いいえ	回答拒否	わからない
総数	27,523	(14.9)	(84.0)	(0.9)	(0.2)
Australia	2,005	(9.7)	(89.4)	(0.7)	(0.1)
Canada	2,078	(20.8)	(77.6)	(1.2)	(0.3)
England & Wales	1,936	(5.9)	(93.8)	(0.3)	(0.1)
Finland	1,782	(30.6)	(69.0)	(0.4)	-
France	1,000	(17.5)	(80.5)	(1.6)	(0.4)
Japan	2,211	(1.0)	(98.9)	(0.1)	-
Netherlands	2,000	(3.8)	(94.9)	(0.9)	(0.6)
Poland	5,276	(4.6)	(94.4)	(1.0)	-
Portugal	2,000	(13.8)	(84.3)	(1.3)	(0.7)
Sweden	2,001	(18.1)	(81.6)	(0.2)	(0.1)
Switzerland	4,234	(30.3)	(69.2)	(0.5)	-
USA	1,000	(37.8)	(56.0)	(5.2)	(1.0)

注 England & Wales のデータには、欠損値がある。

SQ1 所有している銃器の種類

国名	総数	拳銃	散弾銃	ライフル	空気銃	その他	回答拒否	わからない
総数	4,100	(25.0)	(55.8)	(26.4)	(16.3)	(9.7)	(2.0)	(2.2)
Australia	195	(10.3)	(39.0)	(61.5)	(13.3)	(4.6)	(4.1)	(7.7)
Canada	433	(9.0)	(50.6)	(50.6)	(18.2)	(5.1)	(4.6)	(4.8)
England & Wales	114	(2.6)	(46.5)	(13.2)	(46.5)	(6.1)	(1.8)	(4.4)
Finland	545	(20.6)	(60.2)	(44.4)	(39.6)	(6.8)	(0.4)	(0.6)
France	175	(12.6)	(58.9)	(25.7)	(9.1)	(4.6)	(3.4)	-
Japan	22	-	(27.3)	(9.1)	(45.5)	(18.2)	-	(4.5)
Netherlands	75	(20.0)	(13.3)	(5.3)	(57.3)	(6.7)	(1.3)	(2.7)
Poland	243	(28.4)	(20.2)	(4.5)	(21.8)	(35.0)	(3.3)	(3.3)
Portugal	275	(29.8)	(58.2)	(11.6)	(11.6)	(1.5)	(2.2)	(1.1)
Sweden	362	(9.7)	(53.6)	(52.5)	(17.7)	(11.6)	(1.9)	(2.8)
Switzerland	1,283	(34.8)	(70.1)	-	-	(11.1)	(0.4)	(0.3)
USA	378	(48.1)	(50.5)	(53.2)	(20.4)	(8.2)	(4.2)	(5.0)

注 1 前問で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ2 銃器の所有理由

国名	総数	狩猟のため	射撃（スポーツ）	収集物（コレクターズアイテム）	犯罪防止／自衛のため	軍隊／警察として	これまでずっと家にあったから	わからない／回答拒否
総数	4,100	(38.2)	(21.6)	(6.0)	(10.8)	(5.4)	(8.5)	(7.0)
Australia	195	(33.3)	(20.0)	(5.1)	(4.6)	(3.1)	(3.1)	(26.7)
Canada	433	(68.6)	(17.8)	(5.5)	(4.6)	(1.6)	(7.6)	(12.7)
England & Wales	114	(29.8)	(46.5)	(3.5)	(1.8)	(0.9)	(10.5)	(46.5)
Finland	545	(60.0)	(44.0)	(3.5)	(1.1)	(2.2)	(7.0)	(5.3)
France	175	(47.4)	(11.4)	(9.1)	(12.6)	(4.0)	(17.1)	(9.1)
Japan	22	(45.5)	(13.6)	(45.5)	-	-	(9.1)	-
Netherlands	75	(12.0)	(45.3)	(10.7)	(8.0)	(9.3)	(14.7)	(2.7)
Poland	243	(20.6)	(6.2)	(1.2)	(44.0)	(16.0)	(3.3)	(0.8)
Portugal	275	(51.6)	(15.3)	(1.8)	(22.2)	(7.6)	(6.9)	(2.2)
Sweden	362	(75.4)	(19.9)	(1.7)	(0.8)	(4.4)	(6.9)	(5.8)
Switzerland	1,283	(3.7)	(13.3)	(6.9)	(5.4)	(5.9)	(4.5)	(1.4)
USA	378	(60.8)	(31.2)	(14.3)	(36.5)	(7.9)	(28.3)	(9.3)

注 1 Q35で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

3 Japan には、「軍隊／警察として」の選択肢はない。

Q36 夜間外出頻度

国名	総数	ほとんど毎日	少なくとも週1回	少なくとも月1回	月1回以下	決して外出しない	わからない
総数	23,286	(8.8)	(34.3)	(19.3)	(21.0)	(15.6)	(1.0)
Australia	2,005	(11.5)	(50.6)	(20.2)	(12.9)	(3.8)	(1.0)
Canada	2,078	(14.7)	(54.6)	(16.5)	(9.8)	(3.7)	(0.7)
England & Wales	1,933	(14.7)	(49.4)	(16.6)	(12.7)	(5.3)	(1.4)
Finland	1,782	(5.3)	(24.2)	(31.6)	(30.2)	(8.2)	(0.5)
France	1,000	(7.3)	(37.1)	(22.9)	(15.9)	(14.7)	(2.1)
Japan	2,211	(2.2)	(19.1)	(18.4)	(35.3)	(24.0)	(1.0)
Netherlands	2,000	(7.3)	(51.2)	(19.9)	(13.0)	(7.2)	(1.5)
Poland	5,276	(9.5)	(23.8)	(14.8)	(21.7)	(29.4)	(0.7)
Portugal	2,000	(10.2)	(21.6)	(9.7)	(24.0)	(33.8)	(0.8)
Sweden	2,001	(2.5)	(24.0)	(32.3)	(34.7)	(6.3)	(0.2)
Switzerland
USA	1,000	(10.4)	(47.1)	(20.1)	(12.7)	(5.4)	(4.3)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 England & Wales のデータには、欠損値がある。

Q37 就業状況

国名	総数	働いている	求職中(失業中)	主婦・主夫	無職(定年退職者等)	学生	その他	わからない
総数	27,515	(54.3)	(4.1)	(8.8)	(24.0)	(7.5)	(1.2)	(0.2)
Australia	2,005	(63.4)	(4.3)	(5.9)	(19.8)	(3.9)	(2.5)	(0.1)
Canada	2,078	(60.4)	(5.0)	(6.2)	(19.9)	(7.5)	(0.9)	(0.1)
England & Wales	1,931	(61.4)	(2.4)	(7.7)	(22.8)	(4.0)	(1.2)	(0.5)
Finland	1,782	(53.4)	(6.5)	(2.9)	(25.3)	(10.4)	(1.3)	(0.2)
France	1,000	(51.7)	(6.9)	(6.4)	(26.6)	(7.9)	(0.5)	-
Japan	2,211	(62.8)	(1.1)	(17.6)	(12.7)	(5.7)	-	-
Netherlands	2,000	(56.1)	(1.0)	(13.5)	(21.6)	(5.6)	(2.4)	-
Poland	5,273	(41.2)	(9.2)	(4.7)	(36.9)	(6.9)	(1.3)	-
Portugal	2,000	(46.0)	(2.7)	(18.2)	(21.1)	(10.7)	(1.4)	-
Sweden	2,001	(59.0)	(2.5)	(4.0)	(23.6)	(10.1)	(0.7)	(0.0)
Switzerland	4,234	(56.3)	(1.1)	(11.3)	(20.3)	(10.2)	(0.7)	(0.1)
USA	1,000	(58.9)	(2.2)	(7.8)	(23.1)	(5.0)	(1.2)	(1.8)

注 England & Wales 及び Poland のデータには、欠損値がある。

Q38 教育歴(学校教育年数)

国名	総数	12年未満	12年間	13~15年	16~18年	19年以上	わからない/回答拒否
総数	22,019	(44.7)	(16.2)	(19.7)	(14.1)	(3.8)	(1.6)
Japan	2,084	(29.7)	(39.9)	(14.7)	(14.8)	(0.7)	(0.2)

(基本統計量)

国名	総数	平均値	中央値	最小値	最大値	標準偏差
総数	21,666	11.81	12	0	47	3.87
Australia	1,917	13.02	12	0	30	3.61
Canada	1,887	13.31	13	1	30	3.59
England & Wales	1,835	12.70	12	1	29	2.90
Finland	1,582	11.94	12	4	30	4.05
France	905	11.87	12	1	23	3.67
Japan	2,079	12.05	12	5	24	2.71
Netherlands	1,843	12.35	12	1	35	4.16
Poland	5,226	11.13	11	1	34	3.50
Portugal	1,669	7.93	6	1	25	4.54
Sweden	1,791	11.68	12	1	47	3.65
Switzerland
USA	932	13.72	14	1	28	3.50

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 Poland 以外は、前問(Q37)で「学生」とした者を除く。

3 基本統計量は、「わからない/回答拒否」を除く。

Q39 世帯収入

国名	総数	50%より上位			50%より下位			わからない /回答拒否
		上位 25%以上	上位 25~50%	わからない	わからない	下位 25~50%	下位 25%以下	
総数	27,513	(20.5)	(22.4)	(2.2)	(0.9)	(25.0)	(15.9)	(13.1)
Australia	2,005	(36.5)	(23.3)	(4.6)	(1.0)	(15.6)	(8.3)	(10.6)
Canada	2,078	(17.9)	(26.9)	(2.1)	(1.3)	(20.9)	(17.0)	(13.9)
England & Wales	1,931	(21.9)	(24.4)	(3.4)	(1.6)	(20.0)	(15.6)	(13.1)
Finland	1,782	(26.9)	(28.9)	(1.3)	(0.4)	(25.5)	(14.8)	(2.1)
France	1,000	(45.7)	(19.0)	(2.5)	(0.4)	(16.2)	(3.6)	(12.6)
Japan	2,211	(11.7)	(17.7)	(3.0)	(2.3)	(30.7)	(19.0)	(15.7)
Netherlands	2,000	(28.5)	(18.1)	(2.1)	(1.2)	(17.2)	(10.3)	(22.8)
Poland	5,271	(14.8)	(20.1)	(1.0)	(0.5)	(29.3)	(31.6)	(2.7)
Portugal	2,000	(13.0)	(11.6)	(1.1)	(0.7)	(17.8)	(12.8)	(43.1)
Sweden	2,001	(16.1)	(35.2)	(1.2)	(0.5)	(27.9)	(14.9)	(4.1)
Switzerland	4,234	(20.2)	(21.8)	(2.4)	(0.5)	(33.1)	(7.5)	(14.5)
USA	1,000	(14.3)	(28.0)	(3.3)	(0.9)	(24.1)	(10.0)	(19.4)

注 1 各国における世帯年間収入の四分位値を使用している。

2 Japan の四分位値は、総務省統計局の「貯蓄動向調査」に基づき、上位25%は1,024万円、50%は758万円、下位25%は396万円とした。

3 England & Wales 及び Poland のデータには、欠損値がある。

Q40 世帯収入の満足度

国名	総数	満足して いる	まあまあ満 足している	不満であ る	とても不 満である	わからない
総数	23,284	(26.5)	(37.7)	(23.8)	(10.5)	(1.5)
Australia	2,005	(13.1)	(58.8)	(17.6)	(7.4)	(3.2)
Canada	2,078	(45.9)	(30.7)	(15.5)	(5.9)	(2.1)
England & Wales	1,931	(37.7)	(36.2)	(16.1)	(6.8)	(3.2)
Finland	1,782	(40.3)	(30.1)	(21.8)	(6.7)	(1.1)
France	1,000	(33.2)	(36.1)	(22.1)	(8.6)	-
Japan	2,211	(11.5)	(58.1)	(27.5)	(2.8)	-
Netherlands	2,000	(64.0)	(26.6)	(7.0)	(2.5)	-
Poland	5,276	(4.4)	(26.0)	(42.3)	(25.8)	(1.5)
Portugal	2,000	(18.1)	(45.9)	(26.7)	(9.4)	-
Sweden	2,001	(29.8)	(47.0)	(14.9)	(7.2)	(1.0)
Switzerland
USA	1,000	(45.0)	(33.0)	(12.3)	(4.6)	(5.1)

注 1 Switzerland は、未調査である。

2 England & Wales のデータには、欠損値がある。

Q41 婚姻関係

国名	総数	独身 (未婚)	既婚	同棲 (結婚はして いない)	離婚/ 居	死別	回答拒否/ わからない
総数	27,518	(23.7)	(55.0)	(5.6)	(6.5)	(8.7)	(0.5)
Australia	2,005	(23.7)	(53.4)	(6.2)	(8.9)	(7.1)	(0.7)
Canada	2,078	(26.9)	(48.2)	(6.7)	(10.6)	(6.6)	(0.9)
England & Wales	1,931	(22.2)	(52.1)	(6.8)	(10.4)	(7.9)	(0.5)
Finland	1,782	(22.6)	(49.3)	(14.1)	(6.9)	(6.7)	(0.4)
France	1,000	(25.9)	(47.5)	(11.1)	(7.1)	(8.0)	(0.4)
Japan	2,211	(18.9)	(71.5)	(0.3)	(2.4)	(6.4)	(0.5)
Netherlands	2,000	(21.6)	(55.6)	(8.7)	(5.0)	(8.4)	(0.8)
Poland	5,276	(19.5)	(60.8)	(0.7)	(4.5)	(14.3)	(0.1)
Portugal	2,000	(21.8)	(64.5)	(1.7)	(2.7)	(9.2)	(0.3)
Sweden	2,001	(28.7)	(40.7)	(19.5)	(4.9)	(5.8)	(0.3)
Switzerland	4,234	(30.3)	(50.4)	(3.0)	(8.3)	(7.4)	(0.5)
USA	1,000	(23.3)	(54.9)	(2.1)	(9.5)	(7.9)	(2.3)

注 England & Wales のデータには、欠損値がある。

Q42 世帯当たりの人員

国名	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	回答拒否
Japan	2,211	(6.0)	(21.6)	(21.1)	(24.2)	(14.4)	(12.7)	-

SQ1 世帯の16歳以上の人数

国名	総数	1人	2人	3人	4人以上
Japan	2,078	(1.0)	(37.2)	(24.2)	(37.7)

SQ2 世帯の16歳以上の男性の人数

国名	総数	0人	1人	2人	3人	4人以上
Japan	2,078	(2.3)	(47.6)	(35.3)	(12.1)	(2.7)

注 その他の国は略。

2 質問紙（日本語版）

第6555号

国際犯罪被害実態調査

平成12年1月

支局番号	地点番号	対象番号	調査員名	点検者名

Q1 【調査員記入】

シート=01

（性別）

- 1 2
男 性 女 性

⑩

《まず、はじめに車に関する犯罪被害についてお聞きします。》

Q2 過去5年間、すなわち1995年（平成7年から）から、あなたの世帯で、自家用の乗用車、バン、トラックを所有していた人はいましたか。

- 1 2
はい いいえ
↓ (Q3へ)

⑪

Q2-SQ1 過去5年間に、あなたの世帯で使っていた車は何台あることが多かったですか。

- 1 2 3 4 5 6
1台 2台 3台 4台 5台以上 わからない

⑫

Q2-SQ2 過去5年間に、あなた又はあなたの世帯で自家用の乗用車、バン、トラックを盗まれたことがありますか。

- 1 2 3
ある ない わからない

⑬

Q2-SQ3 それでは車の盗難以外に過去5年間に、あなた又はあなたの世帯でカーラジオなどの車に置いてあった物、又は車のミラーやタイヤなどの車の部品を盗まれたことがありますか。車の破損はここに含めないでください。また、車の盗難時に起きた車上盗難も含めないでください。

- 1 2 3
はい いいえ わからない

⑭

Q2-SQ4 盗難とは別に、過去5年間に、あなたの世帯が保有する自家用の乗用車、バン、トラックが故意に傷つけられたり破損されたりしたことがありますか。自分が故意であると考えられる場合は含めてください。なお、交通事故は含めないでください。

- 1 2 3
ある ない わからない

⑮

《原付自転車、スクーター、オートバイに関する犯罪被害についてお聞きします。》

Q 3 過去5年間に、あなたの世帯で原付自転車、スクーター、オートバイを保有していた人がいましたか。

1
はい
↓

2
いいえ
└ (Q 4へ)

⑰

Q 3-SQ 1 過去5年間に、あなたの世帯で使っていた原付自転車、スクーター、オートバイは何台あったことが多かったですか。

1 2 3 4 5 6
1台 2台 3台 4台 5台 わからない

⑱

Q 3-SQ 2 過去5年間に、あなた又はあなたの世帯で原付自転車、スクーター、オートバイが盗まれたことがありますか。

1
ある

2
ない

3
わからない

⑲

《自転車に関する犯罪被害についてお聞きします。》

Q 4 過去5年間に、あなたの世帯で自転車を保有していた人がいましたか。子どもの自転車を含めます。

1
はい
↓

2
いいえ
└ (Q 5へ)

⑳

Q 4-SQ 1 過去5年間に、あなたの世帯で使っていた自転車は何台のことが多かったですか。

1 2 3 4 5 6
1台 2台 3台 4台 5台以上 わからない

㉑

Q 4-SQ 2 過去5年間に、あなた又はあなたの世帯で自転車が盗まれたことがありますか。子どもの自転車を含めます。

1
はい

2
いいえ

3
わからない

㉒

《次に、お宅への不法侵入被害についてお聞きします。》

Q 5 過去5年間に、誰かがあなたの家又はアパートに許可なく入り込み、何かを盗んだ、又は盗もうとしたことがありましたか。ここでは、車庫、納屋、物置、倉庫は家には含めません。また、地下室は含めますが、別荘での盗難は含めません。

1
ある

2
ない

3
わからない

㉓

Q 6 今お答えいただいたこととは別に、過去5年間に、誰かがあなたの家やアパートの中に侵入しようとした形跡がありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されたり、鍵の周りに傷跡などがありましたか。

1
はい

2
いいえ

3
わからない

㉔

《次に、あなた自身に起こったことについてお聞きします。既にお答えいただいた事項や世帯の他の人について起こったことは含めないでください。》

Q7 過去5年間に、あなたは暴力又は脅迫により何かを盗まれた（強盗事件に遭われた）ことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。スリの被害は除いてください。

- | | | | |
|----------|----------|--------------|---|
| 1
あ る | 2
な い | 3
わ かり ない | ㉔ |
|----------|----------|--------------|---|

Q8 窃盗は、暴力を伴う強盗とは異なり、スリや財布、衣類、宝石、スポーツ用具を盗むことなど様々です。これらは職場、学校、飲食店、公共の交通機関、海岸、町中などで起こり得ます。すでにお聞きした家での被害を除いて、過去5年間にあなた自身がこれらの盗難の被害者となったことがありますか。

- | | | | |
|----------|----------|--------------|---|
| 1
あ る | 2
な い | 3
わ かり ない | ㉕ |
|----------|----------|--------------|---|

《ここからは、これまでにあなた自身が被害者となった暴力犯罪についてお聞きしたいと思います。》

(女性の方に)

Q9 次はお答えしにくい質問かもしれませんが、ご容赦下さい。人はしばしば性的な目的のために他人を掴んだり、触ったり、暴行を加えたりすることがあり、それが実に許し難い場合があります。これは家又はその他の場所、飲食店、町中、学校、公共の交通機関、映画館、海岸、職場などで起こり得ます。過去5年間に、あなたはこれらの行為による被害を受けたことがありますか。ゆっくり考えてください。家庭内の性的暴行を含めてお考えください。

- | | | | |
|----------|----------|--------------|---|
| 1
あ る | 2
な い | 3
わ かり ない | ㉖ |
|----------|----------|--------------|---|

(全員の方に)

Q10 今までお聞きした事件を別として、過去5年間に、家又は飲食店、町中、学校、公共の交通機関、海岸、あなたの職場などで、本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を受けたことがありますか。家庭内暴力を含めてください。（調査員注：男性に対する性的暴力が上げられた場合は含めてください。）

- | | | | |
|----------|----------|--------------|---|
| 1
あ る | 2
な い | 3
わ かり ない | ㉗ |
|----------|----------|--------------|---|
- └─ (Q11へ)

Q10-SQ1 ゆっくりとお考えください。この種の事件は、あなたのパートナー、家族、親しい友人が関係していることがあります。これまでに述べた事件は別にして、過去5年間に、あなたは自分が知っている相手から本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を個人的に受けたことがありますか。

- | | | | | |
|----------|------------|--------------|--------------|---|
| 1
は い | 2
い い え | 3
わ かり ない | 4
回 答 拒 否 | ㉘ |
|----------|------------|--------------|--------------|---|

《ここからは、あなた又はあなたの世帯に対して起こった犯罪について詳しくお聞きします。》

Q 2 - S Q 2 で「1 車が盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外は Q12へ

Q11 車の盗難についてお聞きします。それが起こった時期はいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をする》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

1	2	3	4	⑳
今 年	昨 年（1999年）	それ以前	わからない／思い出せない	
└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	
(Q11-SQ2へ)		(Q11-SQ2へ)		

Q11-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	㉑
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q11-SQ2【回答票1】（最も最近の）車の盗難にあったのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	㉒
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	
自宅（車庫、納屋、 私設車道を含む）	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない	

Q11-SQ3（最も最近の事件で）盗難にあった車は戻りましたか。

1	2	㉓
は い	いいえ	

Q11-SQ4（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

1	2	3	㉔
は い	いいえ	わからない	

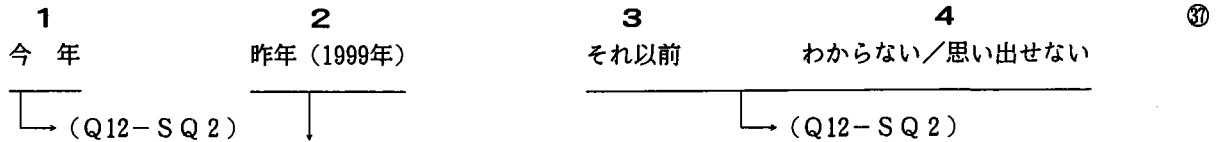
Q11-SQ5 すべてのことを考慮に入れると、その事件はどの程度あなた又はあなたの世帯にとって重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1	2	3	㉕
とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	

Q2-SQ3で「1 車上盗難にあったことがある」と答えた人に、それ以外はQ13へ

Q12 あなたがさきほど、回答された車上盗難が起こったのはいつですか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をする》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）



Q12-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

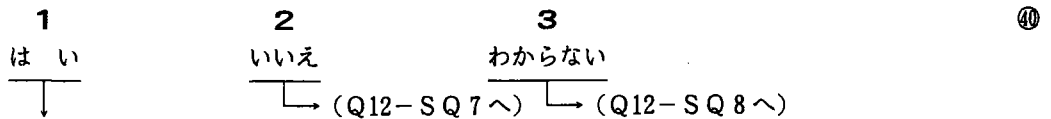
- | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ㉑ |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q12-SQ2 [回答票1] (最も最近の) 車上盗難が起こったのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----|------|-----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ㉒ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | (キ) | |
| 自宅（車庫、納屋、
私設車道を含む） | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わからない | |

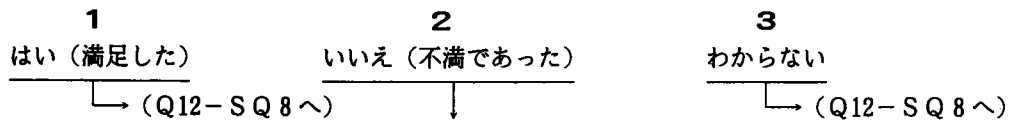
Q12-SQ3 (最も最近の事件のとき) あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。



Q12-SQ4 [回答票2] 届け出たのは、どういう理由からですか。あなたが届け出ていない場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M.A.)

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | (ア) 財産を取り戻すため | |
| 2 | (イ) 保険金を得るため | |
| 3 | (ウ) 犯罪は届け出るべきである／重大な事件である | |
| 4 | (エ) 犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから | ㉔ |
| 5 | (オ) 再発を防ぐため | |
| 6 | (カ) 助けを求めため | |
| 7 | (キ) 犯人からの賠償を得るため | |
| 8 | (ク) その他 () | |
| 9 | わからない | |

Q12-SQ5 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



Q12-SQ6 [回答票3] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対応をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けばQ12-SQ8へ)

(Q12-SQ3で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q12-SQ7 [回答票4] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア)それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ)自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ)警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ)代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ)家族が解決した
- 6 (カ)保険に入っていない
- 7 (キ)警察は何もできない/証拠がない
- 8 (ク)警察は何もしてくれない
- 9 (ケ)警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 (サ) その他 ()
- 12 わからない

Q12-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|----------|----------|------------|----|
| 1 | 2 | 3 | ④⑥ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q2-SQ4で「1 車が破損されたことがある」と答えた人に、それ以外はQ14へ

Q13 あなたの車への破損行為がなされたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合、2の昨年（1999年）に○をする》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

- | | | | | |
|---------------|------------|------|---------------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ⑤ |
| 今 年 | 昨 年（1999年） | それ以前 | わからない／思い出せない | |
| └─ (Q13-SQ2へ) | | | └─ (Q13-SQ2へ) | |

Q13-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑥ |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q13-SQ2 [回答票5]（最も最近の）車が破損されたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は、国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----|------|-----|-----|-----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑦ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | | |
| 自宅（車庫、納屋、
私設車道を含む） | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わから
ない | |

Q13-SQ3（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|-----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑧ |
| は い | いいえ | わからない | |

Q13-SQ4 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-------|--------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑨ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q3-SQ2で「1 原付自転車、スクーター、オートバイが盗まれた」と答えた方に、それ以外はQ15へ

Q14 あなたの原付自転車、スクーター、オートバイの盗難についてお聞きます。それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《盗難に複数回遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をすること》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

- | | | | | |
|---------------|------------|------|---------------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ⑩ |
| 今 年 | 昨 年（1999年） | それ以前 | わからない／思い出せない | |
| └─ (Q14-SQ2へ) | | | └─ (Q14-SQ2へ) | |

Q14-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑪ |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q14-SQ2〔回答票6〕（最も最近の）原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 58 |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | | |
| 自宅(車庫、納屋、
私設車道を含む) | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わから
ない | |

Q14-SQ3（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 59 |
| はい | いいえ | わからない | |

Q14-SQ4 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのぐらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|----------|----------|------------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 60 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q4-SQ2で「1 自転車が盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ16へ

Q15 先にお答えいただいた自転車の盗難が起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年(1999年)ですか、それともそれ以前ですか。

《盗難に複数回遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をすること》
 (「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

- | | | | | |
|---------------|-----------|---------------|--------------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 61 |
| 今年 | 昨年(1999年) | それ以前 | わからない/思い出せない | |
| └─ (Q15-SQ2へ) | ↓ | └─ (Q15-SQ2へ) | | |

Q15-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 62 |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q15-SQ2〔回答票6〕（最も最近の）自転車の盗難にあったのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 63 |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | | |
| 自宅(車庫、納屋、
私設車道を含む) | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わから
ない | |

Q15-SQ3（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

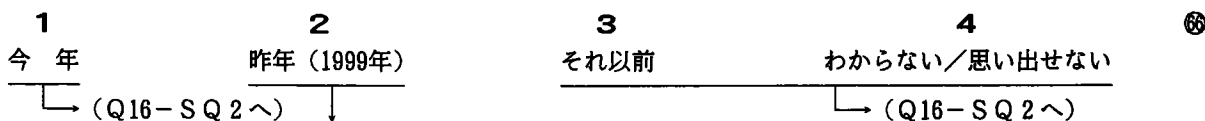
- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 64 |
| はい | いいえ | わからない | |

Q15-SQ4 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのぐらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|----------|----------|------------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 65 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q5で「1 不法侵入者があった」と答えた方に、それ以外はQ17へ

Q16 あなたは過去5年間に誰かがあなたの家に侵入して何かを盗んだり、盗もうとしたことがあるとお答えいただきましたが、それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をすること》（「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

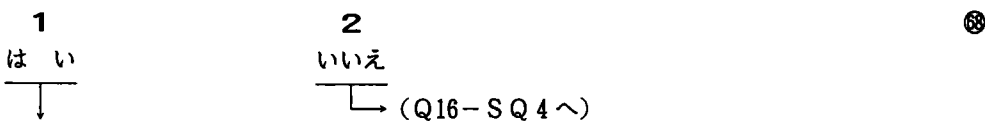


Q16-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。



《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q16-SQ2（最も最近のとき）実際に何かを盗まれましたか。



Q16-SQ3 あなたは盗まれた物の価格はだいたいどれぐらいだと思いますか。おおよそで結構ですからお答えください。

(十)(億)(千)(百)(十)(万)(千)(百)(十)(一)

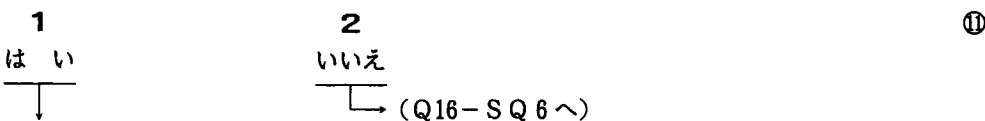
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

㉜~㉝

Q16-SQ4 盗まれた物以外に財産上の損害がありましたか。

シート=02



Q16-SQ5 その損害の額はだいたいどれぐらいだと思いますか。おおよそで結構ですからお答えください。

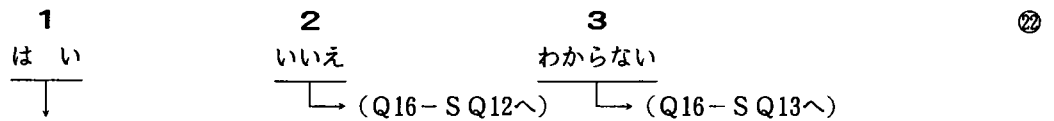
(十)(億)(千)(百)(十)(万)(千)(百)(十)(一)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

㉟~㊀

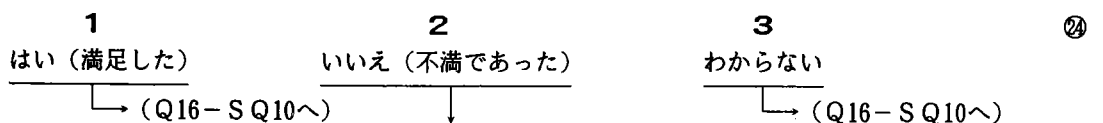
Q16-SQ6 あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。



Q16-SQ7 [回答票7] 届け出たのは、どういう理由からですか。あなたが届け出ている場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 財産を取り戻すため
 - 2 (イ) 保険金を得るため
 - 3 (ウ) 犯罪は届け出るべきである/重大な事件である
 - 4 (エ) 犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから
 - 5 (オ) 再発を防ぐため
 - 6 (カ) 助けを求めるため
 - 7 (キ) 犯人からの賠償を得るため
 - 8 (ク) その他 ()
 - 9 わからない
- ㉑

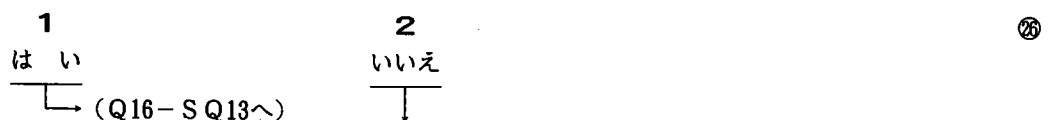
Q16-SQ8 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



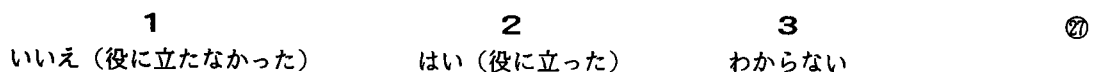
Q16-SQ9 [回答票8] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
 - 2 (イ) 関心を持たなかった
 - 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
 - 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
 - 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
 - 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
 - 7 (キ) 到着するのが遅かった
 - 8 (ク) その他 ()
 - 9 わからない
- ㉓

Q16-SQ10 犯罪被害者に情報を提供したり、実際の又は精神的な支援を与えるための機関を設立している国があります。あなた又はあなたの世帯は、そのような専門機関から援助を受けましたか。



Q16-SQ11 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなた又はあなたの世帯にとって役に立ったと考えますか。



(ここまで聞けばQ16-SQ13へ)

(Q16-SQ6で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q16-SQ12〔回答票9〕 どうして届け出なかったのですか。いくつかもお答えください。(M.A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない／損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した／犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件／警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 保険に入っていない
- 7 (キ) 警察は何もできない／証拠がない
- 8 (ク) 警察は何もしてくれない
- 9 (ケ) 警察が怖い／嫌い／警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 (サ) その他 ()
- 12 わからない

㉘
㉙

Q16-SQ13 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。非常に重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

㉚

Q6で「1 住居侵入未遂があった」と答えた方に、それ以外はQ18へ

Q17 あなたがさきほど回答された住居侵入未遂が起こったのはいつですか。今年ですか、昨年(1999年)ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回盗難に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をする》
 (「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

- | | | | |
|---------------|-----------|----------|---------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 今年 | 昨年(1999年) | それ以前 | わからない／思い出せない |
| └─ (Q17-SQ2へ) | └─ | └─ | └─ (Q17-SQ2へ) |

㉛

Q17-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない |

㉜

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q17-SQ2 (最も最近の事件のとき) あなた又は誰かが、事件を警察に届け出ましたか。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 |
| はい | いいえ | わからない |

㉝

Q17-SQ3 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1 | 2 | 3 |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない |

㉞

Q7で「1 暴力や脅迫によって何かを盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ19へ

Q18 あなたがさきほど回答された強盗事件に遭われたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回強盗に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をすること》
 (「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

1	2	3	4	⑳
今 年	昨 年 (1999年)	それ以前	わからない／思い出せない	
└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	
(Q18-SQ2へ)		(Q18-SQ2へ)		

Q18-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	㉑
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q18-SQ2 [回答票10] (最も最近の)事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	㉒
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		
自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない	

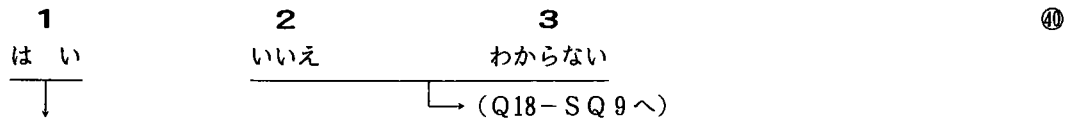
Q18-SQ3 犯人は何人でしたか。

1	2	3	4	㉓
1 人	2 人	3人以上	わからない	

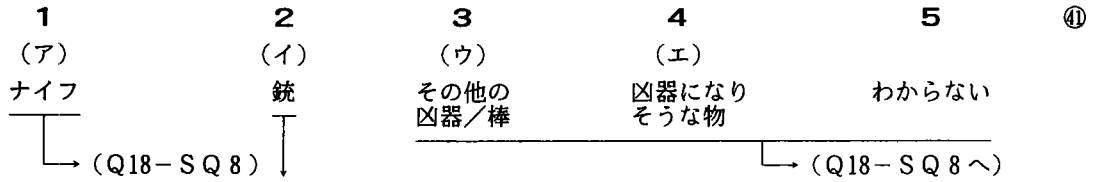
Q18-SQ4 [回答票11] (一番最近の事件について)あなたは犯罪時に犯人の名前又は顔を知っていましたか。

1	2	3	4	5	㉔
(ア) 犯人を知らなかった	(イ) (少なくとも1人は) 顔を知っていた	(ウ) (少なくとも1人は) 名前を知っていた	(エ) 犯人を見なかった	わからない	

Q18-SQ5 犯人（の中で誰か）は、ナイフや銃、その他の凶器もしくは凶器になりそうな物を持っていましたか。

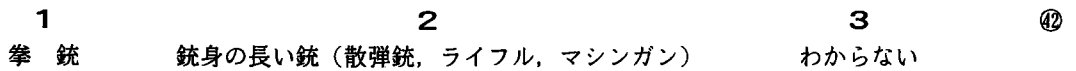


Q18-SQ6 [回答票12] それは何でしたか。(M.A.)



Q18-SQ7 それは拳銃又は銃身の長い銃でしたか。(M.A.)

《銃身の長い銃には、散弾銃、ライフル、マシンガンを含みます》



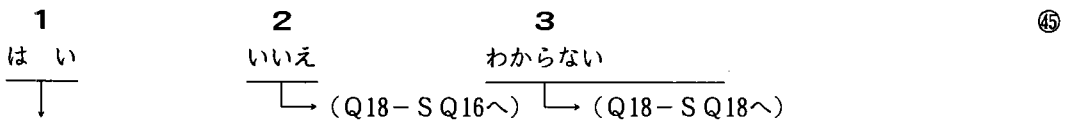
Q18-SQ8 凶器は実際に使われましたか。なお、ナイフ/その他の凶器/棒はそれを使って脅かされたり身体に触れた場合、銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。



Q18-SQ9 犯人は実際に何かを奪い取りましたか。



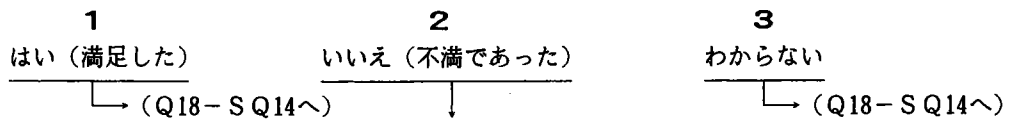
Q18-SQ10 あなた又は誰かが、その事件を警察に届け出ましたか。



Q18-SQ11 [回答票13] 届け出たのはどういう理由からですか。あなたが届け出ていない場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M.A.)

- 1 (ア) 財産を取り戻すため
- 2 (イ) 保険金を得るため
- 3 (ウ) 犯罪は届け出るべきである/重大な事件である
- 4 (エ) 犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから
- 5 (オ) 再発を防ぐため
- 6 (カ) 助けを求めため
- 7 (キ) 犯人からの賠償を得るため
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

Q18-S Q12 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



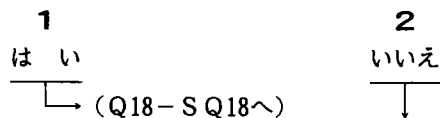
Q18-S Q13 [回答票14] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

(M. A.)

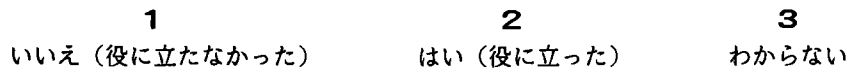
- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

④

Q18-S Q14 犯罪被害者に情報を提供したり、实际的又は精神的支援を与えるための機関を設立している国があります。あなたはそのような専門機関に連絡しましたか。



Q18-S Q15 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなたにとって役に立ったと考えますか。



(ここまで聞けばQ18-S Q18へ)

(Q18-S Q10で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q18-S Q16 [回答票15] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア)それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ)自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ)警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ)代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ)家族が解決した
- 6 (カ)保険に入っていない
- 7 (キ)警察は何もできない/証拠がない
- 8 (ク)警察は何もしてくれない
- 9 (ケ)警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから)あえてしない
- 11 (サ)その他 ()
- 12 わからない

⑤

⑤

Q 9 で「1 性的暴力を受けた」と答えた方に、それ以外は Q21へ

- Q20 あなたは性的犯罪の被害を受けたと回答されました。そのことについて伺ってもよろしいでしょうか。その事件が起こったのはいつでしたか。今年でしたか、昨年（1999年）でしたか、それともそれ以前でしたか。
 《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合2の昨年（1999年）に○をすること》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

1	2	3	4	⑥1
今 年	昨 年 (1999年)	それ以前	わからない/思い出せない	
└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	
(Q20-SQ2へ)			(Q20-SQ2へ)	

Q20-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	⑥2
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q20-SQ2 [回答票17] (最も最近) 事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	⑥3
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		
自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない	

Q20-SQ3 犯人は何人でしたか。

1	2	3	4	⑥4
1 人	2 人	3人以上	わからない	

Q20-SQ4 [回答票18] (最も最近の事件について) あなたは、犯罪時に犯人の名前又は顔を知っていましたか。

1	2	3	4	⑥5
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	
犯人を 知らなかった	(少なくとも1人は) 顔を知っていた	(少なくとも1人は) 名前を知っていた	犯人を 見なかった	
└─┬─┘		└─┬─┘	└─┬─┘	
(Q20-SQ6へ)			(Q20-SQ6へ)	

Q20-SQ5 [回答票19] 犯人は、あなたの配偶者、元配偶者、パートナー、元パートナー、恋人、元恋人、家族・親戚又は親しい友人でしたか、それとも一緒に働いたことのある人でしたか。(M. A.)

《調査員注：明確でない場合、犯罪時点で元配偶者、元パートナー、元恋人であったかをはっきりさせること》

- 1 (ア) 配偶者、パートナー (その時点で)
 - 2 (イ) 元配偶者、元パートナー (その時点で)
 - 3 (ウ) 恋人 (その時点で)
 - 4 (エ) 元恋人 (その時点で)
 - 5 (オ) 家族・親戚
 - 6 (カ) 親しい友人
 - 7 (キ) 一緒に働いていた/働いたことのある人
 - 8 (ク) 上記の誰でもない
 - 9 回答拒否
- ⑥6

Q20-SQ6 犯人（の中で誰か）は、ナイフや銃、その他の凶器もしくは凶器になりそうな物を持っていましたか。

- | | | | |
|----------|-------------------------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | ⑥7 |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | └──────────┘ | | |
| | └──────────┘ (Q20-SQ9へ) | | |

Q20-SQ7〔回答票20〕それは何でしたか。（M. A.）

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑥8 |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| ナイフ | 銃 | その他の凶器／棒 | 凶器になりそうな物 | わからない | |

Q20-SQ8 凶器は実際に使われましたか。なお、ナイフ／その他の凶器／棒はそれを使って脅かされたり身体に凶器が物理的に触れた場合、銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1 | 2 | ⑥9 |
| はい | いいえ | |

Q20-SQ9〔回答票21〕事件は、レイプ（強制的なセックス）、レイプ未遂、強制わいせつ、又はあなたにとって許し難い行為（痴漢、セクハラなど）のどれに当てはまりますか。

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|-----------------------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑦0 |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| レイプ | レイプ未遂 | 強制わいせつ | (痴漢、セクハラなど)
許し難い行為 | わからない | |

Q20-SQ10 あなたは事件を犯罪であると考えますか。

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | ⑦1 |
| はい | いいえ | わからない | |

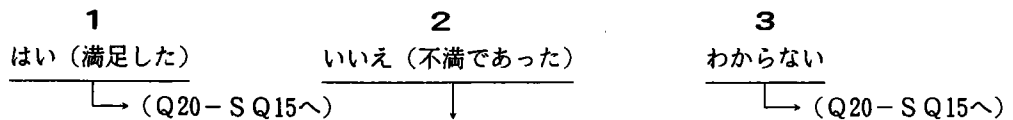
Q20-SQ11 あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|----------|--------------------------|----------|--------------------------|
| 1 | 2 | 3 | ⑦2 |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | └──────────┘ | | |
| | └──────────┘ (Q20-SQ17へ) | | └──────────┘ (Q20-SQ19へ) |

Q20-SQ12〔回答票22〕届け出たのはどういう理由からですか。あなたが届け出していない場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。（M. A.）

- | | | |
|----------|---------------------------|-----------|
| 1 | (ア) 犯罪は届け出るべきである／重大な事件である | ⑦3 |
| 2 | (イ) 犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから | |
| 3 | (ウ) 再発を防ぐため | |
| 4 | (エ) 助けを求めするため | |
| 5 | (オ) 犯人からの賠償を得るため | |
| 6 | (カ) その他 () | |
| 7 | わからない | |

Q20-S Q13 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



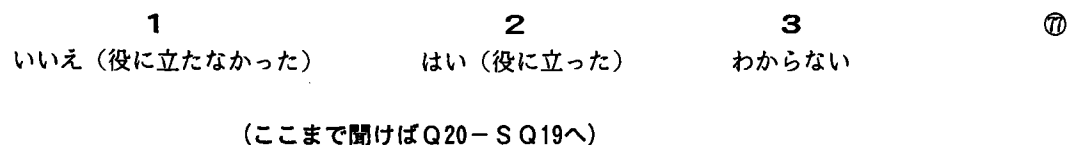
Q20-S Q14 [回答票23] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対応をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 十分な経過通知がなされなかった
- 5 (オ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 6 (カ) 到着するのが遅かった
- 7 (キ) その他 ()
- 8 わからない

Q20-S Q15 犯罪被害者に情報を提供したり、实际的又は精神的支援を与えるための機関を設立している国があります。あなたはそのような専門機関に連絡しましたか。



Q20-S Q16 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなたにとって役に立ったと考えますか。



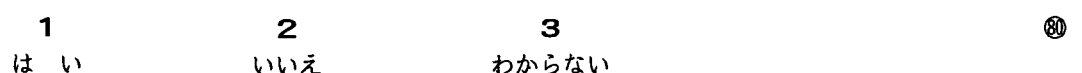
(Q20-S Q11で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q20-S Q17 [回答票24] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 警察は何もできない/証拠がない
- 7 (キ) 警察は何もしてくれない
- 8 (ク) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 9 (ケ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 10 (コ) その他 ()
- 11 わからない

(Q20-S Q11で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q20-S Q18 ちょっと確認させてください。あなた又は誰かがその事件を取り扱うことができる機関に届け出ましたか。



Q20-SQ19 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなたにとってどのぐらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|----------|----------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉑ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q10で「1 暴行や脅迫を受けたことがある」もしくはQ10-SQ1で「1 はい」と答えた方に、それ以外はQ22へ

Q21 あなたがさきほど回答された暴行事件又は脅迫事件に遭われたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害者となっている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の（1999年）に○をすること》
（「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

- | | | | | |
|---------------|------------|----------|---------------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉒ |
| 今 年 | 昨 年（1999年） | それ以前 | わからない／思い出せない | |
| └─ (Q21-SQ2へ) | └─ | └─ | └─ (Q21-SQ2へ) | |

Q21-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ㉓ |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q21-SQ2 [回答票25]（最も最近）事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ㉔ |
| (ア)
自宅 | (イ)
自宅付近 | (ウ)
職場 | (エ)
市町村内 | (オ)
国内 | (カ)
海外 | わからない | |

Q21-SQ3 犯人は何人でしたか。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉕ |
| 1 人 | 2 人 | 3人以上 | わからない | |

Q21-SQ4 [回答票26]（最も最近の事件について）あなたは犯罪時に犯人の名前又は顔を知っていましたか。

- | | | | | |
|----------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉖ |
| (ア)
犯人を
知らなかった | (イ)
(少なくとも1人は)
顔を知っていた | (ウ)
(少なくとも1人は)
名前を知っていた | (エ)
犯人を
見なかった | |
| └─ | └─ (Q21-SQ6へ) | └─ | └─ (Q21-SQ6へ) | |

Q21-SQ5 [回答票27] 犯人は、あなたの配偶者、元配偶者、パートナー、元パートナー、恋人、元恋人、家族・親戚又は親しい友人でしたか、それとも一緒に働いたことのある人でしたか。（M. A.）

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---|
| 1 (ア) 配偶者、パートナー（その時点で） | 6 (カ) 親しい友人 | ㉗ |
| 2 (イ) 元配偶者、元パートナー（その時点で） | 7 (キ) 一緒に働いていた／働いたことのある人 | |
| 3 (ウ) 恋人（その時点で） | 8 (ク) 上記の誰でもない | |
| 4 (エ) 元恋人（その時点で） | 9 回答拒否 | |
| 5 (オ) 家族・親戚 | | |

Q21-SQ6 実際に何が起こったのか教えてください。脅迫されましたか、暴力をふるわれましたか。

- | | | | |
|----------|----------|---------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑧ |
| 脅迫されただけ | 暴力をふるわれた | わからない | |
| ↓ | | ↳ (Q21-SQ12へ) | |

Q21-SQ7 犯人（の中で誰か）は、ナイフや銃、その他の凶器もしくは凶器になりそうな物を持っていましたか。

- | | | | |
|----------|---------------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑨ |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | ↳ (Q21-SQ10へ) | | |

Q21-SQ8 [回答票28] それは何でしたか。(M.A.)

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ⑩ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| ナイフ | 銃 | その他の凶器/棒 | 凶器になりそうな物 | わからない | |

Q21-SQ9 凶器は実際に使われましたか。なお、ナイフ/その他の凶器/棒はそれを使って脅かされたり身体に触れた場合、銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。 シート=03

- | | | |
|----------|----------|---|
| 1 | 2 | ⑪ |
| はい | いいえ | |

Q21-SQ10 その結果、あなたはけがをしましたか。

- | | | |
|----------|---------------|---|
| 1 | 2 | ⑫ |
| はい | いいえ | |
| ↓ | ↳ (Q21-SQ12へ) | |

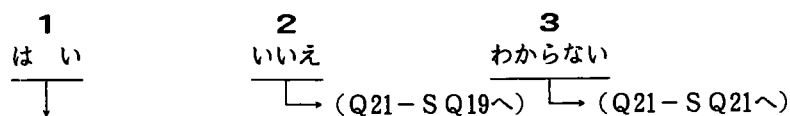
Q21-SQ11 その結果、あなたは医師又は医療関係者の治療を受けましたか。

- | | | |
|----------|----------|---|
| 1 | 2 | ⑬ |
| はい | いいえ | |

Q21-SQ12 あなたはその事件を犯罪であると考えますか。

- | | | | |
|----------|----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑭ |
| はい | いいえ | わからない | |

Q21-S Q13 あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

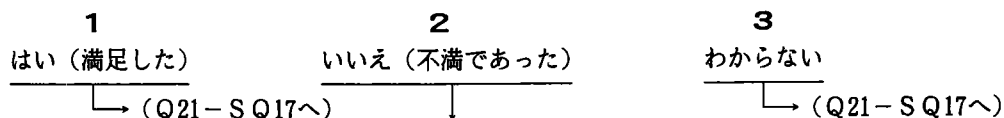


Q21-S Q14 [回答票29] 届け出たのはどういう理由からですか。あなたが届け出ている場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 財産を取り戻すため
- 2 (イ) 保険金を得るため
- 3 (ウ) 犯罪は届け出るべきである／重大な事件である
- 4 (エ) 犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから
- 5 (オ) 再発を防ぐため
- 6 (カ) 助けを求めため
- 7 (キ) 犯人からの賠償を得るため
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

⑯

Q21-S Q15 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。

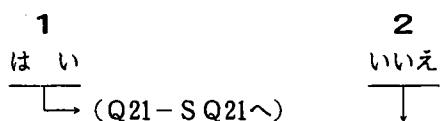


Q21-S Q16 [回答票30] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

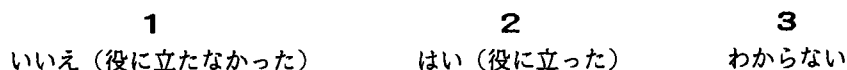
- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった／失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

⑱

Q21-S Q17 犯罪被害者に情報を提供したり、実際の又は精神的支援を与えるための機関を設立している国があります。あなたはそのような専門機関から援助を受けましたか。



Q21-S Q18 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなたにとって役に立ったと考えますか。



(ここまで聞けばQ21-S Q21へ)

(Q21-S Q13「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q21-S Q19 [回答票31] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 保険に入っていない
- 7 (キ) 警察は何もできない/証拠がない
- 8 (ク) 警察は何もしてくれない
- 9 (ケ) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 (サ) その他 ()
- 12 わからない

㉑
㉒

(Q21-S Q13「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q21-S Q20 ちょっと確認させてください。あなた又は誰かが、その事件を取り扱うことができる機関に届け出ましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉓ |
| はい | いいえ | わからない | |

Q21-S Q21 すべてを考慮に入れると、その事件はあなたにとってどのくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-------|--------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉔ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

(消費者詐欺)

Q22 ここで話題が少し変わります。昨年(1999年)あなたは消費者詐欺に遭いましたか。言い換えれば、誰かからあなたが物を買うときやサービスを受けるときに、商品やサービスの量や質について騙されたことがありますか。

- | | | | |
|----|-----------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉕ |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | └─ (Q23へ) | | |

《1999年に複数回遭っている場合、その年の最後に起きた事件についてお答えください。》

Q22-S Q1 [回答票32] (最も最近起きた事件で)詐欺はどのように行われたでしょうか。それは何に関してでしたか。

- | | | |
|-----------------------|------------|---|
| 1 (ア) 建設, 建築, 修繕作業 | 4 (エ) お店 | ㉖ |
| 2 (イ) 自動車修理工場で行われた作業 | 5 (オ) それ以外 | |
| 3 (ウ) ホテル, レストラン, 飲食店 | 6 わからない | |

Q22-S Q2 (最も最近の事件で)あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|-----------|-----|-------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | ㉗ |
| はい | いいえ | わからない | |
| └─ (Q23へ) | | ↓ | └─ (Q23へ) |

Q22-S Q3 あなた又は誰かが、その事件を公的又は民間の機関に届け出しましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉘ |
| はい | いいえ | わからない | |

(汚職)

Q23 一部の国では、政府又は公務員の汚職が問題となっています。1999年中に、あなたは、公務員、たとえば税関職員、警察官、検査官・監督官等から、サービスを受けるために、賄賂を支払うよう要求されたり、又はそれを期待されたことがありますか。

- | | | | |
|----|-----------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑳ |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | └─ (Q24へ) | | |

Q23-SQ1 [回答票33] そうしたことが最後にあったときにかかわっていたのは、どこの職員ですか。

- | | | | | | | |
|-------|-------|-----|----------|-------|------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ㉑ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | 回答拒否 | |
| 政府の役人 | 税関の職員 | 警察官 | 検査官・監督官等 | (その他) | | |

Q23-SQ2 そのとき、あなた又は誰かが、その汚職を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉒ |
| はい | いいえ | わからない | |
| └─ (Q24へ) | ↓ | └─ (Q24へ) | |

Q23-SQ3 あなた又は誰かが、その汚職を公的又は民間の機関に届け出ましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉓ |
| はい | いいえ | わからない | |

(犯罪に対する態度)

Q24 [回答票34] ここからはあなたの住んでおられる地域その地域における犯罪について、あなたの意見をお聞かせください。暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全であると感じますか。やや危ない、とても危ないと感じますか。

- | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉔ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | |
| とても安全 | まあまあ安全 | やや危ない | とても危ない | |

Q25 [回答票34] 暗くなってから家に一人にいるとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全であると感じますか。やや危ない、とても危ないと感じますか。

- | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉕ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | |
| とても安全 | まあまあ安全 | やや危ない | とても危ない | |

Q26 [回答票35] 今後12か月の内に誰かがあなたの家に侵入しようとするについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか、あり得ますかそれともあり得ませんか。

- | | | | | |
|---------|------|-------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉖ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | | |
| 非常にあり得る | あり得る | あり得ない | わからない | |

(警察活動について)

Q27 [回答票36] すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。非常に良くやっている、まあまあ良くやっていると思いますか、やや不十分である、非常に不十分であると思いますか。

- | | | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|-------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 36 |
| (エ) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| 非常に
良くやっている | まあまあ
良くやっている | やや不十分
である | 非常に不十分
である | わからない | |

Q28 [回答票37] それでは警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については全く同感ですか、どちらかといえば同感ですか、どちらかといえば反対、全く反対ですか。

- | | | | | | |
|------|------------|------------|------|-------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 37 |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| 全く同感 | どちらかといえば同感 | どちらかといえば反対 | 全く反対 | わからない | |

Q29 [回答票38] あなたの村、町、市の人口はどのくらいですか。

- 1 (ア) 居住者は10,000人以下
 - 2 (イ) 10,001~50,000人
 - 3 (ウ) 50,001~100,000人
 - 4 (エ) 100,001 ~500,000人
 - 5 (オ) 500,001 ~1,000,000人
 - 6 (カ) 居住者は1,000,001人以上
 - 7 わからない
- 38

(量刑について)

Q30 [回答票39] 犯罪者に科せられる処罰については人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑はこの中のどれだと思いますか。

- | | | | | | |
|------------|-----|------|------------|-------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 39 |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| 罰金 | 懲役 | 執行猶予 | その他
() | わからない | |
| └─┬ (Q32へ) | └─┬ | └─┬ | └─┬ (Q32へ) | | |

Q31 [回答票40] 懲役期間はどのくらいの長さが相当だと思いますか。

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 (ア) 1か月未満 | 6 (カ) 3年以上4年未満 | 11 (サ) 15年以上20年未満 |
| 2 (イ) 1か月以上6か月未満 | 7 (キ) 4年以上5年未満 | 12 (シ) 20年以上25年未満 |
| 3 (ウ) 6か月以上12か月未満 | 8 (ク) 5年以上6年未満 | 13 (ス) 25年以上の有期刑 |
| 4 (エ) 1年以上2年未満 | 9 (ケ) 6年以上10年未満 | 14 (セ) 無期刑 |
| 5 (オ) 2年以上3年未満 | 10 (コ) 10年以上15年未満 | 15 わからない |
- 40

個人及び世帯についての情報

Q32 この調査の結果を分析するため、あなた及びあなたの世帯について少しお聞きます。まず初めに、あなたの生まれた年を西暦を教えてください。

(調査員注：元号で答えた場合、右欄に記入し、あとで西暦換算すること)

1 9 年

(明治
大正
昭和 年)

42 43

Q33〔回答票41〕あなたが現在お住まいになっているのは、アパート／マンション、テラスハウス、一戸建て住宅などのどれですか。

- | | | | | | |
|----------------|----------------------------|----------|---------------------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ④ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| アパート／
マンション | テラスハウス（隣同士が
壁でくっついている家） | 一戸建て住宅 | 公共の建物
（病院，老人ホーム） | その他 | |
| | ↓ | | ↳ (Q34へ) | ↓ | |

Q33-SQ1〔回答票42〕あなたの家の防犯設備についてお聞きします。あなたの家はここにあげるようなものによって護られていますか。（M.A.）

- | | | |
|--|--|----------|
| <p>1 (ア) 侵入防止警報機</p> <p>2 (イ) 特別のドア鍵</p> <p>3 (ウ) 特別の窓／ドア格子</p> <p>4 (エ) 番 犬</p> <p>5 (オ) 高い塀</p> | <p>6 (カ) 管理人／ガードマン</p> <p>7 (キ) 互いの家を監視するための隣人との助け合いの
申し合わせ</p> <p>8 (ク) これらでは護られていない</p> | ⑤ |
|--|--|----------|

Q34〔回答票43〕青少年による犯罪に対する懸念が高まっています。青少年による犯罪を減らす為に最も有効だと考えている措置はありますか。3つまであげてください。（M.A.）

- | | |
|---|----------|
| <p>1 (ア) 両親によるより厳しいしつけ／より良い子育て／法律を尊重することを教える家庭教育</p> <p>2 (イ) 学校でのより厳しいしつけ／より良い教育</p> <p>3 (ウ) 貧困を減らす／雇用を改善する</p> <p>4 (エ) より良い警察活動／警官の増員</p> <p>5 (オ) 犯罪に対する刑を重くする／刑罰を厳しくする</p> <p>6 (カ) その他 ()</p> <p>7 わからない</p> | ⑥ |
|---|----------|

Q35. あなたの世帯で誰か拳銃，散弾銃，ライフル，空気銃を持っていますか。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ⑦ |
| は い | いいえ | 回答拒否 | わからない | |
| ↓ | | ↳ (Q36へ) | | |

Q35-SQ1〔回答票44〕どのような種類の銃をお持ちか教えていただけますか。（M.A.）

- | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑧ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | | | |
| 拳銃 | 散弾銃 | ライフル | 空気銃 | その他の銃 | 回答拒否 | わからない | |

Q35-SQ2〔回答票45〕銃を所持している理由は何ですか。（M.A.）

- | | |
|---|----------|
| <p>1 (ア) 狩猟のため</p> <p>2 (イ) 射撃（スポーツ）</p> <p>3 (ウ) 収集物として（コレクターズアイテム）</p> <p>4 (エ) 犯罪の防止／自衛のため</p> <p>5 (オ) これまでずっと家にあったから</p> <p>6 回答拒否</p> | ⑨ |
|---|----------|

Q36 [回答票46] 娯楽目的、例えば飲食店やレストランや映画に行ったり友達に会ったりするために、夜間、個人的にどのくらい外出されますか。それはほとんど毎日、少なくとも週に1回、少なくとも月に1回又はそれ以下ですか。

- | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|-----------|
| 1
(ア)
ほとんど毎日 | 2
(イ)
少なくとも週1回 | 3
(ウ)
少なくとも月1回 | 4
(エ)
月1回以下 | 5
(オ)
決して外出しない | 6
わからない | 50 |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|-----------|

Q37 [回答票47] あなたは働いておられますか。

- | | | | | | | |
|--------------------------|------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------|-----------|
| 1
(ア)
働いている | 2
(イ)
求職中である
(失業中) | 3
(ウ)
主婦・主夫 | 4
(エ)
無職(定年退職者等) | 5
(オ)
学校に行っている(学生) | 6
(その他) | 51 |
|--------------------------|------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------|-----------|
- ↓ (Q39へ)

Q38 学校教育を受けた年数を教えてください。

<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 80%;"></div>	年
--	---

52

Q39 あなたの世帯の合計収入は「758万円」の上ですか下ですか。

- | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------|
| 1
(ア)
758万円より下 | 2
(イ)
758万円より上 | 3
わからない/回答拒否 | 53 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------|
- ↓ (Q40へ)

Q39-SQ1 それは396万円より高いですか、低いですか。

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|-----------|
| 1
396万円より高い | 2
396万円より低い | 3
わからない | 54 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|-----------|

Q39-SQ2 それは1,024万円より高いですか、低いですか。

- | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------|-----------|
| 1
1,024万円より高い | 2
1,024万円より低い | 3
わからない | 55 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------|-----------|

Q40 [回答票48] あなたは自分の世帯の収入についてどのように思いますか。満足していますか、まあまあ満足していますか、不満ですか、とても不満ですか。

- | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------|
| 1
(ア)
満足している | 2
(イ)
まあまあ満足している | 3
(ウ)
不満である | 4
(エ)
とても不満である | 56 |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------|

Q41 [回答票49] あなたの婚姻関係はどれに当てはまりますか。

- | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|------------------|-----------|
| 1
(ア)
独身(未婚) | 2
(イ)
既婚 | 3
(ウ)
同棲(結婚はしていない) | 4
(エ)
離婚/別居 | 5
(オ)
配偶者が死亡 | 6
回答拒否 | 57 |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|------------------|-----------|

Q42 あなたの世帯の人数は何人ですか。

1	2	3	4	5	6	⑤⑨	
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上		
└ (終り)						↓	

Q42-SQ1 あなたの世帯で16歳以上の人は何人ですか。

1	2	3	4	⑥⑩
1 人	2 人	3 人	4人以上	

Q42-SQ2 そのうち、男性は何人ですか。

1	2	3	4	5	⑥⑪
1 人	2 人	3 人	4人以上	0 人	

ご協力ありがとうございました。

調査完了日 月 日

⑥② ⑥③ ⑥④ ⑥⑤

調査員性別 1 男性 2 女性 ⑥⑥

3 質問紙 (英語版)

2 2000 International Crime Victims Survey (CATI version)

Q1 Good morning/ afternoon/ evening. I am an interviewer of the Survey Company We are conducting an important survey for the about the problem of crime. Information obtained from the study will assist law enforcement agencies to better prevent crime in the future.

The survey is part of a major research project, which is being carried out in many different countries. May I ask you some questions for the survey? The interview won't take much of your time. Your answers will, of course, be treated confidentially and anonymously. <<INT. IF RESPONDENT IS SUSPICIOUS OR DOUBTFUL:>> If you want to check whether this survey is done in co-operation with or if you would like more information, I can give you the phone-number of someone at <<INT. IF RESPONDENT ASKS FOR THAT NUMBER:>> May I call you back in 30 minutes/ tomorrow?

- respondent is willing to co-operate
- respondent asks for telephone number and wants to make appointment
- respondent can be called back
- respondent refuses co-operation (SOFT refusal)
- respondent refuses co-operation (HARD refusal)

If answer is equal to code 4 or 5 then end of questionnaire

If answer is equal to code 2 or code 3 then make a call-back

Else continue with question 5

Q5 In order to determine which person I must interview, I would like to know how many people there are in your household, including yourself.

- 1 1
- 2 2
- 3 3

- 4 4
- 5 5
- 6 6 or more

If answer is equal to code 1 continue with question 16.

Else continue with question 6

Q6 How many people (persons) aged 16 or over are there in your household, including yourself?

- 1 1
- 2 2
- 3 3
- 4 4 or more

Q7 And how many of them are males aged over 16?

- 1 1
- 2 2
- 3 3
- 4 4 or more
- 5 0 (zero)

<<APPLY TROLDAHL-CARTER SELECTION HERE>>

Q10 According to my instructions, I have to interview the <<*** PERSON>> in your household. Can you please ask him/her whether he/she is willing to come to the phone? <<INT: IF PERSON NOT AVAILABLE:>> Can you tell me at what time I have the best chance of getting him/her on the phone?

Q15 <<INT: QUESTIONS TO MEMBER OF HOUSEHOLD SELECTED BY COMPUTER IF OTHER THAN FIRST CONTACT.>>

Good morning/afternoon/evening. I am an interviewer of the Survey Company.....

<<THIS INTRODUCTION CAN BE CHANGED SLIGHTLY TO SUIT NATIONAL NEEDS>> The

survey is part of an international project, which is being done in many European

and non-European countries. May I ask you some questions for the survey? The

interview won't take much of your time. Your answers will, of course, be treated confidentially and anonymously. <<INT. IF RESPONDENT IS SUSPICIOUS OR

DOUBTFUL:>> If you want to check whether this survey is done in co-operation with

... or if you would like more information, I can give you the phone-number of

someone at <<INT. IF RESPONDENT ASKS FOR THAT NUMBER:>> May I call you back in 30 minutes/tomorrow?

- respondent is willing to co-operate
- respondent asks for telephone number and wants to make appointment
- respondent can be called back

- respondent refuses co-operation (SOFT refusal)
- respondent refuses co-operation (HARD refusal)

If answer is equal to code 4 or 5 then end of questionnaire

If answer is equal to code 2 or code 3 then make a call-back

Else continue with question 16.

Q16 <<INT: NOTE DOWN THE SEX OF RESPONDENT WITHOUT ASKING>>

- 1 male
- 2 female

VEHICLE OWNERSHIP

Q20 I shall start with some questions about crimes involving cars, and so I first need to ask you about car ownership. Over the past five years, which is since 1995, has anyone in your household had a car, van or truck for private use?

- 1 yes
- 2 no

If answer is equal to code 2 continue with question 25. Else continue with question 21.

Q21 How many vehicles has your household had use of for most of the time?

- 1 one
- 2 two
- 3 three
- 4 four
- 5 five or more

Q25 Has anyone in your household owned a moped, scooter, motorcycle (or mofa*) over the past five years?

<<INT: * ONLY IF RELEVANT IN YOUR COUNTRY>>

- 1 yes
- 2 no

If answer is equal to code 2 continue with question 30. Else continue with question 26.

Q26 And how many has your household had use of for most of the time?

- 1 one
- 2 two
- 3 three
- 4 four
- 5 five or more

Q30 Has anyone in your household owned a bicycle over the past five years.

<<INCLUDE CHILDREN'S BICYCLES>>

1 yes

2 no

If answer is equal to code 2 continue with question 32. Else continue with question 31.

Q31 And how many bicycles has your household had use of for most of the time?

1 one

2 two

3 three

4 four

5 five or more

FIVE YEAR VICTIMISATION SCREENER QUESTIONS

Q32 I now want to ask you about crimes you or your household may have experienced during the past five years, which is since 1995. It is sometimes difficult to remember such incidents so I will read the questions slowly and I would like you to think care fully about them.

If question 20 is not equal to code 1 continue with question 50.

Theft of cars screener

If question 20 not equal to 1 continue with question 50

Q35 Over the past five years have you or other members of your household had any of their cars/vans/trucks stolen? Please take your time to think about it.

1 yes

2 no

9 don't know

Theft from cars screener

Q40 Apart from this, over the past five years have you or have members of your household been the victim of a theft of a car radio, or something else which was left in your car, or theft of a part of the car, such as a car mirror or wheel?

<<INT: VANDALISM MUST NOT BE REPORTED HERE, BUT UNDER THE NEXT QUESTION; IF THE CAR ITSELF WAS STOLEN AS WELL, THIS SHOULD HAVE BEEN REPORTED BEFORE. OTHER THEFTS FROM THE CAR WHEN IT WAS TAKEN MUST NOT BE REPORTED HERE>>

1 yes

- 2 no
- 9 don't know

Vandalism to cars screener

Q45 Apart from thefts, have parts of any of the cars/vans/trucks belonging to your household been deliberately damaged (vandalised) over the past five years?
<<INT: IF PERSON THINKS IT DELIBERATE, IT WILL COUNT. TRAFFIC ACCIDENTS SHOULD NOT BE REPORTED>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Theft of motorcycle screener

If question 25 is not equal to code 1 continue with question 55

Q50 Over the past five years have you or other members of your household had any of their mopeds/scooters/motorcycles/mofa's)* stolen?
<<INT: * ONLY IF RELEVANT IN COUNTRY>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Theft of bicycle screener

If question 30 is not equal to code 1 continue with question 60

Q55 Over the past five years have you or other members of your household had any of their bicycles stolen?
<<INT. INCLUDE CHILDREN'S BICYCLE>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Burglary screener

Q60 Over the past five years, did anyone actually get into your home/residence without permission, and steal or try to steal something? I am not including here thefts from garages, sheds or lock-ups.
<<INT. INCLUDE CELLARS, DO NOT COUNT BURGLARIES IN SECOND HOUSES>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Attempted burglary screener

Q65 Apart from this, over the past five years, do you have any evidence that someone tried to get into your home/residence unsuccessfully. For example, damage to locks, doors or windows or scratches around the lock?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q66 Next I want to ask you some questions about what may have happened to you personally. Things that you have mentioned already or which happened to other members of your household must not be mentioned now.

Robbery screener

Q70 Over the past five years has anyone stolen something from you by using force or threatening you, or did anybody try to steal something from you by using force or threatening force.

<<INT. PICKPOCKETING MUST BE REPORTED UNDER THE NEXT QUESTION>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Theft of personal property screener

Q75 <<INT. READ SLOWLY>>

Apart from theft involving force there are many other types of theft of personal property, such as pickpocketing or theft of a purse, wallet, clothing, jewellery, sports equipment, This can happen at one's work, at school, in a pub, on public transport, on the beach, or in the street. Over the past five years have you personally been the victim of any of these thefts?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q76 I would now like to ask you some questions about crimes of violence of which you personally may have been the victim.

If question 16 is equal to code 1 continue with question 85

Else continue with question 80

Sexual victimisation screener

Q80 First, a rather personal question. People sometimes grab, touch or assault others for sexual reasons in a really offensive way. This can happen either at home, or elsewhere, for instance in a pub, the street, at school, on public transport, in cinemas, on the beach, or at one's workplace. Over the past five years has anyone done this to you? Please take your time to think about it.

<<INT. INCLUDE DOMESTIC SEXUAL ASSAULTS>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Assault/threats screener

Q85 Apart from the incidents just covered, have you over the past five years been personally attacked or threatened by someone in a way that really frightened you, either at home or elsewhere, such as in a pub, in the street, at school, on public transport, on the beach, or at your workplace?

<<INT. INCLUDE SEXUAL VIOLENCE AGAINST MEN, IF MENTIONED, INT. INCLUDE DOMESTIC ASSAULTS>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If question 85 is equal to code 1 continue with question 86, Else continue with question 85a

Q85a Take your time to consider. An incident of this sort might also have involved your partner, family member or a close friend. So apart from incidents already covered, have you in the past five years been personally attacked or threatened by someone you know in a way that really frightened you?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know
- 10 refusal

If no crimes mentioned continue with question 280, Else continue with question 86

THEFT OF CAR - DETAILS

Q86 Could I now go back to ask you about the crimes you said had happened to you or your household.

If question 35 is not equal to code 1 continue with question 110

Else continue with question 100

Q100 First of all, you mentioned the theft of a car. When did this happen? Was this ...

<<INT. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999: TYPE IN [LAST YEAR]>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 101, Else continue with question 102.

Q101 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q102 (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

- Q103 (The last time this happened) was the car/van ever recovered?
- 1 yes
 - 2 no
 - 9 don't know
- Q104 (The last time this happened) did you or anyone else report the incident to the police?
- 1 yes
 - 2 no
 - 9 don't know
- Q105 Taking everything into account, how serious was the incident for you or your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?
- 1 very serious
 - 2 fairly serious
 - 3 not very serious

THEFT FROM CARS - DETAILS

If question 40 is not equal to code 1 continue with question 130

- Q110 The theft FROM your car that you mentioned, when did this happen? Was it ...
- <<INT. READ OUT>>
- <<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999: TYPE IN [LAST YEAR]>>
- 1 this year
 - 2 last year, in 1999
 - 3 before then
 - 9 <<don't know/can't remember>>
- If answer is equal to code 2 continue with question 111, Else continue with question 112*

- Q111 How often did it happen in 1999?
- 1 once
 - 2 twice
 - 3 three times
 - 4 four times
 - 5 five times or more
 - 9 don't know

Q112 (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

Q113 (The last time this happened) did you or anyone else report that incident to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 114

If answer is equal to code 2 continue with question 117

Else continue with question 119

Q114 Why did you report it?

<<INT. IF RESPONDENT DID NOT REPORT, ASK ABOUT REASONS WHY OTHER PERSON REPORTED>>

<<MULTIPLE RESPONSE>>

- 1 to recover property
- 2 for insurance reasons
- 3 crimes should be reported/ serious event
- 4 wanted offender to be caught/ punished
- 5 to stop it happening again
- 6 to get help
- 7 to get compensation from the offender
- 8 other reason

Q115 On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 yes (satisfied)
- 2 no (not satisfied)
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 or code 9 continue with question 119

If answer equal to code 2 continue with question 116.

Q116 For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

1. didn't do enough
2. were not interested
3. didn't find or apprehend the offender
4. didn't recover my property (goods)
5. didn't keep me properly informed
6. didn't treat me correctly/were impolite
7. were slow to arrive
8. other reasons
9. don't know

Continue with question 119

Q117 Why didn't you report it? <<INT. IF NO CLEAR ANSWER:>> Can you tell me a little more?

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 not serious enough/no loss/kid's stuff
- 2 solved it myself/perpetrator known to me
- 3 inappropriate for police/police not necessary
- 4 reported to other authorities instead
- 5 my family resolved it
- 6 no insurance
- 7 police could do nothing/lack of proof
- 8 police won't do anything about it
- 9 fear/dislike of the police/no involvement wanted with police
- 10 didn't dare (for fear of reprisal)
- 11 other reasons
- 12 don't know

Q119 Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

CAR VANDALISM - DETAILS

If question 45 is not equal to code 1 continue with question 140. Else continue with question 130.

Q130 The damage you mentioned that was done to your vehicle, when did this happen?

Was it

<<INT. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999, TYPE IN [LAST YEAR]>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 131, Else continue with question 132

Q131 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q132 (The last time) did this damage happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

Q133 (The last time this happened) did you or anyone else report it to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 <<don't know>>

Q134 Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

THEFT OF MOTORCYCLES - DETAILS

If question 50 is not equal to code 1 continue with question 150

Q140 The theft of your moped/scooter/motorcycle/[*mofa] that you mentioned, when did this happen? Was it...

<<INT. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999, TYPE IN [LAST YEAR]>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 141. Else continue with question 142

Q141 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q142 (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

Q143 (The last time this happened) did you or anyone else report it to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q144 Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

BICYCLE THEFT - DETAILS

If question 55 not equal to code 1 than continue with question 160

Q150 The bicycle theft you mentioned, when did this happen? Was it

<<INT. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999, TYPE [LAST YEAR]>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 151. Else continue with question 152

Q151 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

- Q152 (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?
 <<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>
 <<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>
- 1 at your own home/residence
 - 2 near your own home/residence
 - 3 elsewhere in city or local area
 - 4 at work
 - 5 elsewhere in [COUNTRY]
 - 6 abroad
 - 9 don't know
- Q153 (The last time this happened) did you or anyone else report it to the police?
- 1 yes
 - 2 no
 - 9 don't know
- Q154 Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?
- 1 very serious
 - 2 fairly serious
 - 3 not very serious

BURGLARY / HOUSEBREAKING - DETAILS

If question 60 is not equal to code 1 continue with question 180

Else continue with question 160

- Q160 You said that someone got into your home/residence without permission and stole or tried to steal something in the last five years. When did this happen? Was it
- <<INT. READ OUT>>
- <<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999; TYPE LAST YEAR (1999)>>
- 1 this year
 - 2 last year, in 1999
 - 3 before then
 - 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 161, Else continue with question 162

Q161 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q162 (The last time this happened) was anything actually stolen?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 2 continue with question 164

Else continue with question 163.

Q163 What do you estimate roughly was the value of the property stolen?

<<INT. WRITE IN COST, EVEN IF ONLY A ROUGH ESTIMATE>> Validation check for abnormal amounts

<<INT. IF RESPONDENT UNCLEAR, ASK FOR REPLACEMENT VALUE OR REPAIR COSTS>>

Q164 Was there any damage done?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer equal to code 1 continue with question 165

Else continue with question 166

Q165 What do you estimate roughly was the value of the property damaged?

<<INT. WRITE IN COST, EVEN IF ONLY A ROUGH ESTIMATE>> Validation check for abnormal amounts

<<INT. IF RESPONDENT UNCLEAR, ASK FOR REPLACEMENT VALUE OR REPAIR COSTS>>

Q166 Did you or anyone else report the last burglary/housebreaking to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 167

If answer is equal to code 2 continue with question 170

Else continue with question 172.

Q167 Why did you report it?

<<IF RESPONDENT DID NOT REPORT, ASK ABOUT REASONS WHY OTHER PERSON REPORTED>>

<<MULTIPLE RESPONSE>>

- 1 to recover property
- 2 for insurance reasons
- 3 crimes should be reported/ serious event
- 4 wanted offender to be caught/ punished
- 5 to stop it happening again
- 6 to get help
- 7 to get compensation from the offender
- 8 other reasons

Q168 On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 yes (satisfied)
- 2 no (not satisfied)
- 9 don't know

If answer is equal to code 2 continue with question 169, Else question 172

Q169 For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 didn't do enough
- 2 were not interested
- 3 didn't find or apprehend the offender
- 4 didn't recover my property (goods)
- 5 didn't keep me properly informed
- 6 didn't treat me correctly/were impolite
- 7 were slow to arrive
- 8 other reasons
- 9 don't know

Continue with question 172

Q170 Why didn't you report it? <<INT. IF NO CLEAR ANSWER:>> Can you tell me a little more?

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 not serious enough/no loss/kid's stuff
- 2 solved it myself/perpetrator known to me
- 3 inappropriate for police/police not necessary
- 4 reported to other authorities instead
- 5 My family resolved it
- 6 no insurance

- 7 police could do nothing/lack of proof
- 8 police won't do anything about it
- 9 fear/dislike of the police/no involvement wanted with police
- 10 didn't dare (for fear of reprisal)
- 11 other reasons
- 12 don't know

Q172 Taking every thing into account, how serious was the incident for you and your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

If code 1 at question 166 continue with question 173. Else continue with question 180.

Q173 In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 2 continue with question 174, Else continue with question 180

Q174 Do you feel the services of a SPECIALISED agency to help victims of crime would have been useful for you or anyone else in your household after this incident?

- 1 no, not useful
- 2 yes, useful
- 9 don't know

ATTEMPTED BURGLARY / HOUSEBREAKING - DETAILS

If question 65 is not equal to code 1 continue with question 190

Else continue with question 180

Q180 You mentioned an incident when someone tried to get into your home/residence but didn't succeed. When did this happen? Was it ...

<<INT. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999: TYPE IN 2) LAST YEAR (1999)>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 181 Else continue with question 182

Q181 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q182 (The last time this happened) did you or anyone else report the attempted burglary/housebreaking to the police?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q183 Taking everything into account, how serious was the incident for you or your household. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

ROBBERY - DETAILS

If question 70 is not equal to code 1 continue with question 210

Else continue with question 190

Q190 You mentioned an incident when someone stole something from you or tried to steal something from you using force or threatening to use force. When did this happen? Was it ...

<<INT. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999: TYPE IN 2) LAST YEAR (1999)>>

- 1 this year

- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 191. Else continue with question 192.

Q191 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q192 (The last time) did this theft with force happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

Q193 How many people were involved in committing the offence?

- 1 one
- 2 two
- 3 three or more
- 9 don't know

Q194 (About the last incident) did you know the offender(s) by name or by sight at the time of the offence?

<<INT: IF MORE THAN ONE OFFENDER, COUNT AS KNOWN IF AT LEAST ONE KNOWN>>

- 1 did not know offender(s)
- 2 (at least one) known by sight
- 3 (at least one) known by name
- 4 did not see offender

- Q195 Did (any of) the offender(s) have a knife, a gun, another weapon or something used as a weapon?
- 1 yes
 - 2 no
 - 9 don't know
- If answer is equal to code 1 continue with question 196. Else continue with question 198.*
- Q196 What was it?
- 1 knife
 - 2 gun
 - 3 other weapon/stick
 - 4 something used as a weapon
 - 9 don't know
- If answer is equal to code 2 continue with question 196a , Else continue with question 197*
- Q196a Was it a handgun or a long gun?
- <<INT. LONG GUNS INCLUDE SHOTGUNS, RIFLES OR MACHINEGUNS>>
- 1 handgun
 - 2 long gun (rifle, machinegun)
 - 9 don't know
- Q197 Was the weapon actually used?
- <<INT. COUNT WEAPON AS USED:-
KNIFE/OTHER WEAPON/STICK: THREATENED WITH IT, OR VICTIM IN PHYSICAL CONTACT WITH THE WEAPON
GUN: THREATENED WITH IT OR BULLET FIRED>>
- 1 yes
 - 2 no
 - 9 don't know
- Q198 Did the offender actually steal something from you?
- 1 yes
 - 2 no
 - 9 don't know
- Q199 (The last time this happened) did you or anyone else report the robbery to the police?
- 1 yes
 - 2 no

9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 200

If answer is equal to code 2 continue with question 203. Else continue with question 205

Q200 Why did you report it?

<<INT. IF RESPONDENT DID NOT REPORT, ASK ABOUT REASONS WHY OTHER PERSON REPORTED : MULTIPLE RESPONSE>>

- 1 to recover property
- 2 for insurance reasons
- 3 crimes should be reported/ serious event
- 4 wanted offender to be caught/ punished
- 5 to stop it happening again
- 6 to get help
- 7 to get compensation from the offender
- 8 other reason

Q201 On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 yes, satisfied
- 2 no, not satisfied
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 or to code 9 continue with question 205. Else continue with question 202

Q202 For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE RESPONSE>>

- 1 didn't do enough
- 2 were not interested
- 3 didn't find or apprehend the offender
- 4 didn't recover my property (goods)
- 5 didn't keep me properly informed
- 6 didn't treat me correctly/were impolite
- 7 were slow to arrive
- 8 other reasons
- 9 don't know

Continue with question 205

Q203 Why didn't you report it? <<INT. IF NO CLEAR ANSWER:>> Can you tell me a little more?

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 not serious enough/no loss/kid's stuff

- 2 solved it myself/perpetrator known to me
- 3 inappropriate for police/police not necessary
- 4 reported to other authorities instead
- 5 My family resolved it
- 6 no insurance
- 7 police could do nothing/lack of proof
- 8 police won't do anything about it
- 9 fear/dislike of the police/no involvement wanted with police
- 10 didn't dare (for fear of reprisal)
- 11 other reasons
- 12 don't know

Q204 Can I just check then, did you or someone else report it to someone else in authority who would deal with it?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q205 Taking every thing into account, how serious was the incident for you. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

If code 1 at question 199 continue with question 206

Else continue with question 210

Q206 In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 2 continue with question 207 ,Else continue with question 210.

Q207 Do you feel the services of a specialised agency to help victims of crime would have been useful for you after this incident?

- 1 no, not useful
- 2 yes, useful
- 9 don't know

THEFT OF PERSONAL PROPERTY - DETAILS

If question 75 is not equal to code 1 continue with question 220

Else continue with question 210

Q210 The theft of personal property that you mentioned, when did this happen, was it ...
<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN A VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999 : TYPE ON 2) LAST YEAR (1999)>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 211. Else continue with question 212

Q211 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q212 (The last time) did this theft happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

<<INT. INCLUDE INCIDENTS THAT TOOK PLACE IN GARAGES, DRIVES ETC AS CODE 1>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

Q213 (The last time this happened) were you holding or carrying what was stolen (was it a case of pickpocketing?)

- 1 yes

- 2 no
- 9 <<don't know>>

Q214 (The last time) did you or anyone else report that incident to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q215 Taking everything into account, how serious was the incident for you. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

SEXUAL INCIDENTS - DETAILS

If question 80 is not equal to code 1 continue with question 250

Q220 You mentioned that you had been a victim of a sexual offence. Could I ask you about this. When did this happen? Was it ...

<<IN. READ OUT>>

<<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999: TYPE IN 2) LAST YEAR (1999)>>

- 1 this year
- 2 last year, in 1999
- 3 before then
- 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 221. Else continue with question 222

Q221 How often did it happen in 1999?

- 1 once
- 2 twice
- 3 three times
- 4 four times
- 5 five times or more
- 9 don't know

Q222 (The last time) did this incident happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?

<<INT: IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>

- 1 at your own home/residence
- 2 near your own home/residence
- 3 elsewhere in city or local area
- 4 at work
- 5 elsewhere in [COUNTRY]
- 6 abroad
- 9 don't know

Q223 How many people were involved in committing the offence?

- 1 one
- 2 two
- 3 three
- 9 don't know

Q224 (About the last incident) did you know the offender(s) by name or by sight at the time of the offence?

<<INT. IF MORE THAN ONE OFFENDER, COUNT AS KNOWN IF AT LEAST ONE KNOWN>>

<<IF KNOWN BY SIGHT AND KNOWN BY NAME: RECORD KNOWN BY NAME>>

- 1 did not know offender
- 2 (at least one) known by sight
- 3 (at least one) known by name
- 4 did not see offender

If answer is equal to code 3 continue with question 225. Else continue with question 226

Q225 Were any of them your spouse, ex-spouse, partner, ex-partner, boyfriend, ex-boyfriend, a relative or a close friend, or was it someone you work with?

<<INT. MEANS RELATIONSHIP AT TIME OF THE OFFENCES>>

<<IF UNCLEAR, PROBE WHETHER EX-SPOUSE, EX-PARTNER, EX-BOYFRIEND AT TIME OF THE OFFENCE>>

<<MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 spouse, partner, (at the time)
- 2 ex-spouse, ex-partner, (at the time)
- 3 boyfriend (at the time)
- 4 ex-boyfriend (at the time)
- 5 relative

- 6 close friend
- 7 someone she works/worked with
- 8 none of these
- 9 refuses to say

Q226 Did (any of) the offender(s) have a knife, a gun, another weapon or something used as a weapon?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 227

Else continue with question 229

Q227 What was it?

- 1 knife
- 2 gun
- 3 other weapon/stick
- 4 something used as a weapon
- 9 don't know

Q228 Was the weapon actually used?

<<INT. COUNT WEAPON AS USED:

KNIFE/OTHER WEAPON/STICK: THREATENED WITH IT, OR VICTIM IN PHYSICAL CONTACT WITH THE WEAPON - GUN: THREATENED WITH IT OR BULLET FIRED>>

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q229 Would you describe the incident as a rape (forced intercourse), an attempted rape, an indecent assault or as just behaviour which you found offensive?

- 1 a rape
- 2 an attempted rape
- 3 indecent assault
- 4 offensive behaviour
- 9 don't know

Q230 Taking everything into account, how serious was the incident for you? Was it very serious, fairly serious, or not very serious. <<INT. IN CASE OF A VERY SERIOUS INCIDENT (EG, A RAPE), START WITH:>> The following question is asked for every sexual incident that people mention ...

- 1 very serious

- 2 fairly serious
- 3 not very serious

Q231 Do you regard the incident as a crime?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q232 Did you or anyone else report that incident to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 233.

If answer is equal to code 2 continue with question 236. Else continue with question 240

Q233 Why did you report it?

<<IF RESPONDENT DID NOT REPORT, ASK ABOUT REASONS WHY OTHER PERSON REPORTED>>

<<MULTIPLE RESPONSE>>

- 1
- 2
- 3 crimes should be reported/serious event
- 4 wanted offender to be caught/punished
- 5 to stop it happening again
- 6 to get help
- 7 to get compensation from the offender
- 8 other reason

Q234 On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 yes (satisfied)
- 2 no (not satisfied)
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 or to code 9 continue with 238. Else continue with question 235

Q235 For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<MULTIPLE RESPONSE>>

- 1 didn't do enough
- 2 were not interested
- 3 didn't find or apprehend the offender

- 4 didn't keep me properly informed
- 5 didn't treat me correctly/were impolite
- 6 were slow to arrive
- 7 other reasons
- 8 don't know

Continue with question 238

Q236 Why didn't you report it? <<INT. IF NO CLEAR ANSWER:>> Can you tell me a little more?

<<MULTIPLE RESPONSE>>

- 1 not serious enough/no loss/kid's stuff
- 2 solved it myself/perpetrator known to me
- 3 inappropriate for police/police not necessary
- 4 reported to other authorities instead
- 5 my family resolved it
- 6
- 7 police could do nothing/lack of proof
- 8 police won't do anything about it
- 9 fear/dislike of the police/no involvement wanted with police
- 10 didn't dare (for fear of reprisal)
- 11 other reasons
- 12 don't know

Q237 Can I just check then, did you or someone else report it to someone else in authority who would deal with it?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Continue with question 240

Q238 In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 2 continue with question 239

Else continue with question 240

- Q239 Do you feel the services of a SPECIALISED agency to help victims of crime would have been useful for you after this incident?
- 1 no, not useful
 - 2 yes, useful
 - 9 don't know

ASSAULTS AND THREATS - DETAILS

If (question 85 OR question 85a not equal to code 1) continue with question 280

- Q250 The attack or threat that you mentioned, when did this happen? Was it ...
- <<INT. READ OUT>>
- <<INT. IF RESPONDENT HAS BEEN VICTIM AT LEAST ONE TIME IN 1999: TYPE IN 2) LAST YEAR (1999)>>
- 1 this year
 - 2 last year, in 1999
 - 3 before then
 - 9 <<don't know/can't remember>>

If answer is equal to code 2 continue with question 251. Else continue with question 252

- Q251 How often did it happen in 1999?
- 1 once
 - 2 twice
 - 3 three times
 - 4 four times
 - 5 five times or more
 - 9 don't know

- Q252 (The last time) did this incident happen at your own home/residence, near your own home/residence, elsewhere in your city or local area, at work, elsewhere in [COUNTRY], or did it happen abroad?
- <<INT. IF VICTIM MORE THAN ONCE OVER PAST FIVE YEARS, ASK ABOUT THE LAST TIME THIS HAPPENED>>
- 1 at your own home/residence
 - 2 near your own home/residence
 - 3 elsewhere in city or local area
 - 4 at work
 - 5 elsewhere in [COUNTRY]
 - 6 abroad
 - 9 don't know

Q253 How many people were involved in committing the offence?

- 1 one
- 2 two
- 3 three or more people
- 9 don't know

Q254 (About the last incident) did you know the offender(s) by name or by sight at the time of the offence?

<<INT. IF MORE THAN ONE OFFENDER, COUNT IF KNOWN IF AT LEAST ONE KNOWN>>

<<IF KNOWN BY SIGHT AND KNOWN BY NAME: RECORD KNOWN BY NAME>>

- 1 did not know offender
- 2 (at least one) known by sight
- 3 (at least one) known by name
- 4 did not see offender

If answer is equal to code 3 continue with question 255. Else continue with question 256

Q255 Were any of them your spouse, ex-spouse, partner, ex-partner, boyfriend, ex-boyfriend, a relative or a close friend, or someone you work with?

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

<<INT. MEANS RELATIONSHIP AT TIME OF THE OFFENCES>>

<<IF UNCLEAR, PROBE WHETHER EX-SPOUSE, EX-PARTNER, EX-BOYFRIEND AT TIME OF THE OFFENCE>>

- 1 spouse, partner, (at the time)
- 2 ex-spouse, ex-partner, (at the time)
- 3 boyfriend (at the time)
- 4 ex-boyfriend (at the time)
- 5 relative
- 6 close friend
- 7 someone he/she works/worked with
- 8 none of these
- 9 refuses to say

Q256 Can you tell me what happened, were you just threatened, or was force actually used?

- 1 just threatened
- 2 force used
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 or code 2 continue with question 257

Else continue with question 262

Q257 Did (any of) the offender(s) have a knife, a gun, another weapon or something used as a weapon?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 258

Else continue with question 260

Q258 What was it?

- 1 knife
- 2 gun
- 3 other weapon/stick
- 4 something used as a weapon
- 9 don't know

Q259 Was the weapon actually used?

<<INT. COUNT WEAPON AS USED

KNIFE/OTHER WEAPON/STICK: THREATENED WITH IT, OR VICTIM IN PHYSICAL CONTACT WITH THE WEAPON -GUN: THREATENED WITH IT OR BULLET FIRED>>

- 1 yes
- 2 no

Q260 Did you suffer an injury as a result?

- 1 yes
- 2 no

If answer is equal to code 2 continue with question 262. Else continue with question 261

Q261 Did you see a doctor or any other medical person as a result?

- 1 yes
- 2 no

Q262 Did you or anyone else report that last incident to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 263

If answer is equal to code 2 continue with question 266

Else continue with question 268

Q263 Why did you report it?

<<MULTIPLE RESPONSE>>

<<INT. IF RESPONDENT DID NOT REPORT, ASK ABOUT REASONS WHY OTHER PERSON REPORTED>>

- 1 to recover property
- 2 for insurance reasons
- 3 crimes should be reported/ serious event
- 4 wanted offender to be caught/ punished
- 5 to stop it happening again
- 6 to get help
- 7 to get compensation from the offender
- 8 other reason

Q264 On the whole, were you satisfied with the way the police dealt with the matter?

- 1 yes (satisfied)
- 2 no (not satisfied)
- 9 don't know

If answer equal to code 2 continue with question 265. Else continue with question 268.

Q265 For what reasons were you dissatisfied? You can give more than one reason.

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 didn't do enough
- 2 were not interested
- 3 didn't find or apprehend the offender
- 4 didn't recover my property (goods)
- 5 didn't keep me properly informed
- 6 didn't treat me correctly/were impolite
- 7 were slow to arrive
- 8 other reasons
- 9 don't know

Q266 Why didn't you report it? <<INT. IF NO CLEAR ANSWER:>> Can you tell me a little more?

<<INT. MULTIPLE ANSWERS ALLOWED>>

- 1 not serious enough/no loss/kid's stuff
- 2 solved it myself/perpetrator known to me
- 3 inappropriate for police/police not necessary
- 4 reported to other authorities instead
- 5 my family resolved it
- 6 no insurance

- 7 police could do nothing/lack of proof
- 8 police won't do anything about it
- 9 fear/dislike of the police/no involvement wanted with police
- 10 didn't dare (for fear of reprisal)
- 11 other reasons
- 12 don't know

Q267 Can I just check then, did you or someone else report it to someone else in authority who would deal with it?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

Q268 Taking every thing into account, how serious was the incident for you. Was it very serious, fairly serious, or not very serious?

- 1 very serious
- 2 fairly serious
- 3 not very serious

Q269 Do you regard the incident as a crime?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 at question 262 continue with question 270. Else continue with question 280

Q270 In some countries, agencies have been set up to help victims of crime by giving information, or practical or emotional support. Did you or anyone else in your household have any contact with such a specialised agency after this incident?

- 1 yes
- 2 no

If answer is equal to code 2 continue with question 271. Else continue with 280

Q271 Do you feel the services of a specialised agency to help victims of crime would have been useful for you after this incident?

- 1 no, not useful
- 2 yes useful
- 9 don't know

CONSUMER FRAUD

Q280 Now changing the subject a little, last year, in 1999 were you the victim of a consumer fraud. In other words, has someone - when selling something to you, or delivering a service - cheated you in terms of quantity or quality of the goods or services?

1 yes

2 no

9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 281. Else continue with question 290

Q281 (The last time this happened) how did this fraud take place? Was it to do with

<<INT. IF MORE THAN ONCE IN 1999, ASK ABOUT LAST TIME IN THE YEAR>>

<<INT. READ OUT>>

construction, building or repair work

work done by a garage

a hotel, restaurant or pub

a shop of some sort

or something else

don't know

Q282 (The last time this happened) did you or anyone else report this consumer fraud to the police?

1 yes, to the police

2 no

9 <<don't know>>

If answer is equal to code 2 continue with question 283

Else continue with question 290

Q283 Did you or someone else report it to any public or private agency?

1 yes

2 no

9 don't know

CORRUPTION

Q290 In some countries, there is a problem of corruption among government or public officials. During 1999, has any government official, for instance a customs officer, a police officer or inspector in your country asked you, or expected you to pay a bribe for his or her services?

- 1 yes
- 2 no
- 9 refusal

If answer is equal to code 1 continue with question 291

Else continue with question 300

Q291 (The last time this happened) what type of official was involved. Was it a government official, a customs officer, a police officer, or some sort of inspector?

<<INT. IF MORE THAN ONCE IN 1999, ASK ABOUT THE LAST TIME>>

- 1 government official
- 2 customs officers
- 3 police officer
- 4 inspector
- 5 other
- 6 refuses to say

Q292 (The last time) did you or anyone else report this problem of corruption to the police?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

If answer is equal to code 2 continue with question 293. Else continue with question 300

Q293 Did you or anyone else report it to any public or private agency?

- 1 yes
- 2 no
- 9 don't know

CONCERN ABOUT CRIME

Q300 Now I would like to ask some questions about your area and about your opinion of crime in your area. How safe do you feel walking alone in your area after dark? Do you feel very safe, fairly safe, a bit unsafe, or very unsafe? <<INT. IF RESPONDENT SAYS "NEVER GOES OUT", STRESS:>> How would you feel ...

- 1 very safe
- 2 fairly safe
- 3 bit unsafe
- 4 very unsafe
- 5 <<cannot walk>>

Q301 How safe do you feel when you are at home alone after dark? Do you feel very safe, fairly safe, a bit unsafe or very unsafe

- 1 very safe
- 2 fairly safe
- 3 bit unsafe
- 4 very unsafe

Q302 What would you say are the chances that over the next twelve months someone will try to break into your home? Do you think this is very likely, likely or not likely?

- 1 very likely
- 2 likely
- 3 not likely
- 9 don't know

POLICING QUESTIONS

Q310 Taking everything into account, how good do you think the police in your area are at controlling crime? Do you think they do a very good job, a fairly good job, a fairly poor job or a very poor job?

- 1 a very good job
- 2 a fairly good job
- 3 a fairly poor job
- 4 a very poor job
- 9 don't know

Q311 And what about the helpfulness of the police. How far do you agree that the police do everything they can to help people and be of service? Do you fully agree, tend to agree, tend to disagree or totally disagree?

- 1 fully agree
- 2 tend to agree
- 3 tend to disagree
- 4 totally disagree
- 9 don't know

Q312 About how many people live in your village, town or city?

<<INT. SEE PAPER LIST FOR GUIDANCE>>

- 1 less than 10,000 inhabitants
- 2 10,001 - 50,000
- 3 50,001 - 100,000
- 4 100,001 - 500,000
- 5 500,001 - 1,000,000
- 6 1,000,001 or more inhabitants
- 9 don't know

SENTENCING

Q320 People have different ideas about the sentences, which should be given to offenders. Take for instance the case of a man of 21 years old who is found guilty of burglary/housebreaking for the second time. This time he has taken a colour TV. Which of the following sentences do you consider the most appropriate for such a case?

<<INT. READ OUT, REPEAT IF NECESSARY>>

- 1 fine
- 2 prison
- 3 community service
- 4 suspended sentence
- 5 any other sentence
- 9 <<don't know>>

If answer is equal to code 2 continue with question 321. Else continue with question 330

Q321 For how long do you think he should go to prison?

<<"6-12 MONTHS" MEANS: MORE THAN 6 BUT LESS THAN 12 MONTHS>>

- 1 1 month or less
- 2 2 - 6 months
- 3 6 months - 12 months
- 4 1 year
- 5 2 years
- 6 3 years
- 7 4 years
- 8 5 years
- 9 6 - 10 years
- 10 11 - 15 years
- 11 16 - 20 years
- 12 21 - 25 years

- 13 more than 25 years
- 14 life sentence
- 15 don't know

PERSONAL AND HOUSEHOLD INFORMATION

Q330 To analyse the results of this survey, we want to look at different types of household. To help us can you give me a little information about yourself and your household? First, could you tell me the year in which you were born?

<<INT. RECORD YEAR 19..>>

Q331 Is the place you are living in now a flat/apartment/maisonette, a terraced home or a detached or semi-detached house?

- 1 flat/apartment/maisonette
- 2 a terraced house/row house
- 3 detached/semi-detached house
- 4 institution (hospital, house for the elderly)
- 5 other

If answer is equal to code 4 continue with 341. Else continue with 332

Household security measures

Q332 In order to help us understand why some homes are more at risk of crime than others, could I ask you a few questions about the security of your home/residence? Is your own home/residence protected by the following:...

<<INT. ASSURE RESPONDENT. THAT THESE DATA WILL BE TREATED CONFIDENTIALLY AND ANONYMOUSLY>>

<<INT. READ OUT>>

<<INT. MULTIPLE RESPONSES ALLOWED>>

- 1 a burglar alarm
- 2 special door locks
- 3 special window/door grilles
- 4 a dog that would detect a burglar
- 5 a high fence
- 6 a caretaker or security guard
- 7 a formal neighbourhood watch scheme
- 8 friendly arrangements with neighbours to watch each other houses
- 9 <<not protected by any of these>>
- 10 <<respondent refuses to answer>>

Q340 There s much concern about crime committed by young people. What do you think would be the most effective way of reducing crime by young people? You can give up to three ways if you wish

<<INT. CODE UP TO THREE ANSWERS>>

- 1 better discipline by parents / better parenting / family upbringing to give better respect for the law
- 2 more discipline in school / better education
- 3 reducing poverty / increasing employment levels
- 4 better policing / more police
- 5 increasing sentences for crime / making sentences tougher
- 6 other answers
- 9 don't know

Gun ownership

Q341 Do you or anyone else in your household own a handgun, shotgun, rifle, or air rifle?

- 1 yes
- 2 no
- 8 refuses to say
- 9 don't know

If answer is equal to code 1 continue with question 342

Else continue with question 344

Q342 Could you tell me which sort of gun or guns you own?

<<INT. CODE ALL GUNS IF MORE THAN ONE MENTIONED>>

<<INT. MUTLIPLRE RESPONSES ALLOWED>>

- 1 handgun
- 2 shotgun
- 3 rifle
- 4 air rifle
- 5 other gun
- 6 refuses to say
- 9 don't know

Q343 For what reason do you own the gun (guns)?

<<INT. MULTIPLE RESPONSE ALLOWED>>

- 1 for hunting
- 2 target shooting (sports)
- 3 as part of a collection (collector's item)
- 4 for crime prevention/protection

- 5 in armed forces or the police
- 6 because it has always been in our family/home
- 7 other answers <<specify>>
- 8 refuses to answer

Q344 How often do you personally go out in the evening for recreational purposes, for instance to go to a pub, restaurant, cinema or to see friends? Is this almost every day, at least once a week, at least one a month or less?

- 1 almost every day
- 2 at least once a week
- 3 at least once a month
- 4 less often
- 5 never
- 9 don't know

Q350 How would you describe your occupational position. Are you working, keeping house, going to school or college? Or are you retired or disabled, or unemployed but looking for work?

- 1 working
- 2 looking for work (unemployed)
- 3 keeping home (homemaker)
- 4 retired, disabled
- 5 going to school/college (student)
- 6 other

If answer is equal to code 5 continue with question 352. Else continue with question 351

Q351 How many years of formal school and any higher education did you have?

<<INT. RECORD NUMBER OF YEARS>>

<<INT. COUNT PRIMARY SCHOOL, SECONDARY SCHOOL, COLLEGE AND UNIVERSITY COURSES>>

Q352 Could you please tell me whether your household's combined monthly income after deductions for tax etc, is below or above [median income - xxx]?

<<INT. TAKE INTO ACCOUNT THE NET INCOME. IE, THE AMOUNT PEOPLE GET IN THEIR PAY CHEQUE>>

- 1 below xxx
- 2 above xxx
- 9 don't know/refuses to say

If answer is equal to code 1 continue with question 353

If answer is equal to code 2 continue with question 354

Else continue with question 355

Q353 Is it higher or lower than [bottom 25% limit - yyy] a month?

- 1 higher than yyy
- 2 lower than yyy
- 9 don't know

Continue with question 355

Q354 Is it higher or lower than [upper 25% limit - zzz] a month?

- 1 higher than zzz
- 2 lower than zzz
- 9 don't know

Q355 How do you feel about the level of your household income. Are you satisfied with it, fairly satisfied, dissatisfied, or very dissatisfied?

- 1 satisfied
- 2 fairly satisfied
- 3 dissatisfied
- 4 very dissatisfied

Q356 What is your marital status?

- 1 single (not married)
- 2 married
- 3 living together as a couple (but not married)
- 4 divorced/separated
- 5 widowed
- 6 refuses to say

Q400 Thank you very much indeed for your co-operation in this survey. We realise that we have been asking you some difficult questions. So if you like I can give you a (free) telephone number to ring to check that we are a reputable survey research company and that we have carried out the survey at the request of

<<INT. NOTE DOWN YOUR SEX>>

- 1 male
- 2 female

法務総合研究所研究部報告 18

平成 14 年 3 月 印刷

平成 14 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 ヨシダ印刷株式会社
